

平成28年度 包括外部監査結果報告書

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

千葉県包括外部監査人

弁護士 石川 英夫

目 次

第1部	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	包括外部監査人及び補助者	1
第3	監査の対象年度	1
第4	監査の実施期間	1
第5	監査の対象とする事件	1
第6	監査の基本姿勢	4
第7	監査の進行	4
第8	指摘及び意見	5
第9	今後の未収金管理のあり方について	5
第2部	総論	5
第1編	債権管理適正化に向けた取組	5
第1	千葉県債権管理連絡会議の設置	5
第2	組織	5
第3	取組の基本方針の推移	6
第4	活動内容	7
第2編	未収金の概要	8
第1	平成27年度決算に基づく未収金	8
第2	未収金の推移	8
第3編	債権管理事務の実態	9
第1章	強制徴収公債権の債権管理事務	9
第1節	監査対象とした強制徴収公債権	9
第2節	強制徴収公債権の管理に係る法令等	10
第1款	歳入の収入手続の進行	10
第2款	調定から督促まで	10
第3款	滞納処分	11
第4款	滞納処分の猶予及び停止	14
第5款	財産調査	18
第6款	時効管理	21

第3節 強制徴収公債権の債権管理事務についての意見	23
第1款 徴収について	23
第2款 滞納処分の執行停止	26
第3款 財産調査	28
第4款 時効管理	30
第2章 非強制徴収公債権・私債権の債権管理事務	31
第1節 監査対象とした非強制徴収公債権・私債権	31
第2節 非強制徴収公債権・私債権の管理に係る法令等	31
第1款 歳入の収入手続の進行	31
第2款 調定から督促まで	32
第3款 徴収について	32
第4款 徴収停止等・放棄	33
第5款 財産調査	35
第6款 時効管理	36
第3節 非強制徴収公債権・私債権の債権管理事務についての意見	37
第1款 徴収について	37
第2款 徴収の減免等	41
第3款 財産調査	45
第4款 時効管理	47
第3章 今後の未収金管理のあり方について	47
第1節 過去の債権管理事務について指摘する趣旨	47
第2節 指摘に対してなすべき措置	48
第1款 「債権管理適正化の手引」の改定	48
第2款 基本姿勢の転換	48
第3款 専門部署の設置等	49
第4款 外部委託の推進	50
第3部 各論	51
第1編 健康福祉部	51
第1章 健康福祉指導課	51
第1節 福祉人材班	51

第2節	生活保護班	59
第2章	児童家庭課	72
第1節	企画調整班	72
第2節	ひとり親家庭班	76
第3節	母子保健班	111
第4節	虐待防止対策室	119
第3章	高齢者福祉課	151
第1節	法人支援班	151
第4章	障害福祉課	157
第1節	障害保健福祉推進班	157
第2節	療育支援班	162
第5章	医療整備課	169
第1節	医療指導班	169
第2節	看護師確保推進室	172
第2編	環境生活部	181
第1章	循環型社会推進課	181
第1節	環境保全活動推進班	181
第2章	廃棄物指導課	188
第1節	監視指導室	188
第3編	商工労働部	198
第1章	経営支援課	198
第1節	金融支援室	198
第4編	農林水産部	213
第1章	団体指導課	213
第1節	経営支援室	213
第2章	漁港課	239
第1節	漁港管理班	239
第5編	県土整備部	246
第1章	河川環境課	246
第1節	河川海岸管理室	246

第2章 住宅課	286
第1節 県営住宅管理班	286
第2節 県営住宅滞納対策班	308

第1部 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項の規定による監査

第2 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人及び補助者の氏名及び職業は、以下のとおりである。

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法252条の29が規定する利害関係がない。

包括外部監査人	石川英夫(弁護士)
同補助者	鶴見泰(弁護士)
同補助者	井原真吾(弁護士)
同補助者	山口祐輔(弁護士)
同補助者	岩田康孝(弁護士)
同補助者	大平俊一(弁護士)
同補助者	鈴木智之(弁護士)
同補助者	松田浩一(弁護士)
同補助者	藤井寿(弁護士・公認会計士)

第3 監査の対象年度

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

ただし、必要に応じて過年度まで遡及、及び平成28年度の一部

第4 監査の実施期間

平成28年6月24日から平成29年2月7日まで

第5 監査の対象とする事件

1 事件名

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金(以下「未収金」という。)の管理に係る事務

2 選定理由

- (1) 債権管理の適正化、とりわけ、未収金問題の解消は、地方自治体(以下「自治体」

という。)が財務において取り組むべき重要課題の一つであり、県においても、平成20年1月に千葉県債権管理連絡会議が設置され、「債権管理の適正化(未収金の縮減)」の取組が強化され、平成25年10月には、千葉県行政改革計画・財政健全化計画が策定され、その計画において取り組むべき課題として「債権管理の適正化(未収金の縮減)」が掲げられている。

(2) 平成20年1月に「債権管理の適正化(未収金の縮減)」の取組が始まった当時の県の未収金は、約24億円とされているが、平成26年度決算において集計された未収金は、約38億円(独占禁止法違反業者に対する賠償金約11億円を含む。)である。この二つの金額は、集計の基準が必ずしも同じではない可能性があり、また、平成26年度決算を見れば、未収金が前年度比において減少している項目も相当程度存在しており、県の取組に一定の成果がみられつつあると考えられるものの、総額(独占禁止法違反業者に対する賠償金約11億円を除く。)のみを比較すれば、未収金は、取組の強化が始まった平成20年当時よりも、取組の強化が積み重ねられて来た6年後の平成26年度の方がむしろ増額している。県が平成20年1月以降重要課題として「債権管理の適正化(未収金の縮減)」に取り組んでいながら現状がこうした状況にあることは、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する未収金が未収金全体の相当割合を占めていて、しかもそれらの債権管理がその債権の性質上解決の困難性を伴っていることを物語っているのではないかと考えられる。

(3) そこで、「債権管理の適正化(未収金の縮減)」という課題の解決の困難性がどこにあるのかを調査し、その困難な課題を解決する方策を検討して、その調査及び検討結果を示し、もって、県の行財政改革の進展に貢献することを目的として、前記事件を選定した。

3 監査の対象とした未収金

下記の監査対象債権一覧表(県から提供された資料に基づいて作成)記載の各部課班又は室が管理する未収金の管理事務を監査の対象とした。これらの未収金は、比較的長期間滞納が続いていることから、管理の困難性が高いと推測されるところ、かかる管理が困難な未収金を監査の対象とすることによって、県の債権管理の適正化(未収金の縮減)の取組に貢献できると考えたからである。

監査対象債権一覧表

部局	所管課・所名 (主担当者)	所管室・班名 (主担当者)	番号	債権の名称	債権の種類	収入未済額	
健康福祉部	健康福祉指導課	福祉人材班	4	介護福祉士等修学資金貸付金返納	私債権	468,000	
		生活保護班	5	生活保護費弁償金	強制徴収公債権・非強制徴収公債権	30,412,800	
			6	生活保護費過年度分返還金	非強制徴収公債権	759,498	
	児童家庭課	企画調整班	8	保育士等給食費実費徴収金	私債権	2,208	
			9	交通事故賠償金	私債権	263,330	
		ひとり親家庭班	10	児童扶養手当返還金	非強制徴収公債権	7,498,378	
			11	母子福祉資金・貸付金元金	私債権	317,912,666	
			12	母子福祉資金・貸付金利子	私債権	1,506,093	
			13	寡婦福祉資金・貸付金元金	私債権	13,838,259	
			14	寡婦福祉資金・貸付金利子	私債権	234,043	
		母子保健班	15	母子父子寡婦福祉資金・違約金	私債権	47,378,241	
			虐待防止対策室	16	未熟児養育医療扶養義務者負担金	強制徴収公債権	655,978
				17	児童措置費扶養義務者負担金	強制徴収公債権	87,806,630
	18			児童福祉施設費扶養義務者負担金	強制徴収公債権	14,259,274	
	19			社会福祉施設整備費補助金返還金	私債権	53,538,518	
	20	東京高等裁判所平成20年(ホ)第444号事件損害賠償請求事件に係る求償金		私債権	6,556,612		
	高齢者福祉課	法人支援班	21	社会福祉施設等整備費補助金等	私債権	169,200,838	
	障害福祉課	障害保健福祉推進班	22	特別障害手当 過誤払金	強制徴収公債権	1,321,600	
		療育支援班	23	児童措置費負担金	強制徴収公債権	28,170,775	
	医療整備課	医療指導班	24	医療技術大学校運営事業(みずほ寮に係る光熱水費負担料)	私債権	36,920	
			25	保健師等修学資金貸付金返納	私債権	7,207,800	
		看護師確保推進室	26	保健師等修学資金貸付金返納の延滞利子	私債権	53,160	
			27	理学療法士等修学資金	私債権	165,000	
環境生活部	循環型社会推進課	環境保全活動推進班	28	平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金交付決定の一部取消しによる返還金	私債権	35,233,145	
	廃棄物指導課	監視指導室	29	行政代執行費用等の原因者等への費用求償	強制徴収公債権	857,271,275	
商工労働部	経営支援課	金融支援室	32	設備近代化資金貸付事業等償還金	私債権	134,512,376	
			33	設備近代化資金貸付事業違約金	私債権	2,760,000	
農林水産部	団体指導課	経営支援室	39	農業改良資金(貸付金の償還金)	私債権	46,526,000	
			40	農業改良資金(違約金)	私債権	33,618,831	
			41	就農支援資金(貸付金の償還金)	私債権	7,828,500	
			42	就農支援資金(違約金)	私債権	14,472	
			43	林業・木材産業改善資金(貸付金の償還金)	私債権	41,448,000	
			44	林業・木材産業改善資金(違約金)	私債権	1,738,964	
	漁港課	漁港管理班	52	漁港施設使用料	強制徴収公債権	378,350	
			53	漁港施設使用料延滞金	強制徴収公債権	106,000	
			54	行政代執行費用	強制徴収公債権	86,202,360	
			55	河川水面使用料	強制徴収公債権	2,713,733	
県土整備部	河川環境課	河川海岸管理室	67	河川水面使用料	強制徴収公債権	2,713,733	
			69	河川水面使用料等に係る延滞金	強制徴収公債権	239,900	
			68	海岸保全区域使用料等	強制徴収公債権	12,610	
			70	行政代執行費用	強制徴収公債権	14,124,682	
			71	海岸保全区域を不法占用していた海の家業者に対する損害金	私債権	1,119,260	
			72	債権譲渡を受けた債権の行使(海の家撤去に係る強制執行)	私債権	4,546,800	
			73	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条による行政代執行費用	強制徴収公債権	5,471,060	
			74	河川法第67条による原因者負担金	強制徴収公債権	1,064,550	
	住宅課	県営住宅管理班	83	県営住宅駐車場使用料	私債権	18,045,800	
			84	離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可	私債権	566,948	
		県営住宅滞納対策班	85	明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額(損害金)	私債権	4,035,480	
			86	県営住宅家賃(使用料)	私債権	366,681,179	

第6 監査の基本姿勢

1 法令の確認

債権管理の適法性の判断にしても、相当性の判断にしても、まず債権管理に係る法令を把握することが必要である。そこで、債権が発生する法制度を調査し、内容を把握し、そして、債権管理を規制する一般法規を確認し、理解した。

2 債権管理の実態の把握

債権管理の実態を正しく把握し、理解しなければ、これを債権管理の法令に照らし合わせてみても、正しい判断はできない。そこで、管理の実態を正確に把握するために、債権管理が記録されている債権管理簿を閲覧した。債権の件数が少ないものは全件の債権管理簿を閲覧し、出先機関が複数あり、しかも債権数が多いものは、調査する出先機関を3カ所以上選んで、債権管理簿を閲覧した。そして、債権管理の実情につき、適宜質問して徴収担当者から説明を受け、債権管理の実態を把握した。

3 実務に沿った検討

未収金逋増の原因がどこにあるとも、それなりの事情があるはずであり、その事情を的確に酌み取り、監査の対象とした事務の担当者をいたずらに批判することなく、事務の実情を理解することに努め、その実情に沿った解決策を検討し、未収金の縮減という解決が困難な課題に取り組んでいる県から受け入れられる意見を提示したいと考え、監査に着手した。

第7 監査の進行

- 1 まず、総務部行政改革推進課（以下「行革推進課」という。）の主催にて、平成28年4月27日、県行政の概要説明を受けた。そこで、県が取り組んでいる様々な課題の一つとして、未収金の適正な管理を目指す取組について説明を受けた。その後、監査対象とした債権を管理する各部課から、同年7月11日から同月26日にかけて、関係法令、当該債権の状況及び管理方法につき、資料の提供を受け、概括的な説明を聴取した。これによって抱いた疑問点につき、その場で質疑応答をし、債権管理の実情を把握した。次いで、各債権の管理簿（簿冊又はファイル）を順次閲覧し、それによって抱いた疑問点につき、書面で質疑応答をした。その上で、各部課に対し、同年8月18日から同月29日にかけて、再度ヒアリングを実施した。以後、債権管理簿の閲覧と書面又はメールによる質疑応答を重ね、新たな資料の提供を受けて、調査を

進めた。そして、このような調査の結果浮かび上がった多くの問題点につき、順次、整理し検討し、千葉県平成28年度包括外部監査の結果報告書を作成した。

- 2 なお、債権管理の実態を調査するに当たっては、包括外部監査人及び補助者2名の3名をもって一つの班として8班をつくり、事務の調査は班で分担して行い、検討は、全員で協議して行った。

第8 指摘及び意見

県の債権管理事務について、徴収担当課・班又は室から提示された資料の閲覧、徴収担当者からのヒアリング、及び債権管理簿（簿冊又はファイル）の閲覧によって調査し、適法性及び相当性を見地から検討したところ、適法性又は相当性に欠ける事例が相当数見い出された。これらの事例についての指摘及び意見は、各論で記述し、そのうち、未収金の滞留及び管理の長期化の原因となっていると思われる事例については、総論で取り上げ、意見として記述した。

第9 今後の未収金管理のあり方について

指摘した事項が今後繰り返して行われないようにするために県が措置すべきこととして、「債権管理適正化の手引」の改定、徴収に重きを置きすぎる基本姿勢を適正な徴収及び減免への転換、債権管理の専門部署の設置、外部委託の推進の四つを提示した。

第2部 総論

第1編 債権管理適正化に向けた取組

第1 千葉県債権管理連絡会議の設置

県は、県の有する債権の管理の徹底と滞納の未然防止、債権回収の強化等未収金の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、千葉県債権管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）設置要綱を定め、平成20年1月24日に施行した。

第2 組織

- 1 連絡会議の組織は、総務部次長を会長とし、総合企画部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部等の各部の次長等を委員として構成されている。また、関係各課の連絡調整を円滑に進めるため、総務部行政改革推進課長、総務部財政課長、総務部税務課長、総務部政策法務課長、出納局長で構成する連絡調整会議を設けている。

- 2 この組織の枠組みとして、未収金の徴収については、連絡会議設置後も引き続き各債権の主務課が担当し、連絡会議は全体的な取組の進行管理等を行い、連絡調整会議は、関係各課の連絡調整を円滑に進めるためのものということである。しかし、連絡会議の事務局が行革推進課に置かれたことから、自ずから行革推進課が取組の実務を担う方向となった。

第3 取組の基本方針の推移

1 平成19年度

- (1) 県は、平成20年2月、滞納の未然防止、債権回収の強化、債権管理の適切な整理、制度管理の徹底（制度の見直し、納付方法の工夫、マニュアルの策定、取組の進行管理、担当職員の研修）が課題であるとし、平成19年度から平成22年度までをその集中取組期間とした。そして、その取組の目標として、県民負担の公平性・公正性の確保及び歳入の確保、並びに、各債権において、新規滞納発生額及び過年度を含めた滞納額が前年度を下回ることを目標として定めた。

- (2) 債権管理の適正化に向けた具体的取組

債権管理の具体的取組として、①滞納の未然防止（債務者・保証人に対する制度の周知、債権の記録の整備、債務者の情報収集・状況調査）、②債権回収の強化（財産調査、時効の中断、訴訟提起・強制執行、民間能力の活用）、③債権の適切な処理（滞納となった債権については、履行させることが著しく困難等、徴収停止、履行延期特約、債務の免除、債権の放棄等の手続を適切に行う）、④制度管理の徹底（担保・保証人の設定、個別マニュアルの制定、債権管理の取組進行管理、担当職員の研修）を掲げている。

2 平成23年度

- (1) 県は、平成20年1月、連絡会議を立ち上げて、債権管理の適正化に集中的に取り組んできた結果、現年新規発生額は抑制傾向にあるものの、未収金は、普通会計合計額をみれば、平成20年度は約26億4963万円、平成21年度は約26億6118万円、平成22年度は約27億2121万円へと、全体としては漸増していることから、平成23年度に、更に取組を継続、強化することとし、効果的かつ効率的な整理・回収によって、早期に未収金を縮減させる必要があるとして、次の取組方針を確認した。

- (2) まず、課題として、①債権回収の強化については、住民票調査、不動産登記簿調査が不十分で、納付書送付に終始し、債務者との交渉が不十分、②滞納原因や回収可能性に応じた債務者管理については、各主務課における現況把握が不十分なため、今後の回収・整理方針の検討が困難となっている事例がある、③長期滞納債権の管理については、時効期間が経過しているが債務者の時効援用がないものや、長期僅少額分納者が認められる、④その他、強制徴収公債権につき税務当局との連携、個人情報保護、守秘義務の観点から財産調査等が困難、私債権に関する債権管理条例など不納欠損の統一基準の設定が指摘された。
- (3) そして、今後の取組として、①債権回収強化の再徹底として、行革推進課が、連絡会議が平成20年2月に定めた「債権管理の適正化のための取組方針」を、各債権の主務課をして周知徹底させ、必要な助言、支援を行うことが決定され、そのほか、②進行管理の徹底、③債務者区分の明確化、④長期滞納債権の整理促進、⑤税務当局による支援、⑥債権管理基準等、特に債権放棄の基準の検討、⑦債権の保全措置の研究等を行うことが決定された。

3 平成28年度

県は、平成28年10月14日、総務部長から、債権管理に係わる各部局に宛てて、「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」と標題する文書を送付した。その内容は、徴収困難な債権についての基本的な方針として、徴収に係る法令を再確認することによって徴収の強化を維持しつつも、徴収緩和措置にも視線を向け、更に債権放棄の要件（基準）も示すものとなっている。そして、恣意的な債権放棄を防止するため、債権放棄の対象となる債権を当面私債権に限定し、①破産法等の法令の規定により免責された債権、又は②時効期間が経過した一定の債権を対象にすることとしている。

第4 活動内容

1 マニュアルの作成

債権管理を適正化するための各債権管理に共通のマニュアルとして、平成20年11月、「債権管理適正化の手引」が作成された。そこには、取組方針から、自治体が管理する債権の説明及び具体的な取組に及び、参考資料として、関連法令の抜粋、未収金の整理表から支払督促の申立書の書式が添付されていて、債権管理の取組方

が理解しやすい内容になっている。

2 外部委託

サービサーに対して、平成20年度以降、県外居住者や長期滞納者等に対する徴収事務の一部が委託されている。そして、平成27年度から、弁護士に対する徴収事務の委託が開始された。委託された債権は、健康福祉部児童家庭課ひとり親家庭班が管理する母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、徴収が困難な債権である。その概要は、委任件数が16件、委任債権額が1670万7976円であり、平成27年度内の収納額は284万0737円であった。

3 債権放棄の議案提出

県では、過去、個別的な債権の放棄議案が提出されたことは複数あったものの、一定の基準に基づいて複数の債権を放棄する議案が提出されたことは、一度もなかった。しかし、前記の総務部長通知を契機として、私債権のうち、滞納者が破産法上の免責決定を受けている債権、又は時効が完成し、かつ行方不明等のため時効援用の意思が確認できない債権であって、いずれの場合も徴収のための必要な取組が行われ、今後努力を尽くしても徴収が不可能と考えられるものを対象として、これを放棄することとし、平成29年2月議会に議案を提出した。

第2編 未収金の概要

第1 平成27年度決算に基づく未収金

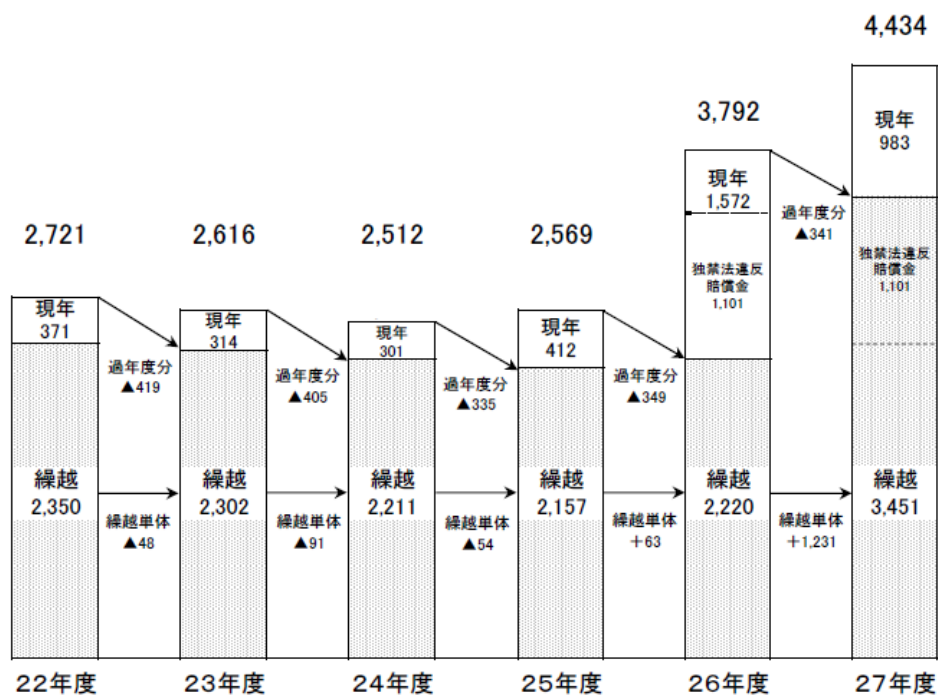
県が管理する未収金は、平成27年度決算において、総合計額は約51億2080万円、監査対象部課合計は約24億5551万円である。

第2 未収金の推移

未収金は、連絡会議が平成20年1月に設置されて以降漸減し、平成24年度には、総合計で約25億1200万円となったが、平成25年度以降漸増に転じ、平成27年度決算では、総合計で約44億3400万円、独占禁止法違反業者に対する賠償金を除いても、約33億3300万円となっている。

税外収入未済額の推移(普通会計)

(単位:百万円)



注:百万円未満は四捨五入しているため、記載金額の相互で合わない場合もある。

(千葉県提供)

第3編 債権管理事務の実態

第1章 強制徴収公債権の債権管理事務

第1節 監査対象とした強制徴収公債権

第1 地方自治法(以下「自治法」という。)に規定されている債権は、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう(自治法240条1項)。以下、債権はこの意味で用いる。この債権は、公法上の原因(処分)に基づいて発生する公債権と、私法上の原因(契約等)に基づいて発生する私債権とに分類され、公債権は、租税債権の滞納処分の例により強制徴収することができる強制徴収公債権と、民事執行法の強制執行によらねば徴収することができない非強制徴収公債権とに分類される。

第2 監査の対象とした強制徴収公債権は、監査対象債権一覧表記載の債権のうち、債権の種類欄に強制徴収公債権と記載した各債権である。なお、債権の名称は、県が用いている名称のままである。なお、県は、一つの名称の下に複数の債権を管理し

ている場合もある。

第2節 強制徴収公債権の管理に係る法令等

第1款 歳入の収入手続の進行

強制徴収公債権を収入する手続は、まず調定をし、これに基づいて納入通知をし、指定した納入期限までに全額納付されないときは、督促する。督促で指定した期限までに全額納付されないときは、以後、催告をし、あるいは、滞納処分をし、滞納者において、一時に納付することが困難な事情がある場合は、滞納処分を猶予し、滞納処分をすることができない場合等は、滞納処分の執行を停止する。滞納処分を猶予した場合において、滞納者が分納することができる場合は分納させる。滞納処分の執行を停止して、3年間状況が変わらねば債権は消滅するが、将来においても徴収することができないことが明らかである場合は、即時に消滅させることができる。

第2款 調定から督促まで

第1目 調定

第1 自治体の歳入を収入するときは、まず調定をしなければならない（自治法231条）。調定は、収入事務に誤りが生じないようにするために、収入に係わる事項について調査し、確認する行政内部の意思決定の行為であり、その調査及び確認に基づき、調定伝票が作成される。これによって調査及び確認する事項は、歳入の会計年度所属区分、予算に計上された科目との適合、納入すべき金額、納入義務者及び納入期限である。納入義務者を間違ったり、納入金額を誤っていたりしたときは、調定を変更しなければならない。

第2 調定で納入義務者と確認されている者以外の者から徴収することは、無論適法ではない。例えば、法人の債務については、代表者個人は納入義務を負わないのであるから、代表者個人に履行を請求して、その財産から納付させて収納することは、適法ではない。そして、納入義務者の家族は、納入義務を負わないから、納入義務者の家族に履行を請求してその財産から納付させて収納することも、適法ではない。

第2目 納入通知

自治体の歳入を収入するときは、調定に基づき、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法231条）。

第3目 督促

第1 納入通知を受けた納入義務者が、納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない（自治法231条の3第1項）。

第2 督促は、時効中断の効力を持つが、督促を繰り返しても時効中断の効力を持たず、時効中断の効力を持つのは、最初の1回だけである。

第3款 滞納処分

第1目 滞納処分の意義

滞納処分とは、納付されない債権を強制的に取り立てて収納することをいい、その主要な手続は、財産の差押え、財産の換価、参加差押え、交付要求がある。

第2目 法的根拠

第1 自治法の規定による滞納処分

自治法231条の3第3項は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の自治体の歳入につき、督促を受けた者が指定された期限までに納付しない場合、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定している。そして、地方税法は、総則で、滞納処分の換価の猶予を規定し（同法15条の5、6）、滞納処分の執行停止も規定しているが（同法15条の7）、滞納処分については、税目ごとに若干の規定を定めるのみで、その他は国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。

第2 個々の法律の規定による滞納処分

1 公債権について定める法律の中には、当該債権の徴収につき、「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定するものや（生活保護法78条4項等）、「国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。」と規定するものがある（行政代執行法6条1項等）。いずれの場合も、その債権の滞納処分には、国税徴収法が準用される。

2 公債権について定める法律の中には、「地方税の滞納処分の例により処分するこ

とができる。」と規定するものがある（母子保健法21条の4第3項等）。この場合は、第1と同様に、地方税法が適用され、地方税法によって国税徴収法が準用される。

第3目 滞納処分についての裁量

第1 裁量の範囲

債権は、自治体の財産権であり、自治体は、その債権を行使して徴収すべき義務があり、滞納処分は、債権が滞納されている場合にこれを徴収する目的で自治体に与えられた権限であるから、徴収するために滞納処分をする必要があり、滞納処分をすることができる状況にあれば、原則として滞納処分をするべきである。しかし、債権の性質、滞納額、資産の状況、収入及び支出の状況、その他の生活状況、滞納者の支払意思等を総合考慮して、滞納処分をしないこととして、滞納者の支払能力に応じて分納させて収納することを相当とする場合もある。その判断は、自治体の裁量に任されているが、裁量の範囲を逸脱すれば、適法性を欠くことになる。適法性を欠くか否かは、個々具体的に判断するほかないが、下記の参考裁判例に基づいて、一般論として示せば、①有効性・効率性・経済性、②公平性、③滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれの有無が、重要な基準となると思われる。

そして、自治法において滞納者が納付しない場合に滞納処分をする権限を与えているのは、滞納処分によって実効ある徴収を実現しようとする趣旨であり、その滞納処分を猶予又は停止することは例外とされ、その要件が厳格であることから、滞納処分をするか否かについての自治体の裁量の範囲は、相当狭いものと解される。

第2 参考裁判例

名古屋高等裁判所平成18年1月19日判決は、不動産取得税の延滞金の徴収につき、差押えをしていないことの適法性につき、徴税をする地方団体の長は、「滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力（担税力）や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないように配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。」と判示し、次いで「差押え等の滞納処分がとられないことによ

り、実質的に公金徴収権の確保が図られないと認められる場合、あるいは、一般的にみて公平を欠き、偏頗な徴税行為であると認められる場合等には、地方団体の長は、その裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。」と述べた上で、事案の内容を検討し、不動産に設定されている担保権の「被担保債権が相当程度弁済されている」ことから、これを「差押え等をすれば、本件延滞金の徴収が可能であることが推認し得る」上、他の地方団体の「差押えの先行着手により地方税が優先する（地方税法14条の6）ことからすれば」、滞納者において「前記不動産以外にめぼしい資産がない上」、滞納者が金融機関を相手方として「特定調停の申立てをし、これが係属している状況にあることを考慮すれば」、たとえ月額10万円の納付がなされていても、「本件延滞金が完済されるまでにはこの後14年あまりかかること」等の諸事情に照らせば、「何らの担保も取ることなく」、「分割納付を事実上認めることにより、本件延滞金の滞納処分を怠ることは、合理的な根拠がなく、もはや実質的に公金徴収権の確保が図られない蓋然性が相当程度高く、徴収権者としての裁量を逸脱しているものといわざるを得ない。」と判示している。この判決は、徴収権の確保が損なわれるおそれがあることを理由として裁量を逸脱していると判示しているので、前述の基準①の有効性が軽視されていることを理由としていると解される。

第4目 差押えの目的財産

滞納者が特定の財産について権利を持っているか否かは、実質的に判断しなければならない。もっとも、財産の権利者は、通常、名義人と一致するので、滞納者がその財産の名義人であれば、これを差し押さえるべきである。しかし、例外的に、滞納者の財産が、親族等の名義になっていることもある。その場合の権利者は、滞納者であるから、名義は異なるが、差押えの目的財産となる。実質的権利の所在は、利用、管理、取得原資の負担等によって判断される。預貯金の名義人が未成年であって、未だ収入がないのに多額の残高があり、預金通帳や銀行印もその親が管理し、入金も払戻しも親がしている場合は、贈与した事実が認められる場合を除き、親を預金者と認めることになる。

第5目 超過差押え及び無益な差押えの禁止

差押えは、徴収に必要な範囲を超えて差し押さえてはならないとか、財産の価額

が、滞納処分費や優先する国税等の合計額を超える見込みがない場合等には、禁止される（国税徴収法48条）。

第6目 差押え禁止財産

第1 一般の差押禁止財産

滞納者の財産であっても、滞納者を保護するため、滞納者やその家族の生活必需品等の特定の財産は、その差押えが禁止されている（国税徴収法75条）。

第2 給与の差押制限

給与は、一定範囲において差押えが制限されている（同法76条）。その制限範囲は、①源泉徴収される所得税に相当する金額、②市県民税に相当する金額、③給与から控除される社会保険料に相当する金額、④滞納者及び滞納者と生計を一つにする親族が生活扶助を受けたものと仮定して算出する生活扶助費相当額、⑤以上の①ないし④の合計額を控除した金額の20%の金額の合計額に達するまでの金額である。

第7目 差押えの手續

第1 滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法54条）。

第2 差し押さえた財産が第三者の権利の目的となっている場合等は、その第三者に対して通知しなければならない（国税徴収法55条）。

第8目 換価

差し押さえた財産は、これを換価しなければならない（国税徴収法89条）。換価は、原則として、公売によってなされる（国税徴収法94条）。

第4款 滞納処分の猶予及び停止

第1目 財産の換価の猶予

第1 根拠規定

財産の換価の猶予は、滞納処分の根拠規定が、「地方税法の滞納処分の例により」と規定されている場合は、地方税法15条の5等が適用され、「国税徴収の例により徴収することができる。」とか、「国税滞納処分の例による」と規定されている場合は、国税徴収法151条等が適用される。

第2 要件

しかし、要件は実質的に同じであり、①滞納者が、徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときであって、②その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき又はその財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるときとされている。

第2目 滞納処分の停止

第1 根拠規定

換価の猶予と同じであり、地方税法15条の7が適用される場合と国税徴収法153条が適用される場合がある。

第2 要件

要件は、実質的に同じであり、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産が共に不明であるときとされている。

第3 「生活を著しく窮迫させるおそれ」の解釈

1 国税徴収法基本通達

国税徴収法153条1項2号に規定する「生活を著しく窮迫（以下「生活窮迫」という。）させるおそれがあるとき」とは、国税庁の「国税徴収法基本通達」によれば、「滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（国税徴収法76条1項4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいうとされている。そして、国税徴収法76条1項4号は、「生活保護法に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額」と規定しているので、生活窮迫とは、「生活扶助の給付を受けなければ生活を維持できない程度の状態」ということになる。

2 立案審議参加者の意見に基づく反対論

これに対し、横尾昌弘著「租税等徴収法の滞納処分の規定における「滞納者保護」の規定に関する一考察」（教育福祉研究20号2015）は、「国税徴収法76条1

項4号が『生活扶助の給付』と規定している趣旨は、国税徴収法の立案審議の参加者の説明によれば、『生活保護法では、生活扶助のほか、要保護者の特殊事情により教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助又は葬祭扶助が併給されることもあるが、このような特殊事情は、滞納処分の執行停止制度により直接間接に保護されるので、ここでは、計算の単純化を図るため、生活扶助の金額にとどめている。』とのことなので、国税徴収法基本通達は、立法者の意図から外れているといえるだろう。」と述べている。そして、国税徴収法基本通達によって滞納処分の停止の要件具備の判断を示した国税不服審判につき、「請求人の生活実態を総合的に考慮したものではなく」と批判している。

3 検討

立案審議参加者の意見に基づく反対論には賛同し、以下の私見を述べる。

(1) 国税徴収法76条1項5号

ところで、国税徴収法76条1項には、差押えの対象から控除する金額として、同項5号は、「給与等から、源泉徴収される租税、給与から控除される社会保険料、そして生活扶助給付額の合計額を控除した金額の20%の金額を規定している。すなわち、給与等の差押えの対象金額には、租税、社会保険料、生活扶助受給相当額に加えて、上記の20%の金額が加えられているのである。従って、国税徴収法基本通達が、生活窮迫を、「生活扶助の給付を受けなければ生活を維持できない程度の状態」と解していることは、この20%の金額を考慮していないということになる。

しかし、滞納処分の停止を、給与の差押え制限規定である国税徴収法76条に基づいて解釈しながら、同条項4号のみを根拠とし、5号は根拠としないことに、合理的理由があるとは考えられない。

(2) 国税徴収法153条1項2号の「おそれ」

そして、国税徴収法76条は、滞納者及びその家族の健康で文化的な最低限の生活を護る趣旨であるが、同法153条1項2号は、滞納者及びその家族が、健康で文化的な最低限の生活状態に陥らないように護る趣旨であり、それゆえ、生活を著しく窮迫させる「おそれがあるとき」と規定しているのである。おそれがあるときを判断する具体的基準は、条文自体から直ちに導き出すことはできないが、生活窮迫よりも生活状態が良好な状態であることは明らかである。そして、国税徴収法基

本通達も、これを否定する趣旨ではないと考えられる。

(3) 参考判例に基づく考察

- ① そこで、国税徴収法153条1項2号の「おそれ」の有無を判断する権限を持つ者とその判断基準を検討すれば、いわゆる朝日訴訟と称される最高裁判所昭和42年5月24日判決・最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁に「念のために」判示された意見が参考になると考えられる。同意見は、憲法25条1項は、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり」、「具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によつて、はじめて与えられている」が、「その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうもの」であるところ、「厚生大臣の定める保護基準は」、「憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するものにとりうるものでなければならない」、「しかし、健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的概念」であるから、「何が健康的で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は」、「厚生大臣の合目的裁量に委されて」いると述べている。
- ② この最高裁判決の意見は、生活保護法の生活扶助基準の適否について述べられたものであるが、憲法25条と生活保護法との関係、これを適用する基準の作成は、生活保護法を運用する厚生大臣（当時）の『合目的裁量』に任されているとの考え方は、滞納処分の停止規定を解釈する上で参考になると思われる。すなわち、その基本的な考え方を滞納処分に適用すれば、国税徴収法153条1項2号も、滞納者及びその家族の生活保護の趣旨で制定されているのであるから、憲法25条の趣旨を具体化する法律であるといえ、その適用の具体的基準は、これを運用する者の『合目的裁量』に任されていることになり、そして、これを運用する者は、徴収を担当するものであるところ、自治体が管理する債権の徴収を担当し、その滞納処分の停止を判断する者は、自治体の長であるから、その判断は、自治体の長の『合目的裁量』に任されていることになる。
- ③ とすれば、自治体の長は、国税徴収法153条1項2号の適用に際して、租税とは異なる特質を持つ強制徴収公債権の滞納処分において、国税徴収法基本

通達のみによらず、その管理する公債権の徴収と滞納者及びその家族の生活保護との調和において、国税徴収法76条1項の趣旨、これと同法153条1項2号との関係を踏まえ、生活保護法の保護基準も参考にしながら、滞納者及びその家族の資産、職業、収入及びその他の生活状況の実態を斟酌して、自治体の長として、国税庁とは異なる基準で判断することができることになると解することができる。

(4) 条例の制定

滞納処分の執行停止につき、個々の事例における判断の客観的公平性、合理性、相当性を担保するためには、その判断基準は、これを条例で定めることが適切である。その条例が制定されれば、県では従前ほとんど適用されることがなかった滞納処分の執行停止が適切になされ、徴収困難な強制徴収公債権の整理が促進されると見込まれる。

第3目 滞納処分の執行停止による債権消滅

1 債権の消滅その1

滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、停止された徴収金を納付し又は納入する義務は消滅する（地方税法15条の7第4項、国税徴収法153条4項）。

3年間は、返済資力の回復の有無を注視する期間であり、滞納者の資力が回復すれば、滞納処分の執行停止を取り消すことになる（地方税法15条の8、国税徴収法154条）。

2 債権の消滅その2

滞納処分をすることができる財産がないことを理由として滞納処分の執行を停止した場合において、その徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、その徴収金を納付し又は納入する義務を即時に消滅させることができる（地方税法15条の7第5項、国税徴収法153条5項）。

第5款 財産調査

第1目 法的根拠

滞納処分をするため滞納者の財産を調査する必要があるときは、滞納者に対する

質問や帳簿の検査、住居等の搜索、官公署への協力要請等を行うことができる（国税徴収法141条）。

第2目 財産調査の目的

第1 財産調査は、差し押さえるための財産を探すことが第一の目的であるが、差し押えを制限する規定を遵守し、滞納処分の猶予及び停止を適切に行うための判断に必要な資料の収集も、その目的である。

第2 そのため、財産調査は、単に差し押さえることができる財産を探すことにとどまらず、その財産の内容、取得原因、取得費用の負担者、その財産の価額、使用状況、第三者設定の権利の有無、そして、債務者が個人の場合は、その職業、収入、生活状況を、債務者が法人の場合は、その営業の内容、状況及び推移、経常損益の状況及び推移、その財産と営業との関連性も調べることが必要かつ有益となる場合もある。

第3目 財産調査の時期

第1 滞納処分をするかどうか、滞納処分をせずに分納させて徴収する場合、分納の方法をどうすべきかを的確に判断するには、滞納者の資産、収入及び生活又は経営の状況について調査する必要がある。それゆえ、財産調査は、滞納が生じたときに、準備を開始し、滞納者に対して督促状を発送した日から10日を経過するまでに滞納者が納付しないときは、速やかに着手すべきである。

第2 財産調査がなされていない場合、あるいは、なされていても、それが不十分である場合は、徴収に係る判断が的確になされていないとの疑いを招くことになり、相当ではない。

第4目 財産調査の方法

強制徴収公債権の場合、帳簿等の検査、住居等の搜索及び官公署への協力要請等、強力な権限を行使することができるが、まずは、滞納者から滞納している事情を聴き、必要な資料の提出を求めることが望ましい。面談に時間を要するが、生活状況についての具体的事情を聴取できるので、支払能力についての把握が容易になり、効率の良い調査ができるし、滞納者への権利侵害が少ないからである。

第5目 財産調査の程度

第1 必要とされる調査の程度は、債権額や回収見込額の金額の多少、官公署又は銀行

等からの情報取得の可否、得られる情報の重要性の程度、経済活動との関連性、調査の困難性、調査に要する費用の多寡等によって異なる。債権額や回収見込額が多い程、調査に厳格性が求められ、官公署又は銀行等からの取得資料は欠かせなくなるため、強制的調査権限は行使して調査すべきであるし、得られる情報の価値が高い場合は、費用と時間を掛けて調査すべきであるし、調査が困難である場合や、調査費用が高額である場合、調査に長期間を要する場合は、簡易な調査方法に替えることも認められると解される。

第2 債権額が比較的少額であり、滞納処分費が相対的に高額となる場合であって、徴収できる財産がない蓋然性が高く、多数の債権を短期間に処理する特別の事情があるような場合は、調査の程度を簡易化することが認められると解される。

第6目 財産調査によって取得する資料

第1 債務者が自然人の場合

まず、居宅の不動産登記全部事項証明書を取得するか、賃貸借契約書の写しを債務者に提出させるかして、不動産の所有の有無を確認しなければならない。居宅が債務者所有物件であるときは、不動産登記全部事項証明書によって住宅ローン等の担保付債務の有無が判明し、債務者からの事情聴取と合わせて、債務の残高が把握でき、居宅不動産の差押えによる徴収可能額が推測できる。課税証明書を取得すれば、これによって前年の所得が判明し、預貯金の取引履歴を取得すれば、安定した収入の有無とその金額が判明する。これらの収入に関する資料に、家族構成等に関する資料を突き合わせれば、当該債務者の毎月の返済可能額が把握できる。こうした資料が揃えば、債権管理の方針決定を、常時的確に判断することができる。

第2 債務者が法人の場合

債務者が法人の場合は、まず、商業登記履歴事項全部証明書を取得し、そこに記載されている本店所在地の不動産登記全部事項証明書、取引銀行作成の取引履歴証明書、過去3年分程度の決算報告書、そこに記載されている資産につき、それが不動産であれば、不動産登記全部事項証明書、預貯金であれば、預貯金取引履歴照会に対する回答書、代表者から聴取した営業状況を記録した報告書、取引先や本店付近の住民からの債務者の営業状況についての聴取した結果を記録した報告書、代表者の自宅不動産につき、その所有者名義が法人かどうかを調査するための不動産登

記全部事項証明書、当該法人の資産及び収入についての報告書等を揃える必要がある。

第7目 財産目録の作成

財産調査の顛末は、その財産調査によって取得した資料に基づき、どの事実がどの資料に基づくかを明らかにして、財産調査報告書にまとめ、それらの財産調査報告書や資料に基づいて、財産目録を作成し、調査が進むにつれて、財産目録を修正し、補充する必要がある。そして、財産目録を読めば、財産の有無や内容、その価額、第三者の権利設定の有無や先行差押えの有無、給与であれば、勤務先、1カ月の賃金額のみならず、賞与や退職金の有無も分かり、その他、家族や生活状況等の事情も記載されていて、それらの記載内容は、報告書や資料との関連が明らかにされていて、容易に照合して確認できるような書式にし、財産目録、報告書及び資料は、まとめて、整理し、債権管理簿に綴るようになれば、滞納者の支払能力を常時確認することができ、滞納処分の執行、又は、滞納処分の猶予及び停止を的確に、かつ迅速に行うことができることになる。

第6款 時効管理

第1 公債権の消滅時効

- 1 公債権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する（自治法236条1項）。そして、公債権の時効による債権消滅については、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない（同条2項）。これは、公債権については、権利関係が早期に確定されるべきであること、公平に処理されるべきであること、画一的に処理されるべきであるとの趣旨に基づく規定である。それゆえ、公債権については、消滅時効期間経過後に債務者が時効利益を放棄することも認められない。
- 2 公債権は、納入の通知及び督促によって消滅時効が中断するほか（自治法236条4項）、民法の規定の適用によっても中断する（同条3項、最高裁判所昭和43年6月27日判決・最高裁判所民事判例集22巻6号1379頁）。なお、督促が時効中断効を持つのは最初の一回目だけであり、二回目以降は催告としての効力となる。

第2 時効の中断

- 1 債権は、県の財産であるから、時効中断措置を執らずに、時効で債権を消滅させ

ることは、たとえ債権徴収担当職員の判断において、滞納処分をする財産が見当たらないように思われるときも、滞納処分をすることによって債務者の生活が窮迫するおそれがあると思われるときも、あるいは債権額が少額で、債務者に貧困者が多く、その結果滞納者が累積して管理が困難になる程多数になっけていても、法がそのような場合に備えて用意している滞納処分の停止や債権放棄の経路を経ずに、時効中断措置を執らずに債権を時効で消滅させて不納欠損処理をすることは、適法ではない。

2 時効消滅を待って不納欠損処理することも、滞納処分の停止後3年の経過による債権消滅を待って不納欠損処理をすることも、徴収できないことに変わりがないのに、後者の場合は余分な事務が必要と考えることは、相当ではない。なぜなら、時効中断措置を執らない場合は、その措置をした判断の正当性が徴収担当職員の主観に委ねられ、それ以外の者がその判断の当否を検証することができないことになるからである。

3 この意見に対し、債務者が貧困層に属してて、しかも債務者が多数である場合にいちいち財産調査を強いることは、事務作業が煩雑で、個々の債権額が比較的少額であることも併せ考慮すれば、現実的ではないとの反論が予想される。しかし、債務者が貧困層に属する場合の財産調査は、居宅の不動産登記全部事項証明書又は賃貸借契約書写しの取得、収入を入金し、家計費が支出される口座の預金通帳の一年分の写しの取得、世帯全員分の住民票写し等の家族構成が分かる資料、そして督促のための臨戸や電話での会話によって収集された債務者の生活状況についての徴収担当職員作成の報告書が揃えば、充分ではないかと思われる。この様な資料を定期的に更新していれば、財産調査は、困難ではない。そして、債務者が多数であることは、そもそも、自治体業務の管理体制の問題であること、及び債権者が多数となる原因の一つとして、徴収困難な債権につき、滞納処分をせず、滞納処分の執行停止もしないこともあると考えられることから、時効消滅を待って不納欠損処理をする不適法な債権管理をすることを正当化するものとは認められない。

4 最高裁判所平成16年4月23日判決・最高裁判所民事判例集58巻4号892頁は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債

権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」と判示している。これは、私債権についての判例であるが、公債権にも当てはまる法理である。そして、徳島地方裁判所平成17年5月16日判決は、税徴収権を時効消滅させたことにつき、自治体の長の不法行為責任を認めている。時効中断措置を執らずに、債権が時効で消滅するに任せることの理由が、債権が多くて管理が行き届かないということであれば、それは、上記最高裁判例が示す例外に当てはまることではないと考えられる。

- 5 債権の消滅後に債務者をして債務を承認させても、債権は復活せず、消滅したままであるから、消滅時効期間経過後に債権を徴収することはできず、これを徴収することは、適法ではない。

第3節 強制徴収公債権の債権管理事務についての意見

第1款 徴収について

第1目 差押え

第1 差押えの実施状況

- 1 監査の対象とした強制徴収公債権は、債権番号5、16ないし18、22、23、29、52ないし54、67ないし70、73及び74の債権である。そのうち、差押えをした事例がある債権は、債権番号29及び73の各債権である。債権番号54は、滞納処分の停止をしている債権である。
- 2 それ以外の差押えをした事例がない債権は、滞納者についての財産調査が不十分であり、差押えをした事例がないことの原因が、差押えをすることができる財産がないためであるとは、認められなかった。では、何故、差押えをした事例がないのか、その謎を解く鍵となりそうな事例が、債権番号16にあった。その事例は、健康福祉センターから、県の主務課に対し、特定の債権につき差押えを具申したが、担当者が再考を求める回答をした事例であった。担当者が再考を求めた理由は、①先例がない、②福祉的意味合いを持つ債権について滞納処分をして良いか疑問がある、③徴収マニュアル等の統一的基準がないので公平性を確保できないというものであった。

第2 意見

1 差し押えをするかどうかは、個々の事例において、まず、財産調査をして、差し押さえることができる財産があるかどうかを調査し、差し押えをすることができる財産がある場合、原則として差し押えをしなければならず、例外として差し押えをしなくても良い場合は、財産調査によって、換価の猶予をすることができる事情があることが分かった場合（地方税法15条の5の1ないし3、国税徴収法151条）、及び債権の種類や金額、財産と滞納者の生活又は経営との関係や価額、滞納者の誠意を考慮すれば、差し押えよりも分納を選択する方が相当であると判断される場合である。

それゆえに、財産調査をせずに、およそ差し押えはしないという方針の下に差し押えをしないとするのは、その債権管理方針が不適法ということなる。

2 先例がないという理由は、法律が認めている裁量の範囲内においては意味を持つが、その裁量は、上記の諸事情を総合考慮して判断する限りにおいて認められるのであるから、それをせず、抽象的理由でもって差し押えをしないという結論を出すことは、もはや裁量の範囲内での判断ではない。社会福祉的意味合いを持つ債権について差し押えをして良いのかという疑問は、債権の発生を定めている法律、その債権を強制徴収公債権と定めている法律に対する疑問であり、また、社会福祉の諸制度の内容を考慮しない考え方でもあり、差し押えをしないことを正当化するものではない。そして、統一的基準がないため公平性を確保することができないという理由は、差し押さえることができる財産を保有している滞納者も差し押えを免れてしまうという実質的公平を欠く結果を考慮しない考えである。

3 債権番号17、18の債権は、児童措置費等であり、児童の家庭の貧困対策の福祉であり、債務者が貧困者であるとの蓋然性が高いとはいえ、法が認めた滞納処分を一律に行使しないことは不適法であり、これを行えば新たな虐待が生ずるおそれがあると決めつけることも相当でない。財産調査をし、滞納処分をすることができる財産があるかどうかを確認し、その上で、滞納処分をすることが相当かどうかを判断する必要がある。

4 差し押さえることができる財産がある場合は、その財産を差し押えて換価することによって徴収することができる場合であり、差し押えは、それをして徴収するための権限であるから、一律にその権限を行使しないことにすれば、未収金が増加する

ことは当然のことである。差押えをした事例がない債権の主務課において、そのような方針や暗黙の了解が存在するのであれば、それは改められたい。

第2目 分納

第1 分納の管理状況

- 1 滞納債権につき、分納されている場合、返済計画が作成されている事例と返済計画が作成されていない事例があった。後者は、徴収担当者が指導を繰り返しても、滞納者が返済計画を作成しない場合であった。返済計画は、滞納額全額を支払うことを前提としているため、滞納額が多額である場合、計算期間が著しく長期間になっている事例もあった。返済計画の作成は、滞納者の判断に基づいて作成されていて、主務課又は徴収を担当する出先機関の徴収担当者が、滞納者の支払能力を調査して、これに基づいて作成されていると認められる事例は、債権番号29の債権には事例があったものの、ほかには見当たらなかった。
- 2 返済計画が作成されている場合も、返済計画のとおりに分納されていない事例もあった。返済計画が作成されていない事例や返済計画のとおりに分納されていない事例は、催告して、不定期に不定額が分納されている事例もあれば、納付されないまま経過している事例もあった。

第2 意見

- 1 差し押さえることができる財産は、給与以外にないために分納させる場合、又は給与以外にも差し押さえることができる財産はあるものの、換価を猶予することができる事情があるために分納させる場合、或いは分納させる方が差押えをするよりも徴収するに有利である場合は、滞納者をして分納計画を立てさせることになるが、その際、滞納者の判断任せにせず、財産調査をして、その支払能力に応じた合理的な分納計画を共に検討して作成することが望ましい。調査すべき事情としては、滞納者が自然人の場合は、その職業、収入、家族構成及び生活実態等であり、滞納者が会社の場合は、事業の内容、経常損益及び営業実態等である。これらの事情を調査し、これを裏付ける資料を収集し、整理して、滞納者の支払能力を的確に把握すれば、滞納者の支払能力に照らして合理的で、徴収に有利な分納計画を立てさせることができる。そのような分納計画は、支払能力の範囲内で、滞納者の支払意思に基づいて作成されているため、再度の遅滞を生ずる可能性が少なく、滞納者の任意

の納付によって計画的に収納することができるため、徴収担当者の債権管理事務の労力と精神的負担を大きく軽減させることになる。これに対し、合理的な分納計画がない場合、催告を繰り返し、出先機関が徴収する場合は度々臨戸して催告し、不定期に少額ずつ納付させることを長期間続けることになり、債権管理費用が嵩み、それが徴収額よりも多額になる事例が生ずることにもなる。

そこで、分納をさせるときは、財産調査をして、滞納者の支払能力に応じた分納計画が作成されることを重視する債権管理に改められたい。

- 2 滞納者がその時点で支払える不定額を不定期に納付するのであれば、経済的には納付の継続に限界はないが、滞納者は、いつまでも催告に追われ、経済的なゆとりは得られず、現状の経済的状況から抜け出せず、精神的負担も大きく、年月を経るに連れて納付意欲が減退するおそれもある。他方、徴収する側も、債権管理が長引き、管理費用が徴収額を上回ることになり、効率的、経済的、合理的な債権管理からは程遠いことになる。それゆえ、分納させる場合、改めて滞納者の支払能力を調査し、支払能力に応じた合理的な金額を分納させることにし、同時に、分納の期間を完済までとせず、一定の期間、例えば5年、あるいは、債権の性質上容易に減免することが相当ではない場合でも、10年に限定し、その期間内に納付すべき金額を全額納付した場合は、それを条件として、残金は放棄するという債権管理方法にすれば、滞納者の納付意欲が高まり、徴収率は上がり、再度滞納が生ずる可能性は減少し、債権管理に要する経費は大きく軽減されることになると見込まれる。

そこで、分納期間を限定し、残金は放棄する債権管理方法を検討されたい。

第2款 滞納処分の執行停止

第1 実施状況

- 1 債権番号52ないし54は、財産調査をして、差し押さえることができる財産がないことを確認した上で、滞納処分の執行停止をしている債権である。債権番号29の債権にも、そのような事例が見られた。そのほかの債権は、滞納処分をすることができる財産がないと認められる事例においても、滞納処分の執行停止をせず、催告して少額を不定期に分納させて徴収することを繰り返していた。その結果、全額徴収するまでの期間は長期化することになるが、債権番号29の債権においては、

計算上、数百年以上となる事例が多数あった。

- 2 債権番号29の債権に、債務者は法人であるが、営業を廃止して清算中であり、資産もない状態であるのに、長年、その清算人に対して催告を繰り返しているうちに、清算人個人の収入から分納させるようになったという事例があった。また、債権番号73の債権に、不動産を差し押さえたものの、平成22年に、差し押さえた不動産に換価価値がないことが判明したのに、その後も、催告を繰り返している事例があった。その平成27年度の徴収は、都内の滞納者方を三度訪れて、合計2万3000円であった。
- 3 債権番号17、18の債権は、滞納処分の執行停止はせずに、時効中断措置を執らず、債権が時効で消滅するに任せていた。

第2 意見

- 1 債権番号29の上記事例は、営業を廃止して長く、収入も資産もなく、清算手続中であることから、国税徴収法153条1項を適用して滞納処分の執行停止をし、その上で同条5項を適用して即時に債権を消滅させることができる事例である。債権番号73の事例も、同条項の適用もあり得るが、少なくとも同条1項を適用して滞納処分の執行停止をし、同条4項を適用して債権を消滅させるべき事案である。

しかも、債権番号29の債権は、長らく催告を繰り返しているうちに、法人の債務と代表者個人の責任とを混同して、清算人個人の財産から徴収するという適法でない徴収をしているという事例であり、滞納処分の執行停止をすべきなのにしないことによって弊害が生じた事例である。この二つの債権につき、滞納処分の執行停止をしないことは、著しく不当である。この二つの債権の滞納額の合計は、約7241万円である。この二つの債権を、滞納処分の執行停止によって消滅させれば、未収金が約7241万円も減少することになる。滞納処分の執行停止をするには、財産調査をする必要があるが、上記事例は、いずれも、相当詳細な情報を収集済みであることが窺われるので、財産調査は、形式的に確認する程度で足りるものと考えられる。一般論としては、財産調査は、事業の停止又は廃止の有無、事業再開の見込みの有無、滞納処分できる財産の有無を調査する程度で足り、その調査をするには、強制的調査権限がある上に、滞納者の代表者に対して、滞納処分の執行停止を判断するための財産調査であることを説明すれば、財産調査の協力が得ら

れる可能性が高いと考えられるので、財産調査は、困難ではないと考えられる。

よって、債権番号29、73の債権については、滞納処分の執行をすることができる財産がないことを確認した上で、滞納処分の執行を停止し、即時に債権を消滅させることを検討すると共に、ほかの徴収困難な債権についても、滞納処分の執行停止をすることができるかを検討されたい。

- 2 債権番号17、18の債権は、時効で債権を消滅させることが常態化しているが、これは不適法な行為である。これらの時効消滅した債権は、5年以上納付がないということになるが、滞納処分をしていないため、差し押さえることができる財産がないと判断している可能性もあり、そうであるとすれば、財産がないことを確認して滞納処分の執行停止をする必要がある。同じ債権の消滅であっても、時効消滅による債権消滅は不適法であり、滞納処分の執行停止による債権消滅は適法であるから、後者を選択しなければならない。差し押さえることができる財産がないのであれば同じであるとはいえない。それを調査して確認し、差し押さえることができる財産がないという事実に基づいて債権を消滅させるという手続をすることによって、債権管理の適法性が担保されることになるからである。居宅不動産の所有の有無は、不動産登記全部事項証明書を取得すれば足り、預貯金の残高、収入及び家族状況は、強制徴収公債権の場合、強制的調査権限があるため、困難ではない。そして、財産調査の目的が滞納処分の執行停止による債権消滅にあることを説明すれば、滞納者の協力が得られやすくなるので、財産調査は、更に容易になる。

よって、債権が時効で消滅するに任せず、財産調査をして、滞納処分の執行停止を検討する債権管理方法に改められたい。

第3款 財産調査

第1 財産調査の実施状況

いずれの債権についても、滞納者の財産調査が充分になされているものと認めることができる事例は、少なかった。社会福祉の諸施策に基づく債権においては、一部の出先機関で預金調査や所得調査がなされていたが、滞納処分はなされてなく、支払能力に応じた支払計画を作成するための資料とされたとも認めるに至らず、滞納処分の執行停止を判断する際の資料とする目的での調査とも認めることはできな

かった。環境保全に関わる債権については、不動産や預金等の財産調査はなされていたが、調査結果の整理は不十分であり、財産の有無、内容を確認することができる財産目録も作成されてなく、財産調査は、滞納処分をすることができる財産を探すという視点からなされていて、滞納処分の執行停止をするか否かの判断をするための資料を収集するという視点からはなされていなかった。

第2 意見

1 財産調査は、差押えをする財産の有無や価額等を調査することだけが目的ではなく、滞納者と協議して支払能力に応じた合理的な分納計画を立てることが目的である場合や、滞納処分の執行停止をして債権を消滅させることが目的である場合もある。すなわち、財産調査は、差押えをすることができるか、差押えをすることが相当か、差押えをせずに分納をさせる方が相当か、分納させるとして、どのような分納計画であれば再度の滞納が生じないようにすることができるか、滞納処分の執行を停止して債権を消滅させるべきか、それとも引き続き、不定期に不定額を納付させることを続けるべきかを、的確に判断することを目的とする。その結果、差し押さえるべき財産は差し押さえることになり、分納させるときは再度の延滞が生じないような合理的な分納計画が作成されることになり、年月を掛けても徴収が困難な債権は滞納処分の執行停止によって消滅させることができ、徴収率は上がり、未収金は減少することになる。

2 財産調査が重要視されていない理由は、催告を繰り返して、不定期に不定額を納付させるという徴収方法が主流となっていることと無関係ではないと思われる。滞納処分も、支払能力に応じた合理的な返済計画を立てさせることも、支払能力が乏しい場合は滞納処分の執行停止をして債権を消滅させることも、どれもしないということであれば、それらの事務を適正にするための財産調査も、必要性が認識されないことになるからである。逆に、それらの事務をすることが、未収金の徴収率を上げ、管理すべき未収金の件数を減らし、全体として未収金が減少することになるという認識が薄いため、財産調査の重要性も認識されていないといえる。

それゆえ、未収金を全体として減少させるためには財産調査が重要であることを認識し、財産調査を積極的に行う債権管理に改める必要があると考える。

第4款 時効管理

第1 時効管理の実施状況

- 1 債権番号17、18、23及び69の債権については、時効中断措置が不十分であった。公債権の場合、時効の援用無くして、5年の時効期間が経過すると同時に債権が消滅するが、それらの債権管理においては、時効中断措置を執らず、時効消滅を待って不納欠損処理をしていた。その件数は、債権番号17では年間約1000件に上り、債権番号18では年間約100件にも上っている。
- 2 逆に、債権番号17、69の債権管理においては、時効消滅している債権につき催告して納付させて徴収している事例も見られた。

第2 意見

- 1 県が財産として管理する債権につき、時効中断措置を執らずに消滅させることが適法ではないこと、債権が時効で消滅しているのに徴収することが適法でないことは、当然のことである。このような適法ではない行為を根絶するために、研修を義務化すると共に、調定伝票の書式に時効管理の欄を設けることが考えられる。例えば、調定伝票に、時効管理の項目を設け、督促の年月日及びその翌日から5年間が経過する年月日を記載し、その4年後に、それ以前の新たな時効中断事由の有無を確認し、そのうち直近の時効中断事由、その年月日、及びその日から5年を経過する日を記載する欄を作って管理すれば、時効中断措置を失念することはないはずである。
- 2 債権の時効消滅を待って不納欠損処理をすることは、社会福祉的制度において発生する未収金を管理する主務課の債権において常態化しているが、県の財産を消滅させることになるため、それは適法ではない。そのような債権管理が常態化したまま長い年月が経過すれば、債務者らに「請求を受けても放置しておけば、いつの間にか請求されなくなる。」という認識が広まり、滞納者が増加し、債務者全般の納付意欲が減退し、徴収率は悪化し、徴収困難な未収金が増加するという悪循環になってしまうおそれがある。そうならないようにするために、債務者らに、「請求されなくなったことも法令に従った処分がなされたためであり、そのような処分がなされない限り支払義務から免れることはできない。」という認識が浸透するような債権管理をすることが重要である。

3 そこで、時効管理が適切になされるように債権管理を改められたい。

第2章 非強制徴収公債権・私債権の債権管理事務

第1節 監査対象とした非強制徴収公債権・私債権

第1 非強制徴収公債権は、行政処分によって発生する債権であるが、強制徴収権が付与されていない債権であり、私債権は、契約、不法行為、事務管理、不当利得によって発生する債権である。いずれの債権も、強制的徴収は、裁判所や執行官が行う強制執行手続によってなされる。両者の違いは、消滅時効において、援用の要否と時効期間に現れる。すなわち、援用の要否については、強制徴収公債権は債務者の援用なしに消滅し、またその利益を放棄することもできないが（自治法236条2項）、私債権は債務者の援用なしには消滅せず、そして消滅時効期間については、強制徴収公債権は5年であり（同条1項）、私債権は、民法や商法等で定められ、通常は10年であるが、短期消滅時効の定めもあり、債権の特質に応じて様々である。

第2 ここで監査の対象とする債権は、監査対象債権一覧表の債権の種類欄に、非強制徴収公債権、私債権と記載した各債権である。

第2節 非強制徴収公債権・私債権の管理に係る法令等

第1款 歳入の収入手続の進行

非強制徴収公債権・私債権についても、債権の行使により金銭を収入する手続は、まず調定に始まり、これに基づいて納入通知がなされ、納入通知に指定した納入期限までに全額納付されないときは、納付期限を指定して督促する。督促で指定した期限までに全額納付されないときは、強制執行等がなされることがある。滞納者において支払が困難な事情があれば、履行延期特約・分納特約等がなされることもあり、滞納者において支払が著しく困難である等の事情があれば、徴収停止にすることもできるが、徴収停止にしても、債権は消滅しない。これに対し、免除すれば債権は消滅するが、要件が厳格に過ぎ、適用することができる場合が少ない。そこで、滞納者に支払能力がないために徴収困難な被強制徴収公債権及び私債権を消滅させる方法として、一般に債権放棄が選択されている。

以上の手続について、以下、簡略に説明する。

第2款 調定から督促まで

第1 歳入を収入するときは、調定して納入通知をしなければならない（自治法231条）。

第2 非強制徴収公債権・私債権の督促については、地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）171条に、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されている。

第3款 徴収について

第1目 強制執行等

第1 督促した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として、①担保権の実行等、又は保証人に対する履行請求、②債務名義がある場合は強制執行手続、③担保が設定されてなく、債務名義もなく、保証人もいないときは、訴訟手続をしなければならない。

第2 相当期間とは、債務者が納付書を受け取ってから納付するのに必要な期間である。なお、国税通則法40条は、滞納処分を行う要件として、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合」と定め、国税徴収法47条も、差押えの要件として、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」と定めているので、10日が目安になると解される。

第3 履行しない場合とは、納付すべき金額を全額納付しないという意味であって、内金を納付したにとどまる場合は、履行しない場合になると解すべきである。

第2目 履行期限の繰上げ

第1 手続

非強制徴収公債権及び私債権につき、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、履行延期特約等をすべき事由があるときは履行期限を繰り上げないことができる（自治法施行令171条の3、171条の6第1項）。

第2 要件

履行期限を繰り上げることができる場合は、契約に基づく場合と法律に基づく場合とがある。契約に基づく場合は、分納の合意をした場合に、履行期限の繰上げも

併せて合意した場合であり、法律に基づく場合は、民法137条に基づく債務者が破産開始決定を受けたとき、債務者が担保を滅失させたとき、同法930条に定める限定相続をしたとき等がある。

第3 期限の利益喪失約款の必要性

分納の合意をしたときは、期限の利益喪失条項を定める必要がある。これを定めておかない場合、先に履行期限が到来した分納額の納付がなされていないのに、後に到来する履行期限を待たなければならず、不合理だからである。

第3目 債権の申出等

第1 配当の要求等

債務者が、強制執行を受けたとき、又は破産手続の開始決定を受けたことを知ったときは、配当の要求等をしなければならない（自治法施行令171条の4）。

第2 債権保全

債務者が財産を処分し、あるいは、隠匿するおそれがあり、債権の収納が困難になるおそれがあるときは、担保の提供や保証人を立てるように求めたり、裁判所に対し、仮差押えや仮処分を申し立てたりする等の措置をしなければならない。

第4款 徴収停止等・放棄

第1目 徴収停止等の措置についての規定

自治法施行令は、非強制徴収公債権、私債権の徴収においても、一定の要件があれば、徴収停止、履行延期特約等、更には、免除することを認めて、債権を徴収する自治体の利益と債務者の利益との調和を図っている。

第2目 徴収停止

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、①法人である債務者が事業を休止し、事業を再開する見込みがなく、かつ、強制執行の費用をこえる財産がないとき、②債務者の所在が不明であり、かつ、強制執行の費用をこえる財産がないとき、③債権額が少額で、取立てに要する費用に満たないときであって、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（自治法施行令171条の5）。

第3目 履行延期特約等

第1 要件

債務者が、①無資力又はこれに近い場合、②債務の全額を一時に履行することが困難であり、かつ、その資産の状況によれば、履行期限を延期した方が徴収上有利である場合、③災害に遭う等して、債務の全額を一時に履行することが困難である場合、④債務の全額を一時に履行することが困難であり、弁済について誠意を有していて、債権が損害賠償請求権又は不当利得返還請求権である場合、⑤貸金を第三者に貸し付けた場合に、第三者につき①ないし③の事由があるために、履行期限に履行することが困難である場合、あるいは、履行期限に履行できなかった場合は、履行期限を延期し、あるいはそれと共に分納にすることができる（自治法施行令171条の6第1項）。

第2 遅延損害金

履行期限を延期する以上、履行遅滞による損害賠償金等は発生しないが、履行期限を徒過して、既に発生している損害賠償金等は、徴収しなければならない。

第3 債権放棄

履行延期特約等は、履行期限を延期し、あるいはそれと共に分納特約等をすることによって、納付することが比較的容易になる場合を想定したものであり、履行期限を延期し、あるいは分納特約をするによっても、納付が比較的容易にならない場合は、履行延期特約等ではなく、後述の債権放棄を検討すべきである。

第4目 免除（自治法施行令171条の7）

第1 要件

- 1 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるために、自治法施行令171条の6第1項の規定により、履行延期特約等をした場合に、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期をした場合は最初に履行延期をした日）から10年を経過した後において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、債務及びその損害賠償金を免除することができる。自治法施行令171条の6第1項5号の場合は、債務者から貸付けを受けた第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期特約等をした場合に、免除することができる。

2 免除することについて、議会の議決は必要ない。

第2 保証人がいる場合

主たる債務者につき、免除できる場合であっても、保証人がいるときは、保証債務につき免除できるかどうかを先に判断すべきであり、保証人に支払能力があり、免除できないときは、主たる債務者も免除することはできない。主たる債務者を免除すると、保証債務の附従性により保証債務も消滅するからである。

第5目 債権放棄

第1 非強制徴収公債権及び私債権については、自治法施行令171条の5を適用して徴収停止をしても、債権は消滅しない。そして、自治法施行令171条の7を適用して免除することはできるが、要件が厳しく、適用の範囲は狭い。それゆえ、非強制徴収公債権及び私債権については、債権放棄が重要になる。なお、徴収停止にした場合、時効中断措置を執らないこともできるが、時効期間が経過しても、債務者が時効を援用しない限り債権は消滅しないので、債権を消滅させる方法としては、効果的ではない。

第2 債権放棄をするには、原則として議会の議決が必要であるが、県では債権の金額が1万円以下であれば、知事の専決処分により議会の議決は不要である。

第5款 財産調査

第1 財産調査の必要性

債務名義を得て強制執行するにしても、強制執行に備えて、仮差押えをするにしても、債務を分納させて収納するにしても、あるいは、免除や債権放棄をするにしても、それらを適切に行うには、債務者の資産、収入等の財産調査は、不可欠である。

第2 財産調査の方法

1 非強制徴収公債権及び私債権は、強制徴収公債権に認められている強制的調査権限はない。しかし、申請等の際に資産、収入、家族等の状況を聴取し、資料を提出させておけば、支払能力はある程度調査できる。債権が滞納されたときは、滞納者を呼び出して、これらの資料に基づいて聴取し、新たな資料を提出させることによって調査することができる。呼び出すに際して、支払能力がない場合には、分納す

ることができる場合や徴収停止もあり得ると事前説明すれば、財産調査への協力が得られ易くなる。

- 2 呼出しに応じない場合は、財産調査の目的やこれに応じない場合には法的手続もあり得ることを説明した調査書面を送付して、必要事項を記載して関係書類と共に返送させ、その上で、必要に応じて電話で事情を聴取して調査するか、臨戸して事情聴取するか、あるいは法的手続に進み、その手続において出頭した滞納者から事情聴取するか、とにかく、滞納者との間で正しい債権管理をするための話し合いをするとの認識が形成されているという信頼関係を築くことが必要である。仮に、滞納者が法的手続に出頭しない場合は、判決を得て強制執行をすることになるが、その時点でも話し合いの機会はある。

第6款 時効管理

第1 非強制徴収公債権・私債権の消滅時効

1 時効期間・時効の援用

- (1) 非強制徴収公債権は、債務者の時効援用がなくても消滅し、時効期間は5年である（自治法236条1項、2項）。
- (2) これに対し、私債権は、民法が適用されるので、債務者の時効援用がなければ債権は消滅せず、時効期間は、普通の債権は10年であるが、債権によっては短期の消滅時効が適用されることもある（民法167条以下）。

2 時効中断事由

時効中断事由については、私債権も公債権も民法の適用を受ける（自治法236条3項）。その結果、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、承認によって中断する（民法147条）。これに加えて、納入の通知及び督促によっても中断する（自治法236条4項）。なお、督促が時効中断効を持つのは最初の一回目だけであり、二回目以降は催告としての効力となる。競売の申立は、判例によって時効中断効があると解されている。催告は、6カ月以内に訴えの提起等を行わなければならない（民法153条）。

第2 時効の中断

- 1 強制徴収公債権以外の債権について、履行期限までに納付しない者がいるときは、

期限を指定して督促しなければならない（自治法231条の3第1項、自治法施行令171条）。督促によって債務者が納付すれば、債務の承認になって、時効は中断する。債務者が、納付しない場合も、債務を承認すれば時効は中断するが、後日のために債務の承認は、書面でなさせるべきである。印は実印を用いさせ、印鑑証明書を添付させれば、後日争われても敗訴する可能性は著しく少なく、それゆえ、紛争が起こらない。督促後相当期間経過後に履行されないときは、原則として、担保権が設定されている場合にはこれを実行し、担保権の設定がなく、債務名義がない場合は、訴訟手続を執らねばならず（自治法施行令171条の2）、この担保権の実行や訴訟手続によって、消滅時効は中断する。

2 債権は、県の財産であるから、時効期間が経過する前に時効中断措置を執らないことは、適法ではない。ただし、徴収を停止した場合は、債権の保全も取立てもしないことができるため（自治法施行令171条の5）、時効中断措置を執る必要がないと解される。

3 私債権については、何らかの事情で、時効を中断させる手続がなされないまま10年間が経過しても、債務者が時効を援用しない限り、債権は消滅しないから、不納欠損処理をすることはできない。不納欠損処理をするために、時効の援用を促すことは、適法ではない。他方、債務者が時効を援用して債権が消滅した後は、催告することも、徴収することも、適法ではない。

第3節 非強制徴収公債権・私債権の債権管理事務についての意見

第1款 徴収について

第1目 連帯保証人に対する履行の請求

第1 履行の請求の実施状況

1 監査の対象とした債権のうち、連帯保証契約がなされている債権は、債権番号4の介護福祉士等修学資金貸付金、11ないし15の母子父子寡婦福祉資金貸付金等、25及び26の保健師等修学資金貸付金返納及び同延滞利子、27の理学療法士等修学資金、32及び33の設備近代化資金貸付事業等償還金及び違約金、39ないし44の農業及び林業の改良又は改善資金等、83、85及び86の県営住宅家賃及び駐車場使用料等の各債権である。これらの債権のほとんどにおいて、

連帯保証人に対しては、主たる債務者に対して納付を促して欲しいと要請するにとどまり、履行の請求はなされていないことが多かった。債権番号86の県営住宅家賃は、建物明渡しと滞納家賃の支払を求めて訴訟を提起するときに、連帯保証人を被告に加えていなかった。連帯保証人に対して履行請求をしている事例は、債務者が行方不明である場合や自己破産して免責されている場合が目立った。社会福祉に係る債権につき、主務課の担当者に対し、連帯保証人に対して履行の請求をしない理由を尋ねたところ、主たる債務者と連帯保証人との双方に請求することはできない、全国の自治体のどこがそれをしているのかと反論されたことがあった。

2 連帯保証人に対する連絡も遅く、債権番号43、44において、連帯保証人に対して連絡をした時点で滞納額が多額に上っていて、連帯保証人が、滞納額が少ない時点で連絡がなかったことに不満を持ち、元金は支払ったものの、違約金の納付はされていない事例もあった。また、債権番号11ないし15の債権において、連帯保証人に連絡しようとしたところ、連帯保証人が転居していて、かつ5年が経過していて住民票の除票が消去されていたために、転出先が分からず、しかも、本籍地記載の住民票を提出させていなかったため、戸籍の附票から転出先を調査することもできないという事例もあった。

第2 意見

1 連帯保証人は、主たる債務者と共に納付義務を負う者である。主たる債務者が督促されて期限までに納付しなかったときは、連帯保証人に対して履行の請求をしなければならない（自治法施行令171条の2第1号）。履行の請求とは、連帯保証人に対して納付を請求することであり、これをしないで、主たる債務者に納付するよう指導を求めることは、履行の請求をしていないということであり、適法でない行為である。連帯保証人に対して連絡した時期が遅れることは相当ではない。その結果、滞納額が多額になって、違約金の納付はされていない事例や連帯保証人の転居先が不明となった事例は、連帯保証人に対する履行の請求が遅れることによって、未収金の徴収が困難になった事例である。連帯保証人に対して履行の請求をしないという債権管理方法が常態化しているともいえる状況は、未収金の滞留及び管理期間の長期化の原因の一つとなっていると考えられるので、債権の滞納が生じたときは、速やかに連帯保証人に対して履行の請求をする債権管理方法に改められたい。

2 主たる債務者に対する債権と連帯保証人に対する債権とは、実質的に一つの債権であり、主たる債務者と連帯保証人の双方から重複して徴収することはできず、双方に同じ納付書を送付することは、ためられるという発言もあった。ところで、主たる債務者が行方不明の場合や自己破産して免責されている場合は、主たる債務者には納付書を送付せず、連帯保証人に対してのみ納付書を送付する場合であり、重複して徴収するおそれはない。連帯保証人に対して履行の請求がなされない原因は、このような事務処理又は、会計処理上の問題があるためではないかと考えられる。そこで、主たる債務者に対する債権の調定と連帯保証人に対する調定とを同時に行い、その両名の調定書を1通にし、主たる債務者と連帯保証人とのいずれが納付したかを記帳する欄を設けて、納付者が誰かが分かるようにし、納付書は、事前に協議して、主たる債務者と連帯保証人とに納付額を分けて作成するか、滞納する事情がある主たる債務者には納付書を送らず、当面連帯保証人だけに納付書を送付するか、あるいは、双方に納付書を送付するが、その納付書に双方に納付書を送付した旨を付記する等、連帯保証人から徴収し易くなるような技術的方法を検討することが望まれる。

第2目 連帯債務者に対する履行の請求

第1 連帯債務者に対する履行請求の状況

監査の対象とした債権のうち、連帯債務者が存在する債権は、債権番号11ないし15の母子父子寡婦福祉資金貸付金等である。債務者は、借受手続をした者と借り受けた資金を学資とする子どもであり、両者は、連帯債務者とされている。ところが、調定は、返済する者として申し出た者に対してのみ行い、もう一人の連帯債務者は、その調定伝票に付記されるだけであり、滞納となった後も、督促やその後の催告も、調定された債務者だけを相手にしてなされていて、連帯債務者に対しては、事情を聴く程度であった。

第2 意見

連帯債務者は、借受人と同様に納付義務を負う者であり、返済する者として届け出た者が滞納しているのに、他方の連帯債務者に対して履行を請求しないことは、債権管理を怠ることである。借受人に加えて貸付金を学資等にした子どもをも連帯債務者にして、滞納を防ごうとする制度趣旨にも反することであり、そして、未収

金が増加する原因ともなる。返済する者として届け出た者が滞納したときは、他方の連帯債務者に対しても請求するように債権管理方法を改められたい。

第3目 訴訟手続

第1 訴訟手続の実施状況

訴訟手続を執っている債権は、平成27年度ではなかった。平成26年度以前においては、債権番号86の県営住宅家賃では、訴訟が提起されていた。その他の債権でも、過去に支払督促がなされた事例もあったが、送達ができず、徴収の目的を達していなかった。訴訟費用については、財政課の説明によれば、予算が組まれていないものの、予算の流用で対応できるとのことであった。しかし、これを知らずに、訴訟提起をしない理由として、予算が組まれていないことを挙げた担当者がいた。また、訴訟提起には専門知識と実務能力を身に付けることが必要であり、徴収担当者をしてそれを身に付けさせるためには、研修を行うことが必要であるが、そのような実務的な研修は行われていなかった。

第2 意見

- 1 滞納者を呼び出しても、応じないため、滞納している事情を聴くことができないとき、あるいは、面談に応じても、建設的な協議ができないときは、債権額が少額であって取立てに要する費用に満たないと認められる場合、その他、訴訟手続を執らないことに合理的な理由がある場合以外は、訴訟手続をすべきである。訴訟手続として、まず支払督促を申し立てれば、滞納者が異議を申し立て、分納を申し出ることがある。この場合は、裁判所を通して、滞納者の支払能力を聴き、これを確認するために必要な資料を提出させ、これに基づいて納付方法を協議し、支払能力に応じた分納計画を立てさせることができる。その結果、滞納者の支払能力に応じた金額を、効率的に、遅滞なく、分納させることができる。和解調書は、懈怠約款が付される上に、債務名義となるので、滞納者が和解で定めた支払方法を怠ったときは、強制執行を申し立てることができる。
- 2 債務者が支払督促に対して異議を申し立てない場合、仮執行宣言の申立が可能となり、仮執行宣言付支払督促に対しても債務者が異議を申し立てない場合、差押えをすることができる。差押えまで手続が進めば、滞納者が話し合いを求めて来て、支払能力に応じた分納が実現する可能性もある。差し押さえるべき財産がない場合、

動産執行を申し立てて、執行官に同行すれば、生活状況が分かるし、話合いの機会も生ずる。滞納者が支払能力に乏しい場合は、執行不能を経て、放棄することも可能となる。

3 このような手続を順次するようになれば、徴収率が上がると見込まれる。

よって、滞納者が呼び出しに応じないときは、積極的に訴訟手続をするという債権管理に改められたい。

第2款 徴収の減免等

第1目 履行延期の特約等

第1 分納についての管理事務

滞納債権につき、催告を繰り返して不定期に不定額を納付させている事例が多く、分納計画を立てさせてこれに基づいて納付させている事例は、少なかった。分納計画を立てさせている事例も、滞納者の支払能力を調査した上で、自治法施行令171条の6第1項を適用して履行延期等をし、分納特約等をしていると認められる事例は、平成27年度から始まった弁護士委託の事案だけであった。そして、弁護士委託の事案以外に、滞納者の支払能力に係る資料が債権管理簿に綴られているものはなかった。それゆえ、債権番号25の保健師等修学資金貸付金返納等の修学資金貸付は、貸付けを受けた期間内に月賦等によって完済すべきことが条例で定められているところ、この規定に基づけば返済期間は3年であるのに、返済期間を14年間とする分納特約をしていたが、何故このように長期間となったかが不明であった。また、債権番号10の児童扶養手当返還金は、分納期間は5年間であるが、最終月に多額の残債を一括して返済するという返済計画を立てさせ、最終月に至ると、その残額につき、同様の返済計画を内容とする分納特約をすることを繰り返している事例が、複数見られた。

第2 意見

1 自治法施行令171条の6第1項を適用して履行延期特約等をした上で分納特約等をした場合は、既に発生した遅滞による損害賠償金は免除されないが、履行延期特約が締結された以降は、遅滞はないので、新たに損害賠償金が発生することはない。しかし、履行延期特約が結ばれていない場合は、分納特約に基づいて納付し

ていても、遅滞による損害賠償金は発生し続ける。その結果、分納計画に基づいて納付しているのに、遅滞による損害賠償金が増え続けることになる。仮に、遅滞による損害賠償金の年額の1/2以下の金額を月払額にした場合は、債務総額は増加し続けることになる。かかる場合、滞納者において、これを認識していない可能性がある。遅滞による損害賠償金の調定は、元金を完済した後になされるのが通常であるが、分納計画に基づいて支払い終わった後に遅滞による損害賠償金の支払を請求すれば、滞納者との間で紛争が生ずる可能性があり、仮にそうでないとしても、遅滞による損害賠償金を納付させることは困難であり、未収金が増えることになる。それゆえ、分納特約をするときは、財産調査をして、自治法施行令171条の6第1項1号ないし第5号の要件の有無を調査して、履行期限を延長することができるときは、履行延期特約の締結等をするという債権管理に改められたい。

- 2 分納計画は、財産調査によって滞納者の支払能力を調査し、その支払能力の範囲内で作成すべきである。これによれば、再度の滞納が生ずる可能性は少なく、徴収事務に要する労力が軽減されるからである。1カ月の支払額が支払能力の範囲内であっても、滞納額が多い場合は、完済するまでに長期間を要することになる。しかし、分納の期間が長くなれば長くなるだけ、事故や病気等で支払能力が低下し、又は支払能力が失われて、納付が止まる可能性が高まることになる。事故や病気にならないとしても、分納は、収入から使える金額が減少することを意味するから、分納期間が長期間になれば、滞納者に与える経済的負担も、精神的負担も重くなり、滞納者の納付意欲が低下して、収納率が低下するし、滞納者の心身に悪影響を及ぼし、滞納者が貧困から抜け出すことが困難になる。福祉的な施策に基づく制度において発生した債権であれば、その施策の理念に反する債権管理の仕方になる。そもそも、分納期間が長くなればなるほど、分納特約の成立は困難となる。滞納者において、分納特約を締結する利益が乏しいからである。それゆえ、滞納者の支払能力に応じた金額を分納させる場合も、期間を一定期間に限定し、その期間内に分納計画に従って納付する金額の合計額をこえる部分は、その残金はこれを放棄することを条件とすることが望ましく、これによって、分納特約が成立する件数は増加し、分納が再び滞る可能性は小さくなり、徴収率は上がり、その後の未収金の管理は容易になると見込まれる。

徴収困難な債権につき、債権放棄を条件とする分納特約を検討されたい。

第2目 徴収停止

第1 債権管理の実態

債権番号19、21の債権の債務者は、同一の社会福祉法人であり、平成6年に解散命令を受けて解散して事業を休止して収入が途絶えた。なお、同社会福祉法人は、解散命令の取消しを求める行政訴訟を提起したが、敗訴し、平成13年に敗訴判決が確定している。他方、福祉施設が置かれていた不動産は平成8年に競売されており、同法人は、事業を再開する見込みもない状況に陥った。ところが、主務課は、その後も20年以上、一年に一回、清算人に対し、法人を納付者とする納付書を送付し又は都内の清算人の自宅を訪れて納付書を交付して、催告を繰り返している事例である。清算人は、その間に、高齢となり、平成28年に死去した事例である。

第2 意見

滞納者は、平成6年に解散命令を受けて事業を休止し、平成8年に施設を競売されて、その事業を再開する見込みが全くなくなり、差し押さえることができる財産もなくなったのであるから、解散命令取消請求訴訟が係属していることを考慮して、徴収停止をすることができた事例である。徴収停止をしても、債権は消滅しないものの、以後保全も取立てもする必要はなくなったのである。そして、その時点で、上記経緯を確認する資料を収集して整理し、財産目録を作成しておけば、上記訴訟が滞納者の敗訴で確定した後に、債権放棄をする際の財産調査は形式的な調査をするだけで足りることになり、債権放棄議案の作成が容易になったのである。これは、現時点においても言えることである。

よって、債権番号19、21の債権は、まず、徴収停止を検討されたい。

第3目 債権放棄

第1 放棄の議案の提出状況

県が過去債権放棄した件数は、7案件のみである。県は、平成24年1月の連絡会議における意見に沿って、その後、回収不納に陥っている債権（強制徴収公債権を除く）を放棄することとし、債権放棄をするための五つの判断基準を提示し、各部課において検討することを求めた。そして、平成28年10月、私債権のうち、

①破産法の免責決定を受けた債権、②時効期間が経過した一定の債権のいずれかに該当し、かつ徴収努力を尽くしたものに限り、放棄するとの判断基準を決定し、放棄すべき債権を選別する作業を進め、平成29年2月議会に放棄の議案を提出した。

第2 意見

1 放棄をする必要性

非強制徴収公債権及び私債権については、無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期特約又は処分をした債権については、自治法施行令171条の7の規定により免除することはできるものの、最初の履行延期から10年が経過し、なお無資力又はこれに近く、弁済できる見込みがないことが要件であるため、徴収困難な債権の管理期間が長くなる。それゆえ、債権管理期間を短くして徴収困難な債権を消滅させる方法として、債権放棄が重要となる。

2 放棄の基準の必要性

債権放棄の基準が定められていない場合、放棄すべき債権の選別作業が困難になるし、放棄すべき債権の選別が恣意的になるおそれもある。それゆえ、放棄の基準を定めることが望ましい。

3 時効を基準とする場合の要件

放棄の基準の一つとして、時効完成（時効期間が経過）が挙げられているが、時効中断措置を執らないことは適法ではなく、債権は、時効の援用がない限り権利として存在しているのであるから、これのみを放棄の基準とすることは、相当ではない。これに加えて、滞納者において徴収することができる財産がないこと、又は徴収することができる財産があるものの、訴訟手続をして債務名義を取得し、強制執行をする費用が、これによって得られる徴収額が同額程度以上であり、将来においてもその状況が変わる見込みがないため、時効中断のために訴訟手続を執ることが費用の無駄であったと認められることを要件に加えるべきである。このように考えると、時効期間の経過を基準とする必要性はないことになる。

4 新たな基準

- (1) 放棄を正当化する基準は、①徴収することが著しく困難であって、たとえ今後徴収することができたとしても、その金額がその徴収に要する管理費用相当額を上回る見込みがないこと、又は、②債権の内金の納付を条件として、その残金を放棄す

る旨の分納特約を締結する場合において、滞納者の支払能力、滞納額及び債権の内容に照らして、その納付する金額及び納付期間が相当であって、その分納特約を締結することの方が、これを締結しないことよりも、徴収する上で有利であると認められることの二つとすることが考えられる。

- (2) その①の基準には、自己破産して免責された場合も、上記3の場合も、及び自治法施行令171条の5を適用して徴収を停止した場合も、全て含まれることになる。
- (3) 次に、②の基準は、徴収することが困難な未収金につき、その内金は徴収することができる債権にし、残金は消滅させて、徴収率を上げる効果を伴っていて、その意味で合理的な放棄である。この場合、以下の三つに分類することができる。
 - ① 差し押さえることができる財産はない場合において、毎月安定した収入があり、これを生活費に充てた残額から分納することができるものの、滞納金額が多くて分納期間が長期となるため、滞納者において分納特約を締結する利点がないが、分納期間を一定の期間に限定し、その期間内に納付すべき金額を全額納付することを条件として、残額は放棄することにすれば、分納特約が成立する場合
 - ② 滞納者において、多少の蓄えがあったり、親族からある程度まとまった金額の援助を受けることができたりする場合において、その金額を一括で支払うことを条件として、残額を放棄することにすれば、分納特約が成立する場合
 - ③ ①と②を組み合わせることによって、分納特約が成立する場合

第3款 財産調査

第1 財産調査の実施状況

財産調査はなされているが、十分ではない事例もあった。財産目録は作成されず、疎明資料が綴られていることもなかった。不動産については、換価するに必要な地目の現況や、時価及び周辺地域の情報が少なかった。分納計画を立てるために必要な収入や生活状況に係る情報は、債務者と折衝した際の会話を通して収集されることが多いが、滞納者と県とが滞納者の支払能力を正確に把握し、これに基づく合理的な分納計画を立てるといった目的をもった協議ではないため、情報が整理されておらず、情報を裏付ける資料の提出を求めてもいなかった。

第2 意見

- 1 財産調査は、滞納者の支払能力を調査することであり、滞納者が持つ資産及び収入から徴収する方法及び徴収することができる金額を調査することであり、その目的は、適正な徴収及び減免である。そして、徴収及び減免を適正に行うには、その目的意識を持って具体的な情報とその情報に係る資料を入手し、情報は報告書や一覧表にまとめ、資料との関係を記載して、資料を閲覧して確認できるように整理しておけば、適宜閲覧して、適正な債権管理ができるし、後日、徴収や減免の判断が適正になされたことが確認できることにもなる。
- 2 強制的な調査権限がない非強制徴収公債権及び私債権の財産調査においては、不動産登記全部事項証明書以外は、滞納者からの事情聴取で入手するほかない。滞納者から、徴収及び減免を適正に行うために必要な情報を全て聴取し、これを正確に把握するための資料を提出して貰うには、滞納者と徴収する者との間に信頼関係が築かれていなければならない。徴収及び減免を適正に行うことが双方にとって必要なことであり、財産調査は、これを目的として行われるということ、双方が共通の認識として持っていることが、信頼関係の基盤である。そのような信頼関係は、徴収する側は、まずそれを理解し、そして、滞納者に対して、丁寧に説明することによって、形成される。そのような説明は、文書、電話又は面談にて行うが、反応がない場合は、訴訟手続に進み、そこでの話し合いの機会を捉えて行うことになる。ただし、債権額の多寡、納付状況、滞納者の生活状況等に照らし、訴訟手続をすることが相当ではない場合は、説得する努力を続けながら、滞納者の反応を待ち、最終的には放棄を検討することもあると考えられる。
- 3 聴取すべき事情は、滞納するに至った事情、就業の有無、職種、収入、居宅建物の所有の有無、住宅ローン又は借借料の金額、住宅ローンの残高、家族状況、健康状態、家計の状況、給料入金口座の取引履歴、その他の預貯金の有無及び残高、車両保有の有無、そのローンの支払状況及び残高、その他の資産保有の有無及び内容等であり、提出を求める資料は、これらの情報を確認することができる資料であり、滞納者が交付されて所持しているか、交付を申請すれば入手できる官公署、金融機関又は病院等が作成した文書、取引先や勤務先が作成した文書、そして、滞納者が作成した報告書等である。

- 4 なお、滞納者を徴収担当者の執務室に呼び出して、十分な事情と資料を収集するには、滞納者をして、心を開いて事情聴取に応ずる気分させる面談室の用意が必要である。

第4款 時効管理

第1 時効管理の状況

時効管理については、分納の場合は納期を定めた分納ごとに消滅時効が進行するのに中断措置を執っていない事例や、債務者行方不明で連帯保証人が償還している場合に債務者に対する時効中断措置を執っていない事例があった。債権管理簿からは消滅時効の始期が分からない等、時効管理が不十分な事例が複数見られた。そして、消滅時効援用用紙を作成して債務者に送付し、時効援用を促している事例や時効の援用がないのに、不納欠損処理をしている事例もあった。消滅時効が完成し、債務者が援用している債権につき、自宅訪問をした事例もあった。

第2 意見

時効中断措置を執らないことも、時効援用を促すことも、時効援用がなされておらず、債権は消滅していないのに不納欠損処理をして管理を止めることも、援用されて消滅した債権につき催告することも、いずれも適法ではなく、これらの行為の再発を防ぐための債権管理事務の在り方を、改めて検討することが必要と考える。

第3章 今後の未収金管理のあり方について

第1節 過去の債権管理事務について指摘する趣旨

県の債権管理事務において、適法性又は相当性に欠ける債権管理事務が複数認められた。それらは、現在も行われているもののほかに、過去に行われたものも含まれている。しかし、それらの債権管理事務は、未収金が滞留し、管理が長期化する原因の一つとなっていると考えられるものである。そして、それらは、それがなされた当時の徴収担当者が独自の判断で行ったことではなく、その前任者がしていたやり方を人事配転時に引き継ぎ、それを踏襲していたものである。その前任者も同様であったものと推測される。専門的知識及び経験が必要な未収金の管理事務につき、研修も受けずに人事配転させられる状況では、前任者の事務処理を踏襲するほ

がなく、その状況は、今も変わっていない。そうである以上、それらの適法性又は相当性に欠ける行為は、今後も繰り返される可能性がある。県は、今後かかる債権管理事務が繰り返されないような対策を講ずるべき責任がある。

第2節 指摘に対してなすべき措置

第1款 「債権管理適正化の手引」の改定

指摘した事項は、債権管理に係る法令に違反する、又は違反するおそれがある債権管理事務行為である。債権管理については、平成20年に連絡会議が作成した「債権管理適正化の手引」がある。その水準は高いが、債権管理の概説書であり、多種多様な債権の管理の実務書として作成された手引書ではない。そこで、「債権管理適正化の手引」に、債権の種類や内容に即して、適法性、相当性を類型化し、具体例も示した記述を加え、書式も充実させて、改定する必要がある。そして、これを徴収担当者に配布して備え付けさせ、そして、徴収担当者がこれを理解してそれに従って債権管理事務を遂行できるようにするために、徴収担当者を受講者とする研修を義務化する必要もあると考える。

第2款 基本姿勢の転換

県の未収金管理の特色は、滞納者の財産調査が不十分なまま、催告を繰り返し、一方では差押えや法的手続に消極的で、他方では債務の減免を減多にしないところにある。財産調査が不十分であるため、滞納者の支払能力に応じた徴収ができず、滞納者に支払能力がなくても徴収しようとするため、多額の未収金が滞留する結果となっている。財産調査をし、差押えをすることができる財産があれば差し押え、又は法的手続をし、差し押えた財産の換価を猶予すべき理由があれば猶予し、分納することができるのであれば、支払能力に応じた返済計画を立てさせて徴収し、滞納額が支払能力をこえている場合は、その限りで徴収し、残金は、強制徴収公債権であれば滞納処分執行を停止して消滅させ、非強制徴収公債権又は私債権であれば債権放棄をして消滅させることが、適正な債権管理であると考えている。これによって、未収金の徴収率を上げ、徴収困難な未収金を減少させることができる。支払能力がなければ減免し、社会的経済的弱者が貧困から抜け出す機会を与えるという考

え方も必要と考える。

第3款 専門部署の設置等

第1 専門部署の設置の必要性

- 1 未収金の徴収事務は、高度に専門的で、一度や二度の研修で身に付くものではなく、未収金の管理事務以外の職務もしながら、高度に専門的な職務を独学で学ぶことも容易ではない。経験を積み重ねることで修得される面も多く、実務書を与えれば対応することができるというものではない。経験を重ねてようやく対応することができるようになったところに、人事配転で担当を外れるということでは、人材の育成面でも効率が悪い。
- 2 特に、個々の事案において、滞納者の支払能力を調べるために、どのような事実を調査し、資料を収集すれば良いのか、滞納者からどのようにすれば情報を引き出すことができるのか、差押えをするべきか、これをせずに分納させるのが相当か、その返済計画はどう立てれば良いのか、訴訟手続をするべきか、どの手続をするのか、どのように手続を進めるのが良いか、減免が相当か、どの程度減免することが相当であるかを的確に判断し、遂行することは、担当者一人では困難であり、担当者の精神的負担も大きく、事務処理に停滞が生ずる。更に、例えば、社会福祉の諸施策に基づく制度において成立する債権については、社会福祉の諸施策を実施する側と、その社会福祉を受ける側の滞納者との間で、徴収を契機として感情的対立が生じ、社会福祉の施策に支障が生ずるおそれもある。
- 3 よって、未収金の管理は、債権の主務課の担当者や出先機関の担当者に任せず、未収金を管理する専門部署を設置し、未収金管理につき高度な知識を獲得し、豊富な経験を積んだ職員が、組織的に対応することができるようにするため、専門部署を設置することを検討することが望まれる。

第2 専門部署と主務課との連携

未収金管理は、主務課が担当している時点において、専門部署が助言できるようにし、かつ、どの時点で主務課から専門部署に引き継ぐかについての判断に、専門部署を積極的に関わらせるような組織体系にすることが望ましい。

第4款 外部委託の推進

専門部署を設置しても、滞納者との協議、支払能力についての情報の収集、訴訟手続等の債権管理事務を行うことは、専門部署でも困難である。そのような場合は、外部の専門的知識及び経験を持つ者に委託すれば、比較的容易に債権管理事務を遂行することができる。外部委託によって、未収金の徴収率が上がり、管理すべき未収金は減少して管理費は減額することになる。平成27年度の外部委託の実績に照らせば、外部委託により得られる歳入の増額は、外部委託費用を大きく上回ることが見込まれる。多額の未収金が滞留し、その管理が長期化している現在、外部委託の更なる推進が望まれる。

第3部 各論

第1編 健康福祉部

第1章 健康福祉指導課

第1節 福祉人材班

第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納（債権番号4）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則、千葉県財務規則、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領である。

2 法的性質

私債権である。

3 制度の概要

県は、平成20年度まで、福祉・介護の現場における人材確保のため、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設に通う者等に対して、修学資金の貸付けを行っていた（なお、平成21年度以降は、同様の貸付制度が、千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センターにおいて継続されている）。

第2 未収金の概要

1 貸付と返還制度の概略について

- (1) 貸付制度の対象者は、県内の養成施設に在学している者、又は県外の養成施設に在学しており、かつ県内に住所を有する者であり、貸付金額は月額3万6000円である（千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例4条）。また、貸付けに当たっては、連帯保証人を立てることが条件とされている（同6条）。
- (2) 借受人は、卒業の日から1年以内に社会福祉士又は介護福祉士の登録を行い、千葉県内の社会福祉施設等において、介護又は相談援助の業務に7年間従事した場合は貸付金全額の返還が免除される制度となっている（同9条、同10条）。

なお、上記返還免除の条件を満たさず、修学資金の返還を要する場合、借り受けた金銭は、貸付けを受けた期間に相当する期間内に返還することとされ、返還方法

は月賦又は半年賦の均等払い方式で行うものとされる（同8条）。また、期限どおりに返還をしない者に対しては、延滞金を徴するものとされている（同11条）。

- (3) 修学資金の返還は、①養成施設を卒業した後、県内において社会福祉士等の業務に引き続き7年間従事したとき、②前記①の業務従事期間中に、業務上の事由で死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、にはその全部について免除がなされる（同9条）。また、条例上一部免除の規定ももうけられている。

2 未収金額等

上記の貸付制度により当時県が貸付けを行った対象者の中で、返還免除の条件を満たさず、返還義務が生じた修学資金貸付金のうち、返済が滞納している債務者の債務が未収金となるが、その金額は、平成27年度決算によれば、46万8000円である。

3 未収金額の推移

未収金の推移

	件数	未収金額（円）
平成20年度	8	2,049,600
平成21年度	4	1,734,000
平成22年度	4	1,406,000
平成23年度	4	1,178,000
平成24年度	4	832,000
平成25年度	3	608,000
平成26年度	3	518,000
平成27年度	3	468,000

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部健康福祉指導課であり、福祉人材班が担当しているが、徴収業務を担当しているのは、1名の職員である。

2 債権管理マニュアル

「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領」が存在する。
※ただし、主務課によると、平成25年4月1日に施行されたマニュアルであり、同日以降に返還決定を受けた借受者についてのみしか直接の適用はないとされているが、主務課によれば、それ以前に返還決定を受けた借受者についてもできる限りこれに沿った対応を心がけているとのことである。

3 未納者に対する手続

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領によれば、未納者に対する返還事務は、以下のように行われる。

- (1) 主務課は、調定事務を行った上で、納期限の15日前に納入通知書を借受者に送付する。
- (2) 未納者に対しては、納期限経過後20日以内に督促状を送付する。督促後も納付がない者に対しては、適時電話による督促を行い、即時完済ができないと見込まれる者に対しては分納を指導し、返還猶予の条件を満たしていると思われる者に対しては、申請について指導するものとされている。
- (3) 3カ月以上滞納している者については催告書を送付する。併せて保証人に対する請求を実施する。5カ月以上滞納している者については、家庭等を訪問し、返還についての助言指導を行う。
- (4) 訪問後1カ月経過しても納入のない滞納者については、保証人に対して再度返還指導依頼をする。訪問後の返還指導以来後、1カ月経過しても納入がない場合は、保証人に対して連帯保証債務の履行請求を行う。
- (5) 資産・収入の状況から納入が可能と見込まれる者で、再三の指導、催告にもかかわらず、正当な理由なく納入しない状態が続いている者に対しては、必要に応じて裁判所に対して支払督促の申立をする。

4 債権管理簿について

主務課において、債務者ごとの個別ファイルは作成していない。

その結果、貸付時の契約書、分納の際の納付誓約書及び納付計画書、調定に関する書類、納付済みの納付書等、債権管理に必要な書類の集約が一切なされておらず、これらの書類は、年度毎に作成された様々な種類の簿冊の中に、期日どおりに返還を行っている者も含めて、未整理のままに単純に作成日順に綴じられている状況で

ある。

そのため、例えば、特定の債務者に関する特定の書類が必要になっても、その書類が作成された年度を特定することから始め、さらにその年度のその種類の書類を綴じ込んだ簿冊の全てを探さなければならないことになる。また、一覧性を欠くため、債務者ごとの事実経過の把握についても非常に効率が悪い状況となっている。

5 管理の実態

(1) 債務者の特徴

貸付制度が終了した平成21年度以降も、毎年10名から50名程度、修学資金の返還対象者は新規に生じているが、ほとんどの返還対象者は返還期限に添った返還を継続しており、平成22年度以降は、新規の未納者は現われていない。

そのため、現在の未収金債権の債務者（3名）は、いずれも平成20年度以前に返還対象者となった長期滞納者ばかりである。

(2) 各債務者の債権発生・回収状況

現在の未収金債権の債務者3名についての回収状況は以下のとおりである。

なお、対象者は、約定の返還期限を経過した後に、いずれも県に対して納入誓約書と納入計画書を提出し、県の担当者との間で月額1万円の分割納付を約束しているが、その約束を履行できていないのが現状である。

① 平成13年度貸付者

貸付額43万2000円を、平成17年2月から平成18年1月まで、毎月3万6000円ずつ返還する義務が存在する。

しかしながら、平成17年度に7万2000円（3万6000円×2回）を返還後、平成23年度まで返還はなく、その後、平成24年度から毎年2～3万円ずつ（1万円を2回から3回）返還しているものの、平成27年度決算までに返還した金額は合計17万2000円にとどまり、平成27年度末時点での未収金額は26万円である。

② 平成14年度貸付者

貸付額86万4000円を、平成18年2月から平成19年8月まで、半年に一度、21万6000円ずつ返還する義務が存在する。

しかしながら、平成17年度に21万6000円を返還後、平成20年度ま

では返還がなく、その後、平成21年度から毎年2万～12万円ずつ（1万円を平成21年度は2回、同22年度は10回、同23年度は12回、同24年度は10回、同25年度は6回、同26年度は6回、同27年度は3回）返還しているものの、平成27年度決算までに返還された金額は合計70万6000円にとどまり、平成27年度末現在の未収金額は15万8000円である。

③ 平成7年度貸付者

貸付金額86万4000円を、平成15年8月から平成17年7月まで、毎月3万6000円ずつ返還する義務が存在する。

そして、借受者が途中で破産・免責決定を受けたことから、現在の納付者（平成17年9月9日付で納付誓約書を提出）は連帯保証人となっている。ただし、借用書に記載された連帯保証人と現在の納付者とは別の人間となっており、所管課では連帯保証人が変更された経緯について把握できていない。

そして、借受人及び連帯保証人によって平成22年度までに81万4000円が返還され、平成27年度末現在の未収金額は5万円であるが、平成23年度以降は納付がまったくなされていない状況である。その理由は、連帯保証人が平成22年度までの返還で完済と主張しているのに対し、県は支払年月日及び支払額を疎明する資料を整理できず、連帯保証人に対してこれらを示した有効な反論・説得等を行うことができないためである。

(3) 連帯保証人に対する請求

現在の未収金債権の債務者は、長期滞納者ばかりであるが、②の事例においては、連帯保証人に対する履行の請求（自治法施行令171条の2第1号）を行っておらず、連帯保証人に対する請求を一切行っていない。

また、①の事例については、連帯保証人に対する履行の請求については平成18年度に行っているようであるが、連帯保証人が請求を無視しているにもかかわらず、その後、一切督促はなされておらず、また、不動産調査や訪問調査など、行い得る資産調査も一切行なわれていない。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部健康福祉指導課福祉人材班に対するヒアリングを行い、

債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 延滞利子の不徴収

平成25年4月にマニュアルを制定する以前は、条例に定められた延滞利子の請求・徴収を行っておらず、現在債権管理中の上記①乃至③の長期延滞者に対しても一切行っていないが、これは条例11条に明らかに違反しており、延滞利子の徴収を行うべきである。

2 連帯保証人からの回収努力の懈怠（事例①②について）

主務課では、借受者が破産・免責を受け、連帯保証人が支払義務を引き継いだとされる上記③の事例を除き、連帯保証人に対する請求を満足に行っておらず、財産調査等の債権回収行為も一切行っていない。

主務課によれば、「借受者との連絡は取れており、支払意思が認められることから行っていない」とのことであったが、上記①及び②の長期延滞者はいずれも月額1万円の分納の約定に対して、年2～3回しか支払っておらず、前述のマニュアルに照らして考えても、連帯保証人に対する請求が必要なケースであると言える。

それにもかかわらず、②の事例については連帯保証人に対する履行の請求自体を行っておらず、①の事例についても、連帯保証人が履行の請求を無視しているにもかかわらず、さらなる請求を行っていないばかりか、財産調査等も行っていない。

県は、連帯保証人に対しても積極的に督促行為を行い、必要な財産調査を行った上で、場合によっては訴訟提起を行うなど、回収に向けた努力を行うべきである。

3 債務者ごとの債権管理簿の不作成

本未収金債権は、制度設計上、貸付から返還開始まで数年単位で経過することが珍しくなく、また、返還に際しても期日どおりに返還を行っても2年間、上記①乃至③のように延滞が生じた場合には10年近くにわたり債権管理が必要な債権である。

そのような長期にわたる債権の管理に際し、債務者ごとの個別のファイルを作成することなく、必要な書類が様々な年度の様々な簿冊にバラバラに綴じ込まれていたのでは、一覧性を欠き事実経過の把握にも支障を生ずることにもなりかねない。

実際に、上記③の事例においては、連帯保証人の全額納付済みとの主張に対して、③の事例における納入日時と納入額の具体的特定ができず、これを示すことができないために有効な反論と説得が行えていない。また、同様に上記③の事例では、貸付段階で連帯保証人として署名している人物と現在連帯保証人として納付を行っている人物とが異なるという返還事務の正当性を疑われかねない事態が生じているが、主務課がその経緯を把握できていない。

もちろんこれは、県で貸付けを行っていた当時の担当者から続く問題であり、現在の主務課に固有の問題ではないが、いずれにしろ早急に改善が必要であることについては疑いがない。

以上より、債務者ごとの個別ファイル化については、上記①乃至③の事例だけでなく、現在返還対象とされているものの、約定の期日どおりに返済されている債務者も含めて、早急に作成がなされるべきである。

4 長期延滞者に対する不対応（事例③について）

上記③の事例については、連帯保証人が平成22年度から「全額納付済み」との主張を行い、納付の意思を見せていないにもかかわらず、債権回収に向けた具体的な行動を何ら取らずに放置された状態となっている。

これは、前述のように債務者ごとの簿冊を作成しておらず、事実経過や納付事実の確認が十分にできなくなっていることが原因であるが、納付者がまったく納付意思を見せていない以上、このまま放置することは許されない。速やかに上記③の事例に関する債務者ごとの債権管理簿を作成するとともに事実経過を調査し、その調査した事実を元に、さらに納付を促し、また、具体的回収手段についてさらに検討すべきである。

なお、上記③の事例の連帯保証人に対しては、平成27年7月に電話で催告を行っているようである。しかしながら、上記③の事例の連帯保証人は、「全額支払い済み」という主張の元に長期間支払いを拒絶しており、その翻意の可能性も見えないのであるから、この段階で単に電話による督促を行ったとしても、債権回収に向けた意味ある行為と評価することはできない。

第6 意見

1 電話督促以外の督促手段の不行使

上記①及び②の事例について、月額1万円の分納を約束した後でも、年に2～3回しか納付を行わず、長期滞納となっているにもかかわらず、平成22年1月に法的手段を一度検討したのみで（ただし、最終的には法的手段は取られていない）、電話督促以外の回収手段や資産調査についても、ほとんど検討がなされていない。

上記①及び②の事例においては、債務者は現在も就労していて、主務課は就労場所も把握しており、連帯保証人も徴集していることからすれば、有効かつ効率的な債権回収方法は多数存在すると思われる。

そこで、可能な財産調査を行った上で、効果的な債権回収の方法を検討することが望ましい。

2 債権管理マニュアルの適用範囲

主務課では、債権管理マニュアルにあたる千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領を作成し、平成25年4月1日に施行している。主務課によれば同マニュアルは、同日以降に返還決定を受けた借受者に対してのみ直接の適用がないものとされているようであるが、せつかく多大な労力を用いて詳細なマニュアルを作成したのであるから、全債権に対して適用することを検討されたい。

第2節 生活保護班

第1款 生活保護費弁償金（債権番号5）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は生活保護法である。

2 債権の種類と概要

生活保護法に返還、徴収等が定められている債権であり、理論的には、以下の4つのケースが考えられるが、Ⅱ及びⅢの債権は県内で発生しておらず、県が債権管理を行っている債権は、ⅠとⅣの債権のみである。

Ⅰ 生活保護法63条に基づく返還金

被保護者に資力が存在するものの、資力の活用が直ちに図れないなどの理由により保護を行った場合に、事後的にその費用を返還させるものである。

例えば、生活保護を求めてきた者が、交通事故による損害賠償請求権を有していたものの、示談交渉等の進展が遅く、その賠償金の入金を待っていては先に手持ち金が尽きてしまい生活が成り立たない場合に、生活保護の支給を先行して行い、賠償金の入金後に事後的にその費用の返還をしてもらう場合などがあげられる。

Ⅱ 生活保護法76条の2に基づく債権

被保護者の医療扶助等の事由が第三者の行為によって生じた場合に、県が支弁した医療扶助等の限度で、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得するというものである。

Ⅲ 生活保護法77条に基づく徴収金

民法に規定されている扶養義務者から県が費用徴収を行う場合の徴収金であり、金額は扶養義務者と実施機関との協議に基づき決定される。

Ⅳ 生活保護法78条に基づく徴収金

被保護者が不正な手段で保護費を受給した場合に、県が被保護者からその不正に受給した金額全額を徴収するものであり、いわゆる「不正受給」と言われるものである。

被保護者が生活保護受給中に稼働して就労所得を得ていたにもかかわらず、その収入を申告せずにいた場合や、申告はしていたものの過少申告をしていたケース、

生活保護受給後に、年金受給権があることに気づいて受給申請したものの、年金受給の事実を県に隠していたようなケースがあげられる。

3 法的性質

「I 生活保護法63条に基づく返還金」は非強制徴収公債権である。

「IV 同法78条に基づく徴収金」は、いわゆる平成26年改正で強制徴収公債権化されたことから、平成26年7月1日以降に支弁した生活保護費に関する徴収金は強制徴収公債権、それ以前に支弁した生活保護費に関する徴収金は非強制徴収公債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

78件 3041万2800円

2 未収金の推移

	件数（件）	未収金額（円）
平成20年度	12	8,036,552
平成21年度	7	8,154,472
平成22年度	9	7,890,970
平成23年度	26	7,837,484
平成24年度	29	8,392,608
平成25年度	41	16,052,575
平成26年度	58	25,099,890
平成27年度	78	30,412,800

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部健康福祉指導課であり、同課生活保護班が担当しているが、実際の債権管理は出先機関である印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房及び松戸の合計7つの健康福祉センターで担当している。なお、県が管理する生活保護費弁償金は、町村部の住民に関する生活保護業務において発生する債権であり、市が管理

するものは除かれる。松戸健康福祉センターで担当する生活保護費弁償金のうち、県が管理するものは、野田市に編入される前の旧関宿町が所管していた生活保護業務において発生したもののみである。

2 債権管理の流れ

生活保護費弁償金の債権管理については、概ね、以下のような流れで行われている。

(1) 生活保護法63条に基づく返還金及び強制徴収債権化される前の同法78条に基づく徴収金の場合

- ① 生活保護法63条、78条等に該当する事由が発覚したときは、返還（徴収）決定を行い、調定をし、債務者（被保護者）に対して納入の通知を行う（自治法231条、自治法施行令154条1項、2項）。

なお、調定については、返還（徴収）決定がなされた債権全額を一度に調定すること（一括調定）が原則であるが、明らかに全額を一括で返還できない場合には、自治法施行令171条の6の規定に基づき、履行延期の特約を行うことにより分割して調定を行うことが認められている（分割調定）。

- ② 納付書記載の納入期限までに納付がない場合には、自治法施行令171条に基づく督促を行う。
- ③ 督促後も納付がなされない場合は、債務者の状況により、下記のように手順が分かれる。

I 債務者が行方不明等の場合

自治法施行令171条の5の要件を満たす場合には同条に基づいて徴収停止を行い、時効期間経過後、不納欠損処理を行うことが可能であるが、徴収停止に向けた調査等を行われていない。

II その他の場合

分割納付額の調整などを通じて、あくまで債権の回収を目指している。特に、債務者が生活保護継続受給中の場合には、担当ケースワーカーと連携して月々の分納額を調整した上で、ケースワーカーからも支払いを行うよう促してもらい、などの工夫は各健康福祉センターで行っていた。

なお、法令上は、長期間無資力の状態が続いた債務者については、自治法施行令

171条の7の規定に基づく免除という手段を執ることも可能であるが、①原資が税金であることから安易に免除すべきでない、②生活保護受給者は元々低所得者ばかりであり、それでも少額ずつ返還を継続してくれる債務者が多数いる中で、免除者と非免除者を区別する合理的な基準が見いだせない、などの理由で、県としては免除を行わない方針である。

(2) 強制徴収債権化された後の生活保護法78条の徴収金の場合

- ① 生活保護法63条、78条等に該当する事由が発覚したときは、返還（徴収）決定を行い、調定をし、債務者（被保護者）に対して納入の通知を行う（自治法231条、自治法施行令154条1項、2項）。
- ② 納付書記載の納入期限までに納付がない場合には、期限を指定した上で督促を行う（自治法231条の3）。
- ③ 督促において指定された期限までに納付すべき金額が納付されない場合には、国税徴収の例により徴収することができる（生活保護法78条4項）。

しかし、債務者は原則として生活保護者であって返還可能な資産を有さないことが大半であり、差押等の滞納処分は功を奏さないと考えられることから、県では、滞納処分に着手する以前に、ケースワーカーなどを通じて自主的納付の呼びかけや催告を繰り返し行い、分割納付の誓約をさせた上で、少額の弁済を継続的に行わせることが多い。

なお、安易に滞納処分の執行停止等を行わず、あくまでできる限りの回収を目指す方針については、非強制徴収公債権の場合と同様である。

3 管理の実態

(1) 督促行為について

健康福祉センターによっては、保護課課長と債権管理を担当する経理担当者などで全債務者について半年に1度程度の割合で戸別訪問を行っているところがあり、戸別訪問によって、時効中断のために債務承認をさせる書面の取得に結びついたり、転居や対象者の死亡を早期に把握できた例が見受けられた。

ただし、督促の手法等については各センターに任されており、生活保護費弁償金と同様、人手が足りない等の理由で戸別訪問や電話による督促にまで手が回らないところが多く、文書による催告のみにとどまっているセンターが多く見られた。

また、財産調査等を行っている健康福祉センターはほとんどなかった。

(2) 債権管理書類の書式や記載内容について

各健康福祉センターは、債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類をそれぞれ独自の方法で作成して、債権管理を行っていた。

すなわち、各健康福祉センターにおいては、債権管理のために経理関係の簿冊を複数作成していたが、その簿冊の名称については、「歳入証拠書類」「債権管理簿」「生活保護費弁償金(過年度)」など、各センターごとに異なる名称がつけられており、綴じられている書類の内容・種類についても、各センターでバラバラな状態であり、統一がまったくなされていない状態である。

また、書式についても、調定伝票、納付書、債権管理簿、収入未済金整理表など一定の書式については、各センターで共通の書式を使用していたものの、債権管理を行う上で中核となる書類である債権管理簿と収入未済金整理表については、書式への記載方法が、各センターによって微妙に異なっていた。

さらに、債務者側が分納を申し出る際に記載する書式についても、書面の名称や記載内容が統一されておらず、各健康福祉センターがそれぞれ独自に作成している状況であった。

そのため、健康福祉センターによって、簿冊を閲覧しただけで各債務者の返済状況や納付済み納付書など、裏付け資料の有無が把握できるセンターと、そうでないセンターとに分かれてしまい、簿冊の視認性に大きく差が生じている。

(3) 相続人調査について

健康福祉センターによっては、債務者が死亡しているにもかかわらず、相続人調査を行わずに数年が経過し、その間、毎年、未納金額の繰越調定をただ繰り返すだけになっているものが散見された。

また、債務者が死亡し、その両親や兄弟等の内、特定の1名に対してのみ納付書等を送付しているものの、支払いを得られないまま時が経過しているケースも散見されたが、これらの件でも、相続人調査を行った上で特定の人物に対して納付書等を送付しているわけではなく、単に連絡窓口となった人間に対して納付書等を送付しているだけであり、相続人調査は行われていなかった。

(4) 所在調査について

債務者が生活保護継続中に行方不明となったことから、生活保護が廃止されているにもかかわらず、債権管理だけが継続しているケースが見られた。

これらのケースでは、戸籍の付票や住民票の請求を行って、所在調査を行っていることがほとんどであったが、いずれも不定期の請求であり、定期的に請求を行って所在把握に努めているケースはなかった。

また、所在不明になってから相当程度経過しているケースも存在したが（非徴収公債権のケース）、閲覧したケースの中には、徴収停止を行ったり、徴収停止を行う前提となる財産調査（非強制徴収公債権であることから、所在調査や以前の居所の調査、親族等の関係者がいる場合には関係者への聞き取りなど）を行っている例はなかった。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部健康福祉指導課生活保護班に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同班に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理は、県の出先機関である7カ所の健康福祉センター（印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房、松戸）で行っていることから、その中で管理件数が比較的多い3カ所（印旛、山武、長生）の健康福祉センターを訪問し、債権管理簿の閲覧調査を行った。

第5 指摘事項

1 相続人調査の不徹底

健康福祉センターによっては、債務者が死亡しているにもかかわらず、相続人調査を行わずに数年が経過しているものが散見された。

債務者が死亡した場合、相続人が複数存在した場合には、相続人全員に支払いを請求する必要があることからすれば、特定の親族等が直ちに支払ってくれるような場合を除いては、速やかな相続人調査を行うべきである。

2 所在不明者の取扱いについて

生活保護受給者が所在不明となった場合、住民票を移転しないで所在だけをくら

ますケースも多く、所在が判明しないまま長期間経過することもまま見られるが、その場合にも特段の調査をせずに時効期間経過を待つことは妥当でない。債務者がそれまでは生活保護受給者であり、資産を有していない蓋然性が高いことからすれば、非強制徴収公債権の限度で行える財産調査を行うことによって、「差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」（自治法施行令171条の5第2号）を満たすと考えられることから、所在調査を行っても所在が判明しない場合には、徴収停止の要件を満たすと考えられる。そこで、定期的な所在調査と並行して一定期間経過後に財産調査を行い、徴収停止の要件を満たす場合には、徴収停止とすべきである（ただし、非強制徴収公債権の場合）。

第6 意見

1 経理関係のファイルにおける書式や記載内容の不統一

債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類に至るまで各センターにおいてそれぞれ独自の方法で行っていたことから、簿冊の視認性・一覧性に大きな差が生じていた。

もちろん、簿冊の視認性に劣った健康福祉センターにおいても、各担当者が債権管理状況を把握するためのエクセルファイルなどを別に独自に作成していることが多く、担当者に質問を行うと、当該エクセルファイルに記載があることを前提に即座に回答をしてくれるなど、債権の状況についてはきちんと把握ができているようである。

しかしながら、各担当者が個別に独自の方法で管理を行い、簿冊だけでは債権の状況を全て把握できない状況では、担当者が交代する際の引継や業務の習熟などに時間を要することが想定される。

また、債権管理についてのマニュアル等も作成されていないことから、業務に不慣れな担当者が疑問点を抱いても、前任者などにいちいち問い合わせを行わなければ解決できず、その点でも非効率である。

以上より、簿冊の名称や綴じ込む書類の内容、書式や記載方法について統一し、同時に債権管理マニュアル等の作成を行うことが望ましい。

その際には、担当課がイニシアチブを取った上で、現在の各健康福祉センターの

それぞれの管理方法等を調査・研究し、それぞれの管理方法のよいところを取り込むなどして行うことが期待される。

2 督促行為の不統一

健康福祉センターによって、督促行為の手段等について独自の工夫や取り組みを行っているところが見られた。

しかしながら、このような意欲的な取り組みがあっても、定例の情報交換のための会議等がなく、健康福祉センター間での情報交換等がないことから、他の健康福祉センターに広がっていったいない。

債権管理の効率化、有効性の向上の観点からは、担当課がイニシアチブを取り、回収に成功した事例や債権回収に向けた各健康福祉センターの優れた取り組みなどを他の健康福祉センターに紹介し、業務の工夫について共有させる等の取り組みを行うことが望ましい。

第2款 生活保護費過年度分返還金（債権番号6）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は生活保護法である。

2 法的性質

非強制徴収公債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

17件 75万9498円

2 未収金の発生（概要）

生活保護を実施する過程で発生する債権であり、保護費に過支給が生じた場合に
戻り入れをすべきものが該当する。

具体的には、保護の停止、廃止又は変更の決定に伴って発生する場合と、保護の
決定額と異なる額を誤って支出したことによって発生する場合があります。前者の例と
しては、月の途中で被保護者が死亡して保護が廃止されたが、保護費は当月分が前
渡しされているため、死亡日以後の日割額が過支給となって返還対象となる場合が
揚げられる。また、後者の例としては、計算ミス等により生活保護費の過支給が発
覚し、更正決定等を行った上で返還対象となる場合などがあげられる。

3 未収金額の推移

	件数（件）	未収金額（円）
平成20年度	5	287,711
平成21年度	6	373,886
平成22年度	5	366,839
平成23年度	7	326,839
平成24年度	5	276,547
平成25年度	4	216,608
平成26年度	13	503,268
平成27年度	17	759,498

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部健康福祉指導課であり、生活保護班が担当しているが、実際の債権管理は出先機関である印旛、香取、山武、長生、夷隅及び安房の合計6つの健康福祉センターで担当している。なお、県が管理する生活保護費過年度分返還金は、町村部の住民に関する生活保護業務において発生する債権である。

2 債権管理の流れ

生活保護費過年度分返還金の債権管理については、概ね、以下のような流れで行われている。

- (1) 生活保護費過年度分返還金が生じる事由が発生したときは、返還（徴収）決定を行い、調定をし、債務者（被保護者）に対して納入の通知を行う（自治法231条、自治法施行令154条1項、第2項）。

なお、調定については、返還（徴収）決定がなされた債権全額を一度に調定すること（一括調定）が原則であるが、明らかに全額を一括で返還できない場合には、自治法施行令171条の6の規定に基づき、履行延期の特約を行うことにより分割して調定を行うことが認められている（分割調定）。

- (2) 納付書記載の納入期限までに納付がない場合には、自治法施行令171条に基づく督促を行う。
- (3) 督促後も納付がなされない場合は、債務者の状況により、下記のように分かれる。

① 債務者が行方不明等の場合

自治法施行令171条の5に基づいて徴収停止を行い、時効期間経過後、不納欠損処理を行うことが可能であるが、徴収停止に向けた調査等は行われていない。

② その他の場合

分割納付額の調整などを通じて、あくまで回収を目指している。生活保護費弁償金と同様、債務者が生活保護継続受給中の場合には、担当ケースワーカーと連携して月々の分納額を調整した上で、ケースワーカーからも支払いを行うよう促してもらう、などの工夫を各健康福祉センターにおいて行っているが、生活保護費過年度分返還金の場合には、生活保護が終了しているケースも多く、その場合には、担当者のみで督促等を行うこととなる。

なお、自治法施行令171条の7の規定に基づく免除という手段を行わない方針であることも生活保護費弁償金と同様である。

3 管理の実態

(1) 督促行為について

健康福祉センターによっては、保護課課長と債権管理を担当する経理担当者などで全債務者について半年に1度程度の割合で戸別訪問を行っているところがあり、戸別訪問によって、時効中断のために債務承認をさせる書面の取得に結びついたり、転居や対象者の死亡を早期に把握できた例が見受けられた。

ただし、督促の手法等については各センターに任されており、生活保護費弁償金と同様、人手が足りない等の理由で戸別訪問や電話による督促にまで手が回らないところが多く、文書による催告のみにとどまっているセンターが多く見られた。

また、財産調査等を行っている健康福祉センターはほとんどなかった。

(2) 債権管理書類の書式や記載内容について

各健康福祉センターが、債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類をそれぞれ独自の方法で作成して、債権管理を行っている。

そのため、健康福祉センターによって、簿冊を閲覧しただけで各債務者の返済状況が把握できるセンターと、そうでないセンターに分かれてしまい、簿冊の視認性に大きく差が生じていた。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部健康福祉指導課生活保護班に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同班に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理は、県の出先機関である6カ所の健康福祉センター（印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房）で行っていることから、その中で件数の多い3カ所（印旛、山武、長生）の健康福祉センターを訪問し、債権管理簿等の閲覧調査を行った。

第5 指摘事項

1 財産調査の不徹底

生活保護費過年度分返還金の場合には、生活保護が廃止されているケースが多く、廃止理由によっては（稼働収入が得られるようになったことから廃止されたケースや、資産が入ったことから廃止されるようなケース）、回収が可能になるケースも存在し得る。

また、生活保護費過年度分返還金の場合には、生活保護が廃止されているケースが多い結果、担当ケースワーカーと連動して回収するということができず、そのため、担当者が主導して債権回収に動かなければならない必要性が高い。

しかしながら、各健康福祉センターにおいて、積極的に所在調査や財産調査等を行っているケースは少なく、書面による督促のみに陥り、時効消滅による不納欠損処理に至るケースが多い。

そこで、積極的に財産調査及びそれに続く法的手段も含めた回収方法の検討を行うべきである。

第6 意見

1 経理関係のファイルにおける書式や記載内容の不統一

生活保護費弁償金と同様に、各健康福祉センターが、債権管理のための経理関係の書類の作成方法や書式、簿冊の名称や綴じてある書類の種類をそれぞれ独自の方法で作成していることから、健康福祉センターによって簿冊の視認性に大きく差が生じていた。

そこで、債権管理の効率化の観点からは、担当課において、簿冊の名称や綴じ込む書類の内容、書式や記載方法について統一し、同時に債権管理マニュアル等の作成をすることが望ましい。

2 督促行為の不統一

生活保護費弁償金と同様に、督促行為についても、各健康福祉センターによって行っている督促行為がまちまちである。

そして、健康福祉センター間での情報交換等が存在しないことから、あるセンターが行っている独自の工夫が、そのセンターのみにとどまってしまい、他の健康福

祉センターに波及していない。

そのため、債権管理の効率化、有効性の向上の観点からは、担当課がイニシアチブを取り、回収に成功した事例や債権回収に向けた各健康福祉センターの優れた取り組みなどを他の健康福祉センターに紹介し、業務の工夫について共有させる等の取り組みを行うことが望ましい。

第2章 児童家庭課

第1節 企画調整班

第1款 保育士等給食費実費徴収金（債権番号8）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は民法である（規則等はない）。

2 法的性質

私債権

3 債権の内容

千葉県中央児童相談所において、一時保護されている児童と給食（夕食・朝食）をともにする際の生活指導員（嘱託職員）の給食費の未払い分である。

第2 未収金の概要

平成27年度末未収債権数：1

平成27年度末未収額：2208円

生活指導員（嘱託職員）1名（以下、「債務者」という。）の平成28年2月の3日分の給食費（1日あたり夕食446円、朝食290円）2208円の債権が発生した。

納期限である同年3月30日までに納付がなかったため、同年4月16日に、期限を同年4月27日と定めて督促状を債務者に発付したが、納付がなかった。（なお、債務者は同年3月31日をもって退職した。）

その後、電話で催告を行ったが、同年5月31日までに納付されなかったため、収入未済となった。

同年6月10日、収入未済金の繰越処理に伴い、納付書を債務者に送付するとともに、電話での催告を行った。

その結果、同年7月6日に債務者より納付があり、未済は解消した。

第3 債権管理の実態

前記第2のとおりである。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課に対するヒアリングを行った。

第5 指摘事項

指摘すべきことはない。

第6 意見

1 給食費を徴収することが相当かどうか。

児童相談所の児童と食事をする際の給食費を職員負担とすることは、①食事は、児童と共に食べる業務であり、いわば経費であること、②少額であり、徴収の費用に照らして経済的でないこと、から相当とは思われないので、検討されたい。

(職員からの聴き取りによるとかつては県負担となっていた可能性があるが、遅くとも平成23年度には職員負担となったものである)。

2 給食費の徴収方法が相当かどうか。

1カ月分の給食費の納付書を発行して、千葉銀行に納付させる方式であり、手間を要する。しかし、職員の給与からの天引きは、条例上認められていない(嘱託職員については、財務システムの仕組上もすることができない)。

第2款 交通事故賠償金（債権番号9）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は民法709条である。

2 法的性質

私債権

第2 未収金の概要

平成27年度末未収債権数：1

平成27年度末未収額：26万3330円

平成23年7月11日午後3時ころ、東上総児童相談所の公用車（県所有）が債務者運転車両より追突の被害を受けたものである。

本件事故により、47万3330円（修理代42万円、代車料5万3330円）の損害が県に生じた。これにより、県は債務者に対して同額の不法行為債権を有したことになる。

平成24年2月13日、県は債務者との間で本件事故についての示談を行い、債務者が平成24年2月から毎月16回払い（3万円×15回、最終回2万3330円）で支払う旨の合意がなされた。

その後債務者は合意に基づき、第7回（平成24年8月分）まで計21万円の支払いをしたものの、それ以降の支払いがなされておらず、26万3330円が未済となったものである。

第3 債権管理の実態

債権が未済となった後、県は、催告書の送付をしているが、債務者の支払はなく、また連絡もない。催告の架電もしているが、電話は通じない状況である。平成27年9月18日に債務者宅の訪問をし、納入依頼文と納入通知書を渡している。債務者からは、「現在、生活保護を受けている状況なので、交通事故賠償金の支払いは無理である」と言われている。直近では平成28年5月に催告書（納付書添付）を送付している。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

- 1 最後の納付が行われた平成24年9月28日から、消滅時効の中断措置がなされないまま、3年の消滅時効期間が経過しているため、債務者が消滅時効を援用すれば、債権は消滅する。時効中断措置を執らなかったことは、適法ではない。時効中断措置を執るべきであった。
- 2 債務者の説明によれば、債務者は生活保護受給者である。債務者から生活保護の受給証明書を提出させて、生活保護受給者である事実を確認の上、自治法施行令171条の6第4号を適用して履行期限を延長すべきである。その後生活保護に至った経緯及び生活状況を調査して、債権放棄を検討すべきである。

なお、時効中断措置を執らないで、消滅時効の期間経過を待って、債務者に対して消滅時効の援用を促して、その援用を受けて不納欠損処理をすることは適法ではない。

第6 意見

意見はない。

第2節 ひとり親家庭班

第1款 児童扶養手当返還金（債権番号10）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、児童扶養手当法（法律）、児童扶養手当法施行令（政令）、児童扶養手当法施行規則（省令）及び児童扶養手当過誤払収納管理要領（千葉県要領）である。

2 法的性質

児童扶養手当返還金には、①偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者に対して返還を求めるもの（不正受給に基づく場合）と、②誤って支給要件を欠く者に手当を支給した場合に返還を求めるもの（過誤払いに基づく場合）の2種類がある。

このうち①不正受給の場合は、児童扶養手当法23条1項に「国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定められているので、その法的性質は強制徴収公債権に当たる。

他方、②過誤払いに基づく場合は、上記のような強制徴収効を認める明文規定はなく、強制徴収公債権には当たらない。過誤払いは一種の不当利得を構成するものだが、児童扶養手当返還金は支給認定の取消処分によって発生すると解されるので、私債権ではなく非強制徴収公債権に該当する。

3 児童扶養手当について

児童扶養手当返還金は、いったん支給された手当の返還を求めるものであり、手当の支給を前提としている。そこで、以下では、児童扶養手当制度の概要を述べる。

(1) 制度の目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする（児童扶養手当法1条）。

(2) 支給対象者・支給要件

次の①～⑨のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）児童を監護する母又は

当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父、もしくは、父又は母にかわってその児童を養育している者に支給される。

- ① 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める障害の状態にある児童
- ④ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 船舶や飛行機の事故等により、父又は母の生死が3か月以上明らかでない児童
- ⑧ 婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、以下のア～ウに該当する場合は、手当を受けることができない。

ア 申請する者や児童が日本国内に住所を有しないとき

イ 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき

ウ 児童が父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含み、政令で定める障害の状態にある者を除く)に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき
過誤払いに基づく児童扶養手当返還金の多くは、受給者が上記ウの事由に該当して支給要件を喪失したにもかかわらず、届出の遅延等のため、誤って手当を支給してしまった場合に発生している。

(3) 支給額(平成28年8月以降)

児童数が1名で、所得による支給制限を受けない全部支給の場合は4万2330円、一部支給の場合は受給者の所得に応じて9900円から4万2320円が支給される。児童の数が増えると、最大で1万円が加算される。

(4) 支給月

原則として、毎年4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11

月分) の年3回に、当該月の前4カ月分が支払われる。

(5) 受給者数 (国支給分を除く。単位：人)

	総 数	生 別 世 帯		死 別 世 帯	未 婚 の 世 帯	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	D V 世 帯	その他の 世 帯
		離 婚	その他						
平成26年 3月 末	39,491	32,518 1,640	30 1	443 195	3,346 8	100 17	145 11	38 0	999
	(1,455)	(1,177) (82)	(1) (0)	(20) (14)	(112) (1)	(5) (1)	(7) (0)	(0) (0)	(35)
平成27年 3月 末	39,631	32,338 1,685	33 115	445 183	3,473 34	101 25	145 11	34 0	1,009
	(1,496)	(1,205) (82)	(4) (1)	(24) (14)	(115) (2)	(5) (2)	(7) (0)	(1) (0)	(34)
国全体 (平成27 年3月末)	1,058,663	848,539 55,073	1,758 39	7,340 5,816	96,954 638	5,191 1,613	2,494 186		33,022

※ 上段：母子家庭 下段：父子家庭 ()内は町村分 国全体は平成27年3月末受給者数

(6) 支給を受けるための手続

① 事前相談・申請受付

支給を受けようとする者の居住する町村が、事前相談と申請の受付を行う。

② 健康福祉センターに申請書類等を送付

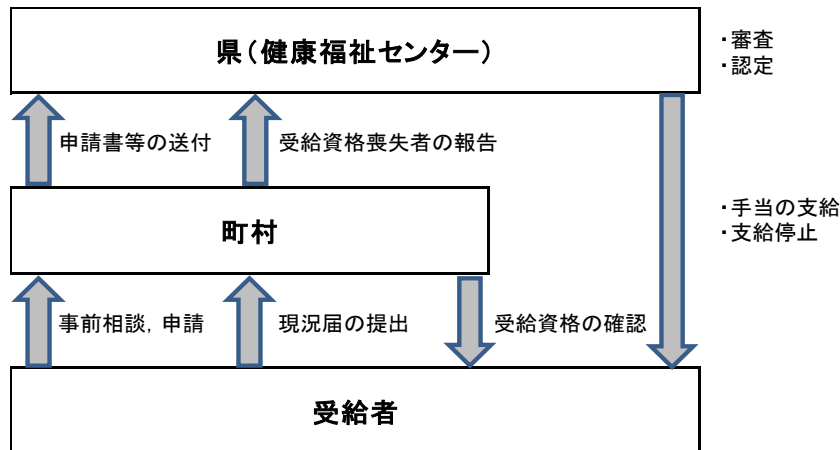
町村から所管の健康福祉センターに申請書類等が送付される。

③ 書類の審査、認定

県が行う。

④ 手当の支給等

手当の支給事務は県が行う。なお、各支払期前の受給者の資格要件を確認するため、町村は受給者の現況調査を行い、受給資格の喪失が判明した場合は県へ報告する。県はこの報告を受けて児童扶養手当の支給を停止する。また、受給者は、毎年8月中に、「児童扶養手当現況届」を提出しなければならない。



第2 未収金の概要

1 種類

前述のとおり、児童扶養手当返還金には、①不正受給に基づくものと、②過誤払いに基づくものの2種類があるが、現在、県が把握する限りでは不正受給の事案は確認されていない。よって、監査対象の未収金は、いずれも過誤払いに基づく児童扶養手当返還金である。

2 金額

平成27年度決算の未収金の件数は869件、金額は749万8378円である。

3 推移

- (1) 県全体の平成20年度から平成27年度までの児童扶養手当返還金の未収金の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円)

年度	調定額 ※1	収入済額 ※2	不納欠損 ※3	未収金額 ※4
平成20年度	100,574	5,507	23,556	71,511
平成21年度	75,682	5,429	13,224	57,029
平成22年度	60,147	2,896	14,545	42,706
平成23年度	45,330	2,747	11,745	30,838
平成24年度	37,393	6,302	6,675	24,416
平成25年度	26,840	5,375	3,930	17,535
平成26年度	17,320	2,916	5,198	9,206
平成27年度	13,062	2,981	2,582	7,498

※1 「調定」とは、地方公共団体が歳入を収入するにあたって、納入義務者、納

入金額等を調査し、収入すべきことを決定する行為（地方公共団体の債権を会計手続上具体化するための内部意思決定行為）である。表の「調定額」には、過年度に発生した児童扶養手当返還金も含まれる。なお、平成26年度と平成27年度は、新たに発生した児童扶養手当返還金はない（平成26年度と平成27年度の調定額は、過年度に発生した返還金のみである。）。

※2 「収入済額」とは、当該年度中に県に納入された金額である。

※3 「不納欠損」とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであり、時効によって消滅した債権や免除・放棄が行われた債権等に対して行われるものである。県では、原則として、児童扶養手当返還金の免除・放棄は行っておらず、表に計上した不納欠損の額は、いずれも消滅時効が完成したものである（児童扶養手当返還金の時効期間は5年）。

※4 「未収金額」とは、当該年度中の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額（すなわち、次年度に繰り越される金額）である。

(1) 健康福祉センターごとの未収金の推移は、次のとおりである。

単位:円

センター名	平成23年度以前		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		債権額合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
習志野	121	595,658	20	28,000	18	58,740	21	63,000	19	127,090	872,488
市川	11	58,130			1	1,000	2	2,000	10	10,000	71,130
松戸	45	1,687,610	37	228,110	45	184,000	70	375,480	93	468,220	2,943,420
野田											0
印旛	48	1,011,880	26	430,010	3	13,750			15	290,860	1,746,500
香取					5	50,000	13	127,000	24	204,000	381,000
海匝											0
山武	1	10,000	12	120,000	12	120,000	12	120,000	36	210,000	580,000
長生			3	44,130			9	65,670	17	85,000	194,800
夷隅	44	220,000					1	1,000			221,000
安房									3	6,000	6,000
君津					6	60,000	12	120,000	12	120,000	300,000
市原	42	182,040									182,040
合計	312	3,765,318	98	850,250	90	487,490	140	874,150	229	1,521,170	7,498,378

4 発生原因

児童扶養手当返還金は、低所得者層を支給対象者としているため、生活困窮による未払が未収金発生の主たる原因である。

また、児童扶養手当は4カ月に1回4カ月分がまとめて支給されることや、手当

の支給後に支給要件の喪失が判明して返還請求が行われるまでの間、相当期間が経過している例が少なくないことなどから、返還をしなければならない額が債務者にとって多額となる傾向があり、このことも未収金を生む原因の一つと考えられる。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

児童家庭課の職員2名と各健康福祉センターの職員が債権管理を担当している。各健康福祉センターでは、概ね職員1～2名程度で事務を担当している。

(2) マニュアルの有無

県は、児童扶養手当返還金の管理収納事務に関し、事務要領として「児童扶養手当過誤払収納管理要領」を策定し、当該要領に基づく債権管理を行っている。

(3) 一連の事務

児童扶養手当の過誤払い（支給要件の喪失）等が判明した場合、町村は、所管の健康福祉センター（県の出先機関）へ報告を行い、健康福祉センターは、受給者に対し返還請求を行うとともに、返還計画承認申請書の提出を促す。

受給者は、返還方法について一括返還又は分割返還を選択した上で（分割返還の場合は月賦、半年賦又は年賦を選択することができる。）、県に対し返還計画の承認を申請し、県がこれを承認した場合は、返還計画に従って返還を開始することになる。

返還計画に従った返還がなされない場合は、健康福祉センターは、千葉県財務規則に基づき、受給者に対し、督促状兼領収書により納入履行の督促を行う。督促状を送付後、原則として2カ月以上納入しない受給者には、電話等により納入督促を行う。督促状の送付及び電話等による納入督促後、原則として2カ月以上経過してもなお納入しない受給者については、家庭等を訪問調査し、返還についての指導助言を行い、債務承認書を徴するものとされている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査の有無

債務者に対する財産調査（例えば、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書及び確定申告書の控え等の債務者の収入状況に関する資料の入手。預貯金通帳、不動産登記事項証明書及び負債に関する書類（住宅ローンの償還予定表等）等の債務者の資産状況に関する資料の入手）は特段行われていない。

(3) 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）がとられている事例は認められなかった。

(4) 督促（催告）の状況

返還計画に従った返還がなされない場合、健康福祉センターは、千葉県財務規則に基づき、受給者に対し、督促状を発送し納入履行の督促を行っている。督促状を送付しても納入されない場合は、文書等により催告を行うこととされているが、催告の実施状況は健康福祉センターや債務者によってばらつきがあった。電話が繋がらない場合や、宛所尋ねなしで催告書が返送されたような場合に、臨戸による催告までは行っていない健康福祉センターもあった。

(5) 分割納付の状況

- ① 過誤払いを受けた受給者が一括返還できるケースは少なく、ほぼ全ての事例で受給者は月賦による分割返還を希望し、承認されている。
- ② 児童扶養手当過誤払収納管理要領4条により、過誤払いによる児童扶養手当返還金の返還期間は最長5年間とされているため、返還すべき児童扶養手当の総額が多額に及ぶ場合には、分納期間の最終月にそれ以前の月と比べて多額の金額（明らかに返還不能な金額）を返還するというおよそ実現不可能な返還計画を認めている事例が認められた。このような事例では、最終月に達した後、改めて債務者から同様の返還計画の承認申請を行わせ、従前と同様の分納を認めるといった措置が長期間にわたり繰り返されることになる。
- ③ 分納計画どおりに債務者から返済がなされる事例もあれば、分納計画どおりに返済がなされず、不定期に不定額が返済される事例や途中で返済が一切されなくなる事例も認められた。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求

本債権には、連帯保証人及び連帯債務者を付すことは予定されておらず、連帯保証人及び連帯債務者は存在しない。

(7) 公正証書による執行の有無

公正証書を作成している事例は存在しない。

(8) 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

(9) 時効管理

債務者から債務承認書又は返還計画承認申請書を徴して、「承認」による時効中断措置（民法147条3号）がとられている。訴訟提起等による「請求」による時効中断措置（同条1号）はとられておらず、所在不明等により債務承認書等を取得できない債務者については、時効期間（5年間）の経過により、消滅時効が完成し、債権が消滅しているのが実態である。

(10) その他（遅延利息の不徴収）

受給者が返還過誤払金の返還を督促状に定める支払期限までに行わなかったときでも、遅延利息を付加して請求することは行われていない。

第4 監査の手法

- 1 主務課である健康福祉部児童家庭課に対する照会、聴取等を行い、照会事項に対する回答、関係資料の提供等を受けた。
- 2 実地調査として、習志野健康福祉センター、松戸健康福祉センター及び印旛健康福祉センターを訪問し、債権管理簿を閲覧し、担当者と質疑応答をした。

第5 指摘事項

1 財産調査を行うべきである

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領4条1項では、過誤払いによる児童扶養手当返還金が発生した場合、県は、受給者に「児童扶養手当過誤払金返還計画承認申請書」を提出させてこれを審査し、受給者が自治法施行令171条の6第1項各号のいずれかに該当するときは、返還期間5年を限度として、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの返還方法を決定するとされている。同条項は、履行延期の特約等に関する規

定であり、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」（1号）など債務者が債務を履行することが困難な事情が列挙されている。

そのため、児童扶養手当返還金の返還方法を決定するにあたって、受給者の財産調査は必須というべきである。具体的には、受給者の収入状況を示す資料として、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書及び確定申告書の控え等、資産状況を示す資料として、預貯金通帳、不動産登記事項証明書及び負債に関する書類（住宅ローンの償還予定表等）等の任意の提出を促すことが考えられる。

- (2) しかしながら、監査人が監査を実施した範囲では、児童扶養手当返還金の返還方法を決定する時点や、その後決定したとおりの返済ができず滞納に陥った時点において、上記のような財産調査は特段行われておらず、専ら受給者の自己申告に基づいて返還方法等が決定されているのが実情のようであった。

かかる運用では、要領が定める要件の有無を的確に判断することはできず、適切な債権管理を行うためには、上記で指摘したような財産調査を十分に行うべきである。

2 遅延利息の請求を行うべきである

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領7条には、受給者が返還過誤払金の返還を督促状に定める支払期限までに行わなかったときは、遅延利息を徴収する旨の定めがある。
- (2) しかし、実地調査の結果、実際には遅延利息を徴収しない運用がとられていることが判明した。かかる運用は、要領の規定に反するものであり、遅延利息の請求は行うべきである。仮に、「滞納の理由は様々であり、全ての滞納者から一律に遅延利息を徴収することは相当ではない。」という考え方が現在の運用の背景にあるのであれば、要領の改正を行うなどして、一定の場合には遅延利息を請求しない旨の規定を設ける必要がある。

3 訪問調査を積極的に行うべきである

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領10条には、「センター長は、督促状の送付、及び電話等により納入督促後、原則として2月以上経過してもなお納入しない受給者については、家庭等を訪問調査し、返還についての指導助言を行い、債務承認書を徴するものとする。」と規定されている。しかし、監査人が実地調査を行った健康福

祉センターの中には、文書と電話による督促（催告）は行っているが、家庭等の訪問は全く行っていないという所もあった。主務課である児童家庭課に確認したところ、各健康福祉センターに対して児童扶養手当返還金の縮減に努めるよう指導はしているが、訪問調査については、必ず行うようには指導しておらず、各健康福祉センターの判断に任せているとのことであった。

- (2) しかし、児童扶養手当過誤払収納管理要領には、上記のとおり一定の場合に訪問調査を行うべきことが明記されていることから、かかる運用は同要領に抵触する虞がある。確かに、現状の県の組織体制では、健康福祉センターの人員配置の限界により、訪問調査を行うだけの余裕がないといった事情も窺えるが、一定の長期未納者（特に金額が多く、時効完成が迫っている者）に対しては、重点的に訪問調査を実施して積極的な接触を図り、安易に債権を消滅時効にかけないようにすることが必要である。

したがって、要領に反するおそれのある現在の運用は改め、訪問調査を積極的に実施すべきである。

第6 意見

1 過誤払い防止に向けた取組を継続することが望ましい

- (1) 既に述べたとおり、現在県が管理する児童扶養手当返還金は、全て過誤払いによって生じたものである。そして、過誤払いのほとんどが、受給者が再婚（事実婚を含む）や年金受給等によって支給要件を喪失したにもかかわらず、直ちに届出をしなかったため、誤って手当が支給されたことによるものである。支給要件を喪失した後も長期間にわたって手当の支給がなされれば、当然、返還すべき金額も多額となり、生活困窮者が多い児童扶養手当の受給者が返済困難に陥ることは容易に予想できる。実際に未払いが長期化している受給者の記録を確認したところ、支給要件の喪失が判明するまでに数年（事案によっては7年近く）経過している事案が多く見られた。

よって、本債権の未収金を縮減するためには、支給要件の喪失をできる限り早期に発見し、債権の発生及び拡大を未然に防止することが最も重要である。

- (2) この点について県も十分に認識しており、近時では、現況届（毎年8月に受給者

が町村に提出する書面)の提出時に受給者から生活状況の聴取を徹底するよう町村に指導し、また、支払期日前の調査も行うなどの取組を実施している。その結果、平成26年度と平成27年度には、新たな未収金の発生は確認されていない。

今後も、未収金の発生防止のため、同様の取組を継続するとともに、児童扶養手当の受給者に対し、支給要件の喪失事由及び支給要件喪失時の届出義務について、周知する取組を強化することが望ましい。

2 正当な理由なく納付せず債務承認も行わない滞納者には法的措置(支払督促の申立て等)をとることが望ましい

(1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領13条は、「知事は、資産、収入の状況から納入(分納も含む。)が可能と見込まれる者のうち、第8条から第11条の手続を行っても、正当な理由なく納付しない状態が長期にわたり継続的に続いていると認められる者については、原則として裁判所に対し支払督促を行うものとする。」と規定しており、督促状の送付、電話等による納入督促、訪問による督促・指導及び催告書の送付を行っても、正当な理由なく納付しない一定の者に対し、原則として支払督促の手続をとるべきとしている。しかし、実地調査を行った健康福祉センターでは、支払督促の申立てが行われた事案を確認することができなかった。そこで、主務課である児童家庭課の担当者に確認したところ、他の健康福祉センターにおいても、近時、支払督促の申立てを行った事案は存在しないとのことであった。その理由は、支払督促の申立てを行うに値する悪質な滞納者までは確認できていないことにあるとのことであった。

(2) 確かに、児童扶養手当過誤払収納管理要領13条は、「資産、収入の状況」を要件としており、手当の支給後に受給者の資産及び収入の状況を調査することが実際には容易ではない実情に照らすと、支払督促の申立てに慎重とならざるを得ないことはある程度理解できる。また、本債権に限らず、全庁的に、非強制徴収公債権や私債権については、実際に法的手続がとられることは稀であり、担当職員の知識・経験が不足していることから、法的手続をとることが現場職員の負担となることも否定できない。

しかし、経済的に困窮しながら少額ずつ返済している受給者がいる一方で、全く返済の意思を示さず、債務承認書の提出すらしない受給者が時効によって返還義務

を免れることは不公平である。既に述べたとおり、訪問調査が徹底されていない現在の運用では、返済を一切行わず県からの文書や電話による連絡を一定期間無視し続けられれば、時効完成によって債務を免れることになりかねず明らかに公平性を欠く。

監査人が実地調査により記録を閲覧した事案の中には、明らかに住所地に居住をしながら、居留守を使うなど県からの連絡を意図的に無視し続けていると思われる滞納者もあり、そのような者に対しては、財産調査の上、時効中断のために支払督促の申立てやその他の法的措置を積極的にとるべきである。特に滞納額が多額の滞納者に対しては、時効中断の必要性は高い。

- (3) そもそも、自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行がされないときは、原則として、訴訟手続により履行を請求する等の措置をとらなければならないとしていることから、本債権に関し、法的措置を執らない運用が定着しているとすれば、同条に違反するとの評価を免れない。

そこで、正当な理由なく納付せず、債務承認書の提出にも応じない滞納者に対しては、時効中断のため、自治法施行令及び児童扶養手当過誤払収納管理要領の規定に基づき、支払督促の申立て等の法的措置を積極的にとることが望ましい。

3 債権放棄等を検討することが望ましい

- (1) 児童扶養手当過誤払収納管理要領4条により、過誤払いによる児童扶養手当返還金の返還期間は最長5年間とされているため、返還すべき児童扶養手当の総額が多額に及ぶ場合には、分納期間の最終月にそれ以前の月と比べて多額の金額（明らかに返還不能な金額）を返還するというおよそ実現不可能な返還計画を認めている事例が認められた。このような事例では、最終月に達した後、改めて債務者から同様の返還計画の承認申請を行わせ、従前と同様の分納を認めるといった措置が長期間にわたり繰り返されることになる。

しかし、このような措置は、比較的資力に乏しい本債権の債務者に対し、いたずらに長期間にわたり債務の返済を強いることになり、その妥当性には疑問がある。また、このように少額ずつの回収を長期間にわたり継続しなければならないとすれば、県の債権管理コストも無視できない。そこで、客観的に回収可能性に乏しい債権については、一定の要件を前提に、議会の議決を得て債権放棄の手続をとり、不納欠損処理を適宜行うことが相当である。

(2) 他方で、債権額が少額で、取立てに要する費用に満たないような場合は、財産調査の結果、債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められれば、徴収停止の措置（自治法施行令171条の5第3号）をとることが望ましい。そして、かかる要件が継続しつつ、消滅時効期間（5年）が経過した場合は、債権が消滅したものとして、速やかに不納欠損処理を行うことになる。

なお、債権額が1万円以下の場合、知事の専決処分による放棄も可能であるから、財産調査の結果、受給者の資力が乏しいと認められた場合は、専決処分による放棄も検討することが望ましい。

4 支払がシステムに反映されるまでのタイムラグを是正することが望ましい

監査人の実地調査の結果、債務者が金融機関を通じて返還金を納付しても、県が管理するシステムに反映されるまでに時間を要し、債務者から既に支払があったにも関わらず、県が債務者に催告書を送付してしまい、債務者から苦情が寄せられているケースが複数見受けられた。確かに、システム上一定のタイムラグが発生することは避けられないが、特に本債権は、生活困窮者が生活に余裕のない中で返済を行っている例が多いことや、債務者は返還義務が発生することについて必ずしも十分納得しているとは限らないこと（支給要件の喪失を看過して過誤払いをした県に責任の一端があると考えている場合が多い）などから、円滑に債権回収を図るためには、債務者との間で不要なトラブルはできる限り避けるべきである。

よって、システムの改善によって、上記タイムラグを短縮できるのであれば、そのような措置をとることが望ましい。

5 交渉記録を整備することが望ましい

監査人の実地調査では、主に各健康福祉センターが保管する債務者との交渉記録を閲覧したが、健康福祉センターによって記録の方法はまちまちであった。中には、債務者との電話記録を債務者ごとに区別して管理せず、全ての債務者との電話を一冊のノートにまとめ、通話順に手書きで記入をしているセンターもあった。このような記録方法では、交渉経過が一覧性に欠け把握しづらい。また、手書きのため、判読が容易ではない箇所も多数認められた。各債務者との交渉経過を明確にし、担当者の交替があった場合にも後任者が容易に経過を把握できるようにするため、交渉記録は債務者ごとに分けて記録し、できれば電子入力による方法が望ましい。

なお、稀なケースだとは思われるが、監査人が記録を閲覧した事例の中には、途中の約4年間の部分の書類が一切なく、そのため、後任の担当者がその間の経緯を把握できないものも認められた。債権管理を適正・確実に行うためには、適時、債務者との交渉を記録に残すことが必要であることは言うまでもなく、記録の不備が債権管理上の支障となることは許されない。

第2款 母子福祉資金・貸付金元金（債権番号11）、母子福祉資金・貸付金利子（債権番号12）、寡婦福祉資金・貸付金元金（債権番号13）、寡婦福祉資金・貸付金利子（債権番号14）、母子父子寡婦福祉資金・違約金（債権番号15）

第1 債権の概要

1 名称

- ① 母子福祉資金貸付金（元金）
- ② 母子福祉資金貸付金（利子）
- ③ 寡婦福祉資金貸付金（元金）
- ④ 寡婦福祉資金貸付金（利子）
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金（違約金）

①～④はいずれも母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき貸し付けられた元金及びその利子である。貸付対象者によって、「母子福祉資金貸付金」と「寡婦福祉資金貸付金」に区別されるが、制度の内容（後述する貸付資金の種類や貸付条件）は同一である（法改正により、平成26年10月1日以降、父子家庭も貸付対象とされた。）。以下、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金を総称して「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。

⑤は、借受人が支払期日までに償還金等を支払わなかった場合等に課される遅延損害金であり、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金のそれぞれについて発生し得るものである。

2 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（法律）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（政令）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（省令）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（千葉県規則）及び千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領（千葉県要領）である。

3 法的性質

いずれも私債権である。

4 制度趣旨

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦※の経済的自立を支援するため、県が資金（生活費や子どもの学費、事業を開始継続する資金など）を無利子又は低利子で貸し付けるもの。

※ 「母子家庭の母（父子家庭の父）」とは、配偶者のない女子（男子）で、20歳未満の児童を扶養している者をいう。「寡婦」とは、配偶者のない女子で、過去に「母子家庭の母」であった者をいう。なお、子を持ったことのない女子であっても、現に配偶者がなく40歳以上で所得が一定限度以下の者であれば、貸付けの対象としている。

5 貸付金の種類と貸付条件

本貸付制度における具体的な貸付金の種類は、借受人が必要とする経費の種類に応じて12種類用意されている。貸付金の種類によって、貸付限度額、利子の有無及び利率は異なる。

償還（貸付金の返済）は、借受人の経済事情を考慮して一定の据置期間を認め、当該据置期間の経過後、年賦、半年賦又は月賦償還の方法により行うものとされている（原則として、月賦償還の運用がとられている。）。

貸付金の種類と貸付条件の主な内容は、次表のとおりである。

母子父子寡婦福祉資金の種類と主な内容

貸付の種類	対象	限度額 (主なもの)	利率※	償還期間
事業開始資金	新たに事業を開始する際に必要な経費	2,830,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から7年以内
事業継続資金	現在行っている事業を継続、拡張するために必要な経費	1,420,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から7年以内
修学資金	扶養する子の就学に必要な経費 (授業料、通学費等)	公立高校の場合 月額27,000円	無利子	公立高校の場合 卒業6か月後から 貸付期間の3倍以内
技能習得資金	母(父)の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	年1.0% 又は無利子	卒業1年後から20年以内
修業資金	扶養する子の就職や事業開始のための知識技能習得に必要な経費	月額68,000円	無利子	卒業1年後から6年以内
就職支度資金	母(父)及び扶養する児童の就職に際し必要な経費	100,000円	年1.0% 又は無利子	貸付1年後から6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000円	年1.0% 又は無利子	医療の場合 治療6か月後から5年以内
生活資金	知識技能習得や医療・介護を受けている等の理由により一定期間の生活を維持するのに必要な経費	医療介護中の場合 月額103,000円	年1.0% 又は無利子	医療介護中の場合 治療・介護6か月後 から5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改修等に必要な経費	補修の場合 1,500,000円	年1.0% 又は無利子	補修の場合 貸付6か月後から6年以内
転宅資金	転宅の際必要な経費	260,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から3年以内
就学支度資金	扶養する子の入学に際し必要な経費(入学金、制服代等)	公立高校の場合 150,000円	無利子	修学資金に同じ
結婚資金	扶養する子の婚姻に際し必要な経費	300,000円	年1.0% 又は無利子	貸付6か月後から5年以内

※利率が「年1.0%又は無利子」の資金は、連帯保証人がいない場合は年1.0%、連帯保証人がいる場合は無利子となる。

6 償還状況等

千葉県において未済金回収に向けた取組が開始された平成20年度から、監査対象年度である平成27年度までの母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還状況及び違約金の徴収状況は、次表記載のとおりである。

(1) 元利金償還状況

単位:千円

年度		調定額	収入済額	不納欠損額※	収入未済額	償還率
平成20年度	過年度分	292,422	36,086	341	255,995	12.3%
	現年度分	362,811	317,069	0	45,742	87.4%
	計	655,233	353,155	341	301,737	53.9%
平成21年度	過年度分	301,737	36,460	0	265,277	12.1%
	現年度分	358,683	311,532	0	47,151	86.9%
	計	660,420	347,992	0	312,428	52.7%
平成22年度	過年度分	312,428	32,850	0	279,578	10.5%
	現年度分	351,660	308,306	0	43,354	87.7%
	計	664,088	341,156	0	322,932	51.4%
平成23年度	過年度分	322,932	32,465	223	290,244	10.1%
	現年度分	338,345	295,236	0	43,109	87.3%
	計	661,277	327,701	223	333,353	49.6%
平成24年度	過年度分	333,353	31,105	0	302,248	9.3%
	現年度分	312,327	273,720	0	38,607	87.6%
	計	645,680	304,825	0	340,855	47.2%
平成25年度	過年度分	340,855	30,786	2,496	307,573	9.0%
	現年度分	287,967	252,618	0	35,349	87.7%
	計	628,822	283,404	2,496	342,922	45.1%
平成26年度	過年度分	342,922	29,562	0	313,360	8.6%
	現年度分	278,797	248,726	0	30,071	89.2%
	計	621,719	278,288	0	343,431	44.8%
平成27年度	過年度分	343,421	36,266	0	307,155	10.6%
	現年度分	254,564	228,228	0	26,336	89.7%
	計	597,985	264,494	0	333,491	44.2%

※ 不納欠損処理を行ったのは、消滅時効が完成し、債務者から時効援用があったケース

(2) 違約金徴収状況

単位:千円

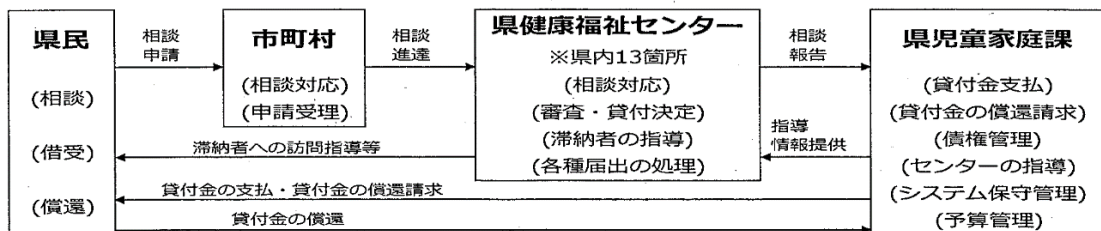
年度	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
平成20年度	66,785	1,292	65,493	1.9%
平成21年度	71,596	1,765	69,831	2.5%
平成22年度	63,000	1,543	61,457	2.4%
平成23年度	51,334	1,162	50,172	2.3%
平成24年度	59,596	1,577	58,019	2.6%
平成25年度	50,292	1,954	48,338	3.9%
平成26年度	50,603	1,704	48,899	3.4%
平成27年度	48,803	1,425	47,378	2.9%

7 債権の発生から回収までの手続

(1) 手続の流れ (全体像)

債権の発生から回収までの主な手続の流れをまとめると次表のとおりである。

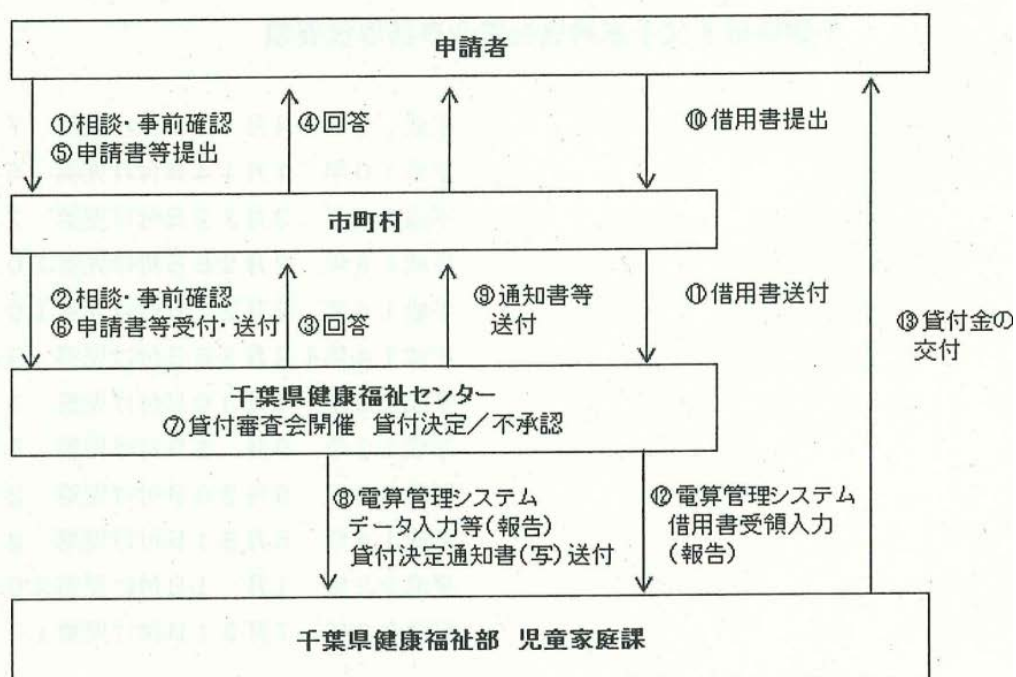
母子父子寡婦福祉資金の手続きの主な流れ



(2) 貸付事務

原則として、申請者の居住地を管轄する各市町村の窓口において、貸付の相談を受け付け、申請資格の有無、償還計画書、その他関係法規に適合しているかを確認し、申請を受け付けている。各市町村から県の機関である健康福祉センターへ申請書等が送付されると、健康福祉センターでは貸付審査会を開催して、貸付決定又は不承認決定を行う。貸付決定がなされると、電算管理システムにデータ入力等が行われて、健康福祉センターから健康福祉部児童家庭課へ報告がなされ、また、貸付決定通知書の写しが送付される。これを受けて児童家庭課は、申請者へ口座振込の方法により貸付金の交付を行う。

図1 貸付事務



(3) 償還事務

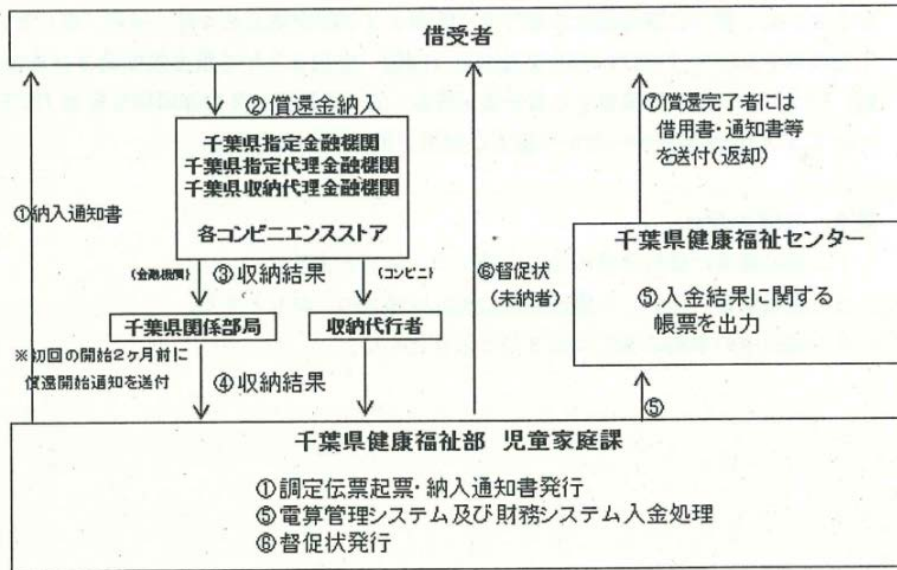
償還は、据置期間が経過した後、償還期間の期間中に分割して行う（希望により繰上げ・一括の償還も可能）。借受人本人、連帯借受人（子）及び連帯保証人がそれぞれ債務者として平等に償還義務を負っており、債務者のうちの1人が償還できなくても、他の者が協力して償還しなければならない。

児童家庭課では、償還が開始される2カ月前に、借受人に対し「資金貸付金償還開始のお知らせ」と題する書面を送付している。償還の方法は、①納入通知書で行う方法と、②口座振替で行う方法があり（原則として、②の方法がとられている。）、①の方法による場合、児童家庭課は納入通知書を借受人へ送付する。未納者に対しては、児童家庭課から督促状等が送付される。

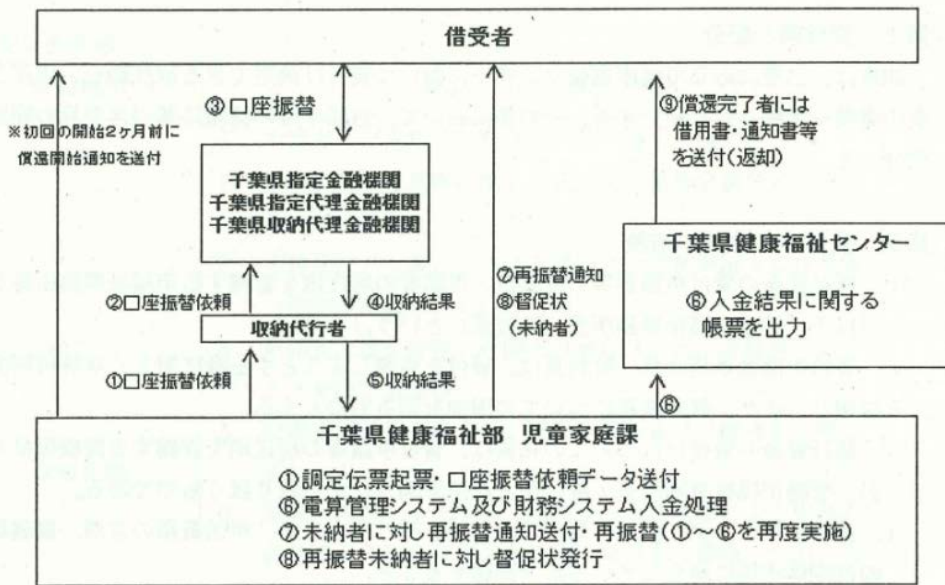
図2 償還事務

図2 償還事務

①納入通知書で償還した場合



②口座振替で償還した場合



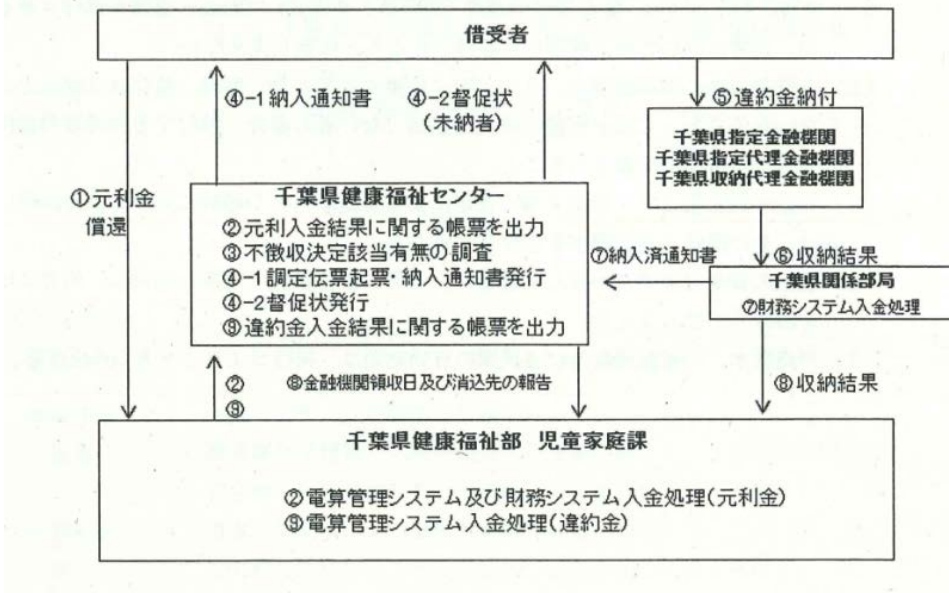
(4) 違約金の管理

正当な理由なく償還計画を守らず償還を怠った場合、償還金のほかに、年5%の利率の違約金（平成27年3月31日以前の滞納については年10.75%）が発生する（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条）。

違約金の管理は元金及び利子とは異なり、県の出先機関である各健康福祉センタ

一において行われており（元金及び利子の管理は児童家庭課が行っている。）、各健康福祉センターが納入通知書や督促状の発送等の事務を行っている。

図3 違約金事務



第2 未収金の概要

1 金額及び件数

監査対象年度である平成27年度末現在、母子父子寡婦福祉資金貸付金の元金及び利子の未収金額は3億3349万1061円である。また、違約金の収入未済額は、4737万8241円である。

発生年度ごとの件数及び金額の内訳は、次表記載のとおりであり、元金及び利子についていえば、平成23年度以降、毎年3000件強、2600万円から2700万円台の未収金が発生し続けていることがわかる。なお、違約金については、生活困窮等のやむを得ない事情に基づく不徴収の制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条ただし書）が存在するため、延滞があった場合に必ず発生するわけではない。

ア 元金及び利息金

発生年度	件数 ※1	金額 ※2
平成22年度以前 ※3	23,014	198,631
平成23年度	3,171	26,180
平成24年度	3,371	27,964
平成25年度	3,297	27,372
平成26年度	3,224	27,007
平成27年度	3,162	26,336
合計	39,239	333,491

イ 違約金

発生年度	件数 ※1	金額 ※2
平成22年度以前 ※3	2,696	13,091
平成23年度	478	4,279
平成24年度	1,108	7,440
平成25年度	710	4,070
平成26年度	1,221	8,623
平成27年度	1,302	9,876
合計	7,515	47,378

※1 調定を行った件数のうち未収金の件数。月賦償還の場合、毎月調定を行うため、一名の債務者につき複数の収入未済が存在する。

※2 単位千円（千円未満四捨五入）。合計額は実数の千円未満を四捨五入。

※3 平成22年度以前は、県において年度毎の内訳を把握していないため、合算して表記。

2 未収金が発生する主な原因

そもそも、本貸付制度は、生活状況が不安定で、経済的余裕のない母子家庭等を貸付対象とするため、借受人に十分な返済能力を期待できない場合が多い。そのため、県は、生活困窮が収入未済の主たる原因であると考えている。実際に、監査人が実地調査に赴いた健康福祉センターにおいて、関係資料の閲覧や担当者からの聴取を行ったところ、収入未済のほとんどが借受人等の債務者の生活困窮（返済に回すだけの十分な収入が得られない場合や、他の負債を抱えている場合等）によるものと認められた。

もともと、担当者から個別具体的な事情を聴取してみると、中には債務者に十分な資力がありながら、納付意識が希薄なために返済を行っていないと思われるケースも存在することが判明した。その原因について担当者の意見を求めたところ、印旛健康福祉センターに所属するベテランの母子・父子自立支援員は、かつては貸付申請時の債務者（借受人のほか、連帯借受人、連帯保証人）に対する面談において、本件貸付金の返済の必要性について十分な注意喚起がなされておらず、そのため納付意識の希薄さを招いていたのではないかとの意見を述べた。当該母子・父子自立支援員によれば、市町村が行う債務者に対する面談は必ずしも納付意識の喚起という点で十分ではないため、所属する印旛健康福祉センターでは、貸付申請時にセンター独自に債務者と個別面談を行い、債務者に将来の収支状況を元にした具体的な償還計画を立てさせるなど、返済に向けた意識付けを行っているとのことであった。その結果、以前と比べて償還率は向上しているとのことであった。このような取組内容は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金の解消を図る上で、非常に示唆に富むものと思われる。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

児童家庭課の職員3名と各健康福祉センターの職員が債権管理を担当している。

各健康福祉センターでは、概ね常勤職員1～2名程度、非常勤職員（母子・父子自立支援員等）数名で事務を担当している。

(2) マニュアルの有無

貸付業務の円滑かつ適正な運用を図るため、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領が制定されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査の有無

未収となった後、債務者から財産状況を聴取することはある程度行われているが、

その裏付けとなる資料（収入に関する資料として、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書、確定申告書の控え等。資産・負債に関する資料として、預貯金通帳、不動産登記事項証明書、住宅ローンの償還予定表等）の提出まで求めている事例は多くなかった。

(3) 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）がとられている事例は認められなかった。

(4) 督促（催告）の状況

約定どおりの返済がなされない場合、児童家庭課は、千葉県財務規則に基づき、借受人に対し、督促状を発送し納入履行の督促を行っている。督促状を送付しても納入されない場合は、文書の発送、訪問等によって催告が行われている。

(5) 分割納付の状況

借受人が即時完済できないと見込まれる場合は、積極的に分納指導を行うとされている。分納計画どおりに借受人等から返済がなされる事例もあれば、分納計画どおりに返済がなされず、不定期に不定額が返済される事例や途中で返済が一切されなくなる事例も認められた。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求

連帯保証人等への償還指導依頼や履行請求が適切な時期に行われているとはいえない事例（滞納が発生してから長期間が経過してから初めて連帯保証人へ償還指導依頼がなされた事例や、中には連帯保証人が既に死亡していることを看過して履行請求を行い、遺族から指摘を受けて初めて連帯保証人の死亡の事実を把握した事例等）が散見された。

また、本債権では、例えば、親が子のために修学資金を借り受けた場合に、親と子が連帯債務者とされているが、調定は、返済する者として申し出た者に対してのみ行われ、もう一人の連帯債務者は、その調定伝票に付記されるのみである。滞納となった後は、督促やその後の催告は、調定された債務者だけを相手にしてなされていて、連帯債務者に対しては、事情を聴く程度である。

(7) 公正証書による執行の有無

公正証書を作成している事例は存在しない。

(8) 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

(9) 時効管理

債務者から債務承認書等を徴する方法により、「承認」による時効中断措置（民法147条3号）がとられている。訴訟提起等による「請求」による時効中断措置（同条1号）はとられておらず、所在不明等により債務承認書等を取得できない債務者については、時効期間（10年間）が経過し、かつ、時効の援用がないまま長期間が経過している事例も見られた。

(10) その他（期限の利益喪失条項について）

借用書に期限の利益喪失条項は明記されておらず、滞納に陥った借受人に対して、期限の利益喪失による一時請求（一括請求）が行われている事案は見られなかった。

第4 監査の手法

- 1 主務課である健康福祉部児童家庭課に対する照会、聴取等を行い、照会事項に対する回答、関係資料の提供等を受けた。
- 2 実地調査として、習志野健康福祉センター、松戸健康福祉センター及び印旛健康福祉センターを訪問し、債権管理簿を閲覧し、担当者と質疑応答をした。

第5 指摘事項

1 滞納者に対する一時償還請求（期限の利益の喪失）を適切に行うべきである

(1) 法令上の定め

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条は、次のとおり定める。

（一時償還）

第十六条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第八条第一項の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 第十三条第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

<以下省略>

同条は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が同条所定の事由に該当する場合に、都道府県は、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができるとし、「償還金の支払を怠ったとき。」(2号)を当該事由の一つとして定めている(なお、同条は、自治法施行令31条の7により父子福祉資金貸付金に、自治法施行令38条により寡婦福祉資金貸付金に準用されている)。すなわち、借受人が償還金を滞納した場合、都道府県は期限の利益を喪失させ、残金について一時償還を請求できる旨が規定されている。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の運用について定めた千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領にも、このような一時償還を前提とした規定がある(同要領16頁、「第9 一時償還」)。

そもそも、債務者が債務の支払を怠り、債権関係が基調とする信頼関係を破ったときに、債権者がなお期限の到来までその債権の行使ができないとすることは、債権者にとって酷であり、公平に反する。よって、貸付けの際に、期限の利益喪失条項を定めることは通常の貸付けの際に一般的に行われており、本貸付金を適正に管理するためにも、期限の利益喪失条項は重要な意味を持つ。

(2) 期限の利益喪失に関する定めが様式上明確ではない

しかしながら、本貸付制度に関する千葉県の現行の様式を見る限り、期限の利益喪失について明記しているのは「資金貸付決定通知書」(細則第12号様式)のみであり、債務者(借受人、連帯借受人及び連帯保証人)が県に提出する「資金借用書」(細則第14号様式)には、期限の利益喪失について明記されていない。すなわち、当該借用書には、償還の期間、方法、月額等については記載されているが、期限の利益喪失については明記されていない。この点、借用書には、「当該資金に係る法令に従い、償還します。」と記載されているため、期限の利益喪失について定めた母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条が当事者間の合意内容になっていると解する余地もあるが、期限の利益喪失条項が期限の利益という債務者にとって重要な利益を剥奪する効果を有する以上、借用書にその旨を明記しておくべきである。

(3) 具体的な期限の利益喪失事由も明確ではない

また、現行の様式では、いかなる場合に期限の利益を喪失するのか不明確である点も問題である。

すなわち、借用書の「当該資金に係る法令に従い、償還します。」という文言の「法

令」に、期限の利益喪失について定めた母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条を読み込み、期限の利益喪失が当事者間の合意内容となっていると解したとしても、同条は、貸付けを受けた者が「償還金の支払を怠ったとき」に、「一時償還を請求することができる。」と規定するのみで、具体的にどの程度の滞納が発生した場合に一時償還を請求することができるのか（すなわち、期限の利益を失わせることができるのか）が定かではない。千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領も、「一時償還は、令16条（令31条の7又は38条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する場合であって、一時償還をすることが適当と認められる場合に限って実施すること。」と定めるのみで（同要領16頁）、具体的要件は明確ではない。

この点、先述の「資金貸付決定通知書」（細則第12号様式）には、「償還金を納付期限後6箇月以内に納付しないときは、知事は貸付金の全額を10日以内に支払うよう請求することがあります。」と記載されており、かかる通知書に記載された貸付条件が当事者間の合意内容となっていると解する余地もあるが、やはり合意内容を明確化するために、期限の利益を喪失することになる具体的な事由（どの程度の滞納が発生した場合に期限の利益を失うことになるのか）や、そのような事由が発生した場合に当然に期限の利益を喪失するのか（又は通知等を必要とするのか）については、借用書に明記すべきである。

(4) 運用上の問題点

児童家庭課及び健康福祉センターの担当者から聴取したところ、本貸付制度の運用上、滞納を理由に、将来期限が到来すべき償還金の期限の利益を喪失させることはしておらず、滞納発生後も、当初約定した償還期限を経過しない限り償還金の請求を行っていない（すなわち、実際に滞納者に対し期限の利益喪失を主張することはない）とのことであった。

確かに、本貸付金の借受人は比較的低所得者が想定されており、本貸付制度が福祉政策的観点に基づくことからすれば、一時償還請求は借受人の生活状況等に配慮して慎重に行うべきであり、滞納があったことを理由に直ちに期限の利益を喪失させることは妥当ではない。かかる観点から、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条は、滞納が生じた場合に、「一時償還を請求することができる。」と都道府県

に一定の裁量を認めるかのような規定をしているものと思われる。

しかし、償還開始後直ちに滞納に陥り今後も償還が期待できないような借受人や、支払能力がありながら償還に応じないような悪質な債務者に対してまで、期限の利益を喪失させず償還金の一時請求を行わないとすれば、債権管理が煩雑となり、多大なコストが生じることになり妥当ではない。すなわち、例えば償還期間10年の貸付金について月賦償還とされていた場合に、滞納が生じて一時償還請求を行わなければ、各月の償還金について毎月の期限が到来しなければ請求を行うことができず、貸付金全額の請求が可能となるのは据置期間経過後の10年後ということになる。この場合、各月の償還金の消滅時効はそれぞれ個別に進行することになり、時効管理が煩雑となることはいうまでもない。また、自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行がされないときは、原則として訴訟手続により履行を請求しなければならないとしているが、上記の例では、据置期間経過後10年が経過しなければ債権全額の訴訟手続がとれないことになり、債権保全の点から不合理である。

よって、一時償還請求を一律に行わないという運用は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条に抵触するといわざるを得ない。また、自治法施行令171条の3は、「普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。」としており、かかる条項にも抵触する。

(5) まとめ

以上述べたとおり、借受人が償還金の支払を怠ったときに期限の利益を喪失し得ること、期限の利益喪失の具体的事由、そのような事由が発生した場合に当然に期限の利益を喪失するか否かについて、当事者間の合意内容であることを明確にするため、借用書に明記すべきである。また、一時償還請求を一律に行わないという運用は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令16条及び自治法施行令171条の3に抵触するので、かかる運用は改めるべきである。

2 連帯保証人への請求を適切な時期に行うべきである

- (1) 本貸付制度の運用について定めた千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領においては、借受人又は連帯借受人が長期にわたって滞納の状況にある場合及び毎

月の償還額が少額で完済ができないと見込まれる場合、健康福祉センター長は、保証人に対して請求するものとされている（同要領18頁）。また、一斉督促後の呼出しに応じない滞納者については、保証人に対し、償還指導依頼通知（保証人から滞納者への納入履行の指導協力を依頼する文書）を送付し、これによっても滞納者が納入しない場合は、連帯保証債務履行請求書を保証人に送付し、納入履行の督促をするものとされている（同要領19頁）。

- (2) もっとも、債務者との交渉記録等を確認したところ、連帯保証人への償還指導依頼や履行請求が適切な時期に行われているとは言い難い事例（滞納が発生してから長期間が経過してから初めて連帯保証人へ償還指導依頼がなされた事例や、中には連帯保証人が既に死亡していることを看過して履行請求を行い、遺族から指摘を受けて初めて当該連帯保証人の死亡の事実を把握した事例等）が散見された。かかる取扱いは、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領に反し、また、債権の迅速かつ確実な回収という観点から妥当性を欠くものであるから、連帯保証人への請求はより早期の適切な時期に行うべきである。
- (3) そもそも、自治法施行令171条の2は、保証人の保証がある債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行がされないときは、原則として、保証人に対して履行を請求しなければならないとしている。したがって、借受人が滞納に陥り、督促をしても相当期間履行がなされない場合は、速やかに連帯保証人への請求手続が行われなければならない。滞納が発生した後、相当期間が経過してもなお連帯保証人への請求が行われていなければ、自治法施行令171条の2に反する取扱いと言わざるを得ない。
- (4) かかる観点からは、現行の千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の定めは必ずしも適切とはいえず、自治法施行令171条の2に合致する内容で規定の改正を検討すべきである。すなわち、上記事務取扱要領では、借受人らに滞納が生じた場合、保証人に請求するためには、「長期にわたって滞納の状況」にあることが必要とされるが、これを例えば「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行がされないとき」などと改めることが考えられる。そして、債権管理事務を円滑に進めるためには、基準を客観的かつ明確なものとすべきであり、具体的にどの程度の期間が経過すれば「相当の期間を経過」したといえるのかを、上記要領に盛り込むことが

望ましい。

第6 意見

1 連帯債務者に対する請求

連帯債務者は、借受人と同様に納付義務を負う者であり、返済する者として届け出た者が滞納しているのに、他方の連帯債務者に対して履行を請求しないことは、債権管理を怠ることであり、借受人に加えて貸付金を学資等にした子どもをも連帯債務者にして、滞納を防ごうとする制度趣旨に反することでもあり、未収金が増加する原因となる。返済する者として届け出た者が滞納したときは、他方の連帯債務者に対しても請求するように債権管理方法を改めることが望ましい。

2 滞納者に対する法的措置

- (1) 滞納者に対する法的措置について、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領には、「資産、収入の状況から納入が可能と見込まれる者で、再三の指導、催告にもかかわらず、正当な理由なく、納入しない状態が続いている者に対し、必要に応じ支払督促の申立てを行うものとする。」と定められているが(同要領18頁)、実際には、県が支払督促の申立てに及んだ事例はほとんどなく、近時では平成18年に1件認められたのみとのことである(明らかに資力があるのに滞納を続けた債務者に関する事例)。本貸付金に限らず、県全体で債権保全のため支払督促申立て等の法的手続をとることは稀であり、申立てを行うための具体的基準も定められていないとのことである。

担当者によれば、支払督促の申立てに消極的なのは、債務者から督促異議の申立てがなされた場合、通常の訴訟手続に移行し(民事訴訟法390条、同393条、同395条)、議会の承認が必要になることから(自治法96条1項12号)、事務手続が煩雑となり、現状の人員では対応し難いことがその主な理由とのことであった。

- (2) しかし、そもそも、自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行がされないときは、原則として、訴訟手続により履行を請求する等の措置をとらなければならないとしていることから、本貸付金に関し、法的措置を執らない運用が定着しているとすれば、同条に違反するとの評価を免れな

い。

また、千葉県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領においても、一定の場合には支払督促の申立てが必要と規定されている以上、要領が予定している手続がほとんど行われていない状態は是正されなければならない

特に、滞納額が多額で、滞納が長期間に及び、かつ、債務承認書の提出にも応じない債務者に対しては、時効中断のため、債務名義を取得すべき必要性は高い。

よって、上記のような債務者に対しては、時効中断のため、法的措置を適切に行うことが望ましい。

3 一部償還があった場合の時効管理上の留意点

- (1) 償還金の未払が生じた場合、千葉県財務規則に基づき、納入通知書の納入期限から20日以内に借受人等に対して督促状が送付され納入の督促が行われる。また、督促状を送付しても納付がない場合は、随時、納付書が借受人等に送付される。当該督促状及び納付書には、基本的に、例えば平成〇年〇月調定分というように特定の期別が表示されている。そして、当該督促状又は納付書に基づいて支払がなされた場合、県では当該特定の期別の償還金に充当する取扱いを行っている。
- (2) もっとも、かかる取扱いをとる場合、消滅時効との関係で注意が必要である。

すなわち、例えば、平成28年4月分以降の償還金の滞納が生じ、同年6月に、平成28年4月分から5月分までの納付書を債務者に送付したような場合に、債務者が5月分の納付書を使用して5月分の支払のみを行い、4月分については納付しなかったとすると、仮にその後6月分以降は正常に償還され続けたとしても、4月分は未納付の状態が続き、時効期間の経過により4月分の消滅時効が完成する事態となってしまう。そこで、このような場合は、4月分の納付を促すことはもちろん、納付がなされない場合は、時効中断のため未納付の4月分について債務承認書を取得しなければならない。この点、一部納付による時効中断効について、「複数の債務がある場合において、弁済充当する債務についての合意がなく、債務者あるいは債権者により弁済充当する債務の指定がない場合には、全部の債務を弁済するに足りない弁済は、特段の事情がない限り、全部の債務について承認する趣旨の一部弁済となり、全部の債務について時効中断の効力が生じる」と判示した裁判例(東京地方裁判所平成17年2月18日判決)があるが、本件貸付金は上記のとおり督

促状等に特定の期別が表示されている以上、債務者との間で充当する債務を特定の債務に限定する合意があったことになり、一部納付による時効中断効は債務全体について及ばないと考えられる。

- (3) よって、ある特定の支払期の償還金の支払がなされていない場合は、例えその後の支払期の償還金が順調に支払われるようになっても、時効中断のため、当該未払の支払期の債務承認書を取得することが望ましい。

4 債権放棄の検討

県の担当者によれば、現在、本貸付金に関する不納欠損処理は、時効期間が経過して債務者から時効援用があった場合に限り行っており、例えば、破産手続により債務者の免責許可が確定した場合や、債務者が無資力の場合や所在不明により納付が見込まれない場合等に、債権放棄（自治法96条1項10号）の手続を経て不納欠損処理が行われた事例はないとのことであった。

しかし、回収困難であることが明らかな未収金を、その後も管理せざるを得ないとすれば、回収可能性の低い財産を県会計に計上し続けることになり、財務の正確性・透明性を阻害する結果となりかねない。また、費用対効果の点でも無駄な管理コストが発生し続けることになる。そこで、客観的に回収可能性に乏しい債権については、一定の要件を前提に、議会の議決を得て債権放棄の手続をとり、適宜、不納欠損処理を行うことが相当である。

5 連帯保証人の保証意思確認が不十分と思われた事例

健康福祉センターに対する実地調査の結果、貸付申請時に提出された借用書に連帯保証人の署名捺印を得たものの、連帯保証人との面談が行われた形跡がなく、保証意思の確認が不十分と思われた例が認められた。このケースでは、連帯保証人が保証の事実を争っており（保証否認）、主債務者が所在不明であることも相まって債権回収に支障を来していることが認められた。言うまでもなく、貸付時には債務者との面談を行い、債務負担意思を確認しておくことが確実な債権回収を図るために肝要である。

よって、貸付時には、面談により、連帯保証人の保証意思を十分に確認することが望ましい。

6 債務承認書の債務総額が空欄だった事例

- (1) 健康福祉センターに対する実地調査の結果、滞納者に対しては、訪問等の方法により、適宜、債務承認書等を入手するなどして時効中断の措置が適切にとられていたことが認められたが、一部に債務総額の記載がない債務承認書が見られた。有効な債務承認というためには、債務者が債務額を認識していることが前提であり、債務総額の記載を欠く債務承認書は有効性に疑問がある。そこで、債務承認書等を取得する際には、用紙に予め債務総額を記載の上、債務者に交付することが望ましい（もっとも、ほとんどの事例でこのような措置がとられており、上記のようなケースはレアケースといえる）。
- (2) なお、現行の債務承認書等では、承認の対象として明記されているのは、元利金の償還残額であり、違約金については単に後日支払う旨が記載されているのみで、金額の明示がなされていない。これは調定手続において、各期別の元利金の支払があった後に、支払のあった期別に対応する違約金の額を算定して調定する運用がなされているため、元利金の支払がなされていない時点では違約金が未調定であることによるものと思われる。しかし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条は、「都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」としており、「支払期日の翌日から」違約金は発生している。そこで、債務承認の対象について疑義が生じないように、債務承認書を徴求する際は、できる限り承認時現在の違約金の額を明示することが望ましい。
- (3) また、元利金の支払があった後に違約金の調定を行うという運用は、例えば、償還期限到来後に全く元利金の償還金の支払がなく長期間が経過しているような場合、違約金が全く調定されないことになり、県財産が会計上正確に反映されていない事態を生じ相当ではないと考える。

7 生活保護受給者に対する貸付け

健康福祉センターに対する実地調査の結果、生活保護を受給している者に貸付けが行われていた事例が認められた。関係法令上、生活保護受給者に対する貸付けは禁止されていないが、一般的に将来の確実な履行が期待できるとは言い難く、また、生活

保護受給者が多重債務に陥りかえって生活再建が妨げられる可能性も懸念されることから、生活保護受給者に対する貸付けは慎重に行うことが望ましい（上記の事例においても、債務者から約定どおりの償還はなされておらず、少額の償還が散発的になされているにとどまった）。

第3節 母子保健班

第1款 未熟児養育医療扶養義務者負担金（債権番号16）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、母子保健法（以下「法」という。）、母子保健法施行規則、未熟児養育事業の実施について（局長通知）、母子保健法に基づく低体重児の届け出、養育医療の給付等に関する規則（県規則・平成24年度に廃止・経過規定は第二次一括法）、養育医療給付取扱要領、指定養育医療機関医療担当規定である。

2 債権の法的性質

本債権の法的性質は、法21条の4第3項が「地方税の滞納処分为例により処分することができる」と規定することから、強制徴収公債権に分類される。

3 債権の内容

(1) 総論

法20条1項は、「市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。」と定めた上、法21条の4において「第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる」と規定し、未熟児の扶養義務者にその資力に応じて費用を分担させる旨を定めており、当該扶養義務者の分担金が本債権である。

平成25年4月以降は地方分権強化を主眼とする第二次一括法の施行に伴い、その権限が市町村に移譲されている。したがって、移譲後の平成25年4月以降については、原則として県において本制度に基づく債権は発生せず、平成25年3月までに発生した債権を管理している。

(2) 各論

ア 対象

給付の未熟児（法6条6項）であり、医師が入院養育を必要と認めるものである（法20条1項）。

未熟児養育事業の実施（局長通知）によれば、本制度における「未熟」とは、

- ① 体重が2000g以下であること
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示していること
 - 一般状態
 - ・運動不安、痙攣があるもの
 - ・運動が異常に少ないもの
 - 体温が摂氏34度以下のもの
 - 呼吸器・循環器系
 - ・強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - ・呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - ・出血傾向が強いもの
 - 消化器系
 - ・生後24時間以上排便のないもの
 - ・生後48時間以上おう吐が持続しているもの
 - ・血性吐物、血性便のあるもの
 - 黄疸
 - ・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

イ 給付内容

給付は、以下のとおり、現物給付にて行われるのが原則となり、その範囲は法20条3項に定めがあり、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療、④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤移送と規定されている。費用の支給は看護・移送等現物給付によることができないものについて、保健所長が承認したものについて支給する。

医療保険制度との関係においては、未熟児が医療保険各法の被保険者である場合は、医療保険による医療給付を優先し、その残額を養育医療で給付することとなる。

ウ 申請手続等

(ア) 申請者及び申請窓口

申請者（未熟児の保護者）が、その住所を管轄する保健所に対して申請する。

(イ) 必要書類

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書
- ③ 世帯調書
- ④ 世帯階層区分の認定に必要な書類→世帯全員分が必要となる
 - ア 給与所得者・・・・・・源泉徴収票
 - イ 申告納税者・・・・・・確定申告の控え
 - ウ 所得税額が0円・・・・課税（非課税）証明書
 - エ 生活保護受給者・・・・生活保護受給証明書
- ⑤ 保険証
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 出生後1カ月以上の場合は遅延証明書

(ウ) 健康福祉センター（保健所）における審査

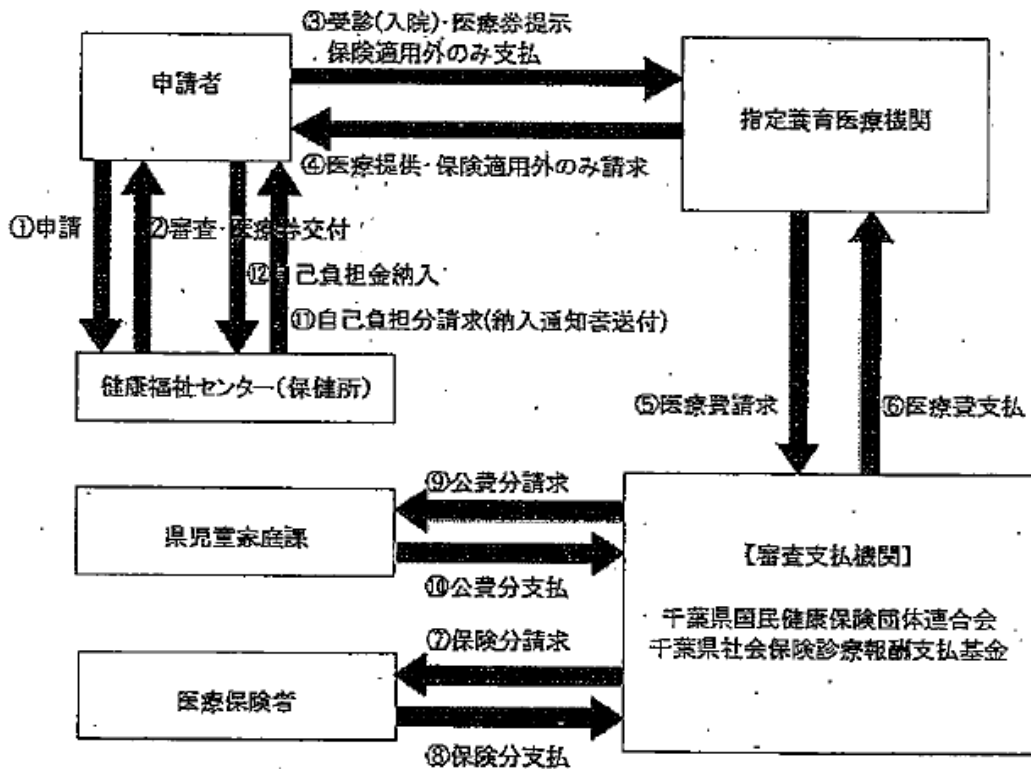
審査を行い、医療券を交付する。

(エ) 医療の現物給付

申請者は医療券を指定養育医療機関に示し、医療の現物給付を受けることになる。

(オ) 徴収金額の決定

医療費を支払った、審査支払機関は、児童家庭課（県）及び医療保険者に対して、それぞれ公費分、保険分を請求する。公費分の内、健康福祉センターが申請者に対して納入通知書を送付することで、申請者の自己負担分が請求される。



第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度決算の未収金の件数は63件、金額は65万5978円である。

2 未収金の発生

申請者が決定された徴収金額を支払わない場合、県の未収金債権となる。

なお、上述のとおり、平成25年度以降に関しては、県から市町村へ権限が移譲されていることから、今後の未収金債権は見込まれない。

発生原因は次表のとおり、「生活困窮」「納付意識希薄」というのが主だった理由となる。

理 由	件数	実人数	金額 (円)
生活困窮	38	12	350,649
行方不明	4	2	70,077
分割納入	4	1	58,360
納付意識が希薄	16	6	173,580
その他	1	1	3,312
計	63	22	655,978

もっとも、「納付意識が希薄」と分類されている債務者の実態を見ると、「生活困窮」と分類しても差し支えない程度 of 生活水準であると考えられ、「生活困窮」が原因となるのが大部分を占めていると思われる。本制度に基づく各債務者の自己負担部分は、その収入に応じて決定されるとはいえ（法21条の4）、そもそもの生活が困窮している債務者に対して給付を行う福祉的な側面を有する制度であるからこそ、未収金につながりやすい性質を内在する債権であるといえる。

3 未収金の推移（増減）、状況（長期滞納）

平成24年度から平成27年度までの未収金の推移は以下のとおりである。

年度	収入未済額 (円)	前年度からの増減額 (円)
27年度	655,978	△ 709,742
26年度	1,365,720	△ 99,276
25年度	1,464,996	△ 675,479
24年度	2,140,475	

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

既述のとおり、第二次一括法の施行との関係で、現在県が管理している債権は、原則として平成25年3月までに発生したもののみとなる。そして、主務課は、健康福祉部児童家庭課、担当は母子保健班であるが、実際の回収業務は、千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規第33号）の規定により（ただし改正前の規定の適

用による)、健康福祉センター(県内8か所)が行っている。

監査に当たり訪問した各センター(松戸・印旛・習志野)においては、各1名の担当者がおり、その業務は他の業務との兼任となっている。納入通知書を送付し、期限までに納入がない場合に督促状を送付し、手紙による催告や電話、臨戸を継続することで回収を図っている。

(2) マニュアルの有無

債権回収のために、「未熟児養育医療給付マニュアル」を策定し、これに基づき債権管理を行っている。当該マニュアルにおいては、以下の債権回収手順が定められている。

- ・新規認定者を含め、徴収金の発生する者をリストアップ
- ・財務端末で扶養義務者を登録し、調定伝票を起票する
- ・納入通知書を送付書とともに扶養義務者へ送付
- ・領収済通知書により納付状況を確認し、納期までに納付されていないものについては、督促状を送付する
- ・納付がない場合は、徴収担当者は、電話や訪問等による徴収を行う
- ・督促状を発した日から10日経過した日より5年納付がない場合は、不納欠損処理を行う

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

差押えを行った事例は認められなかった。

(2) 所在調査・財産調査等について

まず、所在調査については、連絡がつかなくなれば適宜住民票を取得するなど、適切な所在調査が行われていた。

財産調査については、これを行っている健康福祉センターと、一切行っていない健康福祉センターに分かれた。行っている健康福祉センターにおいては、預金照会をはじめ定期的に所得調査が行われるなどがされているが、差押えに至っている事例は認められなかった。

(3) 督促

各健康福祉センターにより取扱いは異なるが、催告書の送付、電話による督促行

為は共通して認められた。

(4) 生活困窮者との関係

生活保護を受給することとなった債務者に対しては、以降は所得調査を停止し、生活保護受給の確認をするにとどめるなどの処理が認められた。

第4 監査の手法

児童家庭課母子保健班からのヒアリングを行うとともに、県内の健康福祉センターの内3か所を訪問し、債権管理簿の閲覧をした。

第5 指摘事項

1 強制徴収を再考、中止した事案

健康福祉センターが債務者に対して強制徴収を実行しようとしたところ、児童家庭課がその実行を再考するよう促し、その結果、健康福祉センターが実行を中止した事例が存在した。

児童家庭課が再考を促した理由は、①当該事案のみ強制徴収という手法を採用することの是非、②法21条の4が地方税の滞納処分の例によるとするが、税金と福祉的給付の意味合いを持つ養育医療の自己負担金を同列に取り扱うことへの疑問、③徴収マニュアル等の統一的な基準が存在しない中で、当該事例のみに対して強制執行することへの疑問である。

しかしながら、かかる問題点は、そもそも本債権に共通する一般的な問題点であり、これに従えば、本債権については一切強制徴収を行えないことになる。そこで、今後の同種事例については、県が平成20年11月に策定した「債権管理適正化の手引」に基づいた適正な対応をすべきである。

第6 意見

1 財産調査の活用

法21条の4第3項は「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と定めていることから、本債権は強制徴収公債権であると解釈される。

しかしながら、本債権の管理記録からは、財産調査が一切行われたいまま、いた

ずらに時効期間が経過するケースも見受けられた。すなわち、処理記録を閲覧する限りでは、債務者に対して督促、催告などの電話連絡等を行っているものの、財産調査を行った形跡が認められないものが多々存在した。その上で、督促、電話をしても債務者からの何らのリアクションがないにも関わらず、その後何らの財産調査を講じることなく、時効により不納欠損処理を行うという流れが通例化しているものと考えられる。なお、督促、電話を繰り返したことで、債権回収が功を奏した事例もあったので、一概にその手法を否定するものではない。

確かに、債務額が少額であること、債権の性質上、債務者に資力が乏しい可能性が高いと懸念されることは理解できるが、これらは財産調査を行う点において、何ら障害となるべき理由とはならない。そのため、財産調査を行うことを検討する必要があるものとする。

県からのヒアリングにおいても、本債権に関しては、社会福祉的な給付であることを主な理由として、従前、強制徴収が行われた事例はないとのことである。強制徴収に消極的になる点について心情的には理解できるが、公的な債権の強制徴収を検討する際には、当該債権そのものの性質に着目するのみではなく、債務者の生活状況を踏まえた上で、適切に強制徴収の可否を判断することが望ましい。

マンパワーが限定されており、かつ、徴収可能性の見込みが高くない中で、どの程度の労力を掛けるべきかという問題は残るものの、財産調査を活用することの検討が望まれる。

2 不納欠損処理について

適切な財政状況の管理のためには、時効が完成した場合には速やかに不納欠損処理を行う必要があるところ、年度末にまとめて不納欠損処理を行うなどする場合も認められた。かかる対応では、適切な財務状況が帳簿上反映されているとはいいがたい。そもそも、公債権の場合、援用がなくとも消滅時効は完成するのであるから、消滅した債権の請求という過誤防止という面も含め、適宜時効処理を行うことが望ましい。各健康福祉センターにおいて、管理方法が区々であり、統一的な対応が求められる。なお、本債権を私債権と考え、消滅時効が完成しているにも関わらず、不納欠損を行っていないケースも認められたので、債権の性質について研修を行うなどの方法で周知徹底が求められる。

第4節 虐待防止対策室

第1款 児童措置費扶養義務者負担金（債権番号17）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則である。

2 法的性質

強制徴収公債権である（児童福祉法56条7項）。

3 制度の概要

- (1) 都道府県が児童を民間の児童養護施設に入所させたり、里親に委託する措置を執る場合（児童福祉法27条1項3号）、その入所や委託に関する費用は、都道府県が支弁するものとされる（児童福祉法50条7号）。

そして、かかる費用の支弁をした都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることされており（児童福祉法56条2項）、徴収される金額は、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則21条1項によって決定され、扶養義務者等に請求がなされている。

- (2) 負担金の発生対象となっている県内の民間施設としては、現在、児童養護施設が16施設、乳児院が4施設、ファミリーホーム（一軒家の中で育てるコンセプトを持つ施設）が8施設、自立援助ホームが6施設、情緒障害児短期治療施設が1施設の合計35施設があり、また里親制度に登録している里親も約400件（ただし、現在児童を委託している里親は約150件とのこと）おり、これらの施設や里親に委託された児童に関する費用等を徴収するのが本債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1万137件（432人） 8780万6630円

※件数については、児童それぞれに対して毎月行われる「調定」の件数による。

したがって、児童1人について全く納付がなされなかった場合、1年間で12件

の未収金が発生することとなる。

2 未収金の推移

	件数 (件)	未収金額 (円)
平成20年度	3,980	33,328,650
平成21年度	4,660	41,506,010
平成22年度	5,704	50,531,486
平成23年度	6,869	63,399,024
平成24年度	8,103	74,571,902
平成25年度	8,661	76,609,930
平成26年度	9,412	82,514,631
平成27年度	10,137	87,806,630

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課であり、虐待防止対策室が担当しているが、千葉県事務委任規則7条1号ネの規定により、県内6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に徴収額の決定事務や徴収業務、及び滞納処分に関する権限を委任している。そのため、実際に債権管理を行っているのは、県内6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）である。

2 債権管理マニュアル

「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」を作成している。

（マニュアルの内容）※債権管理の流れのみ

- ① 児童相談所が徴収金額を決定し、扶養義務者等に徴収等決定（変更）通知書を送付した上で、納期限を定めた納入通知書を送付する。
- ② 納期限までに納付がないときは、千葉県財務規則44条に基づき、扶養義務者等に対して納期限経過後20日以内に督促状兼領収書を送付する。
- ③ 督促状送付後、速やかに電話をして納付意思を確認するとともに、納付を勧奨する。
- ④ 督促状を送付してもなお支払が行われない場合は、催告を実施するとされており、

マニュアル上、3種類の催告方法が記載されている。

ア 文書催告

最初の催告書は、督促状発付から概ね1カ月経過後を目安に送付する。催告書には納期限を設定し、必要に応じて納付書を同封する。一括納付が困難な滞納者や軽減制度の適用対象になる可能性のある者については、納付相談に応じる旨を明記して、来庁を促す書式にすることもある。また、二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、財産調査、差押え等も視野に入れて催告を実施するものとされている。

イ 電話催告

督促状、催告書を送付したにもかかわらず納付も連絡もない者や納付の約束をしたにもかかわらず不履行な者については、適宜電話による催告を行う。

なお、電話催告において納付交渉を行った際には、交渉した内容を滞納整理票の記事欄に記載することとされている。

ウ 臨戸

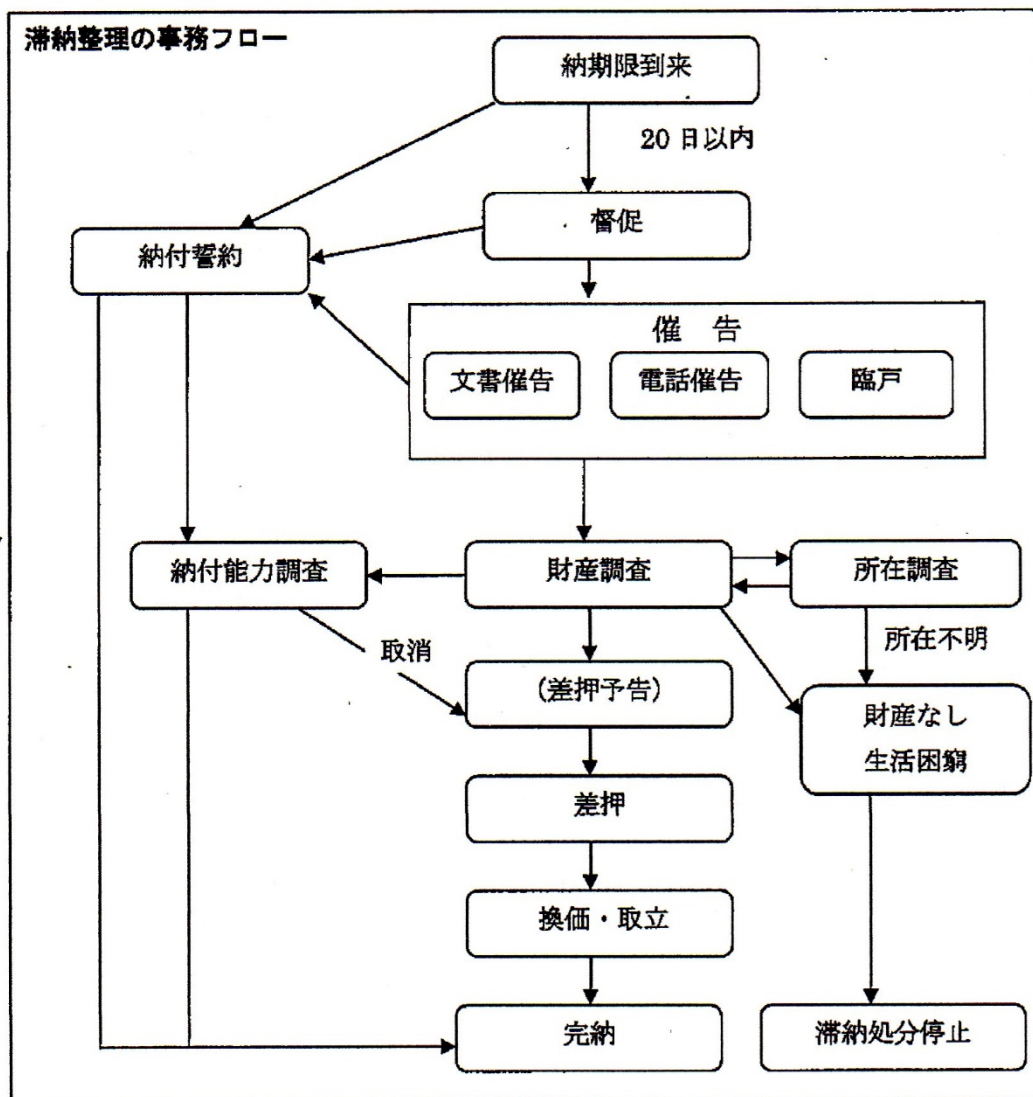
文書、電話等による催告を行っても納付されないときは、早い段階で直接滞納者の自宅等を訪問して徴収する。なお、児童福祉司が滞納者の家庭訪問をするときに併せて納付を勧奨する等、あらゆる機会を捉えて滞納の解消に努めるものとされている。

- ⑤ なお、上記の一連の督促行為の中で、滞納者から納付できないと相談を受けた場合には、児童相談所は納付相談に応じるものとされ、滞納者が一度に納付できないと認められる場合には、分割納付に応じることが認められている。ただし、分割納付に応じる際には、まず、滞納額全額についての納付誓約書を提出させた上で（それにより、滞納額全額について時効中断の効果が発生する）、滞納者の所得に応じた適切な金額での分割納付を認めるものとされている。
- ⑥ 二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、所在調査、財産調査を行った上で、差押え可能な資産を有する場合には、財産の差押及び換価・取立てを行う。

なお、児童措置費扶養義務者負担金は、強制徴収公債権であることから、所在調査及び財産調査においては、国税徴収法146条の2及び同法基本通達に基づき、

国及び地方自治体の全ての機関に協力要請を行いながら進めることが可能であり、また、国税徴収法141条に基づく質問・検査権及び同法142条に基づく捜索権も認められることから、金融機関等の民間機関に対する照会等も可能である。さらに、児童福祉法56条5項に基づき、費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることもできる。

- ⑦ また、滞納者について、「執行する財産がない場合（無財産）」、「滞納処分を執行することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（滞納処分を執行することによって生活保護の適用を受けなければならない程度になるおそれがあるとき）」、「滞納者の所在及び滞納処分できる財産がともに不明であるとき」には、滞納処分の執行停止をすることができる（地方税法15条の7第1項）とされている。なお、徴収処分の停止が3年間継続したときは、当該停止に係る徴収金の納税義務は消滅し（地方税法15条の7第4項）、その場合、児童相談所は、不納欠損処理を行うこととされている。



3 管理の実態

(1) 管理事務の状況について

各児童相談所では、上記①徴収等決定（変更）通知書の送付、②督促状の送付についてはいずれも行っていたが、③督促状送付後の電話督促については、ほとんど行われていなかった。

また、上記④の督促行為についても、文書催告は全件について行っているものの、電話催告は全件についてまで行えているわけではなく、臨戸による督促については、児童福祉司の家庭訪問は別として（これについては、主目的は債務の督促ではない）、徴収担当者による臨戸はほとんど行われていなかった。

そして、ほとんどの児童相談所においては、⑤滞納者から納付相談があった場合には、これに応じた上で、必要に応じて分納誓約書を提出させた上で分割納付を認

めていたが、電話による納付相談の場合に、分納誓約書を滞納者に送付せず（その場合、納付書のみを送付している）、分納誓約書を提出させることなく分割納付を認めている児童相談所も僅かながらではあるが存在した。

⑥財産調査については、毎年1回、担当課の主催で各児童相談所の担当者を集めて、「児童措置費扶養義務者負担金の収入未済額減に係る検討会」を開催しており、各児童相談所で管理する滞納者の内、高額滞納者を数名程度ずつピックアップして持ち寄り、検討会において検討した上で、必要なケースにつき財産調査（主に預金の照会）を行っている。ただし、預金照会等を行ったとしても実際に差押え可能な資産等が見つかるケースは少なく、差押えに至ったケースは平成27年度で1件のみであった。

また、各児童相談所において、所在不明や生活保護受給、破産開始決定などの理由で⑦滞納処分の執行停止を行っているケースは散見された。

ただし、どの児童相談所においても、不納欠損処分を行うケースで最も多いのは、時効消滅を理由とするものであった。

(2) 財産調査について

前述のように、行っている財産調査としては、高額滞納者の内、毎年10名程度をピックアップして行う預金の照会のみである。

不動産や、住民税等の各種課税資料の調査などは一切行われておらず、他の行政機関等への資料提供の要請や、国税徴収法上の質問・検査権や搜索権の行使も行っていない。

(3) 時効管理について

各児童相談所で全件について行うことができているのは、督促状、催告状など書面の送付にとどまり、電話による催告や臨戸など、滞納者と直接コンタクトを取ることは十分にできていない。

また、各種財産調査も積極的に行っていないことから、勤務先調査を背景とした「給与差押予告」などを利用した納付相談への誘導なども行っていない。

そのため、時効中断行為が取れるのは、①分納を求めて連絡を取ってくるなど滞納者側からコンタクトがあった場合、②児童福祉司の家庭訪問や電話連絡の際に、説得に応じた場合などに限られることから、時効中断措置を取ることができないま

ま、5年間の消滅時効期間を経過して不納欠損処理を行うに至る債権が少なくなく、年間約1000件にもものぼっている。

(4) 不納欠損処理の時期について

債権が時効消滅した場合など、一定の場合には不納欠損処理が必要となるが、児童相談所ごとに時効消滅を理由とする不納欠損処理の時期が異なっており、これを原因として事務処理上のミスが生じている例が見られた。

- ① ある児童相談所においては、毎月時効消滅を理由とする不納欠損処理を行っていた。
- ② しかし、複数の児童相談所においては、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱いをせず、毎年1回年度末に当該年度の6年前の年度の未収債権の内、時効中断事由がない債権を一括して不納欠損処理するという運用を行っていた。

例えば、平成28年3月31日（平成27年度の年度末）に平成21年度分の未収債権の内、時効中断事由がない債権について一括して不納欠損処理を行うといった運用である。本来、児童措置費扶養義務者負担金の債権の消滅時効は5年間であることからすれば、一括処理を行うにしても5年前の年度の不納欠損処理を行えばよいようにも思えるが、消滅時効の起算点は納期限経過後20日以内に送付する督促状の送達時であり、当該年度の年度末において、5年前の年度の債権については全てが時効消滅していないことから、時効消滅できる債権とできない債権を仕分ける手間を省き、簡便に1年度分の未収債権をまとめて不納欠損処理できるようにするために、6年前の年度の未収債権を対象に不納欠損処理を行うという運用をとっているようである。

しかし、この運用では、年度途中で時効消滅した債権については、時効消滅後も翌年度末まで債権管理簿上に記載され続けることになることから、この運用が事務処理上のミスの原因となる場面がいくつか見られている。

- ③ 1つは、時効消滅している債権について、催告書を送付する行為である。当該児童相談所では、前年度から繰り越されている未収債権について、毎年8月頃に一斉に催告書を送付しており、その催告書の送付は、催告書送付時に帳簿上残存している債権全額について行っていたが、不納欠損処理について上記運用を取っている結

果、当該年度に入ってから催告書送付時までの期間に新たに時効消滅した債権についても、不納欠損処理が未了であり、帳簿上残存していることから、これらも含めた金額での催告書を送付してしまっていた。

その結果、例えば、平成27年8月の催告書送付の際に、平成27年4月1日から催告書送付時までに新たに時効消滅した債権についても含めた金額での催告書を送付している結果となっている。

④ もう1つは、時効消滅済みの債権も含んだ納付誓約書の作成をさせる行為である。

前述のように、債務者である保護者が生活困窮等を理由に分割納付を求めた場合、当該児童相談所としては、生活状況等を確認の上、一括では納付が困難と判断される場合には、滞納者に納付誓約書を提出させた上で、分割納付を認めている。

そして、納付誓約書を提出させる際には、その時点での滞納額全額について明記させ、全ての債務について時効を中断させることが求められている。

とすると、前述のように時効消滅を理由とする不納欠損処理を随時行わず、一括して行っている児童相談所においては、納付誓約書に記載させる債権額について、帳簿上の債権額をそのまま記載することはできず、直近の不納欠損処理がなされた時点から、納付誓約書作成時点までに新たに時効消滅した債権を差し引いて記載することが必要となるが、この作業中にミスが生じ、本来時効消滅している債権も含んだ形での納付誓約書を作成させているケースが見られた。

(5) 徴収金額の誤認定の発生

保護者の収入認定区分の誤認定が複数発生したことが判明したことから、平成27年度中に、県内全部の児童相談所において、平成22年度以降に発生した全債権について、収入認定区分の妥当性について検証作業を行ったところ、多数の誤認定が判明した。誤認定が生じた原因は、単純な計算ミスや、保護者が収入申告書類を提出しなかったことから推計に基づいて認定していたところ、後日になって正しい収入が判明して誤認定が発覚した場合など、様々であったが、いずれにしろ、それらに対応して、収入認定区分の訂正とそれに伴う徴収額の増額、減額調定を行っている。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同室に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理事務は、県の出先機関である6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に委任されていることから、その中で管理件数が比較的多い3カ所（中央、市川、柏）の各児童相談所を訪問し、債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 徴収金額の誤認定への対策

前述のように、平成27年度は、保護者の収入認定区分の誤認定が多数発生している。

収入認定の作業は複雑である上、速やかに行わなければならない一方、保護者が資料等を速やかに提出しないことも多く、困難を伴う作業ではあるものの、誤認定が相次ぐことにより、保護者の県や児童相談所に対する不信感を生み、納付意識の希薄化に繋がるおそれもあることからすれば、今後の再発防止対策が強く求められる。

2 時効に関する事務について

(1) 時効消滅債権についての督促行為

一部の児童相談所においては、前年度から繰り越されている未収債権について、年に1度、滞納者に対して催告書を送付する際に、既に時効消滅している債権も含めた金額で催告書を送付しているケースが見られた。

時効消滅において債務者の援用が不要とされる強制徴収公債権において、このような督促行為は適法ではないことから、直ちにやめるべきである。

(2) 時効消滅債権も含んだ納付誓約書の作成

一部児童相談所において、滞納者に納付誓約書を作成させる際に、既に時効消滅している債権も含んだ形で作成させているケースが見られた。

強制徴収公債権である児童措置費扶養義務者負担金は、私債権と異なり消滅時効の援用が不要で、時効期間経過により絶対的に債権が消滅することからすれば、時

効完成後に債務承認をさせることは許されず、直ちに改善がなされるべきである。

3 時効管理の不徹底

前述のように、本債権においては、滞納が生じても、複数回における電話催告や臨戸などの粘り強い催告行為や、預金照会以外の財産調査等に至らないケースが多く、最終的に、「5年間の時効消滅を待って不納欠損処理を行う」という運用に陥っているケースが多く見られた。

そのため、徴収担当者の側でも、時効管理に関する意識が希薄であり、分割納付を認める際に納付誓約書の提出を求めている児童相談所があったり、消滅時効にかかりそうな債権があっても、電話督促の回数を増やしたり、臨戸を行って分納誓約書の提出を求めるなど、時効中断に向けた積極的な対応を取る児童相談所は皆無であり、その結果時効期間が経過して、淡々と不納欠損処理を行うというケースが目立った。

本債権については、債務者である保護者が低所得かつ納付意識が希薄な場合が多く、単なる文書催告だけでは回収が困難なケースが多いと思われることから、マニュアルなどで採用されたあらゆる督促方法を駆使して、ケースごとに工夫しながら納付に結びつける必要があり、その意味でも、書面催告中心の画一的な督促行為に終始していることは、疑問である。

もちろん、回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分執行停止を行うことこそが検討されるべきである。

それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でないと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。

第6 意見

1 不納欠損処理の時期

前述のように、一部の児童相談所において、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱

いをせず、毎年1回年度末に、当該年度から6年前の年度の時効消滅分を一括して不納欠損処理している児童相談所が見られた。

そして、この運用が原因で、既に時効消滅している債権について、催告書を送付してしまうという事例が毎年多数生じてしまったほか、既に時効消滅している債権も含めた納付誓約書を取得してしまっている事態も生じている。

前述のように、債権管理業務においては、帳簿に計上されている債権の情報に基づいて事務を行うことが多いことからすれば、債権管理の効率性・有効性の観点からも、時効消滅などの実体法上の債権の変動と帳簿上の債権の記載をできる限り一致させることが求められているというべきである。また、時効で消滅している債権を収納するという適法でない結果が生じることを防止するためにも、不納欠損処理の時期を見直し、随時行う運用に改めることが望ましい。

2 分納手続におけるマニュアル不遵守

- (1) ごく一部の児童相談所において、債務者である保護者が電話連絡によって生活困窮等を理由に分割納付を求めた場合に、保護者から納付誓約書等の取り付けをしないまま、施設の判断で分割した金額の納付書を送付している件が散見された。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「生活困窮等によりすぐには納付が困難なときや一括では納付が困難なときは納付誓約書を提出させる」と明記されている。

これは、未納額全額について納付誓約書を作成させて債務全体について時効中断を図るとともに、債務者に債務の存在を認識させ、納付意識を呼び起こすためにも重要な手続である。

しかしながら、児童相談所によっては、保護者から電話で分納の申し込みを受けた際に、納付誓約書を送付せずに納付書だけを送付しているようであり、時効管理の観点からも改善されることが望ましい。

- (2) また、どの児童相談所においても、納付相談に応じて分納を認める際に、徴収担当者が保護者の短時間の口頭での説明のみで低額の分納に応じ、財産状況や資産状況についての資料の要求や、必要な財産調査を行っていないケースが目についた。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「分割納付にあたっては、納付額の定めはないが、滞納者からの「〇円しか払えない」等の申出を鵜呑み

にすることなく、月々いくらぐらいなら納付できるのかを調査（詳しくは財産調査を参照）し、適切な額を提示するものとする」と明記されている。

これは、やむを得ず分納に応じる場合でも、債務者の収支の状況、扶養家族の状況、資産状況、勤め先及び職務内容等を確認するとともに、適宜納付額の増額を検討し、分納額が常に債務者の支払い能力に見合う額にする必要があるためである。

上記からすれば、保護者の口頭の説明のみで低額の方納に応じている現状の運用は妥当なものとは言えず、客観的資料をもとに分納額が適正かどうかを精査することが望ましい。

第2款 児童福祉施設費扶養義務者負担金（債権番号18）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則である。

2 法的性質

強制徴収公債権である（児童福祉法56条7項）。

3 制度の概要

- (1) 都道府県が児童を県立の施設に入所させる措置を執る場合（児童福祉法27条1項3号）、その入所や委託に関する費用は、都道府県が支弁するものとされる（児童福祉法50条7号）。

そして、かかる費用の支弁をした都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることされており（児童福祉法56条2項）、徴収される金額は、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則21条1項によって決定され、扶養義務者等に請求がなされている。

- (2) 県内の県立施設は、生実学校、富浦学園及び乳児院の3カ所であり、これら施設に委託された児童に関する費用等を徴収するのが、本債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1201件（83人） 1425万9274円

- ※ 件数については、児童それぞれに対して毎月行われる「調定」の件数による。したがって、児童1人について全く納付がなされなかった場合、1年間で12件の未収金が発生することとなる。

2 未収金の推移

	件数 (件)	未収金額 (円)
平成20年度	762	9,454,673
平成21年度	813	11,400,395
平成22年度	918	12,409,146
平成23年度	1012	14,147,579
平成24年度	1134	15,846,695
平成25年度	1165	15,156,142
平成26年度	1150	14,566,942
平成27年度	1201	14,259,274

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室であるが、千葉県事務委任規則7条1号ネの規定により、県内6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に徴収額の決定事務や徴収業務、及び滞納処分に関する権限を委任している。ただし、徴収業務に関しては、各施設の管理規則でさらに施設長に委任されていることから（生実学校管理規則6条等）、実際の徴収業務及び債権管理については、県立の3カ所の施設（生実学校、富浦学園、乳児院）で行われている。

2 債権管理マニュアル

「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」を作成している。

（マニュアルの内容）※債権管理の流れのみ

- ① 徴収金額を決定した上で、扶養義務者等に徴収等決定（変更）通知書を送付した上で、納期限を定めた納入通知書を送付する。
- ② 納期限までに納付がないときは、千葉県財務規則44条に基づき、扶養義務者等に対して納期限経過後20日以内に督促状兼領収書を送付する。
- ③ 督促状送付後、速やかに電話をして納付意思を確認するとともに、納付を勧奨する。
- ④ 督促状を送付してもなお支払が行われない場合は、催告を実施するとされており、

マニュアル上、3種類の催告方法が記載されている。

ア 文書催告

最初の催告書は、督促状発付から概ね1カ月経過後を目安に送付する。催告書には納期限を設定し、必要に応じて納付書を同封する。一括納付が困難な滞納者や軽減制度の適用対象になる可能性のある者については、納付相談に応じる旨を明記して、来庁を促す書式にすることもある。また、二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、財産調査、差押え等も視野に入れて催告を実施するものとされている。

イ 電話催告

督促状、催告書を送付したにもかかわらず納付も連絡もない者や納付の約束をしたにもかかわらず履行しない者については、適宜電話による催告を行う。

なお、電話催告において納付交渉を行った際には、交渉した内容を滞納整理票の記事欄に記載することとされている。

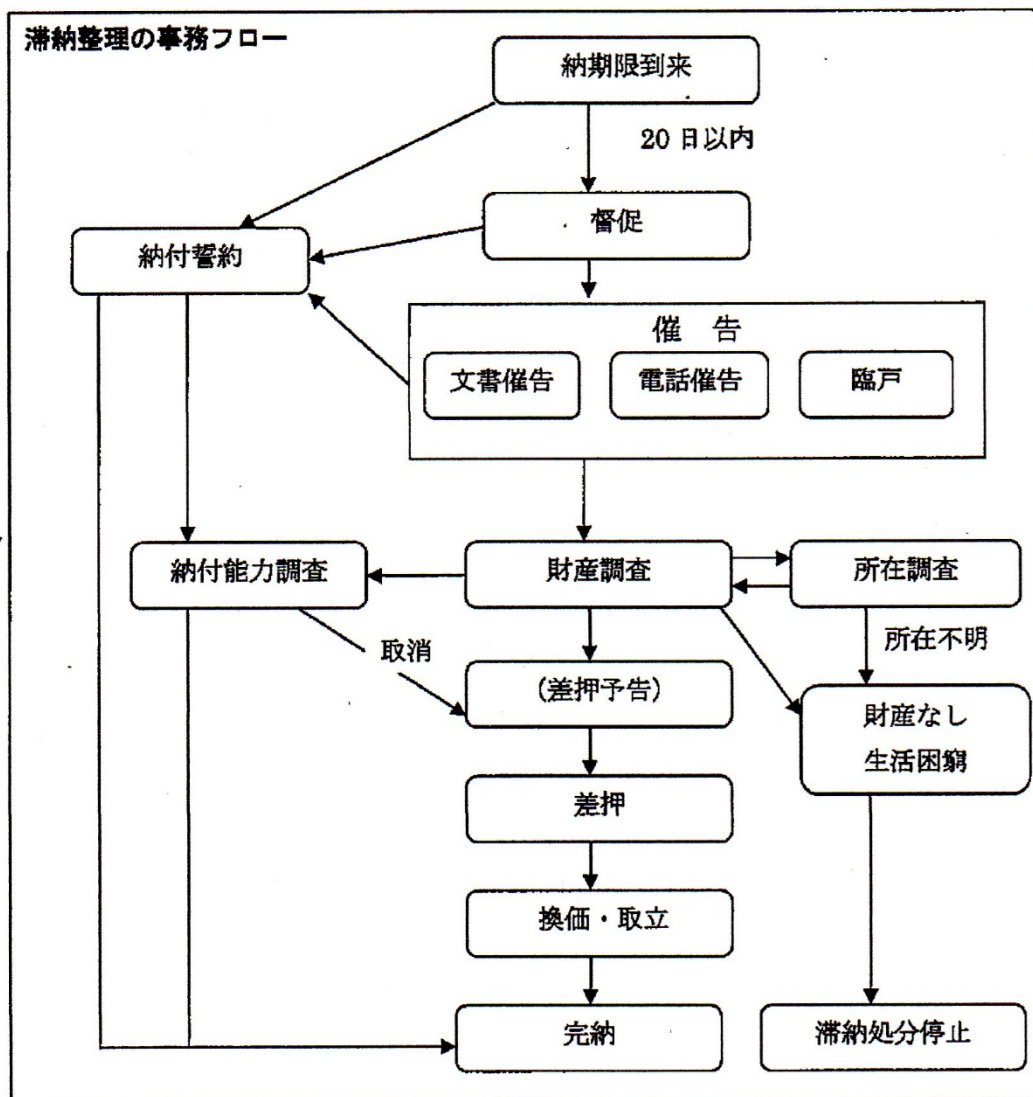
ウ 臨戸

文書、電話等による催告を行っても納付されないときは、早い段階で直接滞納者の自宅等を訪問して徴収する。なお、児童福祉司が滞納者の家庭訪問をするときに併せて納付を勧奨する等、あらゆる機会を捉えて滞納の解消に努めるものとされている。

- ⑤ なお、上記の一連の督促行為の中で、滞納者から納付できないと相談を受けた場合には、各県立施設は納付相談に応じるものとされ、滞納者が一度に納付できないと認められる場合には、分割納付に応じることが認められている。ただし、分割納付に応じる際には、まず、滞納額全額についての納付誓約書を提出させた上で（それにより、滞納額全額について時効中断の効果が発生する）、滞納者の所得に応じた適切な金額での分割納付を認めるものとされている。
- ⑥ 二度、三度と催告しても納付しないような悪質・常習の者については、所在調査、財産調査を行った上で、差押え可能な資産を有する場合には、財産の差押え及び換価・取立てを行う。ただし、滞納処分に関する権限を有するのは、各県立施設でなく児童相談所であることから、⑥以下の手続を行うのは、各県立施設ではなく、各児童相談所である。

なお、児童福祉施設費扶養義務者負担金は、強制徴収公債権であることから、所在調査及び財産調査においては、国税徴収法146条の2及び同法基本通達に基づき、国及び地方自治体の全ての機関に協力要請を行いながら進めることが可能であり、また、国税徴収法141条に基づく質問・検査権及び同法142条に基づく捜索権も認められることから、金融機関等の民間機関に対する照会等も可能である。さらに、児童福祉法56条5項に基づき、費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることもできる。

- ⑦ また、滞納者について、「執行する財産がない場合（無財産）」、「滞納処分を執行することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（滞納処分を執行することによって生活保護の適用を受けなければならない程度になるおそれがあるとき）」、「滞納者の所在及び滞納処分できる財産がともに不明であるとき」には、滞納処分の執行停止をすることができる（地方税法15条の7第1項）とされている。なお、徴収処分の停止が3年間継続したときは、当該停止に係る徴収金の納税義務は消滅し（地方税法15条の7第4項）、その場合、児童相談所は、不納欠損処理を行うことになる。



4 管理の実態

(1) 管理事務の状況について

県立施設においては、上記①徴収等決定（変更）通知書の送付、②督促状の送付についてはいずれも行っていたが、③督促状送付後の電話督促については、ほとんど行われていなかった。

また、上記④の督促行為についても、文書催告は全件について行っているものの、電話催告は全件行うことができず、臨戸による督促については、児童福祉司の家庭訪問は別として（これについては、主目的は債務の督促ではない）、徴収担当者による臨戸はほとんど行われていなかった。

そして、いずれの県立施設においても、⑤滞納者から納付相談があった場合には、これに応じた上で、必要に応じて分割納付を認めていたが、納付誓約書の取得を行

っていない施設があった。⑥財産調査については、毎年1回、担当課の主催で各児童相談所の担当者を集めて、「児童措置費扶養義務者負担金の収入未済額減に係る検討会」を開催しており、各児童相談所で管理する滞納者の内、高額滞納者を数件ずつピックアップして持ち寄り、検討した上で、必要なケースに付き財産調査等（主に預金の照会である）を行っている。ただし、預金の照会等を行っても実際に差押え可能な資産等が見つかるケースは少なく、差押えに至るケースは非常に少ない。

また、各児童相談所において、所在不明のために⑦滞納処分の執行停止を行うことはあるようであるが、無財産を理由とした滞納処分の執行停止は、ほとんど行われていなかった。

どの県立施設・児童相談所においても、不納欠損処分を行うケースで最も多いのは、時効消滅を理由とするものであった。

(2) 財産調査について

前述のように、行っている財産調査としては、高額滞納者の内、毎年10名程度をピックアップして行う預金の照会のみである。

不動産や、住民税等の各種課税資料の調査などは一切行われておらず、他の行政機関等への資料提供の要請や、国税徴収法上の質問・検査権や搜索権の行使も行っていない。

(3) 時効管理について

各児童相談所で全件について行うことができているのは、督促状、催告状など書面の送付にとどまり、電話による催告や臨戸など、滞納者と直接コンタクトを取ることが十分にできていない。

また、各種財産調査も積極的に行っていないことから、勤務先調査を背景とした「給与差押予告」などを利用した納付相談への誘導なども行っていない。

そのため、時効中断行為が取れるのは、①分納を求めて連絡を取ってくるなど滞納者側からコンタクトがあった場合、②児童福祉司の家庭訪問や電話連絡の際に、説得に応じた場合などに限られることから、時効中断措置を取ることができないまま、5年間の消滅時効期間を経過して不納欠損処理を行うに至る債権が少なくなく、年間100件以上にもものぼっている。

(4) 不納欠損処理の時期について

債権が時効消滅した場合など、一定の場合には不納欠損処理が必要となるが、施設によって時効消滅を理由とする不納欠損処理の時期が異なっており、これを原因として事務処理上のミスが生じている例が見られた。

- ① 一部施設においては、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱いをせず、毎年1回6月にそれまでに時効消滅した債権を一括して不納欠損処理している施設が見られた。

例えば、平成26年6月から平成27年5月までに時効消滅した債権について、まとめて平成27年6月1日に不納欠損処理を行うといった運用である。

しかし、この運用では、平成27年6月1日以降に時効消滅した債権については、翌平成28年5月31日までは時効消滅しているにもかかわらず不納欠損処理がなされず、債権管理簿上に記載され続けることになることから、この運用が原因で、既に時効消滅している債権について催告書と納付書を送付するという事務処理上のミスが生じている。

- ② すなわち、当該施設では、前年度から繰り越されている未済債権の内、当該年度に収納できなかったものについて、毎年4月1日に繰越調定を行った上で滞納者に催告書・納付書を送付するという運用を取っていた。

そして、その繰越調定及び催告書・納付書の送付は、毎年4月1日時点で帳簿上残存している債権全額について行われているが、不納欠損処理について上記運用を取っている結果、上記例でいえば、平成26年6月から平成27年3月31日までの期間に既に時効消滅している債権についても、不納欠損処理が未了で帳簿上残存していたことから、これらを含む全額について繰越調定が行われ、時効消滅部分を含んだ全額についての催告書・納付書が発送される結果となっている。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同室に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の徴収業務は、県立の3カ所の施設（生実学校、富浦学園、乳児院）に委任されており、債権管理ファイルも県立施設に存在することから、その内の2

カ所の施設（生実学校、乳児院）を訪問し、債権管理ファイル等の閲覧調査を行っている。

第5 指摘事項

1 時効消滅債権についての繰越調定及び督促行為

一部施設においては、既に時効消滅しており、法的に請求が不可能な債権についてまで全額繰越調定が行われ、時効消滅部分を含んだ全額についての催告書・納付書が発送されるケースが見られた。

時効消滅において債務者の援用が不要とされる強制徴収公債権において、このような事務処理は適法でないことから、直ちに改善がなされるべきである。

2 時効管理の不徹底

前述のように、本債権においては、滞納が生じても、複数回における電話催告や臨戸などの粘り強い催告行為や、預金照会以外の財産調査に至らないケースが多く、最終的に、「5年間の時効消滅を待って不納欠損処理を行う」という運用に陥っているケースが多く見られた。

そのため、徴収担当者の側でも、時効管理に関する意識も希薄であり、消滅時効にかかりそうな債権があっても、電話督促や分納誓約書の提出を求める行為などは積極的に行われておらず、その結果時効期間が経過して、淡々と不納欠損処理を行うというケースが目立った。

本債権については、債務者である保護者が低所得かつ納付意識が希薄な場合が多く、単なる文書催告だけでは回収が困難なケースが多いと思われることから、マニュアルなどで採用されたあらゆる督促方法を駆使して、ケースごとに工夫しながら納付に結びつける必要があり、その意味でも、書面催告中心の画一的な督促行為に終始していることは、疑問である。

もちろん、回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分の執行停止を取ることこそが検討されるべきである。

それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でな

いと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。

第6 意見

1 不納欠損処理の時期

前述のように、一部の施設において、時効消滅を理由とする不納欠損処理について、時効消滅等の事由が発生するたびに随時不納欠損処理を行うという取扱いをせず、毎年1回6月にそれまでに時効消滅した債権を一括して不納欠損処理している施設が見られた。

そして、この運用が原因で、既に時効消滅している債権について、催告書と納付書を送付してしまうという事例が毎年多数生じてしまっている。

もちろん、この多数の違法督促を回避することだけを考えれば、不納欠損処理を随時行う運用に改めることまでは必ずしも必要でなく、不納欠損処理を行う時期を毎年6月1日ではなく、毎年3月31日に行うことにすれば、毎年4月1日に繰越調定処理を行う際の帳簿には、時効消滅済みの債権が記載されることもなくなり、違法督促も回避できることになる。

しかしながら、前述のように、債権管理業務においては、帳簿に計上されている債権の情報に基づいて事務を行うことが多いことからすれば、債権管理の効率性・有効性の観点からも、時効消滅などの実体法上の債権の変動と帳簿上の債権の記載をできる限り一致させることが求められているというべきであり、その意味で、不納欠損処理の時期に関しても、1年に1度ではなく、随時行う運用に改められることが望ましい。

2 分納手続におけるマニュアルの不遵守

- (1) 一部施設において、債務者である保護者が電話で連絡をしてきて、生活困窮等を理由に分割納付を求めた場合に、保護者から納付誓約書等の取り付けをしないまま、施設の判断で分割した金額の納付書を送付している件が散見された。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「生活困窮等によりすぐには納付が困難なときや一括では納付が困難なときは納付誓約書を提出させる」と明記されている。

これは、未納額全額について納付誓約書を作成させて債務全体について時効中断を図るとともに、債務者に債務の存在を認識させ、納付意識を呼び起こすためにも重要な手続である。

しかしながら、施設によっては、保護者から電話で分納の申し込みを受けた際に、納付誓約書を送付せずに納付書だけを送付しているようであり、この取扱いは、消滅時効が迫った債権についても同様の取扱いをしていたが、早急に改善が必要である。

- (2) また、どの施設においても、納付相談に応じて分納を認める際に、徴収担当者が保護者の短時間の口頭での説明のみで低額の方納に応じ、財産状況や資産状況についての資料の要求や、必要な財産調査を行っていないケースが目についた。

児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアルによれば、「分割納付にあたっては、納付額の定めはないが、滞納者からの「〇円しか払えない」等の申出を鵜呑みにすることなく、月々いくらぐらいなら納付できるのかを調査（詳しくは財産調査を参照）し、適切な額を提示するものとする」と明記されている。

これは、やむを得ず分納に応じる場合でも、債務者の収支の状況、扶養家族の状況、資産状況、勤め先及び職務内容等を確認するとともに、適宜納付額の増額を検討し、分納額が常に債務者の支払い能力に見合う額にする必要があるためである。

上記からすれば、保護者の口頭の説明のみで低額の方納に応じている現状の運用は妥当なものとは言えず、客観的資料をもとに分納額が適正かどうかを精査すべきである。

第3款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金 (債権番号19)

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、児童福祉法、社会福祉法、千葉県補助金等交付規則及び社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱である。

2 法的性質

県は私債権と解している。

3 事案の概要

児童養護施設を運営するA社会福祉法人に対し、県が、児童養護施設本体工事に係る補助金として、昭和53年から昭和54年にかけて、千葉県補助金等交付規則に基づき、合計6990万3000円を交付した。

千葉県補助金等交付規則17条1項2号では、「その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき」には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある旨定めており、社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5条で補助金交付の条件を定めている。

A社会福祉法人は、平成3年頃、多額の所在不明金の存在や施設敷地の確保が十分になされていないなどの事実が判明したことから、同年頃から県より再三、改善を求められていたものの、十分な対応策を取らなかったため、平成5年に県より社会福祉事業法（当時）54条2項に基づく措置命令を受けた。しかしながら、措置命令を受けてもA社会福祉法人側に十分な改善が見られなかったことから、県は、平成5年から平成6年にかけてさらに2度の措置命令を行った上で、平成6年に社会福祉事業法54条4項に基づく解散を命じることとなり、これによりA社会福祉法人は事業の継続ができなくなった。そこで、県は、A社会福祉法人が社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5条に定める条件に違反したとして、平成8年2月23日付で千葉県補助金等交付規則17条1項2号に基づいて補助金の交付決定を取り消し、同規則18条1項に基づき、補助金の一部である5377万1537円の返還を求めたものである。

また、県は、平成8年に施設の土地建物の抵当権者によって施設の土地建物が競売に付された際に交付要求を行い、平成9年2月に上記競売事件の配当金23万3019円を受領したことから、現在の未収額は5353万8518円となっている。

なお、A社会福祉法人は、児童養護施設と同一敷地内で特別養護老人ホームも運営していたことから、この特別養護老人ホームの本体及びスプリンクラー設置工事に対しても、県から合計2億175万6000円の社会福祉施設等整備費補助金が支出されており、児童養護施設の場合と同様に補助金の返還が問題となっているが、この特別養護老人ホームの補助金の返還については、健康福祉部高齢者福祉課法人支援班の所管であることから、同課の箇所で改めて述べる。

また、県がA社会福祉法人に対して行った解散命令に対しては、平成6年にA社会福祉法人が、県を被告として解散命令処分の取消しを求める行政訴訟を提起したが、第一審の千葉地方裁判所は、平成11年に県の行った解散命令処分は適切であったとしてA社会福祉法人側の請求を棄却する判決を下し、第二審の東京高等裁判所及び上告審の最高裁判所でも上記判断は維持されて、平成13年に確定している。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1件 5353万8518円

2 未収金額が確定するまでの経過

A社会福祉法人に対する債権額が確定するまでの経過は、以下のとおりである。

昭和53年～ 昭和54年	3度に分けて補助金の交付決定。 (交付総額6990万3000円)
平成6年 11月25日	県がA社会福祉法人に解散命令を行う。
同年12月	A社会福祉法人、職権により解散登記。
平成7年	施設土地建物の抵当権者が、千葉地方裁判所館山支部に競売申立てを行う。

平成8年 2月23日	補助金交付決定の取消決定。 (返還命令額5377万1537円)
平成9年2月	上記競売手続において、配当金を受領。 (23万3019円)

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課であり、虐待防止対策室が担当している。なお、前述のように、A社会福祉法人に対しては、健康福祉部高齢者福祉課法人支援班においても同様の補助金の交付決定の取消しに基づく債権を有していることから、一部の督促行為や資産調査については、同班と共同して行っている。

2 管理の実態（その後の管理の状況）

- (1) 平成6年に県がA社会福祉法人に対して解散命令を発した結果、A社会福祉法人の理事長は、A社会福祉法人の清算人となった。

A社会福祉法人の解散前の資産目録によると、A社会福祉法人の資産は、施設の土地建物及びそれに附属する設備を除いてはほとんど存在せず、回収可能な資産は施設の土地建物のみという状況だった。

なお、施設の土地建物については、これらについて抵当権を設定していた債権者が競売手続を申立て、県も交付要求を行った結果、同競売手続において23万3019円の配当金を受領している（受領したのは平成9年2月。配当を受領したことにより、債権額が5353万8518円に減少した。）。

- (2) その後の回収行為については、目立った資産もないことから、県は年1回、A社会福祉法人の清算人(旧理事長)に対して納付書を発送しているのみとなっている。

また、平成21年、平成26年、平成27年及び平成28年には、担当課の職員が、同じくA社会福祉法人に対して債権を有する高齢者福祉課法人支援班の職員と共同で、納付書の交付及び督促のために清算人宅を訪問している。

しかし、A社会福祉法人の清算人は、県の行った解散命令に対して不満の意を表し続け、解散命令の無効を主張し、納付書の受領等も拒否していた（ただし、郵送

での送付自体は拒んでおらず、最終的には郵送で納付書を受け取っていた。また、清算人は平成28年に死亡している。)

また、記録によると、担当課は、高齢者福祉課法人支援班と共同で、平成21年度に清算人個人の資産や所得を対象として、市町村に対して「滞納処分のため必要がある」との理由で照会等の調査を行っており、一部市町村からは回答も受け取っている。

なお、清算人はA社会福祉法人の元理事長であることから、理事長としての任務懈怠責任を負う可能性は理論上存在するが、そのためには別途訴訟等を提起して代表者の個人責任の有無を確定させる必要があるところ、このような理事長の責任追及の動きが一切行われないうまま10年以上の時が経過しており、少なくとも照会等を行った平成21年の時点では、理事長の個人責任を追及することは法的に困難となっていたと考えられる。

- (3) 本債権については、最後の弁済金受領（競売事件の配当金）から約20年を経過しようとしている。しかしながら、債権の性質が私債権であり、時効成立には債務者の時効の援用が必要であるところ、A社会福祉法人の清算人は、前述のように解散命令自体を争う意向を示していたことから、消滅時効の援用を行わず、債権の時効消滅には至っていない。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、債権管理簿を閲覧し、別途同室に対する照会を行って回答を受けた。また、後述のように本債権の回収においては、健康福祉部高齢者福祉課法人支援班と共同で行っている面があることから、同班からもヒアリング及び資料の提供を受けた。

第5 指摘事項

1 回収不能債権の長期間の放置

前述のように、少なくとも施設の土地建物の競売手続が終了し、配当金を受領した平成9年2月の時点では、清算手続自体は終了していないものの、A社会福祉法人に回収可能な資産が存在しないことについて、県は十分に把握していたと思われる。

る。

しかも、A社会福祉法人の清算人は、前述のように県による解散命令自体を受け入れておらず、今後清算手続が進行することも考えがたい状況であったことも考えると、少なくとも平成9年の時点で、「何ら回収作業が進展せずに、時間だけが経過する」という、現状のような状況に陥ることは十分に予見が可能であったと考える。

そのため、経済性・効率性・有効性の観点からすれば県は、①裁判所に対して清算人の解任と新たな清算人の選任を求めた上で、新清算人に破産申立てを促し（社会福祉法上、清算中に債務超過が明らかになった場合には、清算人は破産申立てを行うこととなっている。同法46条の11）、破産手続の終了を待って不納欠損処理を行うか、あるいは、②そのような手続を取らず、回収可能性がないことを理由に、議会の議決を経た上で債権放棄の手続を取る（自治法96条1項10号）か、いずれかの手段を取るべきであった。

そして、手段に要するコスト（裁判所への申立費用等が相当程度必要と思われる）や期間を考えると、②の方策を採ることが妥当と考えるが、いずれにしろ、約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいずれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。

第6 意見

1 債務者でない者を調査対象とした資産調査実施

前述のように、県では、平成21年度に清算人個人の資産を対象に財産調査を行い、一部市町村からは回答を受け取っている。

しかしながら、本件未収金においてあくまで債務者は「清算中の法人」であり、清算人は、法人の機関として請求を受ける地位にあるだけで、清算人個人として債務を負っているわけではない。

それにもかかわらず、「滞納処分のために必要がある」との理由で清算人個人の資産に対して文書照会等を行うことは、滞納処分の対象者でない（債務者でない）者に対する理由なき照会であり、千葉県個人情報保護条例8条1項にも抵触した不適切なものであることから、特に法人について、法人の機関と個人との違いについて

再確認するなどして、再発防止を図ることが望ましい。

第4款 東京高裁平成20年（ネ）第444号事件損害賠償請求事件に係る 求償金（債権番号20）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、国家賠償法である。

2 法的性質

私債権である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1件 655万6612円

2 未収金発生の経緯

A社会福祉法人の運営する児童養護施設において、A社会福祉法人の理事長であり、児童養護施設の施設長であったBが、入所児童らに暴行等を加えるという事件が発生し、その後、児童らがB、A社会福祉法人及び県に対して、損害賠償請求訴訟を提起した。

訴訟では、第1審、第2審のいずれも、Bによる入所児童らへの暴行行為等の不法行為があったことを認めた上で、施設長であったBが公務員とみなされる地位にあったといえることを理由に、千葉県に対しても、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を認定した。

県は、上告したものの、平成22年11月5日、上告は棄却されて判決が確定し、県は同月9日付けで、訴訟の原告ら（児童ら）に対し、判決で認容された賠償額及び同日までの遅延損害金合計655万6612円を支払った。

そして、本件賠償金は、施設長であったBの故意に基づく暴行行為等による不法行為が原因であることから、県は、国家賠償法1条2項に基づく求償権の行使をBに対して行うことを決定し、平成23年2月、Bに対して、国家賠償法1条2項に基づく求償権の行使を行っている（請求金額655万6612円）。

ただし、県は、求償権行使のためのBに対する訴訟提起等を行っておらず、Bに対する債務名義は有していない。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部児童家庭課であり、虐待止対策室が担当している。

2 債権額が確定するまでの経過

Bに対する債権額が確定するまでの経過は、以下のとおりである。

平成8年	A社会福祉法人が運営する児童養護施設において、児童が施設を抜け出して複数の児童相談所に助けを求めるなどしたことから、事件が発覚。
平成12年 3月	被害児童らが、千葉地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起。
平成19年 12月	第1審判決において、児童らの県に対する請求を一部認容（その後、県は控訴）。
平成21年 2月	第2審判決において、児童らの県に対する請求を一部認容（その後、県は上告）。
平成22年 11月	最高裁判所が上告棄却決定。県の児童らに対する賠償義務が確定。 また、判決確定を受けて、県は、児童らに対して、遅延損害金を含め、総額655万6612円を支払。
平成23年 2月	県が、国家賠償法第1条第2項に基づき、Bに対して求償権の行使を行うことを決定し、655万6612円の支払をBに請求。

3 その後の管理の状況について

- (1) その後、平成23年3月に督促状をBに対して送付したところ、Bの代理人弁護士から連絡があり、弁済について協議を行うこととなった。

協議においては、Bの生活の窮状に鑑み、県から月3000円の分割納入の提案がなされた。しかし、Bサイドは180年以上かかってしまい現実的ではないとしてこれを拒否し、代わりにB代理人が、Bが親族等から数百万円借金をして一度に

支払う代わりに、残金は債権放棄あるいは債務免除を受けるという案を提案した。県は、債権放棄に応じることができないとこれを拒み、Bサイドも自らが死亡するまでに弁済が終了しない案を飲むことはできないとして、協議は平行線を辿るようになり、最終的に平成24年2月にB代理人が県に対し、「分割納入は応じられない。（求償金額等について）法的手段をもって争う」という旨の文書を出すに至り、協議は終了することとなった。

なお、県はこの協議と並行してBの自宅不動産の所有者を調べる等の資産調査を行ったが、Bにさしたる資産は発見できなかった。

(2) その後、県は平成25年から毎年Bに対して催告書及び債務承認書を郵送にて送付しているが、Bから納付はなく、応答もない状況である。

また、県は平成25年にA社会福祉法人周辺の不動産やBの家族の居住地周辺の不動産の調査を行ったが、Bの資産は発見できていない。

さらに、納付書等を送付しているBの住民票上の住所地について現地調査を行ったが、倉庫であって居住実態が見られず、Bの居所は確認できなくなっている。

県は、平成25年以降、何度かBに対する訴訟提起を検討しているが、実際に訴訟提起は行っていない。

第4 監査の手法

所管課である健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同室に対する照会を行って回答を受けている。また、同室作成の債権管理のためのファイルの閲覧も行った。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

1 和解案の採否の検討について

県は、Bの代理人弁護士からの一部債権放棄・免除を含んだ和解案提示に対して、具体的な検討をせずに直ちに拒否をしている。県が提案を拒否した理由は、「Bの故

意による犯罪行為によって発生した損害であり、県として一部であってもこれを放棄することはできない」というものであり、県の公共的な立場やBの行った犯罪行為の性質等からすれば、この判断も1つの立場としてはあり得るものとする。

しかしながら、この時点では既に、Bに回収可能な資産が見当たらないことを県は把握しており、Bの代理人からの提案を拒めば交渉が決裂し、Bからの回収が著しく困難になるであろうことを認識していた。

また、県はBに対する債務名義を有さないことから、交渉が決裂すれば、県は、Bに対する債権回収を行うために、新たにBに対する訴訟を提起する必要があるが、Bが訴訟において争う構えであることからすれば、速やかな回収が困難な状況であることも明らかであった。

そこで、経済性・有効性の観点からすれば、少なくともBの代理人の提案を真摯に検討し、和解により県が回収できる金額がある程度高額になる見込みがあれば、議会に対して和解による経済的効果を説明した上で、一部債権放棄に対する議会の判断を仰ぐという道もあったように思われる。

2 債務名義取得の遅延

前述のように、Bの行った行為の悪質性等に鑑み、債権の一部免除には応じないというのも、行政機関の判断としてはあり得るものである。

ただし、上記判断を下してBの代理人の提案を拒否するという事は、このこと自体、県が、強制執行等法的手段を尽くして全額の回収を目指す決意を固めたということの意味する。

とすれば、B代理人の提案を拒絶した段階で、県は速やかにBに対して訴訟提起を行って債務名義を取得し、粛々と法的手段を尽くす努力を行うべきであり、内部検討を続けるだけで、Bとの交渉決裂から4年以上も訴訟提起に踏み切っていないことは、自らが下した判断と矛盾した態度といわざるを得ず、業務の有効性の観点から疑問があるように思われる。

第3章 高齢者福祉課

第1節 法人支援班

第1款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金 (債権番号21)

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、老人福祉法、社会福祉法、千葉県補助金等交付規則及び社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱である。

2 法的性質

県は私債権と解している。

3 事案の概要

特別養護老人ホームを運営するA社会福祉法人に対し、県が、特別養護老人ホーム本体及びスプリンクラー設置工事等に係る補助金として、昭和57年度から平成3年度にかけて、千葉県補助金等交付規則に基づき、合計2億175万6000円を交付した。

千葉県補助金等交付規則17条1項2号では、「その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき」には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある旨定めており、社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5条で補助金交付の条件を定めている。

A社会福祉法人は、平成3年頃、多額の所在不明金の存在や施設敷地の確保が十分になされていないなどの事実が判明したことから、同年頃から県より再三、改善を求められていたものの、十分な対応策を取らなかったため、平成5年に県より社会福祉事業法54条2項に基づく措置命令を受けた。しかしながら、措置命令を受けてもA社会福祉法人側に十分な改善が見られなかったことから、県は、平成5年から平成6年にかけてさらに2度の措置命令を行った上で、平成6年に社会福祉事業法54条4項に基づく解散を命じることとなり、これによりA社会福祉法人は事業の継続ができなくなった。

そこで、県は、A社会福祉法人が社会福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱5

条に定める条件に違反したとして、平成8年2月23日付で千葉県補助金等交付規則17条1項2号に基づいて補助金の交付決定を取り消し、同規則18条1項に基づき、補助金の一部である1億6993万7262円の返還を求めたものである。

また、県は、その後平成8年に施設の土地建物の抵当権者によって施設の土地建物が競売に付された際に交付要求を行い、平成9年2月に同競売事件で配当金73万6424円を受領したことから、現在の未収額は1億6920万838円となっている。

なお、A社会福祉法人は、特別養護老人ホームと同一敷地内で児童養護施設も運営していたことから、この児童養護施設の本体工事に対しても、県から合計6990万3000円の社会福祉施設等整備費補助金が支出されており、特別養護老人ホームの場合と同様に補助金の返還が問題となっているが、この児童養護施設の補助金の返還については、健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室の所管であることから、同課の箇所で改めて述べる。

また、県がA社会福祉法人に対して行った解散命令に対しては、平成6年に、A社会福祉法人が、県を被告として解散命令処分の取消しを求める行政訴訟を提起したが、第一審の千葉地方裁判所は、平成11年に県の行った解散命令処分は適切であったとしてA社会福祉法人側の請求を棄却する判決を下し、第二審の東京高等裁判所及び上告審の最高裁判所でも上記判断は維持されて、平成13年に確定している。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額（平成27年度）

1件 1億6920万838円

2 未収金額が確定するまでの経過

A社会福祉法人に対する債権額が確定するまでの経過は、以下のとおりである。

昭和57年度 ～平成3年度	2度に分けて補助金の交付決定。 (交付総額2億175万6000円)
平成6年 11月25日	県がA社会福祉法人に解散命令を行う。
同年12月	A社会福祉法人、職権により解散登記。
平成7年	施設土地建物の抵当権者が、千葉地方裁判所館山支部に競売 申立てを行う。
平成8年 2月23日	補助金交付決定の取消決定。 (返還命令額1億6993万7262円)
平成9年 2月	上記競売手続において、配当金を受領。 (73万6424円)

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部高齢者福祉課であり、法人支援班が担当している。なお、前述のように、A社会福祉法人に対しては、健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室においても同様の補助金の交付決定の取消に基づく債権を有していることから、一部の督促行為や資産調査については、同室と共同して行っている。

2 管理の実態（その後の管理の状況）

- (1) 平成6年に県がA社会福祉法人に対して解散命令を発した結果、A社会福祉法人の理事長は、A社会福祉法人の清算人となった。

A社会福祉法人の解散前の資産目録によると、A社会福祉法人の資産は、施設の土地建物及びそれに附属する設備を除いてはほとんど存在せず、回収可能な資産は施設の土地建物のみという状況だった。

なお、施設の土地建物については、これらについて抵当権を設定していた債権者が競売手続を申し立て、県も交付要求を行った結果、同競売手続において73万6424円の配当金を受領している（受領したのは平成9年2月。配当を受領したことにより、債権額が1億6920万838円に減少した）。

- (2) その後の回収行為については、目立った資産もないことから、県は年1回、A社

会福祉法人の清算人(旧理事長)に対して納付書を発送しているのみとなっている。

また、平成21年、平成26年、平成27年及び平成28年には、担当課の職員が、同じくA社会福祉法人に対して債権を有する児童家庭課虐待防止対策室の職員と共同で、納付書の交付及び督促のために清算人宅を訪問している。

しかし、A社会福祉法人の清算人は、県の行った解散命令に対して不満の意を表し続け、解散命令の無効を主張し、納付書の受領等も拒否していた(ただし、郵送での送付自体は拒んでおらず、最終的には郵送で納付書を受け取っていた。また、清算人は、平成28年に死亡している。)

また、記録によると、担当課は、児童家庭課虐待防止対策室と共同で、平成21年度に清算人個人の資産や所得を対象として、市町村に対して「滞納処分のため必要がある」との理由で照会等の調査を行っており、一部市町村からは回答も受け取っている。

なお、清算人はA社会福祉法人の元理事長であることから、理事長としての任務懈怠責任を負う可能性は理論上存在するが、そのためには別途訴訟等を提起して代表者の個人責任の有無を確定させる必要があるところ、このような理事長の責任追及の動きが一切行われないうまま10年以上の時が経過しており、少なくとも照会等を行った平成21年の時点では、理事長の個人責任を追及することは法的に困難となっていたと考えられる。

- (3) 本債権については、最後の弁済金受領(競売事件の配当金)から約20年を経過しようとしている。しかしながら、債権の性質が私債権であり、時効成立には債務者の時効の援用が必要であるところ、A社会福祉法人の清算人は、前述のように解散命令自体を争う意向を示していたことから、消滅時効の援用を行っておらず、債権の時効消滅には至っていない。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部高齢者福祉課法人支援班に対する数度のヒアリングを行い、債権管理簿を閲覧し、同班に対する照会を行って回答を受けた。

第5 指摘事項

1 回収不能債権についての長期間の放置

社会福祉施設整備費補助金返還金において、児童家庭課虐待防止対策室に対して行った指摘がそのまま妥当する。

すなわち、前述のように、少なくとも施設の土地建物の競売手続が終了し、配当金を受領した平成9年2月の時点では、担当課は、A社会福祉法人に回収可能な資産が存在しないこと、及び今後清算人による清算手続が進行することが考え難い状況であることについて十分に把握しており、「何ら回収作業が進展せずに、時間だけが経過する」という、現状のような状況に陥ることは十分に予見が可能であったと思われる。

そのため、経済性・効率性・有効性の観点からすれば県は、①裁判所に対して清算人の解任と新たな清算人の選任を求めた上で、新清算人に破産申立てを促し（社会福祉法上、清算中に債務超過が明らかになった場合には、清算人は破産申立てを行うこととなっている。同法46条の11。）、破産手続の終了を待って不納欠損処理を行うか、あるいは、②そのような手続を取らず、回収可能性がないことを理由に、議会の議決を経た上で債権放棄の手続を取る（自治法96条1項10号）か、いずれかの手段を取るべきであった。

そして、①の手段に要するコスト（裁判所への申立費用等が相当程度必要と思われる）や期間を考えると、②の方策を採ることが妥当と考えるが、いずれにしろ、約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいずれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。

第6 意見

1 債務者でない者を対象者とした資産調査の実施

社会福祉施設整備費補助金返還金において、児童家庭課虐待防止対策室に対して行った指摘がそのまま妥当する。

すなわち、前述のように、県では、平成21年度に清算人個人の資産を対象に財産調査を行い、一部市町村からは回答を受け取っている。

しかしながら、本件未収金においてあくまで債務者は「清算中の法人」であり、清算人は、法人の機関として請求を受ける地位にあるだけで、清算人個人として債務を負っているわけではない。

それにもかかわらず、「滞納処分のために必要がある」との理由で清算人個人の資産に対して文書照会等を行うことは、滞納処分の対象者でない（債務者でない）者に対する理由なき照会であり、千葉県個人情報保護条例8条1項にも抵触した不適切なものであることから、特に法人について、法人の機関と個人との違いについて再確認するなどして、再発防止を図ることが望ましい。

第4章 障害福祉課

第1節 障害保健福祉推進班

第1款 特別障害者手当過誤払金（債権番号22）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下、本款において「法」という。）、同施行令、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令、障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、千葉県財務規則である。

2 法的性質

法26条の5の準用する法24条が規定する、「偽りその他不正の手段により手当の支給」を受けた場合、「国税徴収の例により」徴収できる、とされ強制徴収公債権となる。しかし、本債権は、過誤払いにより生じたものであり、「偽りその他不正の手段により」受けた給付とはいえず、強制徴収公債権に該当しない。他方で、過誤払いに基づく給付に対する徴収を定めた規定は存在せず、非強制徴収公債権であると解される。

3 特別障害者手当過誤払金について

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される。その制度趣旨は、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る点にある。本債権はかかる制度に基づいて一度給付された手当の返還を求めるものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度決算の未収金の件数は1件、金額は132万1600円である。

2 未収金の発生

手当を法定の要件を欠く債務者に対して過誤払いしたため、過誤払いがあった者の相続人に過誤払い分の返還を求めているものである。原則として、本制度は制度趣旨において記載したとおり、債権の発生は予定されていない。債権の発生について、法文上で定めがあるのは、法26条の5が準用する24条に規定する、「偽りその他不正の手段により手当の支給」を受けた場合である。この場合は、「国税徴収の例により」徴収できる、とされ強制徴収公債権となる。本債権は、「偽りその他不正の手段により」を受けた給付とはいえず、強制徴収公債権に該当せず、非強制徴収公債権であると解される。

本件は、担当者において支給要件を誤認して発生した過誤払いであり、法26条の2に定める本手当の支給要件を明確に把握しておらず、債務者自身からの提出書類にもあいまいな記載があったことから、生じたものである。

なお、担当者によれば本債権以外にも、特別障害者手当の過誤払金の事例は複数存在するが、いずれも回収しており、未収金とまでは至っていない。

本債権の具体的な経緯は以下のとおりである。

法26条の2第3号では「病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。」に受給資格を喪失することとしているところ、債務者が平成19年2月にA（介護老人保健施設）に入所し、平成27年2月に死亡退所するまで一貫して同施設に入所しており、平成19年5月には本手当の受給資格を喪失している（介護老人保健施設が法26条の2第3号所定の「病院」に該当する。）。

しかしながら、債務者から平成19年度に提出された、支給を受けるための申立書（平成19年8月に徴求）においては、支給要件となる施設ないし病院へ入所していない事実の確認の欄に、入所していない旨の記載が認められる。

翌平成20年度の現況に関する届けにも同様に入院していない旨の記載が認められるが、翌平成21年度の現況届（平成21年8月20日提出）には記載が変更され、資格喪失事由となる「Aに入所中 平成18年2月2日から」との記載が認められる。翌平成22年度に提出された現況届には、記載が再度変更され、「入所・入院していない」旨の記載が認められる。翌平成23年度は、「入所中 平成19年2

月から」旨の記載が認められる。

その後、平成23年10月に健康福祉センターが、当該施設Aに照会し、債務者が平成19年2月からAへ入所していた事実が発覚した。

申請書類を参照する限り、平成21年度現況届の記載からは、受給資格を喪失していることは明らかであるので、少なくとも平成21年度には資格喪失処分をすべきものであったが、担当者が介護老人保健施設への入所の記載を見落としたことから、その発覚が遅れた。

さらに、平成19年度及び平成20年度並びに平成22年度において、債務者が介護老人保健施設への入所について現況届に正確に記載しなかったことについては、現況届様式に介護老人保健施設が病院に含まれることが明記されていなかったことが一因である可能性がある。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

主務課は、障害福祉課、担当は障害保健福祉推進班であるが、実際の管理業務は健康福祉センターにおいて行っている。健康福祉センターの担当者は1名である。

(2) マニュアルの有無

存在しない。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

認められない。

(2) 財産調査の有無、方法等

認められない

(3) 滞納処分の猶予・執行停止

認められない。

(4) 督促

納付を促す内容の文書を送付や電話をするなどの方法を講じている。臨戸はなされていない。

(5) 債権管理簿

一冊の簿冊により、一元的に債権が管理されている。

概ね時系列に沿って記録がつづられており、法的問題点の検討から実際の督促手続、債務者本人とのやり取りまで細かく綴られている。

第4 監査の手法

主務課の担当班である障害福祉課障害保健福祉推進班に対するヒアリングを行い、上記の債権管理簿の提供を受け、閲覧した。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

1 現況届について

第一に、平成19年8月の申立時に要件を欠くにもかかわらず、現況届で入所状況を十分に把握せず、要件を満たすとして手当を支給したことから、現況届について検討した。

過誤が生じた原因の一つとして、平成23年度までの現況届に介護老人保健施設の入所の有無について明確に記載するよう記載されていなかったが、本件を受けて、平成24年度から書式が改訂されており、未収金を発生させないための取組がなされている。また、受給者に対して、申請時及び毎年の現況届時において、過誤払いの際には回収する旨の周知活動を行っており、年に数件程度過誤払いが発生しているとのことであるが、本件以外の未収金は発生していない。したがって、この点の管理方法としては問題ないとする。

受給者が入所・入院する施設が法26条の2の要件に合致する施設かどうかについては、本件で債務者が入所していた介護老人保健施設は、同条各号に特別の記述はなく、介護保険法や国の通知を参照しなければならず、過誤が生じやすいと思われる。そのため、いかなる施設が法律上いかなる性質であると解されるかを把握できるような工夫が求められるが、この点についても、研修会により周知する努力が

なされている。

2 未収金の具体的な管理について

第二に、債権の具体的な管理方法としては、返還通知書の送付を経て、電話や手紙による督促を行っており、回収のための努力は認められる。しかしながら、現状においては回収には至っていない反面、債務者の財産調査などは行われていない。そのため、何ら進展のないまま、本債権は時効が完成することになると予想されるが、時効完成前にこれを中断する措置を執るべきであった。

第2節 療育支援班

第1款 児童措置費負担金（債権番号23）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、児童福祉法（以下、本節において「法」という。）、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則である。

2 法的性質

児童福祉法56条7項に「国税の・・・滞納処分の例により」と規定されていることから、強制徴収公債権であると解される。

3 制度の概要

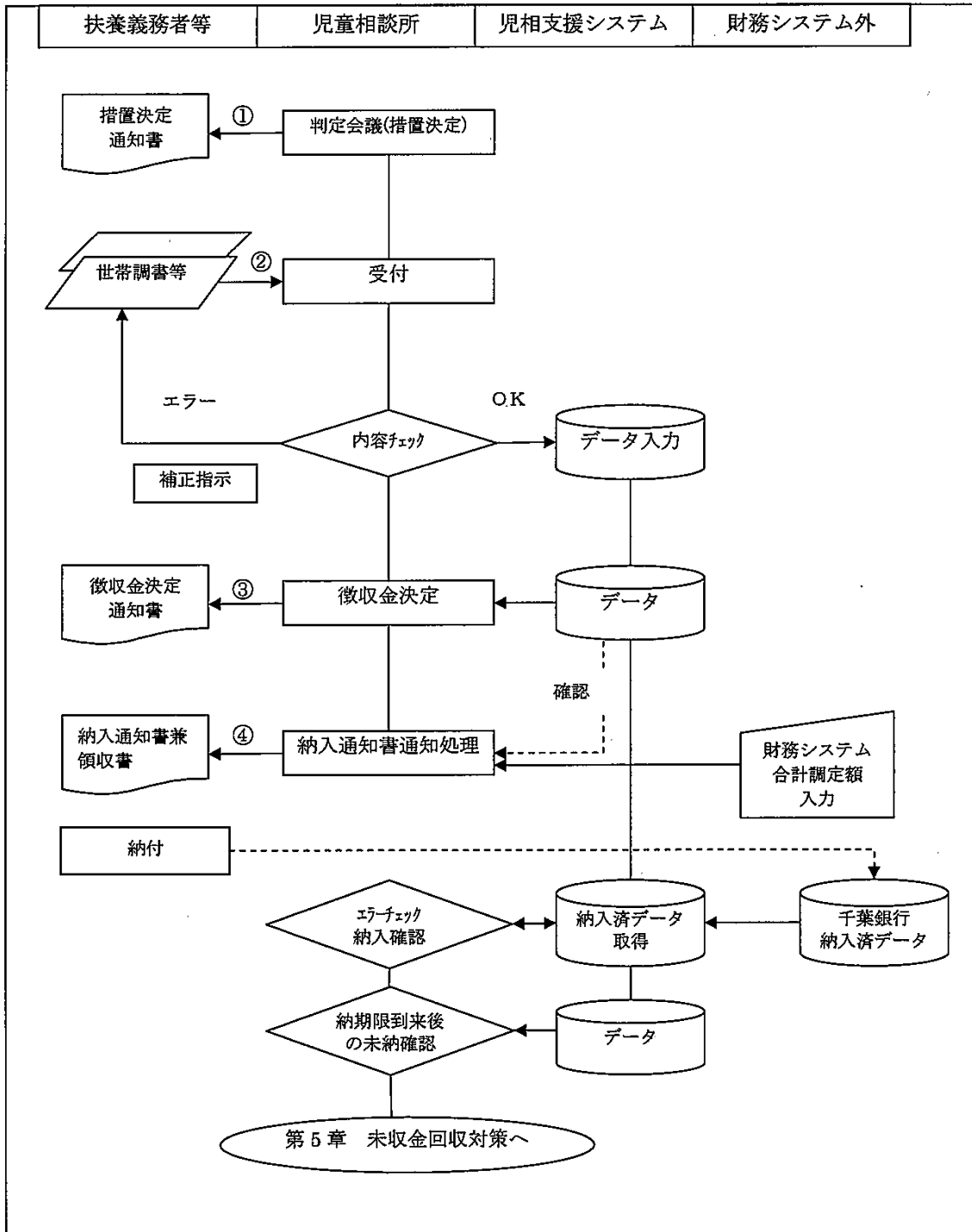
法50条7号及び同号の2は、都道府県が、法27条1項3号又は2項に規定する措置を執った場合、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法45条1項又は同45条の2第1項の基準を維持するために必要な費用を都道府県の支弁と規定する。

法56条2項は、上記の法50条7号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又は扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収できると規定する。

徴収される金額は、法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則21条1項により決定され、決定した金額が未納となったものが本債権である（下記図参照）。

なお、類似した名称の児童措置費扶養義務者負担金（債権番号17）が存在する。同債権は、児童家庭課虐待防止対策室所管の債権である。かかる債権については本債権とは対象者が異なるものの、本債権と同じ法56条2項に基づいて発生するものであり、管理も同様の手段で行われている。

○措置決定から納入通知までのフロー



第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度決算における未収金の件数は2488件、金額は2817万775

円である。

2 未収金の推移

	未収金額（円）
平成23年度	27,199,880
平成24年度	25,590,880
平成25年度	26,381,800
平成26年度	26,514,230

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、健康福祉部障害福祉課であり、療育支援班が担当しているが、実際の業務は、県内6か所の児童相談所に委任している。児童相談所における債権管理担当者の人数は1名で、他の業務と兼業で行われている。

2 債権管理マニュアル

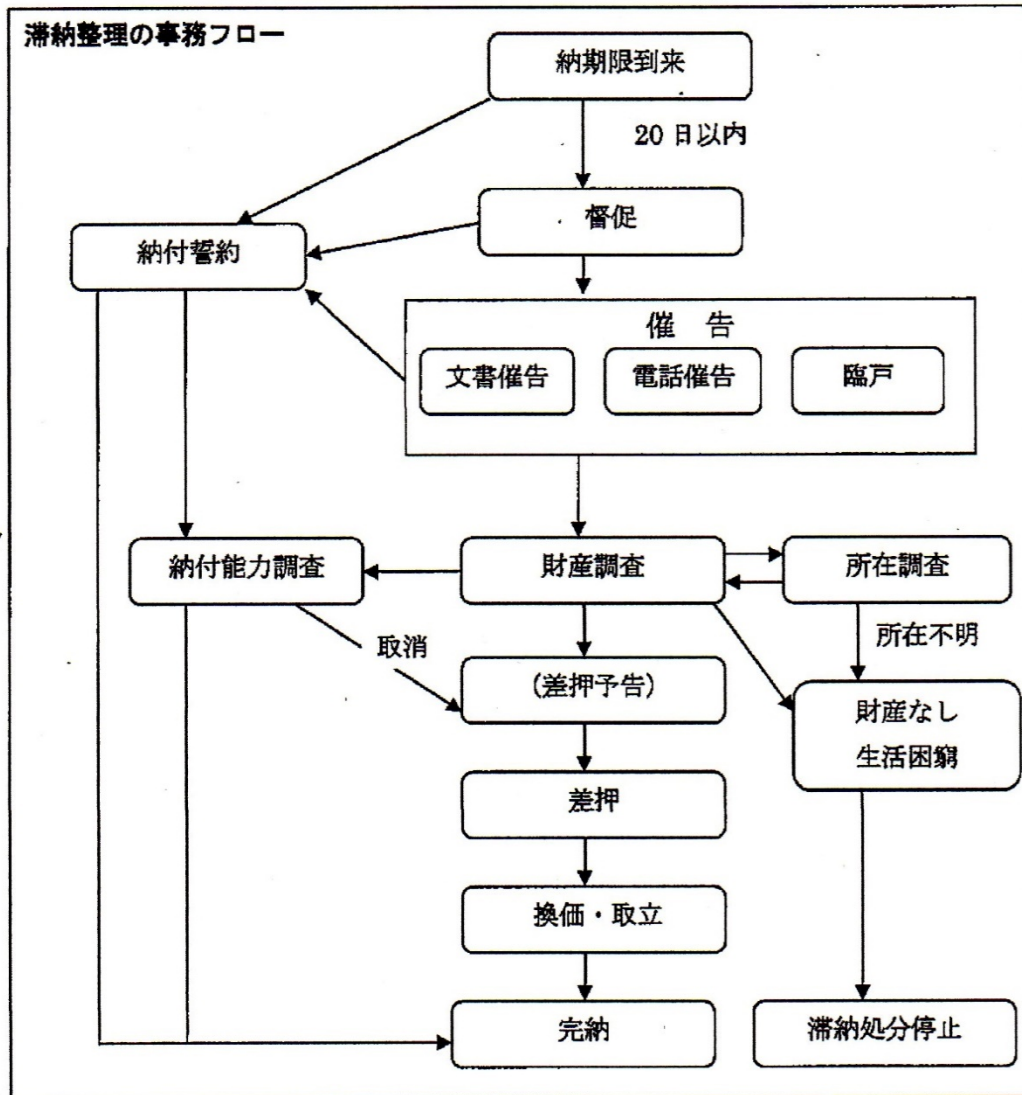
「児童措置費（民生費）負担金事務処理マニュアル」を作成している。

3 債権管理方法

納期限までに納付されなかった児童措置費負担金については、①督促状を送付し、②文書や電話等での催告を実施することとされている。それでも納付されない場合、財産調査、差押え、公売、取立てなどの滞納処分を行うこととされている。

マニュアルにおいては、この一連の手続を「滞納整理」と呼んでいる。

本債権は、法56条7項により、国税徴収法に準じた滞納処分を行うことができると規定されている。ただし、財産調査や差押え等の着手に当たっては、ケース記録の検討、担当児童福祉司の意見を聴取した上で、会議に諮るものとする。



4 管理の実態

(1) 差押えの有無

差押えを行った事例は確認できず、少なくとも過去2年間は行われていない。

(2) 財産調査の有無

児童家庭課において、年に1回程度、児童相談所庶務課長（又は担当者）、児童処遇業務担当者（児童福祉司）が合議体を構成する検討会を開催する。なお、障害福祉課独自のものは無い。検討会においては、各児童相談所が管理する債権の内、高額滞納者一覧を作成し、財産調査を検討する。高額滞納者一覧の、「高額」の評価については、児童相談所が各々で10名を超えない程度の債務者を選定し、金額を設定する。

高額滞納には該当しない場合、特段財産調査は行われていないものとする。

(3) 滞納処分の猶予・執行停止の有無

破産開始決定を理由に滞納処分の執行停止を行っている事例があった。

(4) 督促

年に1回程度、分納を行っている債務者を除き、未納分の債務の履行を催告している。しかしながら、それ以上になんらかの督促を行っているケースはなく、そのため債務者側も何に関する請求か把握できないなど、納付意識の希薄化を招いているものと思われる。

(5) 時効管理について

各児童相談所により異なるが、概ね、滞納関係整理票、歳入証拠書類、負担金催告関係綴など、各事務種類ごとに分類し、複数の簿冊により管理されている。

記録は膨大な量に及んでおり、各担当者において紙媒体ではなく、独自に電子ファイルにより管理メモを作成している。

第4 監査の手法

主務課である健康福祉部障害福祉課療育支援班に対するヒアリングを行い、関係資料の提供を受けたほか、別途同班に対する照会を行って回答を受けた。

また、実際の債権管理事務は、県の出先機関である6カ所の児童相談所（中央、市川、柏、銚子、東上総、君津）に委任されていることから、その中で管理件数が比較的多い3カ所（中央、市川、柏）の各児童相談所を訪問し、債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 時効による不納欠損について

各児童相談所において、強制徴収がなされないまま、時効の完成を待ち、不納欠損を行うという事例が多数認められた。何らの財産調査も行われず、また、特別な理由もないまま、漫然と時効を待つという姿勢については再考が必要である。

ヒアリングの結果によると、高額滞納者、すなわち滞納額が高額である債務者をピックアップして財産調査を行っているとのことである。しかしながら、本債権の

滞納原因は生活困窮であることが圧倒的である。債務者の負担金額が、その資力に応じて決定される以上は、資力が高い者ほど高額な債務になるという点では滞納額を選定基準とすることの合理性を否定できるものではないが、滞納原因が生活困窮である点がほとんどであるということに鑑みれば、その選定基準に疑問が残る。そのため、強制徴収を行う前提としての財産調査を行う基準として高額滞納者のみをリストアップし、財産調査をするという手法では財産調査として十分とは考えられない。

時効による不納欠損処理を行うとしても、財産調査の基準について再検討し、適切な財産調査を行い、滞納停止処分や時効中断措置を検討すべきである。

第6 意見

1 不納欠損の処理時期

不納欠損の処理時期が児童相談所において区々であった。

具体的には、毎月不納欠損処理を行う児童相談所、年度末にまとめてこれを行う児童相談所などがあり、統一的な運用がなされていない。

かかる運用の結果、年度末にまとめて不納欠損処理を行う児童相談所において、既に消滅している債権に対しても催告書を送付する、分納誓約書を取得するなどの事例が散見された。

債権管理の効率性や、帳簿と実態の一致のためにも、不納欠損処理の時期を、時効消滅などの不納欠損の事由が生じる都度行うことが望ましい。

2 ファイルの管理について

各児童相談所においては、名称は区々であるが、各債務者に対して、いかなる滞納整理をしたかの処理顛末を記載したファイルが存在していた（便宜上「処理顛末メモ」と呼ぶ）。しかしながら、一部の児童相談所において、その記載は不十分であった。

一例をあげると、一つの児童相談所においては、平成21年度以前においては、電話による催促や不納欠損処理等の詳細が処理顛末メモに記載されていた。しかし、平成28年度については処理顛末上、時効による不納欠損処理は「歳入証拠書類」に関するファイルからは当該処理が行われていることが判明するが、平成28年度

の処理顛末メモにはその旨の記載はない。平成24年度に関しては、処理顛末の記載がないものが多く認められた。

かかる点に関し、担当者は、独自に作成している事実上のメモで管理しているが、処理顛末メモには、その転記が間に合っていないとのことであった。そもそも、本債権は、他の児童相談所でも同様であるが、児童相談所の庶務課が管理している。庶務課は、福利厚生、非常勤職員の対応、歳出の一部事務、文書関係、情報開示、その他のシステム管理、その他雑務等業務内容が多岐にわたり、現状では債権管理についてマンパワーの不足を感じられる。

他の児童相談所でも共通するが、各児童相談所において債権管理を行うことは、債務者との関係が緊密な分、金銭面以外の面を債権回収において考慮できるという面から一定のメリットはあるとも感じられる。しかし、債権回収だけを考えるのであれば、上述のとおり、他の業務との関係上、児童相談所において管理させることで債権回収率が上昇することは考えがたい。

この債権管理ファイルと前述の不納欠損の処理時期にも関連するが、一人の債務者について、時効完成後に分納誓約をしていると思われる分納誓約書が存在していた。転記を十分に徹底することで防げたミスであると考えられるが、現状の人員配置では再発可能性のあるミスであるものと考えられる。

第5章 医療整備課

第1節 医療指導班

第1款 医療技術大学校運営事業（みずほ寮に係る光熱水費負担金） （債権番号24）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、千葉県医療技術大学校等学生寮管理運営規定である。

2 法的性質

私債権である。

3 債権の内容

旧千葉県医療技術大学校の敷地内に存在した学生寮である「みずほ寮」の光熱水費負担金である。同寮は、同学校の学生の寄宿舍として利用されてきたものであるが、同学校が平成23年3月に閉校されたことに伴い、同寮も現在では閉鎖されている。

同寮の管理規則として、千葉県医療技術大学校等学生寮管理規則が定められており、その細目として学生寮管理運営規定がある。同規定第7条2項には「次の各号に掲げる費用は、入寮者の負担とする。(1)電気、ガス、水道の使用料」と定められており、入寮する学生が負担する費用についての定めがなされている。その費用の中に本件寮の光熱水費負担金が含まれている。

同寮は個人ごとの部屋となっているが、光熱水供給契約自体は寮全体として県が契約しており、いったん県において立て替えて支払っていた。その後寮の個室ごとの光熱水費を算出した上で、各学生に請求し、負担させていた。

第2 未収金の概要

1 未収金額（平成20年度以降の推移）

平成20年度	12件	8万8373円
平成21年度	12件	8万8373円
平成22年度	6件	4万4459円
平成23年度	5件	3万6920円

平成24年度	5件	3万6920円
平成25年度	5件	3万6920円
平成26年度	5件	3万6920円
平成27年度	5件	3万6920円

2 発生原因

(1) 従前の光熱水費負担金算出方法

県の行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法については、総務部管財課長の平成8年3月4日付けの「行政財産の目的外使用許可等に伴う光熱水費等の計算方法について」と題する通知によって、具体的に定められていた。

そうしたところ、平成16年度会計に係る定期監査において、みずほ寮の光熱水費が、基本料金を含めずに従量料金（使用料金）のみで算出していることは不相当であり、基本料金の負担額の請求漏れである旨指摘を受け、指導事項となった。

平成17年3月7日、みずほ寮の光熱水費について、平成15年4月まで遡り（当該債権は短期消滅時効債権であり、時効期間は2年となるため。民法173条）、過去の基本料金負担額の請求権に基づき、元寮生に基本料金分の支払を求めた。

(2) 発生当時の未収金の件数と金額

68件・44万8928円

第3 債権管理の実態

県の支払の求めに応じ、各学生より支払がなされたが、その後、納期限を過ぎても支払がない者に対して、督促状及び催告状を発行するとともに、電話催告により支払を求めた。

平成22年度に入り、当該年度でみずほ寮（医療技術大学校）が閉寮（閉校）することとなったことから、8月6日、今後の債権整理の方法について、総務課行政改革推進室に相談し、時効の援用により不納欠損処理（当該債権は私債権であるため、民法145条の時効の援用が必要となる）とすることとした。

時効の効果が発生するには、債務者から時効の援用の意思表示が必要であるため、文書の発送や電話連絡により通知を行い、各債務者より時効援用の書面の交付を得

たり、電話で時効の援用の意思確認をしたりするなどした。

最終的に連絡が取れない5件・3万6920円について、未収金となった。平成23年度以降は特に回収の手段は取っておらず、毎年度繰越し処理を行っている。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

1 適法性

消滅時効期間が経過するまで中断措置を執らないことは適法ではなく、債務者に対して消滅時効の援用を促すことも適法ではない。このような行為を根絶するため、今後は、担当者が使用する手引の充実や担当者への研修の義務化などの措置を講ずることで、再発を防止すべきである。

2 相当性

時効の援用がなされなかった残る債権については、いずれも時効の援用を受けることが期待できず、未収の状態が継続したままとなっており、相当でない。

現在未収のまま毎年度繰越しとなっている5件・3万6920円の債権については、債務者が所在不明であり、回収可能性は全くない。

回収可能性がない債権については、放棄をすることによって未収を解消すべきである。債権額が1万円以下の債権については、議会の議決が不要な専決処分として放棄することができるので、未収のまま長期間経過していることを考慮して放棄すべきである。

これまで県が放棄をしてこなかったのは、専決処分による債権放棄の前例がほとんどなかったからであると考えられる。今後は、低額の債権については、その回収可能性を十分に検討した上で、回収不可能の場合には、専決処分による債権放棄の利用の促進をすべきである。

第6 意見

意見はない。

第2節 看護師確保推進室

第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子

(債権番号25、26)

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、千葉県保健師等修学資金貸付条例（以下、本款において「条例」という。）及び千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則である。

2 法的性質

解除条件付き貸金（私債権）。

県と債務者との間の消費貸借契約であり、私債権となる。

強制徴収公債権と異なり、催告に応じない債権の回収は訴訟手続等を要する。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

保健師・助産師・看護師又は准看護師の養成施設（学校・養成所）に在学する者で、将来千葉県内において保健師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより修学を容易にし、県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的とする（条例1条）。

(2) 制度概要

① 制度内容

平成28年度の予算額は金額2億8139万2000円である。

貸付額は、保健師、助産師、看護師修学資金では、月額1万6000円（公立）又は1万8000円（私立）。

貸付期間は、貸付決定年度の4月から正規の修業期間を経過する月までである。

貸付けの際には、連帯保証人2名を立てなければならない（条例6条1項）。

原則として卒業後より返還時期が開始するが、条例9条により、卒業後看護師等の資格を取得し県内の医療機関で5年間就業することにより返還が免除される。千葉県内での保健師等の確保及び質の向上に資するという政策的判断によるものである。

また、返還の免除に該当しない場合であっても、債務者の就業状況によっては、返還の猶予をすることができる（条例10条）。

② 貸付実績

平成20年度貸付件数	414件	金額8090万6000円
平成21年度貸付件数	478件	金額9362万8000円
平成22年度貸付件数	512件	金額1億40万円
平成23年度貸付件数	642件	金額1億2618万2000円
平成24年度貸付件数	711件	金額1億3991万4000円
平成25年度貸付件数	756件	金額1億5308万8000円
平成26年度貸付件数	870件	金額1億7439万1000円
平成27年度貸付件数	1101件	金額2億2048万円

③ 手続

I 貸付

修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（第一号様式）に在学先の長の推薦書（第二号様式）及び連帯保証人となるべき者の保証書（第三号様式）を添付して知事に提出しなければならない（規則4条）。その後、貸付の決定のあった際には、誓約書（第四号様式）を知事に提出しなければならない（規則5条）。

II 連帯保証人

修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を2名立てなければならない（条例6条1項）。

III 返還

貸付けの決定が取り消された場合、また、養成施設を卒業した日から1年以内に保健師等の免許を取得しなかった場合には、貸付金の解除条件が発生したことにより、修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない（条例8条）。その際には、直ちに修学資金返還届（第八号様式）を知事に提出しなければならない（規則8条）。

IV 返還の免除・猶予

先に述べたとおり、卒業後看護師等の資格を取得し県内の医療機関で5年間就業するなどの一定の条件を満たした者については、返還の免除・猶予が受けられる。その際には、修学資金返還免除申請書（第九号様式）（規則9条）ないし修学資金返還猶予申請書（第十号様式）（規則12条）を知事に提出する。

第2 未収金の概要

1 未収金額（平成20年度以降の推移）

平成20年度	57件	719万3167円
平成21年度	54件	773万8867円
平成22年度	36件	704万1700円
平成23年度	36件	726万7300円
平成24年度	30件	742万7900円
平成25年度	31件	715万9500円
平成26年度	30件	690万1200円
（延滞利子	9件	8万1362円）
平成27年度	24件	720万7800円
（延滞利子	9件	5万3160円）

2 発生原因

前記のとおり、貸付けの決定が取り消された場合、また、養成施設を卒業した日から1年以内に保健師等の免許を取得しなかった場合には、貸付金の解除条件が成就し債務者は返還義務を負うことになる。

原則として、修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならないが、繰り上げて一括返済を行う者もいる。

一括返済の場合は、1回にて返済が終了するが、分割返済を行う場合は、原則として借入と同期間までの分割期間がかかるために、県はその管理を要することになる。現状では、分割返済が遅滞した場合に未収債権が発生している。

3 未収金の発生状況と理由

未収金の発生状況は以下のとおりである。

平成20年度新規発生未収	6件	49万3000円
--------------	----	----------

平成21年度新規発生未収	5件	30万4000円
平成22年度新規発生未収	11件	53万2000円
平成23年度新規発生未収	7件	62万5400円
平成24年度新規発生未収	6件	83万5400円
平成25年度新規発生未収	6件	63万6000円
平成26年度新規発生未収	8件	49万4700円
平成27年度新規発生未収	12件	71万7300円

貸付実績に対して未収となるのはおよそ1%程度であり、発生割合としてはさほど高くはない。なお、年度ごとの返還原因発生事由及び滞納発生事由については、途中退学した者や、免許取得後に県内で就業しなかった者が、生活苦により滞納しているケースが多い。

4 少額の未収金

未収金の中には少額のものもあるが、徴収停止（自治法施行令171条の5）の措置が執られているものはない。

第3 債権管理の実態

1 債権回収に関するマニュアル

修学資金用のマニュアルはない。

「債権管理適正化の手引」に則って管理を行っている。

2 未収金の徴収状況

毎月調定して、納付書を添付して納入通知書を送付し、納期限に納付されない場合は、期限を指定して納付を督促する督促状を送付し、それでも納付がされない場合は、納付しないときは支払督促を申し立てるとか、連帯保証人に催告する可能性がある旨を付記して納付を求める催告書を送付している。

3 延滞利子の管理

延滞利子については、元本の返済後に調定して請求。別個のファイルで管理している。

4 催告・督促の現状

- (1) 所在不明者は何名かいる。住居所不明の債務者については、住民票や戸籍を

取得して調査している。千葉県内の人については住基ネットで調べている。千葉県外に住んでいる人は、以前の住所の市町村から転居先の情報を得ている。

所在不明の場合に徴収停止とするには、財産調査をする必要があるが（自治法施行令171条の5第2号）、これをしている形跡はない。

(2) 先に述べたとおり、文書催告などを行っている。が、実際に支払督促に移行した件は最近ではない。実際には催告を繰り返しているのみである。

連帯保証人へは連絡をしているが、実際に請求はしていない。

連帯保証人がいる場合には、自治法施行令171条の2第1号により、連帯保証人に履行を請求し、それでも納付がされないときは、支払督促の申立て又は訴訟の提起をする（同3号）ことになっているが、これはなされていない。

(3) 政策法務課を通じて回収についての弁護士相談を依頼した形跡があるが、政策法務課において相談内容を確認したところ、疑義の回答が債権管理適正化の手引に記載されており、基本的な内容であったことから、弁護士相談に至らなかった。

(4) また、債務者の管理については、システム上で行っているものの、督促などの経緯については紙のファイルが年度ごとにあり、債務者ごとに整理されていない。また、そのシステムも債務者名がカタカナで登録されている。

5 時効の管理

長期間納付がなされていない債権について、時効中断の措置は執られていない。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

1 適法性

(1) 連帯保証人に対する催促が不十分である

連帯保証人も存在するが、主債務者に支払をするよう督促しているにとどまる。督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されていないのに、連帯保

証人に対して履行を請求していないが、これは適法ではない。連帯保証人に対して履行を請求すべきである。

(2) 滞納者に対する法的手続が執られていない

マニュアル上返済が滞った場合には支払督促等の法的手続を執ることが規定されているものの、実際にはこれが行われていない点が適法ではない。これまで述べてきたとおり、滞納者に対しては事実上文書等による催告しか行われていない。返済能力の調査を行い、実際に返済能力があるにもかかわらず遅滞している例については、支払督促などの法的手続を実際に行うべきである。

(3) 返済期間が貸付期間を超えているものがある

本貸付資金は貸付けを受けた期間内に月賦等によって完済すべきことが条例で定められているところ、この規定に基づけば返済期間は3年であるのに、返済期間を14年とする分納特約をしている事例があった。これは、返済期間を定める条例に反していて、適法ではない。なお、財産調査の資料は綴られておらず、14年もかけて分納する具体的な事情を説明する資料も綴られていないため、分納に14年も要する具体的事情は不明である。

自治法施行令171条の6第1号の履行延期特約がなされていれば、支払期間を超えることも認められると考えられるがそのような特約はなされていない。

債権金額が少額で、取立てに要する費用が債権金額を上回ると想定される場合は、徴収停止（自治法施行令171条の5）の適用も検討するべきである。

2 相当性

(1) 財産調査

返済能力についての調査がなされていない。

分割払いが遅滞に陥った際、住所の調査を行って督促をするなどの手続は行っているものの、実際に弁済が可能かどうかの返済能力についての調査がなされていない。返済能力についての調査を行うべきである。

(2) 時効管理

長期間支払がされていない債権については、時効中断の措置を執る必要があるが、そのような措置が執られていないのは適法でない。時効中断の措置を執るべきである。

(3) 管理システム上における債務者の氏名について

債務者名のほとんどがカタカナで登録されており、過誤が生じるおそれがある。

新システム上では漢字で氏名を登録することが可能であり、過誤を避けるためにも漢字での登録に改めるべきである。

第6 意見

1 連帯保証人に対する支払督促等の申立て

前項において指摘した連帯保証人に対する請求をした後、なおも履行をしない場合には、連帯保証人に対しても、支払督促等の申立てを行うのが望ましい。

2 債権の放棄

回収可能性がない債権については、放棄をすることによって未収を解消すべきである。この場合は議会の承認が必要となるが、未済解消のために積極的にこれを行うのが望ましい。

第2款 理学療法士等修学資金（債権番号27）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、千葉県理学療法士等修学資金貸付条例及び千葉県理学療法士等修学資金貸付条例施行規則である。

2 法的性質

解除条件付き貸金（私債権）。

県と債務者との間の消費貸借契約であり、私債権となる。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

この条例は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士（以下「診療放射線技師等」という。）を養成するため、将来、県内において診療放射線技師等の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって診療放射線技師等の充足に資することを目的とする。

(2) 制度概要

現在、新規貸付けは行われていない。

昭和58年当時に創設された制度で、当時県内に理学療法士を養成する学校がなかった。その後養成校が増え、県内の就業者が確保されたため、平成15年から貸付けを停止している。

第2 未収金の概要

1 未収金額（平成20年度以降の推移）

平成20年度	6件	87万円
平成21年度	3件	54万円
平成22年度	2件	31万5000円
平成23年度	1件	27万5000円
平成24年度	1件	22万5000円
平成25年度	1件	20万5000円

平成26年度	1件	17万5000円
平成27年度	1件	16万5000円

第3 債権管理の実態

残り1件について、毎年分割による回収が継続されている。

債務者の支払能力が足りないため、1回の回収額については低額であるものの（平成27年度の回収額は1万円）、今後も回収を継続して進めていくことによって、未済は解消するものと見られる。

第4 監査の手法

債権管理簿を閲覧し、主務課からのヒアリングを行った。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

意見はない。

第2編 環境生活部

第1章 循環型社会推進課

第1節 環境保全活動推進班

第1款 平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金交付決定の一部取消しによる返還金（債権番号28）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、自治法232条の2（寄付又は補助）、経済産業省・資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱、千葉県・平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金交付要綱（以下、本款において「本件補助金交付要綱」という。）及び千葉県補助金等交付規則である。

2 債権の法的性質

以下の理由により、本債権は私債権（契約解除に伴う補助金の返還請求権）である。

平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業補助金（以下「本件補助金」という。）は、先進的なりサイクル事業など特定の事業を行う者に対して、上記根拠法令に基づき事業費の一部を負担するためのものである。補助金の交付決定は、上記根拠法令に基づく負担付贈与契約であるから、その取消決定は契約の解除であり、すなわち補助金の交付決定及び取消決定は行政権の主体として一般人の有しない特別な権能の行使ではなく、法律や条例の委任に基づいて公権力を発動して、私人の権利を制限し義務を課すもの（行政処分）とはいえない。

なお、札幌地方裁判所平成25年3月29日判決では、補助金の交付手続を定めた規程に不支給決定に対する不服申立手続が設けられていないなど、補助金の支給を申請することのできる地位に権利性を作出しているとは認められないことを理由に、補助金の交付決定を行政処分と解していない。本件補助金の交付決定についても、不支給決定に対する不服申立手続が定められていないことから、当該裁判例の射程が及ぶものといえる。

3 債権の内容

(1) 制度の趣旨及び概要

県は、地域における環境産業の振興及び資源循環型社会の実現を目的として、本県の西・中央地域を「エコタウンエリア」として位置付け、地域特性を活かしたリサイクル施設を整備することによりゼロエミッションを目指す事業計画として、「千葉県西・中央地域におけるエコタウンプラン」を策定し、国（現経済産業省及び環境省）の承認を受けた。このエコタウンプランでは、「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設」等の8施設を先導性のある中核的リサイクル施設として位置付けている。

これらのリサイクル施設を事業者が整備するに当たって、本件補助金制度が設けられることとなり、自治法232条の2及び千葉県補助金等交付規則に基づき、「資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱」（経済産業省）及び本件補助金交付要綱が制定された。

各リサイクル施設を整備する事業者に本件補助金が交付されており、平成11年度から同17年度にかけて、7社及び1協同組合に合計約191億6428万円が交付されている。

そのうちのひとつとして、後述のとおり補助金交付決定の一部取消しとなった木工会社（A社）による「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設設置事業」実施のための工場のリサイクル施設の整備に対し、県は、平成15年11月10日付の交付申請（本件補助金交付要綱3条）及び同月13日付の交付決定（同4条）、平成16年6月10日付実績報告書の提出（同11条）、同年8月27日付交付額の確定（同12条）に基づき、本件補助金7億9737万9746円を交付した。このうち、国分が7億8559万9738円、県分が1178万0008円である。

(2) 本件補助金の内容及び趣旨

本件補助金は、資源循環型社会の実現を目指した総合的な資源循環型システムの構築を図るためのものであり、リサイクル施設の長期間の稼働を前提としている。そこで、補助事業の実施に際して取得した財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令を勘案して知事が別に定めた期間内は、知事の承認なく処分することができないとされ（千葉県補助金等交付規則21条、本件補助金交付要綱4条3項、17条）、これらの規定に違反した場合は本件補助金の交付決定が取り消されることがある（千葉県補助金等交付規則17条、本件補助金交付要綱15条）。

国は県を通じて毎年各事業者から、エコタウン地域の現状調査として、補助対象施設・事業主体・事業概要の報告文書である「エコタウン施設調査票」の提出を求めており、県は国の調査に際し、事業者の直近の事業実績及び決算の概要が記載されている書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）の提出を求めている。

(3) 本債権の発生経緯

補助対象事業者であるA社が、平成16年に本件補助金の交付を受け、補助対象設備を稼働させたものの、7年間で7億円を超える巨額の赤字を出したことから、平成24年3月期に一部操業休止とした。また、平成24年6月6日以降数度にわたり、A社は県に対して、平成25年3月までに補助対象財産を売却又は解体して事業廃止することの承認を要望した。さらに、平成24年9月7日に、A社は県に対して、設備を一新した上での事業再生プランを提示した。

それらに対して県は、A社が補助対象財産の処分を行う場合は当該財産に対応する本件補助金の返還が必要になることをA社に伝え、A社は元本の返済猶予がなされた上での分割返還には応じる旨県に回答していたが、県は本件補助金の一括返還を求め譲歩しなかったため、県とA社との協議は合意に至らなかった。

なお、A社は、本件補助金交付要綱に定める財産処分制限期間（耐用年数の15～31年）が経過する前の平成24年7月26日に、財産処分制限期間が経過する前の補助対象設備（財産処分制限期間15年のもの）の一部を第三者に売却する契約を締結しており、平成24年11月28日にA社は県にその報告を行った。その後、平成25年1月11日に、A社は県に対して、当該契約は知事承認を停止条件として効力が発生するものであると説明していた。実際に、県はA社の説明を受けた後に、A社工場にて補助対象財産の設置を確認していた。

しかし、平成25年8月12日に、県は補助対象設備の大半が撤去・搬出されていることを確認し、同年10月31日には、A社から県に対して、当該設備は前年の契約に基づいて買主に引き渡した旨の説明があった。

そこで、県は当該事実を確認の上、千葉県補助金等交付規則17条及び本件補助金交付要綱15条に基づき、当該部分に係る補助金交付決定を取り消し、売却した設備の価額に対応する補助金8142万0527円（うち国の補助金8021万7671円、県の補助金120万2856円）の返還を求めたものである。

第2 未収金の概要

上述のとおり、A社への約7億9738万円の補助金のうち、約8142万円の交付決定が取り消され、返還請求がなされている。

当該補助金交付決定を取り消し、その返還を求めた後の、債権金額の元本及び延滞金が確定するまでの経過は以下のとおりである。

年月日	経過
平成26年1月10日	補助金交付決定の一部取消し A社に対して返還請求 8142万527円（元本）
平成26年1月～同年6月	A社と返還方法について協議
平成26年6月6日	A社から県に対して債務承認書提出
平成26年7月11日	A社から県に対して一部納付4250万円 元本残高3892万527円
平成26年9月30日	履行期限の延長、債務承認・弁済契約公正証書作成（連帯保証人なし） 債権4373万3145円（元本3892万527円、延滞金481万2618円）が確定

第3 債権管理の実態

1 管理体制

環境生活部・循環型社会推進課・環境保全活動推進班にて債権管理を行っている。

2 管理の実態

(1) 分納特約について

債務者の登記簿や決算書等から資産・経営状況を確認したところ、一括返還は困難であり、分割納付とする方が徴収上有利であると判断された。すなわち、債務者の財務状況・経営状況等から一括での支払は難しく、債務者からの「一部（4250万円）納付の上での分割であれば借入先金融機関を説得した上で対応ができる」との申入れを踏まえ、一部支払と残額の分納を認める特約を締結した。分納

を認めた理由としては、不動産等の資産は他債権者の担保が設定されており、法的措置を含め一括回収を行おうとすると、借入先金融機関が債権回収を優先し、結果として県の債権回収が全く見込めないという事態が想定されたことによる。

また、分納期間については、財務状況・経営状況等から短年での設定では債務者の経営が破綻する可能性が高く、返済能力から実行が困難な期間設定を行うことは、債務者が借入先金融機関の了承を得られなくなることから、債務者作成の分割納付案及び「国の債権の管理等に関する法律」24条及び25条を参考に、5年と設定された。

そこで、県は、自治法240条3項及び自治法施行令171条の6第1項2号、千葉県補助金等交付規則18条3項、本件補助金交付要綱16条4項、14条3項に基づき、上述のとおり債権の一部を弁済させた上で、履行延期（分割納付）の特約を締結し、これに基づきスケジュールどおりに債権を回収している。

(2) 債権の返済スケジュール及び会計処理

債権の返済スケジュールは、債務承認・弁済契約公正証書によって以下のとおり定められ、現状スケジュールに従って返済がなされている。債権金額が確定してからは、債権の調定については自治法施行令154条1項、収入未済の繰越については千葉県財務規則50条により行っている。具体的には、本債権は公正証書により分納を基本とする形としているものの、証書内で各分納は債務全体への充当であること、期限の利益を失う可能性があること、期限を繰り上げる可能性があることも記載していることから、これらの性質を踏まえ、地方財務実務提要进行を参考に、債権残高全額を調定し、当該年度の返済額を収納、残りは次年度以降に収入未済金として繰り越す会計処理を行っている。なお、取り消した補助金の国分についての返還は既に県が行っている。

平成27年度末現在の債権残高は3523万3145円である。

① 元本

平成27年4月30日まで	850万円（収納済）
平成28年4月28日まで	850万円（収納済）
平成29年4月28日まで	850万円
平成30年4月27日まで	850万円

平成31年4月30日まで 492万527円

② 延滞金

平成31年4月30日まで 481万2618円

(3) 簿冊管理について

エコタウン事業に関する簿冊を年度ごとに作成し、書類を保管している。特にA社に関しては、専用の簿冊により書類を管理するとともに、債権管理用簿冊を作成し、入金状況等を管理している。

(4) 個別マニュアルの有無

個別マニュアルはなく、債権管理適正化の手引を使用している。

第4 監査の手法

債権管理にかかる事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、債権管理簿を閲覧し、主務課である環境生活部・循環型社会推進課・環境保全活動推進班に対し、適宜質問及び照会を行った。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

本件補助金制度に関する説明不足を含め、補助金の返還に関する県のA社への対応が十分でなかったと考える。

すなわち、A社が本件補助金によりリサイクル設備を導入してから、7年間で7億円を超える巨額の赤字を出したことを受け、リサイクル事業を休止したA社の経営判断による同事業の再開プランは、設備を一新してリサイクル事業を再開しようとするものであり、度重なるA社からの設備売却の承認の要望があったこと、本件補助金の返還についてもA社が早い段階から分割納付の意思を示していたことから、本件は補助対象財産の処分が避けられない事案であったといえる。

しかしながら、県が本件補助金の確実な一括返還納付にこだわるあまり、いたずらに時間が経過したため、A社は知事の承認を得ることなく補助対象財産の処分に

踏み切ってしまったのであるが、県は、速やかに財産処分の承認手続に移行し、処分財産に係る補助金の返還を請求するのと並行して、A社の財務状況も勘案し、分割納付など返還債務の履行が現実的に可能な方策を模索するべきであったと考える。

今後、補助対象財産の処分について補助事業者から要望等があった場合は、その理由の相当性を速やかに判断した上で補助事業者の資産・経営状況等を踏まえ、補助金の早期かつ確実な回収を図るための適切な対応をされるよう要望する。

第2章 廃棄物指導課

第1節 監視指導室

第1款 行政代執行費用等の原因者等への費用求償（債権番号29）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

廃棄物の不法投棄等があった場合、処分者等に対し、まずは行政指導を行い任意に廃棄物の除去を求めるが、それがなされず、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、措置命令を行い（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本款において「廃掃法」という。）19条の5）、履行期限までになお十分な措置がなされないとき、行政代執行が行われる（同19条の8）。

代執行を行う際の対策工の方法選定については、複数工法を支障除去効果と経済的合理性の観点から比較して決定している。また、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（産業廃棄物適正処理推進センター）から代執行費用の7割の支援を受けることができる（この支援を受けた場合、処分者等からの徴収金があった場合、同財団にその7割相当額を返還する。）。代執行を行った後は、実際に要した費用の額及びその納付時期を定めて、義務者に対して文書をもって納付を命じる（行政代執行法5条）。この納付命令により発生する債権が本債権である。

本債権の徴収方法は、国税滞納処分の例による（同6条）。処分者等が複数人の場合は共同不法行為に基づく連帯債務となる。しかし、債務者の資力の問題等で回収が困難、順調に返済しているものはほぼなく、未収金発生割合は極めて高い。そもそも廃棄物の処理費用が払えないため不法投棄等をし、行政代執行に発展しているケースが多く、現実には一括納付が困難なことが多い。

処分者等が特定できていない場合は、納付命令できず、未調定となっている。

2 債権の法的性質

本債権の法的性質は、強制徴収公債権である。ただし、このうちの1件は、私債権である。

本債権は、国税滞納処分の例によって徴収できる債権であることから（行政代執行法6条1項）、強制徴収公債権である。

ただし、廃掃法において行政代執行に基づく費用償還請求権の行使を認める規定

が設けられる前に、県等が事務管理として不法投棄された廃棄物の撤去を行い、その原因者に対して事務管理費用償還請求権に基づく請求を行っている事案が1件存在し（平成27年度末の債権額9770万9950円）、これは私債権に当たる。

3 債権の内容

廃棄物の不法投棄は禁止され（廃掃法16条）、不法投棄等がなされた場合に生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行政代執行により知事は自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる旨を定めている（同19条の8）。

行政代執行に要した費用は本来不法投棄等を行った原因者等が負担すべきものであるため、行政代執行を行った知事は原因者等に当該費用を求償できるとされている。

第2 未収金の概要

1 債権額・件数（事務管理に基づく費用償還請求権も含む）

本債権の発生年度別の債権額及び件数は下記の表のとおりである。

年度 (平成)	件数	債権発生時 債務者数	現在の 債務者数	発生時 債権額 (円)	備考
12年	1	1	0	5,147,100	消滅時効による不納欠損
13年	2	7	4	116,331,600	1件は事務管理によるもの
16年	1	3	0	20,937,000	消滅時効による不納欠損
17年	3	9	6	331,761,545	
18年	4 (1)	9	3	104,098,669	1件は平成17年と同一事案
19年	6	24	19	107,725,200	
20年	3	9	4	117,188,400	
25年	1	10	10	61,876,762	
27年	(1)	(10)	(10)	99,932,400	平成25年と同一事案
計	21	72	46	964,998,676	

※行為者不明のため代執行費用が未調定となっているもの（合計60,624,463円）は含まない。

債務者のうち、法人は6（いずれも営業を廃止しており実体なし）でその他は自

然人である。

2 未収金の回収状況について

下記の表のとおり、過去5年間の年度別の未収率は98%を超える水準で推移している。未収金額については、直近の平成27年度末がピークである。

単位：千円

過去の推移		H23	H24	H25	H26	H27
調定額(A)	現年度分	0	0	61,877	0	99,932
	過年度分	757,626	726,447	720,522	779,861	773,372
	計	757,626	726,447	782,398	779,861	873,305
収入済額(B)	現年度分	0	0	2	0	0
	過年度分	1,400	5,925	2,535	6,488	16,034
	計	1,400	5,925	2,538	6,488	16,034
不納欠損額 (c)	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	29,779	0	0	0	0
	計	29,779	0	0	0	0
未収金額 (d=A-B-c)	現年度分	0	0	61,877	0	99,932
	過年度分	726,447	720,522	717,986	773,372	757,339
	計	726,447	720,522	779,863	773,372	857,271
未収率 (e=(c+d)/A)	現年度分	-	-	100.0%	-	100.0%
	過年度分	99.8%	99.2%	99.7%	99.2%	97.9%
	計	99.8%	99.2%	99.7%	99.2%	98.2%

収入済額の内訳は下記の表のとおりであり、任意の支払によるものが90%以上を占めている。また、強制徴収は全て預金債権等の差押えによるものである。

これまで発生した債権額（未調定となっているものは除く。）及び収入済額の累積はそれぞれ約9億6500万円、約5200万円であり、回収率は5.4%である。

	H23	H24	H25	H26	H27	H12～H27 計
強制徴収	1,064	110	217	0	0	4,992
任意の支払い	336	5,815	2,321	6,488	16,034	46,873
計	1,400	5,925	2,538	6,488	16,034	51,864

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、環境生活部廃棄物指導課であり、担当は、監視指導室であり、室長1名、指導担当7名、監視担当12名の合計20名が所属している（平成27年度）。

指導担当は、行政処分に係る廃棄物処理方法の運用解釈・各種照会、許可の取消し等の行政処分、告発等に係る調査等を行っている。監視担当は、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理等に係る指導、監視パトロールに関する事務、廃掃法19条の規定による立入検査等を行っている。

指導担当のうち、徴収業務に携わるのは4人であり、強化月間である毎年11月は監視担当も加わり8人体制で、債務者の資産及び現況の調査及び督促状の送付を行っている（平成27年度）。

2 管理の実態

(1) 財産調査の内容、回収額との関連

金融機関・市町村への照会を行うことによって、債務者が開設している預金口座・不動産等の財産調査を行い、預金債権等の在処が判明した場合は、速やかに差押えを行い、債権の回収を行っている。債務者が不動産を所有している場合は、その差押えを行っている事案もあるが、公売等によって換価・回収した事案はない。

差押財産の所在が判明しない債務者については、個別に折衝を行い、債務者が支払える範囲（毎月数千円～10万円程度）で分納させている。

居所の不明な債務者については、所在調査に努めている。

しかしながら、調定額、収納額及び未収金額のいずれも過年度分が大半を占め、未収率は過去5年平均で99.22%である。そして、本債権は強制徴収公債権であるのに、収入済額の内訳は、債務者の任意の支払が多く、強制徴収額は僅少であ

る。特に、平成26年度及び平成27年度の収入済額は、ほとんど全額が任意の支払であり、強制徴収額は僅か300円である。この事実に関連の債務者の状況を勘案すれば、未収金の債務者には、差押えをすることができる財産がない事実が推認される。

(2) 時効及び不納欠損について

所在が判明している債務者に対して、督促・差押え・分納・債務承認等により時効中断を行っている。

捨て得を許さず、不法投棄に対する抑止力を高める観点から、債務者に資力がないことを理由とする不納欠損処分はできるだけ行わない方針であり、不納欠損処理をしているものは全て債権が時効消滅したものである。

行方不明によって債務者の債務承認等がとれないもの等が時効消滅する。時効期間は公債権のため5年で、援用は不要である。

これまで、不納欠損となったものは3件、完済となったものは1件である。その他の事案については現在も債権管理の対象となっている。

(3) 簿冊管理

事案ごとに簿冊（プラスチックのパイプ式ファイル1～3冊）を作成し、債務者ごとの滞納整理票（債務者の納付額、財産等の概要）及び滞納整理記録（資産調査、任意の交渉等の記録）を見出しに綴り、その下に関連書類を概ね時系列で綴っている。

(4) マニュアル

債権管理適正化の手引及び県税事務処理提要（滞納処分等の部分等）を債権管理の際に使用しているが、独自のマニュアルはない。

第4 監査の手法

債権管理にかかる事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、債権管理簿を閲覧し、主務課である環境生活部廃棄物指導課監視指導室と質疑応答をした。

第5 指摘事項

1 滞納処分の執行停止について

債務者に毎月数千円程度の分割納付をさせており、下記の表のとおり完済までの期間が数百年以上と超長期となっている事案が多く見られた。これらの債務者は、いずれも、滞納処分をすることができる財産がなく、収入もなかったり、あっても乏しいため、分納が少額となり、しかも不定期になされているものもあった。

単位：千円

事案	発生年度	調定額	回収総額	H27 残高	経過年数	平均回収額	完済までの年数
1	H13	18,347	632	17,715	15	42	421
2	H13	97,985	275	97,710	15	18	5,330
3	H17	15,804	0	15,804	11	0	579,468
4	H17	4,001	20	3,981	11	2	2,190
5	H17	308,043	115	307,928	11	10	29,506
6	H18	35,439	3,586	31,853	10	359	89
7	H18	2,205	30	2,175	10	3	725
8	H18	29,968	327	29,641	10	33	905
9	H17	3,913	860	3,053	11	78	39
10	H19	61,412	19,972	41,440	9	2,219	19
11	H19	9,652	1	9,651	9	0	88,628
12	H19	21,929	17	21,912	9	2	11,425
13	H19	5,603	58	5,545	9	6	860
14	H19	4,980	2,505	2,475	9	278	9
15	H20	65,583	922	64,661	8	115	561
16	H25	61,877	15,327	46,550	3	5,109	9

※1円も回収することができていない事案は除く。

債務者の状況や過去の回収状況等から、回収の可能性が極めて低いと判断される債権に対しては、債権管理の効率化の観点から、適切に見極めを行い、滞納処分の執行停止を行うことが適切である。

すなわち、法人が債務者である債権については、財産調査をし、その結果、財産がなく、かつ、営業が廃止されていて再開される見込みがないことを確認した上で、滞納処分の執行停止（国税徴収法153条1項）をすべきである（ただし、他に連帯債務者がいないもの又は第三者弁済がなされていないもの以外で滞納処分の執行停止をしていない債権はない。）。

個人が債務者である債務については、財産調査をし、その結果、財産がないものの分納が可能な収入がある場合は、分割納付をさせるべきであるが、財産調査の結果財産がなく、かつ収入が乏しい状況にある場合は、滞納処分の執行停止をすべきである。

滞納処分の執行停止をした後は、3年間財産状況に変わりがないことを確認し、他に債務者がいない場合は3年間の経過によって債権が消滅することとなる（国税徴収法153条4項）。

不良債権の管理に忙殺されることは、新たに生じる滞納に対する早期着手、早期解消を阻害する要因となり、結果として県の未収額の縮減につながらないことが懸念されることに留意する必要がある。

2 清算人による納付

上記の事例に、債務者が清算会社であり、収入がなく、資産もないために、清算人が自己の収入から分納している事案があった。徴収担当者が、清算人に対し、職業や収入を質問し、清算人が年金収入しかないと回答し、徴収担当者が幾らなら支払えるのかと質問し、清算人が5000円なら支払えると回答し、月額5000円分納することになったという事案である。これは、営業を廃止し、収入がなく、資産もない会社から徴収しようとした結果、清算人個人の財産から徴収するに至ったという事案である。滞納処分の執行停止をして、債権を消滅させるべきであるにもかかわらず、催告を繰り返したために、債務者ではない清算人の個人の財産から納付がなされるという適法ではない結果が生じたのである。

この徴収については、今後は、清算人から分納させず、従前の分納については、清算人と協議すべきである。

3 財産の差押え・換価を行っていない事案が散見されたこと

債務者が毎月一定額の納付を行っていることを理由に、債務者の財産（特に不動産

産)に対する差押え・換価(公売等)を行っていない事案が散見された。また、債務者の不動産を差し押さええていても、公売等による換価を行っていない事案も数件存在した。

行政代執行費用は、国税滞納処分の例によって徴収することができると規定されているところ(行政代執行法6条)、国税徴収法47条では督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと規定されている(ただし、同48条において超過差押及び無剰余の場合の差押えが禁止されている。)。例えば、不動産の場合は差押えを行った後に公売により売却し、その代金を納付命令した額に充当することになる。

したがって、債務者に対して任意の弁済を促すこと自体に法的な問題はないが、債務者が差押え・換価が可能な財産(給与債権を含む。)を有している場合は、任意に一定額の継続的な弁済に応じており、強制徴収を行った場合と比較して多額の納付が見込まれる場合等を除き、換価の猶予(国税徴収法151条1項)を行うことなく、直ちに財産の差押え・換価を行わなければならない。これら必要な措置を行うべき案件を放置しておくことは、県民負担の公平性及び県政に対する信頼性の確保の観点から適切なものではなく、滞納に対する牽制効果も期待できなくなるおそれがある。また、いたずらに時が経過するうちに、債務者の処分行為等によって差押え・換価可能な財産が散逸してしまうおそれも十分に考えられる。

仮に手続費用等の問題で債務者の財産の差押え・換価を見送るような場合であっても、例えば不動産の先順位抵当権者の有無、抵当権の被担保債権額、公売を行った場合の処分見込金額等を検討し、無剰余であると合理的に判断される場合でなければならず、その場合でも、不動産市況などの状況の変化に応じて財産の差押え・換価を再検討すべきであるとする。

確かに、本債権は額が大きいことから、滞納処分により完納となる可能性は低い。任意の弁済をしている債務者につき、滞納処分を行った場合に、債務者との関係が悪化したり、居住不動産や事業資産を滞納処分したことで債務者の可処分所得が低下することもあり得る。その結果として、長期的な視点から考えたとき、滞納処分による収入以上に、本来得られていた任意の納付額が減少し、総徴収額が低くなることも考えられることから、債務者に対して任意の弁済を促すこと自体に法的な問

題はないが、それによって法が求めている手続を履践しなくてよいということにはならず、総徴収額を最大化するためには財産の換価が適切か、それとも任意の弁済を継続することが適切か、といった検討をし、書面上に残す必要がある。

第6 意見

1 納付命令の一部を取り消していること

上述のとおり、納付命令（廃掃法19条の8第5項、行政代執行法5条）を行うにはその前提として措置命令（廃掃法19条の5）を行う必要があるところ、措置命令の内容に含まれていない部分に係る納付命令を発出しており、納付命令を発出する手続要件を一部欠いていたことから、当該納付命令の一部（措置命令に含まれていない部分に係る費用分）を取り消した事案があった（第5 第1項の表の事案9）。

複数の者が、複数の種類の廃棄物の不法投棄を行った場合、各債務者に不法投棄の種類ないし範囲を特定して措置命令を出すこととなるが、その後の納付命令も当該措置命令に対応することとなるため、納付命令と措置命令が適切に対応していることを確認し、措置命令に依拠しない納付命令を発出しないように留意する必要がある。

2 債務者ではない者に対する財産調査を行ったこと

法人の債務につきその代表者個人について財産調査が行われていた事案があった。滞納処分を行うためとの理由で代表者個人の資産に対して文書照会等を行うことは、滞納処分の対象者でない（債務者でない）者に対する理由なき照会であり、千葉県個人情報保護条例8条1項に違反した不適切なものである。

3 財産調査について

上述のとおり、本債権については不法投棄等の事案ごとに簿冊を作成し、債務者ごとの滞納整理票及び滞納整理記録を見出しに綴り、その下に関連書類を概ね時系列で綴っているが、財産調査に関する資料として、財産調査の結果及び疎明資料を揃え、これを債務者ごとの債権管理簿に整理して綴ることが適切であると考えられる。

4 分納を容認する場合でも、分納額を適切に設定し、適宜増額すべきこと

債務者が毎年何度も海外渡航をしており相応の資産を有する蓋然性が認められるにもかかわらず、納付額の増額を要請していない事案があった（第5 第1項の表の事案9）。

債務者に見るべき資産がないか資産を発見することができず、やむなく毎月の低額の納付に応じている事案であっても、債務者の収支の状況、生活状況、扶養家族の状況、資産状況（動産等も含む）、勤め先及び職務内容等を確認し、関係資料を収集・分析するとともに、適宜納付額の増額を検討し、分納額が債務者の支払能力に見合うものにする必要がある。

特に、本債権は分納額が多額であり完納までに長期間を要するのであるから、源泉徴収票や預金通帳といった客観的資料による裏付けを求める必要があるほか、全ての分納者から債務承認書としての納付誓約書を徴取して時効を中断させ、分納が途切れた場合には速やかに履行を求めるなど進行管理を徹底する必要があると考える。

債務者の言い分を漫然と聞き入れ、安易に低額の分割納付を容認することは適切ではない。

本債権について、最近分納を開始した事案については、上記のように客観的資料で裏付けをしていることを確認したが、従来からの分納案件については、特段の裏付けがないものもあることから、現在の状況につき、客観的資料をもとに分納額が適正かどうかを改めて精査する必要がある。

第3編 商工労働部

第1章 経営支援課

第1節 金融支援室

第1款 設備近代化資金貸付事業等償還金（債権番号32）

設備近代化資金貸付事業違約金（債権番号33）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

設備近代化資金貸付事業等償還金は、中小企業高度化資金貸付金（以下、本款において「高度化資金貸付金」という。）と中小企業近代化資金貸付金（以下、本款において「近代化資金貸付金」という。）に分類される。根拠法令等は以下のとおりである。

(1) 高度化資金貸付金

独立行政法人中小企業基盤整備機構法15条、千葉県中小企業高度化資金貸付規則及び中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引きである。

(2) 近代化資金貸付金

中小企業近代化資金等助成法（※）3条（元金）、同法9条（違約金）、千葉県中小企業近代化資金貸付規則及び千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領である。

※ 法改正により、「中小企業近代化資金等助成法」は、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に名称が改められた。

2 法的性質

高度化資金貸付金及び近代化資金貸付金（違約金を含む。）ともに私債権である。

3 債権の内容

(1) 高度化資金貸付金

① 概要

中小企業者が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して共同で取り組む事業に必要な設備資金の一部を、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、事業計画に対するアドバイスを行いながら、長期・低利（又は無利子）で貸し付ける制度である。

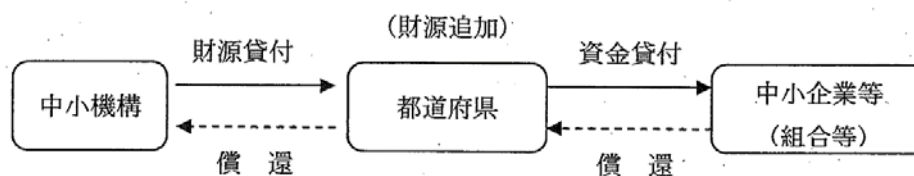
② 貸付条件

- 貸付対象者：事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第3セクター、商工会等
- 貸付割合：原則、貸付対象施設の取得・整備資金の80%以内
- 償還期限：20年以内（うち据置期間は3年以内）で、県が適当と認める期限
- 貸付金利：原則、年0.50%（平成28年度、償還期限まで固定）
- 償還方法：年賦又は半年賦の元金均等償還

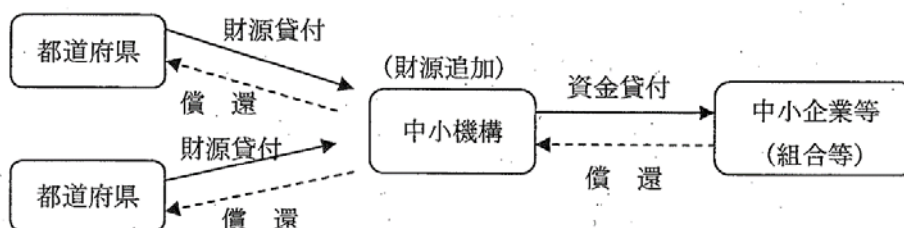
③ 資金の流れ

千葉県内のみで行われる事業については、中小企業基盤整備機構が千葉県に財源を貸し付け、千葉県が財源を追加して中小企業等に貸し付ける「A方式」が執られている。他方、千葉県以外の都道府県にまたがる事業については、千葉県と他の都道府県がそれぞれ中小企業基盤整備機構に財源を貸し付け、同機構が財源を追加して中小企業等に貸し付ける「B方式」が執られている。

【A方式】 一つの都道府県内での事業



【B方式】 二つ以上の都道府県にまたがる事業



④ 貸付手続

貸付けを受けようとする者は、まず事業計画を策定して診断を受け、改善事項を指摘されれば改善の上、借入れの申請を行う。その後、貸付決定、着工、資金交付請求を経て、資金が交付される。

なお、貸付けに当たっては、強制執行認諾文言付きの公正証書による金銭消費貸借契約書を取り交わすこととされている。

(2) 近代化資金貸付金

① 概要

中小企業が生産設備の近代化や合理化を促進するために必要とする資金を、県が無利子で貸し付けるものである。

なお、本貸付事業は、中小企業近代化資金等助成法に基づくものであったが、同法が小規模企業者等設備導入資金助成法に改正されたことに伴い、平成12年度以降、本貸付金の新規貸付けは行われておらず、県は既存の貸付金の回収事務のみを行っている。

② 貸付条件

○貸付対象者：機械金属工業、軽工業、繊維工業、農林水産業、鉱業、建設業、運送業、サービス業、小売業、卸売業等のうち国が指定した事業を県内で1年以上営んでいる中小企業者

○対象設備：対象業種別に定められた機械設備及び対象企業別に定められた設備等で新品のもの

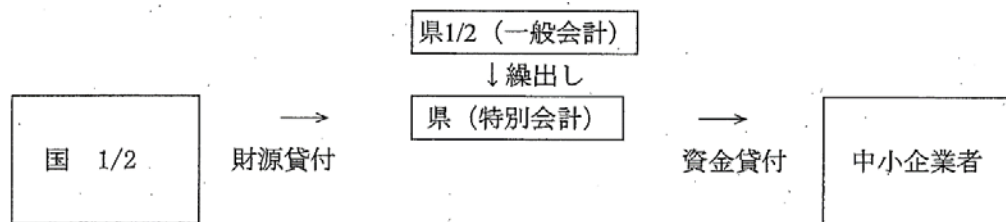
○貸付限度額：貸付対象設備費等の2分の1以内（ただし、最低50万円、最高4000万円）

○貸付期間・償還方法：原則、1年据置4年均等の年賦償還

○金利：無利子

③ 資金の流れ

国が県に財源の2分の1を貸し付け、県が残りの2分の1を負担して、中小企業者に貸し付ける。なお、県では、貸付資金の財源を一般会計から特別会計に繰り出して処理している。



④ 貸付手続

貸付けを受けようとする者は、必要書類を提出の上、中小企業診断士による診断及び貸付審査会の審査を経て貸付けを受ける。貸付けに当たっては、強制執行認諾文言付きの公正証書による金銭消費貸借契約書を取り交わすこととされている。

第2 未収金の概要

1 高度化資金貸付金

(1) 件数、債務者数、金額

平成27年度末現在で、償還期限を経過してもなお償還が行われていない未収金の件数は4件（債務者数は2名）、金額は合計1億1132万689円である。

未収金の貸付年度ごとの内訳は次表のとおりである。

(単位:円)

貸付年度	件数	平成26年度末 未収金額	平成27年度 収納額	平成27年度末 未収金額
昭和63年度	1件	33,328,000	1,500,000	31,828,000
平成元年度	1件	64,467,000	0	64,467,000
平成6年度	2件	15,030,031	4,342	15,025,689
合計	4件	112,825,031	1,504,342	111,320,689

(2) 未収の原因

① 昭和63年度と平成元年度の貸付金

昭和63年度と平成元年度の貸付け（計2件）は、いずれも同一の債務者（複合商業施設を運営する協同組合）に対する貸付けである（前記A方式による貸付け）。

当該債務者は、平成元年に大手スーパーチェーン店を核店舗として共同店舗をオープンしたが、平成4年に同スーパーが撤退し、他のスーパーに交替したことを契機に、新たに参入したスーパーとの間で経営方針の相違が生じ、その結果、一体的な共同店舗の運営が困難となり、債務者の収益は徐々に悪化をし始めた。平成21年には交替後のスーパーも撤退し、周辺に大型商業施設が次々に進出したことから競争が激化し、債務者及び債務者の組合員の業績は悪化の一途をたどるようになった。

県は、駅前広場整備計画に基づき地元自治体から債務者に支払われると見込まれる補償金を原資として返済したいという債務者の意向を受け入れて、平成21年3月に償還期限を平成27年3月に変更したが、結果的に共同店舗は計画区域から外れたため補償金は支払われなかった。そのため、債務者から変更後の償還期限であ

る平成27年3月までに償還はなされず、未収金となった。

② 平成6年度の貸付金

平成6年度の2件の貸付けは、同一債務者（青果物等の共同購買等を業とする協同組合）に対する貸付けである（前記B方式による貸付け）。

当該債務者は、東京都、埼玉県及び千葉県の子果物小売業者115名により組織された協同組合であり、高度化資金導入によるボランティアチェーンの拡大等を目的に設立されたが、平成7年10月に理事長が組合事業とは無関係の手形を濫発し、不渡りが発生して事実上倒産した。その後、理事らによる債務者の破産申立てがなされ、法的にも清算済みである。担保不動産を含め債務者の資産は処分済みであり、以後、連帯保証人からの回収が図られている。

2 近代化資金貸付金

(1) 件数、債務者数、金額

平成27年度末現在で、償還期限を超過してもなお償還が行われていない未収金の件数は10件（債務者数は9名）、金額は合計2595万1687円である。未収金の貸付年度ごとの内訳は次表のとおりである。

なお、消滅時効の完成及び援用を理由に、平成27年度中に3件、合計280万3000円分の不納欠損処理が行われている。

(単位:円)

発生年度	件数	平成26年度末 未収金額※	平成27年度 収納額	平成27年度末 未収金額
昭和56年度	1件	1,755,000	0	1,755,000
昭和58年度	1件	2,858,000	0	2,858,000
平成3年度	2件	1,353,837	20,000	1,333,837
平成4年度	1件	2,642,500	0	2,642,500
平成5年度	1件	459,000	60,000	399,000
平成8年度	1件	295,350	120,000	175,350
平成9年度	2件	12,258,000	210,000	12,048,000
平成11年度	1件	5,320,000	580,000	4,740,000
合計	10件	26,941,687	990,000	25,951,687

※ 平成27年度に不納欠損処理した債権は除く。

(2) 未収の原因

本貸付金の未収の原因を、主債務者の事情ごとに分類すると次のとおりである。

- ①倒産※1 5件
- ②死亡※2 1件
- ③経済的困窮・業績悪化 2件
- ④所在不明※3 1件
- ⑤その他 1件

※1 法的整理（破産手続）が執られた場合のほか、事実上の倒産（手形不渡処分による事業停止等）の場合も含む。

※2 法人である債務者の代表者が死亡し法人の事業が停止している場合。

※3 法人である債務者の代表者が所在不明となり法人の事業が停止している場合。

第3 債権管理の実態

1 高度化資金貸付金

(1) 管理体制

① 組織、担当者の人数

主務課は、経営支援課であり、金融支援室の職員1名が担当している。

② マニュアルの有無

中小企業基盤整備機構が策定するマニュアルである「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」が存在する。

③ 一連の事務

貸付金の交付により債権が発生した後、債権管理のため、償還台帳を作成する。

約定の償還期限が到来する場合には、債務者に償還に係る納入通知を送付するが、償還が困難な事情が認められる場合は、償還期限の延長を行うこともある。納入通知を送付後、期限までに償還金が納入されない場合は、千葉県財務規則に基づき督促状を送付し、その後も納入がない場合は、適宜、納付書を発行して送付する。延滞が発生した場合は、中小企業基盤整備機構へ所定の延滞金額報告書、延滞貸付先状況報告書を提出し、強制執行等の法的措置による回収の是非について検討する。

以上の債権管理は、「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」に従って行うものとされている。

(2) 管理の実態

① 差押えの有無

差押えが行われているものはなかった。

② 財産調査の有無

債務者の財務諸表、税務関係書類等を入手するなどして財産調査が行われている。

③ 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）が執られている事例は認められなかった。

④ 督促（催告）の状況

文書又は面談により適宜催告が行われている。

⑤ 分割納付の状況

昭和63年度と平成元年度の貸付金については、現在、債務者との間で分割納付の協議中である。平成6年度の貸付金については、過去に連帯保証人から一部弁済が行われたことがあったが、その後支払は滞っている。

⑥ 連帯保証人に対する履行請求

借受決定者は、貸付けを受けるに当たって、千葉県中小企業高度化資金貸付規則に基づき、2人以上の者を連帯保証人に立てなければならない。他方、本債権に連帯債務者は存在しない。

昭和63年度と平成元年度の貸付金については、平成27年度現在、主債務者との間で分割納付の協議中であるため、連帯保証人に対する履行請求は行われていない（ただし、平成29年1月に連帯保証人に対して催告書の送付が行われた。）。

平成6年度の貸付金は、連帯保証人に対する履行請求が行われ、過去に一部弁済がなされたこともあったが、その後支払は滞っている。なお、一部の連帯保証人については、一時金の支払を条件に連帯保証債務の免除が行われている。

⑦ 公正証書による執行の有無

公正証書に基づき強制執行の申立てが行われている事例は認められなかった。

⑧ 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促の申立て又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

⑨ 時効管理

債務者から債務承認書を徴して、「承認」による時効中断措置(民法147条3号)が執られている。

2 近代化資金貸付金

(1) 管理体制

① 組織、担当者の人数

経営支援課金融支援室の職員1名が担当している。

② マニュアルの有無

県が策定するマニュアルである「千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領」が存在する。

③ 一連の事務

貸付金の交付により債権が発生した後、債権管理のため、貸付台帳を作成する。約定の償還期限が到来する場合には、債務者に償還に係る納入通知を発送する。期限までに償還金が納入されない場合は、千葉県財務規則に基づき督促状を発送し、その後も納入がない場合は、適宜、納付書を発行して送付する。また、必要に

応じ、債務者及び連帯保証人を呼び出し事情聴取を行い、呼出しに応じない場合は、戸別訪問を行う。延滞が発生した場合は、滞納整理票を作成して収納管理を行い、償還意思が見られない場合は、強制執行等の法的措置による回収の是非について検討する。

以上の債権管理は、「千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領」に従って行うものとされている。

(2) 管理の実態

① 差押えの有無

差押えが行われているものはなかった。

② 財産調査の有無

債務者の協力が得られた事例では、収入に関する資料（税務申告書の控え等）、預貯金通帳等を入手するなどして財産調査が行われている。また、債務者の協力が得られない事例でも、必要に応じ債務者の自宅の不動産登記事項証明書等の資料を入手した財産調査が行われている。

③ 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）が執られている事例は認められなかった。

④ 督促（催告）の状況

納入期限が過ぎても支払がなされない場合、財務規則に従って督促が行われている。督促後も支払がない場合は、適宜、文書、訪問等による催告が行われている。

⑤ 分割納付の状況

債務者に分割払いによる返済計画書を提出させ、当該計画書に基づき返済させることを原則とするが、債務者が返済計画書の提出に応じる例は多くない。債務者から返済計画書が提出されていない場合であっても、債務者が支払可能な金額を納付することで、事実上分割納付が行われている。分納計画どおりに債務者から返済がなされる事例もあれば、分納計画どおりに返済がなされず、不定期に不定額が返済される事例や途中で返済が一切されなくなる事例も認められた。

⑥ 連帯保証人に対する履行請求

本債権には、連帯保証人が付されており、連帯保証人に対する履行請求は適宜行

われている。他方、本債権に連帯債務者は存在しない。

⑦ 公正証書による執行の有無

公正証書に基づき強制執行の申立てが行われている事例は認められなかった。

⑧ 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促の申立て又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

⑨ 時効管理

債務者から債務承認書等を徴する方法により、「承認」による時効中断措置（民法147条3号）が執られている。訴訟提起等による「請求」による時効中断措置（同条1号）は執られておらず、所在不明等により債務承認書等を取得できない債務者については、時効期間（本債権は商事債権として扱われているため5年間）が経過し、かつ、時効の援用がないまま長期間が経過している事例も見られた。

第4 監査の手法

主務課である商工労働部経営支援課金融支援室に対する照会、聴取等を行い、債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 高度化資金貸付金

(1) 監査の結果、特段、適法性の観点から問題となり得る事項は見当たらなかった。

(2) なお、平成6年度の2件の貸付金は、前記B方式による貸付けであるため、県は中小企業基盤整備機構に対し貸付金の財源の一部を貸し付けた形となっている（すなわち、県との関係で直接の債務者は中小企業基盤整備機構である。）。そのため、県と中小企業基盤整備機構の協議の結果、当該B方式による県の中小企業基盤整備機構に対する債権と、A方式による他の貸付けに係る中小企業基盤整備機構の県に対する債権を対当額（1502万5689円）で相殺する契約が平成28年1月22日に締結され、平成28年度中に相殺処理が行われている。

かかる相殺契約及び契約に基づく相殺処理は、民法その他の法令の規定に抵触するものではなく、また、千葉県財務規則93条の相殺の手續に則って行われていると認められ、適法性の点で問題はないと判断した。

2 近代化資金貸付金

(1) 近代化資金貸付金の滞納金の取扱いについて定めた「千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領」には、債権の早期回収を図るため、次の事務を行うべきことが定められている。

(1) 督促状の発付

滞納が新規に発生したときは、千葉県財務規則に基づき督促状を発付する。

また、必要に応じ当該債務者及び連帯保証人（以下「滞納者等」という。）を呼び出し事情聴取するものとする。

(2) 呼出調査

(1) のほか、滞納者等に対し、随時、呼出調査を行い、貸付債権の適正管理に努めるものとする。

(3) 戸別訪問

滞納者等が、(1) 及び (2) の呼出しに応じない場合は、滞納者等を戸別訪問し事情聴取を行うものとする。

(4) 法的処置等

ア 滞納者の現況等を各調査し、自治法施行令第171条の6第1項第1号に該当する場合は、履行期限を延期する特約又は処分をするものとする。

イ 滞納者等が、貸付金の償還に対し、償還意思が見られない場合は、千葉県中小企業近代化資金貸付契約に関する契約公正証書に基づき、強制執行等の法的処置をとり貸付金の回収に努めるものとする。

監査の結果、主債務者との関係では、上記(1)から(3)の措置はいずれも執られており、特段の問題は認められなかった。もっとも、連帯保証人との関係では、必ずしも早期に呼び出し、訪問による事情聴取が行われておらず、主債務者や主債務者である法人の代表者が所在不明となった後に、連帯保証人との接触を図っている事例も散見された。その結果、連帯保証人が既に死亡していることが判明したり、消滅時効の援用を受けるなどして、債権回収の時期を逸したといわざるを得ないケースも認められた。

そもそも、自治法施行令第171条の2は、保証人の保証がある債権について、督

促をした後相当の期間を経過してもなお履行がされないときは、原則として、保証人に対して履行を請求しなければならないとしている。したがって、主債務者が履行遅滞に陥り、督促をしても相当期間履行がなされない場合は、速やかに連帯保証人への請求手続が行われなければならない。上記で指摘したような県の対応は、自治法施行令171条の2に照らして、適法性の観点から疑問がある対応である。

- (2) また、(4)の法的処置等については、監査対象の未収債権10件のうち実際に行われているものはなかった。確かに、債務者に資力がなければ、強制執行等の法的措置を執ったとしても債権回収には直結せず、安易に法的措置を執るのは妥当ではない。しかし、特に連帯保証人との関係では、前記のとおり、主債務者の滞納発生後も長期間接触を図っていなかったケースもあり、その結果、連帯保証人に対する強制執行のタイミングを逸したと思われる事例も認められた。また、消滅時効中断の観点からも、訴訟等を提起して債務名義を取得しておくことは有益であるのに、かかる措置を執らずに消滅時効が完成している事例も多数認められた。

自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行されないときは、保証人への請求のほか、担保権の実行や訴訟手続も原則として執らなければならないとしている。

よって、債権回収が見込まれるケースでは、公正証書に基づく強制執行を積極的に検討し、また、債務承認書の取得が困難なケースでは、積極的に訴訟等を提起して時効中断の措置を執るべきである。

かかる観点からすれば、前記千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領が、公正証書に基づく強制執行を、滞納者等に「償還意思が見られない場合」に限り行う措置としている点は、改めるべきである。すなわち、かかる規定では、滞納者等が債務承認書を提出するなどして償還意思さえ示しさえすれば、実際に償還しなくても強制執行を免れることになりかねないからである。また、例え償還に応じたとしても、少額の長期分割償還では回収のリスクを県が負うことになり、かかる滞納者等に資力があるとしたら、やはり妥当ではない。そこで、「償還意思が見られない場合」との表現を「一定の資力がありながら、早期償還が期待できない場合」等の表現に改めるべきと考える。また、更なる債務名義を取得することで時効中断をする利益がある以上、「法的処置等」として、「訴訟の提起等（訴訟のほか支払督促の申

立ても含む)」も加えるべきである。

第6 意見

1 高度化資金貸付金

(1) 平成6年度の貸付金

平成6年度の2件の貸付金については、前記のとおり、平成27年度中にA方式による他の貸付けに係る中小企業基盤整備機構の県に対する債権と対当額で相殺する契約が締結され、平成28年度に相殺処理が行われている。相殺の結果、県は平成6年度の2件の貸付金の合計残高（1502万5689円）と同額の債務の支払を免れる結果となり、貸付金全額を回収したのと同じの効果を享受している。

よって、かかる処理は、経済性、効率性及び有効性の観点から妥当な処理であったと考える。

(2) 昭和63年度と平成元年度の貸付金

昭和63年度と平成元年度の貸付金については、前記のとおり、変更後の償還期限である平成27年3月までに償還がなされず、平成27年度末現在においても収入未済となっている。県では、債権回収を図るため、債務者の運営する共同店舗の再生に向けて、新規のテナント誘致を支援するなど積極的な取組みを取っていることが認められる。

もっとも、テナント誘致が実現するか否かは未知数であることに加え、仮に誘致が実現したとしても、債務者が予定しているテナント収入からの債務返済では、完済まで相当長期間を要する見込みであり、債務者の組合員がいずれも比較的高齢であること（かつ後継者が乏しいこと）を考えると、長期の分割弁済を前提とした計画は債権回収の上でリスクが高いといわざるを得ない。

経済性、効率性及び有効性の観点からは、テナント誘致の前提となる駅前広場の整備状況及び担保不動産の価額や連帯保証人の資力の動向等に十分な注意を払いつつ、法的手続を含むあらゆる手段を念頭に置いた債権管理を行うことが望ましい。

2 近代化資金貸付金

(1) 債権放棄の積極的検討

監査対象の未収債権10件のほぼ全てについて、主債務者が破産手続を経ている

か事実上倒産状態にあり、主債務者からの返済が期待できない状況にある。また、多くの債権では、連帯保証人も破産・免責手続きを経ているか、死亡・行方不明等の状況にあり、連帯保証人からも返済が期待できないか、散発的に少額の返済がなされているにとどまる。

今後も回収可能性に乏しい債権を長期間保有し続けることは、管理コストの点から経済的合理性に乏しく、県としては、回収可能性を精査した上で、本債権のうち妥当と認めるものについて、債権放棄の手續（自治法96条1項10号）を積極的に検討することが望ましい。

具体的には、管理中の債権のうち、主債務者への財産調査を実施し、回収可能性がないと判断している債権や、相当の一時金を支払っていると認められる連帯保証人が唯一の債務者である債権について、漫然と債権回収を試み続けることは相当ではなく、早期に債権放棄の手續を執ることが望ましい。

なお、主債務者の時効期間が経過している債権について、死亡した連帯保証人の相続人から債権回収を図ることは一般的に困難であると考えられる。既に兄弟等の別の相続人が連帯保証債務を免れるため相続放棄しているなど、当該相続人に催告をしても時効の援用が当然見込まれると判断できる債権については、これ以上のコストをかけることなく債権放棄の手續を検討することが相当である。

(2) 債権回収の時期を逃さないこと

主債務者が事実上の倒産状態に陥った後、連帯保証人に債務承認書を作成させ、その後当該連帯保証人から毎月1万円の債権回収を図っていた事案（債務承認時の貸付金元本1060万円）において、債務承認から約4年後に県が実施した面談で、当該連帯保証人が債務承認後に2600万円の退職金を受領し、約1900万円を費消していたことが判明している。債務承認書には、連帯保証人の資力に余裕が出た際は繰上返済をするよう努力する旨の文言も付されていたが、退職金を受領が判明するまでの間、当該退職金を支払原資とする繰上返済の交渉が行われた形跡は認められなかった。債務承認時の面談において、当該連帯保証人に近い将来相当額の退職金が支給されるであろうことは予見可能だったと思われることから、退職金の支給時期を確認した上で、当該支給時期が到来した時点でまとまった金額を返済する内容の債務弁済契約を交わしておくことが望ましかったと考えられる。また、仮

にそのような契約を交わすことができなかつたとしても、県としては、退職金の支給時期が近づいた時点で、繰上返済の交渉を持ち掛けるべきだったと思われる。退職金の支給が判明した後、県は当該連帯保証人と交渉し、退職金の残額から104万円を一時金として受領し、その後は毎月の分納額を3万7500円に増額させ、順調に債権回収を図っているが、当該連帯保証人との接触をより密にし、財産調査を定期的実施していれば、一時金としてより多額の金額を回収できていた可能性も否定できない。

債務承認時には資力に乏しい債務者であっても、その後の事情の変化で一定程度の資力を有するに至る場合もあり得ることから(退職金の支給はその典型である。)、分割弁済を認める時点はもちろん、その後においても債務者の財産状況を定期的に調査し、債権回収の時期を逃さないことが望ましい。

第4編 農林水産部

第1章 団体指導課

第1節 経営支援室

第1款 農業改良資金（貸付金の償還金）（債権番号39）

農業改良資金（違約金）（債権番号40）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、農業改良資金助成法（旧規定。以下、本款において「旧法」という。）、農業改良資金助成法施行令（旧規定）、農業改良資金助成法施行規則（旧規定）、農業改良資金制度運用基本要綱、千葉県農業改良資金貸付規則（旧規定。以下、本款において「旧県規則」という。）、千葉県農業改良資金取扱要領（旧規定）、千葉県農業改良資金貸付資格認定要領である。

2 法的性質

本貸付金及び違約金は、いずれも借入希望者との契約に基づいて発生するものであり、私債権である。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

農業改良資金は、農業者の農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的として、最新の農業技術、新規作物の導入、新たな農産物の加工などに必要な資金につき、無利子で貸し付けられる資金のことである（旧法1条）。

(2) 制度の概要

① 貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、農業改良措置の実施に必要な、(i) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金、(ii) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金、(iii) 家畜の購入又は育成に必要な資金、(iv) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金（農林水産大臣が指定するもの）がある（旧法2条）。

② 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、原則10年以内（据置期間は原則3年以内）（旧法5条1項、2項）、無利子であるが（旧法5条1項）、違約金については延滞金額に対して年12.25%の割合である（旧法11条）。なお、現在の制度（下記③Ⅱ参照）における償還期間は、原則12年以内（据置期間は原則3年以内）となっている。

Ⅱ 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、従前個人が1800万円以内、法人等が5000万円以内であった（旧県規則5条2項、もともと平成15年以前は貸付限度額の基準が異なっており、上記金額よりも多額の借入も可能となっていた。）。なお、現在の制度（下記③Ⅱ参照）における貸付限度額は、それぞれ5000万円、1億5000万円となっている。

Ⅲ 連帯保証人等の有無

本貸付金の貸付けに際しては、借入希望者は、担保を提供又は連帯保証人を立てることとされていた（旧法6条）。もともと、平成27年度末現在で未収金が発生している全ての事例について、連帯保証人が立てられており、契約当初に担保が提供されている事例はない（なお、上記事例の内2件については、延滞発生後に親族所有の不動産に担保が設定されている。）。

③ 貸付方法

Ⅰ 平成22年度まで

本貸付金の貸付方法は、県が借入希望者に対して直接資金を貸し付ける方式（以下「直貸方式」という。）と、金融機関等の融資機関が借入希望者に対して上記資金を貸し付ける際の資金を県が融資機関に貸し付ける方式（以下「転貸方式」という。）の2種類が法律上規定されていた。もともと千葉県においては、平成13年度までは直貸方式での貸付けを行っていたが、平成14年度以降、転貸方式のみが利用されるようになり、以後、直貸方式での貸付けはない（そのため未収金についても平成13年度以前に貸し付けたもののみとなっている。）。

Ⅱ 平成22年度以降

本制度は、平成22年の法改正により、農業改良資金融通法に基づく貸付制度へと変更され、貸付主体が株式会社日本政策金融公庫となったため、以後、県を

主体とする貸付制度は終了している。

④ その他関連事項

本貸付金に関して県は、昭和60年以降、貸付原資の一部を国からの借入れで賄ってきており、当該国からの借入金については、県は国に対して約定に基づき返済を行ってきた（平成10年に完済）。

他方、昭和60年以前に国から交付された補助金に関しては、平成22年の法改正により県の貸付事業が廃止となったため、県には上記補助金の一部を納付する義務が発生しており（旧法16条）、現在、県は滞納者からの貸付金の返済を受けると、その返済額の3分の2相当額を国へ納付している。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在、農業改良資金貸付金の元金及び違約金の未収金額はそれぞれ、4652万6000円、3361万8831円である。

また、平成27年度に未収金が発生している契約に関する発生年度ごとの貸付金額（違約金については調定済みの違約金額）、債務者数、平成26年度末までの回収額、平成27年度に回収した金額、未収金額、及び主債務者に関する延滞の主な理由の内訳は、次の「未収金内訳一覧表」記載のとおりである。すなわち、元金、違約金いずれの未収金についても、県が主体となって貸付けをしていた平成13年度以前の契約に基づくもののみとなっている。この点は、上述したとおり、平成14年度以降はいわゆる直貸方式での貸付けが行われておらず、転貸方式での貸付けのみとなったため、それ以降、県としては金融機関等から約定どおりの返済が受けられてきており、未収金は発生してこなかったためである。

【未収金内訳一覧表】

【元金】(滞納が発生している年度に関するもの)

(金額の単位:円)

発生年度	貸付額	債務者数	H26年度末までの回収額	H27年度の回収額	未収金額	(主債務者の)主な延滞理由
平成4年度	24,312,000	1	20,184,000	80,000	4,048,000	業績悪化
平成5年度	20,305,000	2	6,904,000	90,000	13,311,000	業績悪化、本人の死亡
平成6年度	28,820,000	2	9,794,000	10,000	19,016,000	業績悪化、離農
平成7年度	13,000,000	1	5,510,000	240,000	7,250,000	自己破産
平成10年度	13,000,000	1	11,750,000	600,000	650,000	業績悪化
平成13年度	6,850,000	1	4,344,000	255,000	2,251,000	業績悪化
合計	106,287,000	8	58,486,000	1,275,000	46,526,000	

【違約金】(滞納が発生している年度に関するもの)

(金額の単位:円)

発生年度	違約金額 (調定済みのもの)	債務者数	H26年度末までの回収額	H27年度の回収額	未収金額	(主債務者の)主な延滞理由
昭和61年度	6,451,130	1	0	0	6,451,130	本人の死亡
平成2年度	3,784,581	1	85,000	0	3,699,581	自己破産
平成4年度	2,751,763	2	75,000	0	2,676,763	業績悪化(2名)
平成5年度	3,889,001	2	10,000	0	3,879,001	業績悪化、自己破産
平成6年度	3,342,723	1	120,000	120,000	3,102,723	離農
平成7年度	1,999,880	1	0	0	1,999,880	自己破産
平成8年度※	3,035,175	2	90,000	0	2,945,175	業績悪化(2名)
平成10年度	1,521,918	1	0	0	1,521,918	業績悪化
平成11年度※	7,432,368	2	430,050	240,000	6,762,318	離農(2名)
平成13年度	580,342	1	0	0	580,342	業績悪化
合計	34,788,881	14	810,050	360,000	33,618,831	

※なお、同一債務者につき、平成8年度と11年度の貸付があったため、その者については平成11年度分として集計した。

2 未収金が発生している主な原因

平成27年度に未収金が発生している債権の主債務者については、営農を継続してはいるものの、経営に失敗して農業収入が少ない事例、離農してしまっている事例、自己破産してしまっている事例の他、死亡し相続が発生している事例が存在している。また、連帯保証人については、主債務者と同じく収入が少なく返済が困難となっている事例や、そもそも納付意識が薄い事例等が存在している。

第3 債権管理の実態

1 管理体制 (平成27年7月1日現在)

(1) 組織、担当者の人数等

本貸付金の管理については、一次的には県内に10か所ある農業事務所において、貸付資格の認定事務等、未収金が発生している事務所においては、未収金の回収事務（担当者は各事務所1名で、いずれも他業務と兼務している。）が行われている。また、主務課である農林水産部団体指導課経営支援室においては、国への納付事務、実績報告、未収金の管理、各農業事務所に対してのヒアリングや助言等（担当者1名で、他業務と兼務している。）が行われている。

(2) マニュアルの有無

「農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」（平成23年4月改訂、以下「マニュアル」という。）が作成されており、延滞発生直後の対応方法から、その後の法的手続や不納欠損処分に関する事項までが詳細に記載されている。また、現在マニュアルに基づいて債権管理、回収を行っており、マニュアル制定後の関係団体の組織変更等によってマニュアルの文言を読み替える必要が出た場合には、主務課から各農業事務所へその旨の説明文書を出して読み替えを周知させている等、制度変更に関しては債権管理担当者への適切な対応がなされていた。

(3) 簿冊の管理状況

平成27年度末現在、県内10か所ある農業事務所の内5か所で未収金が発生しており、それら未収金に関する簿冊は、一次的には当該農業事務所で管理保管されている。そして、そのファイルの作成方法としては、農業事務所ごとに、年度ごとにファイルが作成されている場合（債務者が1名の場合）と、債務者ごとのファイルと年度ごとのファイルが2種類作成されている場合（債務者が複数の場合）とがある。

また、主務課においては、県全体の未収金の管理のために年度ごとに債権管理ファイルが作成されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査等の有無

債務者及び連帯保証人に対する財産調査に関して、私債権であるため限界はあるものの、所有不動産の調査や当事者からの収入状況の聞き取り調査等は概ね行われて

いる。もっとも、かかる調査結果につき、書式が統一されておらず、それゆえ十分な整理がされているとは言いがたい事例が見られた。また、特定の債務者、連帯保証人に関し、不動産所有が判明しているものの、その価値や回収可能性について検討を加えた結果が資料として見当たらなかった事例が見られた。

また、本貸付金の未収金の事例については、主債務者又は連帯保証人が死亡して相続が発生している事例が複数存在しているが、ほとんどの事例で相続人調査が適宜行われている。しかし、1件、本人死亡後5年後に新たな相続人が判明したという事例が見られた。

(3) 督促（催告）の有無及び方法

本貸付金の未収金については、主債務者及び連帯保証人に対し、臨戸、架電又は書面送付により、督促（催告）を行っている事例が多く見られた。もっとも、後述（5）のとおり、特定の連帯保証人に対しては督促（催告）がなされていない事例も存在した。

(4) 分割納付の状況

本貸付金の未収金は、全てにおいて延滞から長時間が経過しているため、返済がなされている事例においては、その全てが分割納付となっている。その中には、長期にわたって少額の返済しかなされておらず、完済の目処が立てられていない事例が複数見られた。具体的には、以下のような事例が存在していた。

(債務者Aの事例)

- ・借入年度：平成6年度
- ・借入金額：1982万円
- ・返済状況：

①第1回約定返済分（平成7年5月8日に396万4000円）

約定期日に全額返済

②第2回約定返済分（平成8年5月7日に396万4000円）

約定期日に全く支払われず、以後延滞。その後の返済は、平成11年11月4日に28万円、平成17年10月17日に6万円、平成20年10月3日に3万円、平成21年3月5日に2万円、平成22年3月3日に1万円、

平成28年2月17日に1万円であった（以上合計41万円）。

・未収金額（平成27年度末）：1544万6000円

(債務者Bの事例)

・借入年度：平成5年度

・借入金額：1382万円

・返済状況：

①第1回約定返済分（平成7年5月8日に230万5000円）

平成8年5月24日に全額返済

②第2回約定返済分（平成8年5月7日に230万3000円）

平成11年7月23日から平成22年10月18日までにかけて返済

③第3回約定返済分（平成9年5月6日に230万3000円）

平成22年10月18日から平成28年1月5日にかけて合計216万2000円を返済。なお、最近の返済状況としては、平成26年11月に5万円、平成27年6月に5万円、平成28年1月に4万円となっている。

・未収金額（平成27年度末）：705万円

(5) 連帯保証人に対する履行の請求

連帯保証人への履行の請求を行っている事例は多く見られた。しかし、一部の事例については、主債務者が延滞しているにもかかわらず、連帯保証人に対しては債務の滞納状況についての通知書を送付するのみであり、明確な請求を行っていないものが見られた。また、元金が完済され、違約金のみが残っている事例に関し、主債務者から直近1年以内に違約金の返済が一部でもあったものについては、納付書を主債務者のみに送付するという運用をしている農業事務所があった（当該農業事務所での該当は2件）。

(6) 時効管理

消滅時効期間を経過している事例は認められなかった。

(7) 過去の不納欠損処分の有無

過去に不納欠損処分をした事例は認められなかった。

(8) 違約金の調定方法について

違約金については、ある年度分の滞納元金を完済した時点で、その当該年度に関する違約金の調定を行っている。そのため、上記表に記載のある違約金は、あくまでも既に調定された金額に過ぎず、実際に発生している違約金の額は上記表記載の金額よりも多額となっている。

第4 監査の手法

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、本貸付金に関する未収金の一次的な管理は、出先機関である各農業事務所において行われていることから、農業事務所から取り寄せた債権管理簿を閲覧した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 連帯保証人への請求をしていない事例の存在

未収金が発生しているにもかかわらず、連帯保証人への請求を行っていない事例が見られた（第3の2項（5）記載の事例）。この点、連帯保証人に対しては、原則としていつでも返済を求めることができる以上、適切な時期に連帯保証人にも請求を行って納付を求めることにより、未収金の早期かつ適切な回収が可能となるものであり、法もそれを求めている（自治法施行令171条の2第1号）。そのため、主債務者について延滞がされている事例については、連帯保証人への請求も同時に行って早期回収に努めるべきである。仮に連帯保証人への請求を控えるべき特別な事情が存在する場合には、その旨の検討結果を簿冊に綴り整理しておくべきである。

第6 意見

1 財産調査、相続人調査及びそれらの記録化、整理の必要性

本貸付金の債務者（連帯保証人を含む。）の中には、居宅や農地等の不動産を所有している者がいた（第3の2項（2）記載の事例）。そのような事例においては、早急に当該不動産の調査を行って債務の回収可能性について検討をすべきであり、仮に回収可能性が認められる場合には、法的手続による回収を進めなくてはならない（自治法施行令171条の2第3号）。この点、閲覧した資料の範囲では、不動産の

存在が明らかとなっているものの、回収可能性についての検討を加えた形跡(記録)がうかがわれない事例が存在した。そのため、債務者及び連帯保証人の保有財産については、できる限り一覧にまとめて整理をし、かつ登記簿等の資料を合わせて記録に綴った上で、その財産からの回収可能性について検討を加え、その結果も記録化しておく必要がある。そして仮に検討の結果、回収可能性が認められる場合には、早急に回収に努める必要がある。

また、本貸付金の未収金の事例については、主債務者又は連帯保証人が死亡した事例が多く存在しており、県としてはその都度行った相続人調査及び相続人の財産調査については、適宜、主債務者又は連帯保証人の情報を更新して管理する必要がある。そして、相続人調査の結果や相続放棄の有無、相続人の財産調査の結果等については同じく整理して記録化しておく必要がある。

2 債務者に対する適切な時期における一時償還請求(期限の利益喪失)の未実施

農業改良資金の貸付に関する一時償還請求(つまりは期限の利益喪失)の規定は、旧法9条にあり、その2号によると、「償還金の支払を怠ったとき」には、いつでも貸付金の全部又は一部について一時償還請求ができるとされている。また、この規定に基づき、県と借入希望者と間で交わす借用証書にも同様の記載があるものの、いずれの規定も当該文言からは、いかなる場合に一時償還請求を行うのかが明確となっていない。

実際には、平成27年度末時点で元金が滞納となっている8件のうち、一時償還請求の手続が執られているのは1件のみであり、一時償還請求がされていない7件の中には、第3の2項(4)に挙げたような、相当長期にわたってほとんどといってよいほど返済がなされていない事例が複数存在した。

この点、一時償還請求は、債務者の分割弁済の利益(期限の利益)をその時点で失わせ、その段階で将来にわたって債務者が支払うべき全額についての請求をできるようにするためのものであり、法的手続を執る場合や、逆に債権放棄をする場合などにおいても、非常に重要な手続であるといえる。そのため、本貸付金についても、延滞が発生した事例について、適切な時期に一時償還請求を行うことが、法的にも、適切な債権管理という観点からも求められるものである。

そして、上記の事例のように、早期に延滞が発生しているもののその後(遅くと

も以後数年間)の返済状況からしても一向に延滞解消の目処が立てられていなかったような債務者に対しては、県としては遅くともその時点で一時償還請求を行い、その後の手続(法的手続への移行や債権放棄による不納欠損処分等)により適切に進められるような方策を執っておく必要があったといえる。

3 マニュアルに基づく債権管理書類の未整理

マニュアルによると、貸付金の返済を滞納している一定の債務者に関しては、債務者本人との面談による事情聴取及び資産確認及び現地調査の結果をもとに、担当事務所及び団体指導課等関係者によって「検討会議」を開き、今後の対応方針を決定するものとされている。

この会議は、各債務者についてその原因を分析検討し、今後の債権管理方針を決定させるものとされており、それゆえ県の未収金管理上非常に重要なものであるといえる。また、マニュアル制定以前に発生している未収金についても、制定以後はマニュアルに基づいて債権管理を行うものとされているため、現在発生している未収金の管理について、マニュアルに基づいて未収金管理を行っていることが分かるように書類を整理していく必要がある。

この点に関し、マニュアル制定以前に発生したいずれの未収金についても、「検討会議」という明確なものは行っておらず、事実上の打合せをもって各債務者への対応方針を決めて管理を行っている。この打合せは、「検討会議」の主旨に沿った内容であるが、債務者の債権管理においては担当者が将来にわたって変更される可能性がある上、債務者の財産状況や生活状況が変化した際には迅速に対応する必要があるため、現段階で、各債務者についてそれぞれマニュアルに基づくとどの段階に進んでおり、今後、どのような方針で管理を行っていくことになっているのか等、マニュアルに沿った内容で、かつ誰が見ても分かるような書類の作成、整理が望まれるところである。

4 不納欠損処分の未活用

本貸付金に関する未収金については、全て平成13年度以前の契約に基づいて発生したものであるが、上記「未収金内訳一覧表」からも分かるとおり、事実上返済がほとんどされていない、又は返済額が少額のため完済までに相当長期間を要する見込みの事例が多く存在していた。他方で、そのような事例においても、担当職員

は、本人らのもとへ来訪して面談をしたり、納付に関する書類を作成して渡したり、電話で返済を催促する等しており、また、回収を目指すとなると随時できる限りの財産調査を行うことも求められ、それらの業務の負担は決して軽いものではないといえ、そのかかるコストと回収の現実的可能性の程度を見極める必要がある。そのため、県による適切な債権管理という視点からすると、財産や資産調査の上で将来における回収可能性が低いと認められる事例については、債権放棄による不納欠損処分を積極的に検討する必要がある。

第2款 就農支援資金（貸付金の償還金）（債権番号41）

就農支援資金（違約金）（債権番号42）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下、本款において「法」という。）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（以下、本款において「施行令」という。）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（以下、本款において「施行規則」という。）、千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領である。

なお、法については、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律102号）」が平成26年4月1日から施行されることに伴って廃止となっている（経過措置あり。）。以下の記述では、上記各法令については、廃止前かつ最終改正後のものに依拠することとした。

2 法的性質

本貸付金及び違約金は、いずれも借入希望者との契約に基づいて発生するものであり、私債権である。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

就農支援資金は、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的として、新規就農者に対し新たに農業経営の開始に必要な施設の設置、機械の購入等にかかる資金を長期、無利子で融資を行う資金のことである（法1条）。

(2) 制度の概要

① 貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、(i) 就農研修資金（農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金）(ii) 就農準備資金（住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金）、(iii) 就農施設等資金（農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金）の3種類がある（法2条2項、施行令1条）。

② 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、法が規定する「青年」の場合は原則12年以内（据置期間は原則4年又は5年以内）、無利子であるが（法7条、施行令1条）、違約金については延滞金額に対して年12.25%の割合である（法10条）。

II 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、①の（i）については内容によって月額5万円、月額15万円、200万円と分かれており（施行規則4条1項）、（ii）については200万円（施行規則4条2項）、（iii）につき法が規定する「青年」に該当する場合には3700万円、「青年」以外の者で農林水産省令に定める者に該当する場合には2700万円である（施行規則4条3項）。

III 連帯保証人等の有無

本貸付金の貸付けに際しては、借入希望者は担保を提供、又は連帯保証人を立てることとされている（施行規則5条）。もっとも、平成27年度末に未収金が発生している全ての事例について、連帯保証人が立てられており、担保が提供されている事例はない。

③ 貸付方法

本貸付金の貸付方法は、就農研修資金及び就農準備資金については青年農業者等育成センター（都道府県が指定した法人、千葉県においては平成18年までは千葉県農業開発公社、それ以降は千葉県水産振興公社、以下「センター」という。）が、また、就農施設等資金については融資機関がそれぞれ借入希望者に対して当該資金を貸し付けるに際し、県がセンター又は融資機関へその資金を貸し付ける、いわゆる転貸方式によるものである。そのため、県は、センター又は融資機関から返済を受けるシステムとなっている。

なお、就農研修資金及び就農準備資金は法改正により、平成25年度で貸付けを終了している。

④ その他関連事項

本制度は、新規就農者の定着を促進するため、平成25年12月の法改正により、貸付主体をセンター又は融資機関から、株式会社日本政策金融公庫又は融資機関と

する「青年等就農資金制度」へ移行している（平成26年4月1日から）が、経過措置により、就農支援資金の貸付け及び償還等の事務は、一定期間継続されることになっている（なお、千葉県においては、貸付けは平成32年4月まで生じ得る。）。

また、本貸付金に関しては、その原資の3分の2が国から県への貸付けによってなされている。そして、県の国に対する上記借入金については、国と県との間で取り決められた約定にて県から国へ分割弁済がなされており、それらについては平成47年度中に完済する予定となっている。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在、就農支援資金貸付金の元金及び違約金の未収金額はそれぞれ、782万8500円、1万4472円である。

また、平成27年度に未収金が発生している契約に関する発生年度ごとの貸付金額（違約金については調定済みの違約金額）、滞納件数及び債務者数、平成26年度までの回収額、平成27年度に回収した金額、未収金額、及び主債務者に関する延滞の主な理由の内訳は、次の「未収金内訳一覧表」記載のとおりである。そして、現在、県が管理している未収金は全て、千葉県農業開発公社がセンターとして貸付主体となっていた平成18年度以前に、同公社が貸し付けた就農支援資金につき、その後、同公社が解散したことに伴って、同公社が有していた（未収金）債権を県が同公社に対して有していた貸付債権に対する代物弁済として譲り受けたことにより、県が債権者となったものである。本件制度は、上述のとおり、県が資金を借入希望者へ直接貸し付けるものではなく、県はセンター又は融資機関へ資金の原資を貸し付けるものであり、それゆえ県はセンター又は融資機関から貸付金の返済を受けることとなるため、今後新たな未収金が発生することはない。

【未収金内訳一覧表】

【元金】(滞納が発生している年度に関するもの) (金額の単位:円)

発生年度	貸付額	滞納件数 (債務者数)	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成11年度	3,800,000	※2 (1)	0	0	3,800,000	行方不明
平成15年度	2,000,000	1	335,000	0	1,665,000	自己破産
平成15年度	2,000,000	1	1,616,500	20,000	363,500	離農
平成16年度	2,000,000	1	0	0	2,000,000	所在不明(住民 票所在地(県 外)のみ判明)
合計	9,800,000	5 (4)	1,951,500	20,000	7,828,500	

※複数の資金の貸付を受けていた債務者につき、いずれも延滞となったものである。

【違約金】(滞納が発生している年度に関するもの) (金額の単位:円)

発生年度	違約金額 (調定済みのもの)	債務者数	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成15年度	14,472	1	0	0	14,472	離農
合計	14,472	1	0	0	14,472	

2 未収金が発生している主な原因

平成27年度に未収金が発生している債権の主債務者については、新規就農を目的として本貸付金を借り入れ営農を開始したものの、当初見込んでいた収入が得られない等の理由により、借入金の返済が困難となり、その結果、離農を余儀なくされたり、更に行方不明、自己破産してしまう事例が存在している。また、連帯保証人についても、自己破産していたり、所在不明の事例が存在している。

第3 債権管理の実態

1 管理体制 (平成27年7月1日現在)

(1) 組織、担当者の人数等

本貸付金の管理については、県内に10か所ある農業事務所において、申請者の事業計画の作成に対する指導、助言等(各事務所1名で、他業務と兼務している。)を行い、また、主務課である農林水産部団体指導課経営支援室において、申請書の受理、貸付審査、貸付決定等(担当者1名で、他業務と兼務している。)及び収入未済の回収業務(担当者7名(全員))が行われている。

(2) マニュアルの有無

本貸付金に関する独自のマニュアルはないが、「農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」（平成23年4月改訂、以下「マニュアル」という。）を参考とし、同マニュアルに基づいて債権管理、回収を行っている。

(3) 簿冊の管理状況

本貸付金の未収金は主務課で管理されており、そのため、それに関する簿冊は、主務課において債務者ごとのファイルと年度ごとのファイルの2種類で管理されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。なお、未収金が発生している事例の中には、連帯保証人の勤務先が判明しているものの、同人からの返済がされていない事例が存在した（この事例の主債務者は自己破産して免責されている。）。

(2) 財産調査等の有無

債務者及び連帯保証人に対する財産調査に関して、私債権であるため限界はあるものの、所有不動産の調査や当事者からの収入状況の聞き取り調査等も行われている。また、主債務者が一時所在不明となっていたものの、調査の結果、住民票所在地が県外であるということまでが判明している事例も存在した（しかし、現時点で実際の居住実態までは明らかとなっていない。）。

なお、相続が発生している事例はない。

(3) 督促（催告）の有無及び方法

本貸付金の未収金については、主債務者及び連帯保証人に対し、臨戸や書面の投函等によって督促（催告）がなされている。もっとも、後述（5）のとおり、特定の連帯保証人に対して督促（催告）がされていない事例も存在した。

(4) 分割納付の状況

本貸付金の未収金のうち、1件を除いて少なくともここ数年返済がされていない。なお、返済がされている1件のここ数年の返済状況は以下のとおりである。

（債務者Aの事例）

貸付元金が200万円（平成15年度貸付）、平成27年度末時点の滞納元

金が36万3500円であるが、ここ数年の返済状況（平成28年12月末まで）としては、平成25年2月に5万5500円、平成27年3月に5000円、平成28年3月に2万円、同年4月に2万5000円、同年5月に2万円、同年7月に2万円、同年9月に2万円、同年12月に2万円である。

(5) 連帯保証人に対する履行の請求

主債務者からの返済が見込めないものについて、連帯保証人への履行の請求を行っている事例は存在したが、主債務者から一部返済がなされている事例については、連帯保証人への請求を行っていない（(4)の債務者Aの事例）。

(6) 時効管理

平成27年度に消滅時効期間が経過した事例が1件存在した。その事例は、主債務者及び連帯保証人の所在が不明となっているものである（なお、従前督促による時効中断措置は執られている。）。

(7) 過去の不納欠損処分の有無

過去に不納欠損処分をした事例は認められなかった。

(8) 違約金の調定方法について

違約金については、ある年度分の滞納元金を完済した時点で、その当該年度に関する違約金の調定を行っている。そのため、上記表に記載のある違約金は、あくまでも既に調定された金額に過ぎず、実際に発生している違約金の額は上記表記載の金額よりも多額となっている。

第4 監査の手法

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、主務課において管理している債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 連帯保証人への請求や法的手続の検討がなされていない事例の存在

(1) 未収金が発生しているにもかかわらず、少なくともここ数年連帯保証人への請求

を行っていない事例が存在した（第3の2項（5）記載の事例）。たしかに、この事例においては、主債務者の返済状況や確認できている返済意思からすると、今後も少額ずつではあるが主債務者からの返済が見込める事例ではあるものの、完済が遅くなればそれだけ違約金が発生することとなるのであり、未収金の早期回収という観点からしても、連帯保証人への請求も同時に行って早期回収に努めるべきである（自治法施行令171条の2第1号）。

- (2) 連帯保証人の勤務先が判明しているものの、同人に対する法的手続が執られていない（執ることについて検討されている記録がない。）事例が存在した（第3の2項（1）記載の事例）。この点、主債務者からの返済がなされずに延滞となった場合には、連帯保証人に対しても請求をし、なお、返済がされない場合でかつ回収の見込みがある場合には原則として訴訟提起等の法的手続を行わなければならない（自治法施行令171条の2第1号、3号）。そのため、本事例においては、まず、法的手続による回収可能性及び法的手続を執るべきではない特別な事情の有無について早急に検討すべきである。

第6 意見

1 不納欠損処分未活用の未活用

本貸付金については、主債務者及び連帯保証人がともに所在不明となってしまった結果、消滅時効期間が経過した債権が存在した（第3の2項（6）記載の事例）。

もともと、本貸付債権は私債権であるため、時効期間経過によって債権が当然に消滅するわけではない（債務者からの時効の援用が必要、民法145条）。しかし、債務者からの回収可能性が低い債権につき、時効の援用がないからといって長期にわたって管理を行っていくことは、経済性の観点からも望ましいとはいえない。そこで、時効期間が経過し、かつできる限りの財産調査や所在調査等を行ってもなお回収可能性が認められないと判断されるものについては、債権放棄による不納欠損処分を積極的に検討する必要がある。

第3款 林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）（債権番号43）

林業・木材産業改善資金（違約金）（債権番号44）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、林業・木材産業改善資金助成法（以下本款においては「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（以下本款においては「施行令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（以下本款においては「施行規則」という。）、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下本款においては「県規則」という。）、千葉県林業・木材産業改善資金取扱要領である。

2 法的性質

本貸付金及び違約金は、いずれも借入希望者との契約に基づいて発生するものであり、私債権である。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

林業・木材産業改善資金は、林業従事者等が林業・木材産業経営の改善、又は林業労働災害の防止や林業従事者の確保のため、林業部門や木材産業部門の経営開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設や林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を長期、無利子で融資を行う資金のことである（法1条）。

(2) 制度の概要

① 貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、林業・木材産業経営の改善に必要な、以下に掲げるものがある（法2条1項）。

(i) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(ii) 造林に必要な資金

(iii) 立木の取得に必要な資金

(iv) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

② 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、原則10年以内（据置期間は原則3年以内）（法5条、施行令4条、県規則4条3項、4項）、無利子であるが（法5条1項）、違約金は延滞金額に対して年12.25%の割合である（法11条）。

II 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、個人は原則1500万円、会社は原則3000万円、会社以外の団体は原則5000万円である（法4条、施行規則1条）。

III 連帯保証人等の有無

本貸付金の貸付けに際しては、県が借入希望者に対して直接資金を貸し付ける方式（以下「直貸方式」という。）の場合、連帯保証人を立て、又は連帯保証人を立てるとともに担保を提供しなければならない（法6条、施行令5条、県規則6条4項）。もっとも、平成27年度末現在で未収金が発生している全ての事例については、連帯保証人が立てられており、担保が提供されている事例はない。

③ 貸付方法

本貸付金の貸付方法は、直貸方式と、金融機関等の融資機関が借入希望者に対して上記資金を貸し付ける際の資金を県が融資機関に貸し付ける方式（以下「転貸方式」という。）の2種類が法律上規定されている（法3条1項、2項）。もっとも千葉県においては、これまで、転貸方式による貸付実績はない。

④ その他関連事項

県が上記貸付けを行う際の原資の一部は、国からの補助金で賄われている（法3条1項、2項）。

(3) 本貸付金の貸付手続の流れ（以下は直貸方式の手続）

- ① 借入希望者は林業・木材産業改善措置に関する計画を作成して県知事に貸付申請書とともに提出し、貸付資格の認定を申請する（法7条1項、県規則5条1項、同6条1項）。
- ② 県知事は、申請に係る林業・木材産業改善資金をもって改善措置を実施することにより、経営改善等を図る見込みがあると認められる場合は認定を行う（法8条、県規則5条3項）。
- ③ 県知事は、認定をしたとき、又は認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を

認定申請者に通知する（県規則5条4項）。

- ④ 県知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、内容を審査した上、貸付けをどうかを決定し、その旨を借入申込者に通知する（県規則6条2項）。
- ⑤ 借入申込者は、貸付けの決定の通知を受けたときは、林業・木材産業改善資金借用証書を県知事に提出する（県規則6条3項）。また、借入申込者は、連帯保証人を立て、又は連帯保証人を立てるとともに担保を提供する（県規則6条4項）。
- ⑥ 貸付けを受けた者は、貸付けに係る事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書を県知事に提出する（県規則9条1項）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在、林業・木材産業改善資金貸付金の元金及び違約金の未収金額はそれぞれ、4144万8000円、173万8964円である。

また、平成27年度に未収金が発生している契約に関する発生年度毎の貸付金額（違約金については調定済みの違約金額）、滞納件数及び債務者数、平成26年度までの回収額、平成27年度に回収した金額、未収金額、及び主債務者に関する延滞の主な理由の内訳は、次の「未収金内訳一覧表」記載のとおりである。すなわち、平成27年度末現在、未収金が発生しているのは、平成16年度以前に貸し付けられた債権に関するもののみである（実債務者は2名）。また、延滞が一旦は生じたものの、平成27年末現在延滞が解消されている、最も直近の事例としては、平成16年度に貸付けをした債務者について、平成19年度に一度延滞となったものの、その後平成23年度までに元金、違約金全てが完済され、延滞が解消されたという事例がある。

【未収金内訳一覧表】

【元金】(滞納が発生している債務者に関するもの)						(金額の単位:円)
発生年度	貸付額	滞納件数 (債務者数)	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成8年度(※)	3,500,000	1	3,500,000	0	0	天災による業 績悪化
平成10年度	1,350,000	1	636,000	0	714,000	
平成11年度	2,200,000	1	96,000	0	2,104,000	
平成16年度	40,000,000	1	1,330,000	40,000	38,630,000	経営破綻
合計	47,050,000	4 (2)	5,562,000	40,000	41,448,000	

※平成8年度、10年度及び11年度の貸付は同一人に対するものであるため、便宜上載せた。

【違約金】(滞納が発生している年度に関するもの)						(金額の単位:円)
発生年度	違約金額 (調定済みのもの)	債務者数	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成8年度	1,738,964	1	0	0	1,738,964	天災による業 績悪化
合計	1,738,964	1	0	0	1,738,964	

2 未収金が発生している主な原因

平成27年度に未収金が発生している債権の主債務者については、林業経営の改善等を試みるものの、業績悪化により借入金の返済が困難となっており、連帯保証人においても、返済時点で資力に乏しくなっている者、自己破産をしてしまっている者がいる。

第3 債権管理の実態

1 管理体制 (平成27年7月1日現在)

(1) 組織、担当者の人数等

本貸付金の管理については、一次的には県内に3カ所ある林業事務所において行われている。具体的には、各事務所の担当者(1名ずつで、他業務と兼務している)により、貸付資格の認定事務、貸付金、償還金に係る事務委託料の支払等、未収金の回収事務が行われている。また、主務課である農林水産部団体指導課経営支援室においては、担当者(1名で、他業務と兼務している)が、国への補助金交付申請、実績報告、未収金の管理、各林業事務所に対してのヒアリングや助言等を行っている。

(2) マニュアルの有無

「林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル」（平成25年3月制定、以下「マニュアル」という。）が作成されており、延滞発生直後の対応方法から、その後の法的手続や不納欠損処分に関する事項までが詳細に記載されている。なお、現在は、マニュアルに基づいて債権管理、回収を行っている。

(3) 簿冊の管理状況

平成27年度末現在、県内3カ所ある林業事務所の内2か所で未収金が発生しており、それら未収金に関する簿冊は、一次的には各林業事務所で管理保管されている（各林業事務所に債務者は1名なので、年度ごとに分けて綴られている）。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査等の有無

債務者及び連帯保証人に対する財産調査に関して、私債権であるため限界はあるものの、所有不動産の調査や当事者からの収入状況の聞き取り調査等が行われている。また、当事者に相続が発生している事例においては、相続人調査も行われている。

(3) 未収金の納付の状況について（連帯保証人への請求の状況を含む。）

本貸付金の未収金については、以下のような事例が見られた。

（債務者Aの事例）

平成8年に始めの貸付けを受けたが、その後の天災により業績が悪化していき、平成13年度から延滞となった。その後、県担当者は、分割での返済を求め、都度債務者と協議の上で返済後金額を決定していったものの、債務者はその新たな約定に基づいての計画的な返済もすることができず、支払期限の延期や返済金額の減額を求めることが多くあった。その後債務者からは、少額の支払がなされてきたが、その返済額は、平成19年頃には月3000円程度であった。

なお、県担当者は、主債務者の延滞以降、平成25年まで連帯保証人に対する直接の接触や請求はしてこなかったが、平成25年に連帯保証人に主債務者の延滞の状況を知らせたところ、同人は、自身が連帯保証人となっている貸付金の元金全額を返済した。しかし、同人は、県からの上記連絡が遅かったために違約金の金額が高額になってしまったことに不満を持ち、違約金については現在まで納付に応じて

いない状況である。

(4) 過去の不納欠損処分の有無

過去に不納欠損処分をした事例は認められなかった。

(5) 違約金の調定方法について

違約金については、ある年度分の滞納元金を完済した時点で、その当該年度に関する違約金の調定を行っている。そのため、上記表に記載のある違約金は、あくまでも既に調定された金額に過ぎず、実際に発生している違約金の金額は上記表記載の金額よりも多額となっている。

第4 監査の手法

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、回答を受けた。また、主務課において管理している債権管理簿を閲覧調査した。また、本貸付金の一次的な管理は出先機関である各林業事務所において行われていることから、必要に応じて主務課に対する照会を行い、各林業事務所が管理している関係資料の提供を受けた。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

1 適切な時期に連帯保証人へ請求をしてこなかった事例の存在

第3の2項(3)記載の債務者Aの事例では、当時の県の担当者が、主債務者が平成13年度に延滞を発生させた後も平成25年度になるまで連帯保証人と直接の接触を行っていなかった。

主務課は、その理由につき、①平成24年度までは主債務者から少額ながらも返済があり、②経営指導や分割納付により債権回収の見込みがあったためであると回答している。

この点、連帯保証人に対しては、単純な保証人とは異なり、原則としていつでも請求を行うことが可能である（主債務者と連帯保証人双方に対して請求をすることも問題はない。）。そのため、適切な債権回収の観点からすると、遅くとも主債務者

からの当初の約定返済が滞り、その後も返済が約束どおりなされず、回収困難（完済までに相当長期を要する見通しである場合も含む。）と認められる時点においては、速やかに連帯保証人への請求を行って債権回収を試みる必要がある（自治法施行令171条の2第1号）。本件においては、平成13年度以降主債務者からの返済が毎年数万円程度と少額となり、また、主債務者のその後の資力回復（すなわち毎回の返済金額増額）の目処も具体的に立っていたとは認められないにもかかわらず、その後10年以上の長期にわたって、連帯保証人に対して直接の接触を図るなどして請求をしてこなかったものであり、過去における未収金管理が適法に行われていたとは言いがたい状況であったといえる。

2 マニュアルに基づく債権管理書類の未整理（※農業改良資金と同様の内容）

マニュアルによると、貸付金の返済を滞納している一定の債務者に関しては、債務者本人との面談による事情聴取及び資産確認及び現地調査の結果をもとに、担当事務所及び団体指導課等関係者によって「検討会議」を開き、今後の対応方針を決定するものとされている。

この会議は、各債務者についてその原因を分析検討し、今後の債権管理方針を決定させるものとされており、それゆえ県の未収金管理上非常に重要なものであるといえる。また、マニュアル制定以前に発生している未収金についても、制定以後はマニュアルに基づいて債権管理を行うものとされているため、現在発生している未収金について、マニュアルに基づいて債権管理を行っていることが分かるよう書類についても整理していく必要がある。

この点に関し、マニュアル制定前に発生したいずれの未収金についても、「検討会議」という明確なものを行っておらず、事実上の打合せをもって各債務者への対応方針を決めている。この打合せは、「検討会議」の主旨に沿った内容であるが、債務者の債権管理においては担当者が将来にわたって変更される可能性がある上、債務者の財産状況や生活状況が変わった際には迅速に対応する必要があるため、現段階で、各債務者についてそれぞれマニュアルに基づくどの段階に進んでおり、今後どのような方針で管理を行っていくことになっているのか等、マニュアルに沿った内容で、かつ誰が見ても分かるような書類の作成、整理が望まれるところである。

3 不納欠損処分の未活用

本貸付金の未収金に関して、現状少額の返済しか行われておらず、完済まで目処が立っていない（又は相当長期間を要する）と思われる事例が存在した。そして、県による適切な未収金管理という視点からすると、財産調査を行った上で、未収金の管理回収にかかるコストに対して将来における回収可能性が低いと認められる事例についてまで、漫然と未収金の管理回収を試み続けることは相当ではなく、そのような事例においては、債権放棄による不納欠損処分を積極的に検討する必要がある。

第2章 漁港課

第1節 漁港管理班

第1款 漁港施設使用料（債権番号52）

漁港施設使用料延滞金（債権番号53）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、漁港漁場整備法（以下本款においては「整備法」という。）、海岸法、千葉県漁港管理条例（以下本款においては「管理条例」という。）、使用料及び手数料条例、自治法、地方税法、国税徴収法である。

2 法的性質

使用料等の未収金の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることされており、法的性質は強制徴収公債権である（自治法231条の3第3項、自治法附則6条4項、海岸法35条3項）。

3 債権の内容

整備法及び管理条例は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港施設を利用しようとする者に対し、その旨を漁港管理者（県知事）に届け出ることを求め、その利用の対価を徴収することを認めている（整備法35条、管理条例10条（使用の届出））。漁港施設使用料は、これらの規定に基づき、漁港施設等の使用者からその使用等の対価を徴収する債権である。

なお、上記使用料には、漁港施設占用料（工作物の設置等による占用料）、公示施設（漁船以外の船舶（例えばプレジャーボート）を停けい泊したり、陸置きしたりする際に利用される、県知事の公示により指定する施設）使用料、海岸保全区域内における占用料や土砂採取料等も含まれている（以下同じ）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額及び件数

監査対象年度である平成27年度末現在、漁港施設使用料及びその延滞金の未収金額は、それぞれ37万8350円（5件（債務者4名））、10万6000円（5件（債務者4名））である。

2 未収金の推移

平成20年度から27年度までの年度ごとの未収金の状況は次表記載のとおりである。なお、同一債務者について複数年度にまたがって未収となっている事例及び債務の根拠となる法律や条例が異なる事例が存在するため、未収件数と債務者実数が異なっている。

【漁港施設使用料】

(金額の単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調定額	126,783,058	128,032,984	108,666,639	111,653,499	114,441,585
収入済額	118,309,886	120,381,612	108,310,379	111,348,469	114,180,555
不納欠損額	0	7,408,072	0	0	0
未収金額	8,473,172	243,000	356,260	305,030	261,030
未済件数(債務者実数(件))	7(4)	3(3)	5(4)	5(4)	5(4)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	109,268,659	112,433,748	108,078,516
収入済額	108,963,829	111,093,134	106,916,097
不納欠損額	58,400	58,400	784,069
未収金額	246,430	1,282,214	378,350
未済件数(債務者実数(件))	5(4)	5(4)	5(4)

【漁港施設使用料延滞金】

(金額の単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調定額	0	0	422,400	457,700	415,000
収入済額	0	0	422,400	424,700	400,700
不納欠損額	0	0	0	0	0
未収金額	0	0	0	33,000	14,300
未済件数(債務者実数(件))	0	0	0	3(3)	1(1)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	388,700	170,900	232,900
収入済額	374,400	147,100	126,900
不納欠損額	0	0	0
未収金額	14,300	23,800	106,000
未済件数(債務者実数(件))	1(1)	3(3)	5(4)

3 未収金が発生する主な原因

本件使用料等につき、未収金が発生する主たる理由としては、個人債務者については生活困窮や納付意識の希薄、法人債務者については経営悪化であり、過去には法人が破産した事例もあった。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

本債権の管理体制としては、県内2か所にある各漁港事務所（担当者は各事務所1名）において、使用占用許可及び使用占用料の調定、納入書・督促状の発送、滞納者への督促（臨戸・電話・文書）、滞納者の財産調査、滞納処分の実行停止処理、不納欠損処理業務等を行っている。そして主務課である農林水産部水産局漁港課漁港管理班（担当者は1名）においては、各漁港事務所で一次的に対応している未収金の全体管理や、分納申請への許可、未収金についての各課（他部署）からの照会への回答業務等を行っている。

(2) マニュアルの有無

「債権管理適正化の手引」（平成20年11月作成、行政改革推進課所管）を参考に事務を行っている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査の有無

適宜行われている（預金調査や債務者の納税状況に関する調査等）。

(3) 徴収猶予、滞納処分の執行停止の有無

平成27年度において滞納処分の執行停止がされている事例は3件（債務者2名）である。また徴収猶予がされている事例は認められなかった。

(4) 督促（催告）の状況

未収金が発生している事例については毎年度、複数回にわたって電話、文書、臨戸等によって督促（催告）が行われている。

(5) 分割納付の状況

平成27年度における分割納付申請及び許可件数は5件である。

(6) 過去の不納欠損処理の内容

平成20年度から平成27年度における不納欠損処分の理由は、時効期間の経過による債権消滅（自治法236条1項2項）（平成25、26年度の実例）、債務者

(法人) の破産手続終了による債権消滅(平成21、27年度の事例)である。

(7) 平成28年度における不納欠損処分処理及び未収金の回収状況(参考)

平成27年度までの未収金の状況は上記表のとおりであるが、平成28年7月末時点において、同一の債務者に関する漁港施設使用料2件、及び延滞金1件が新たに不納欠損処分とされた(滞納処分の執行停止後3年の経過による債権消滅(地方税法15条の7第4項)。また、漁港施設使用料延滞金に関する未収金のうち3件については完納されている。

第4 監査の手法

主務課である漁港課からヒアリングを行い、債権管理簿を閲覧したほか、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

意見はない。

第2款 行政代執行費用（債権番号54）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、行政代執行法(以下本款においては「代執行法」という。)、国税徴収法、千葉県行政手続条例、千葉県漁港管理条例、自治法、千葉県財務規則である。

2 法的性質

行政代執行費用の徴収については、国税滞納処分の例により徴収できるとされており（代執行法6条1項）、法的性質は強制徴収公債権である。

3 債権の内容

本債権は、県が管理している漁港の中で従前某法人（以下「義務者」という。）が占有許可を受けて使用していた建築物が老朽化し、倒壊等の危険があったため、県が代執行法に基づき建物の撤去及び更地化を行い、原状回復を行ったことにより発生した代執行費用の義務者からの徴収に関するものである（代執行法2条参照）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在の未収金額は、8620万2360円である。

2 債権の発生までの経緯

県による行政代執行がなされるまでの経過は、以下のとおりである。

昭和62年9月24日	義務者につき、土地の占有許可を開始。
平成6年3月31日	義務者が長期間にわたり事業を休止したため占有許可を打ち切る（以後、不法占有状態となる。）。
平成7年2月28日	義務者に対し建物撤去勧告（漁港管理者による行政指導）を行う（行政手続条例2条6号）。
平成8年6月6日	義務者が資本金不足によりみなし解散となる。
平成9年～25年頃	義務者（の代表取締役（当時））に対して15回以上建物撤去勧告通知を送付ないし手渡しをし、時には面談の

	上で撤去を求めるとも同人はこれを拒否。その他県としては、この間に、建物入り口に危険防止のためのロープ張りや義務者から調査のための建物内立ち入り承諾文書を取得したりしている。
平成26年2月12日	弁明の機会の付与（千葉県行政手続条例13条1項2号）をするも義務者の意見はなし。
平成26年3月13日	原状回復命令書を発出（千葉県漁港管理条例19条1項）。
平成26年5月14日	戒告の通知（代執行法3条1項）。
平成26年7月15日	代執行令書を発出（代執行法3条2項）。
平成26年7月24日～ 同年12月15日	行政代執行（解体）の実施～終了。
平成26年12月22日	完了検査終了。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、漁港課であり、漁港管理班が担当している。

2 管理の実態

本件未収金発生後の管理の状況は以下のとおりである。

- (1) 県は、平成27年2月27日に、義務者に対して納入の督促（自治法231条の3、千葉県財務規則44条、45条参照）を行った。
- (2) その後義務者から納入がなされなかったため、滞納処分としての財産調査（国税徴収法141条以下参照）を開始した。その結果は概ね以下のとおりである。
 - ① 義務者の所在地周辺の金融機関20か所に対して財産調査を実施するも、預金が残っている口座の発見には至らず。
 - ② 税務署2か所へ確定申告書の閲覧調査をするも存在なし。
- (3) 上記財産調査の結果、差押えをする財産の発見には至らなかったため、平成28年3月15日付で、滞納処分の執行停止通知書を発出した（国税徴収法153条参照）。

第4 監査の手法

主務課である漁港課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、主務課において管理している簿冊を取り寄せ、これを閲覧調査した。さらに、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

意見はない。

第5編 県土整備部

第1章 河川環境課

第1節 河川海岸管理室

第1款 河川水面使用料（債権番号67）、河川水面使用料等に係る延滞金（債権番号69）のうち河川水面使用料に係る延滞金

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、河川法、河川法施行令、使用料及び手数料条例、地方税法及び国税徴収法である。

2 債権の性質

河川水面使用料及び河川水面使用料に係る延滞金は、いずれも使用料及び延滞金の納付を命じる行政処分によって発生するものであり、地方税の滞納処分の例によって滞納処分ができる強制徴収公債権である（河川法74条3項）。

3 債権の内容

河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者（一級河川においては原則として国土交通大臣、二級河川においては原則として都道府県知事）の許可を受けなければならない（河川法24条）。都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について土地の占有許可等を受けた者から土地占用料等（県の呼称では「河川水面使用料」）を徴収することができるとされ（河川法32条1項）、当該使用料は都道府県の収入とされている（河川法32条3項）。占有許可を受けた者が、定められた納期限までに納付しなかった場合には未収金が発生する。河川水面使用料の金額は使用料及び手数料条例によって定められている（使用料及び手数料条例3条、別表第一）。また、納期限までに河川水面使用料の納付がないときは納期限を定めて督促をすることとされ（河川法74条1項）、督促後は延滞金を徴収することができるとされている（河川法74条5項）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

(1) 河川水面使用料

平成27年度末における滞納者は21名（平成27年度中に時効により不納欠損処理がされた債務者1名を除く。以下同じ。）で、滞納額合計は271万3733円である。

(2) 河川水面使用料に係る延滞金

平成27年度末時点における滞納者数は1名、滞納額合計は23万8900円である。なお、河川水面使用料の滞納者が21名であるのに対し延滞金の滞納者が1名であるのは、河川水面使用料の滞納が発生した場合、1年度ごとの河川水面使用料が完納された段階で当該年度の河川水面使用料に係る延滞金を調定するという運用となっているためである。

2 未収金の推移等

河川水面使用料の平成20年度以降の年度のごとの調定額、収入済額、未収額等は下表のとおりである。概ね99%前後の納入率が維持されており、調定額に対する未収金の発生率はわずかであるものの、未収額と未済率はわずかながら増加傾向にある。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	268,548,134	243,330,904	242,853,163	232,018,307	240,631,777	240,618,934	257,154,014	243,956,771
収入済額	267,386,984	242,349,424	241,508,888	230,380,707	238,716,794	238,338,161	254,342,779	241,228,338
不納欠損							210	14,700
未収額	1,161,150	981,480	1,344,275	1,637,600	1,914,983	2,280,773	2,811,025	2,713,733

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

法令上は河川水面使用料及びその延滞金の徴収の権限等は県知事にあるとされているが、各土木事務所の長が県知事から権限の委任を受けており、各土木事務所の職員が徴収事務や債権の管理を担当している。各土木事務所に本債権の債権管理を担当する職員が1名ないし2名配置されているが、いずれの職員も他の事務と兼任しており、債権管理を専門的に行っている職員はいない。

(2) マニュアルの有無

県が海の家の一環として河川環境課が当該行政代

執行費用の回収率の向上を目的として、「行政代執行に係る費用徴収の手引」「未収金回収対策マニュアル」「動産等差押実施マニュアル」の3つのマニュアルを作成しており、河川水面使用料を含む河川環境課所管の債権の管理・回収に当たってはこれらのマニュアルが利用されている。「未収金回収対策マニュアル」には、債権管理ファイルの作成方法から財産調査、財産の差押え及び換価手続、時効管理の概略等が記載されているほか、財産調査や強制徴収手続に係る書式も掲載されているなど、強制徴収公債権の管理及び回収に当たり有用である。また、「動産等差押実施マニュアル」には、動産差押えの実施方法につきフロー図などを交えて分かりやすく、具体的に記載されており、差押手続において使用する書式も添付されており、実践的なものとなっている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

河川水面使用料及びその延滞金については、地方税の例により強制徴収を行うことができることされており、前記マニュアルの滞納整理フローチャートにも、財産調査の結果、財産がある場合には差押手続を執るべき旨が記載されている。しかしながら、県が確認できる限りでは過去に強制徴収が実施された例はないとのことであり、この点でマニュアルと管理の実態がかい離している。

(2) 財産調査の実施状況等

前記「未収金回収対策マニュアル」の滞納整理フローチャートには、督促後も不履行となっている場合や納付約束後に不履行が生じた場合には、財産調査を実施すること、財産調査の結果、財産がある場合は差押手続を行うべきことなどが記載されているが、債権管理の実態は同フローチャートの内容とかがい離してしまっている。

平成27年度中に滞納のあった債務者21名のうち、財産調査が実施されているのは4名のみである。財産調査が行われた4名についても、いずれの債務者についても不動産登記事項の調査は行われているものの、金融機関に対する預貯金等の照会が行われていない。債務者の居住自治体の税務課に対し債務者の所得照会が行われているのは1件のみである（なお、当該債務者に関する照会については、守秘義務を理由に回答を拒否されている。）。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

滞納処分の執行停止が行われている事例はない。

滞納者のうちの1名は、平成16年度から滞納が始まった長期滞納者であるが、平成27年度末時点において、平成18年度から平成25年度までの河川水面使用料合計97万6548円（平成27年度末時点）が未納となっており、分納により完納した平成16年度及び平成17年度の河川水面使用料の延滞金合計23万8900円が未納となっている。当該債務者は、河川区域を占用してかきがら製品の加工場を設置し、かきがら製品を製造していた者であるが、事業不振により経済的に困窮し、河川水面使用料を滞納するようになったようである。当該債務者に対しては、不動産の調査が行われているが、債務者名義の土地には抵当権が設定され、債務者名義の建物には仮処分登記がなされているなど、いずれの不動産も換価は困難と認められた。債務者の居住自治体の税務課に対し、所得の照会が行われているものの、守秘義務を理由に開示を拒否されている。預貯金調査については行っていないが、仮に少額の預貯金が確認されたとしても、それを差し押さえてしまうと債務者の生活ができなくなってしまうからとのことである。当該債務者に対しては、職員が自宅を訪問し、1000円から1万円程度の金額を徴収するという管理を長期間にわたって継続しており、平成27年度中には、職員が合計24回訪問し、合計3万5000円を徴収している。前記の「未収金回収対策マニュアル」の滞納整理フローチャートでは、財産調査の結果、財産がない場合や生活困窮の場合には滞納処分の執行停止を行うべきことが記載されている。上記のような生活困窮から長期にわたって滞納していると思われる債務者に対しても、滞納処分の執行停止の措置は執られておらず、この点でもマニュアルと実際の運用にかい離が生じている。

(4) 督促、催告、臨戸等の実施状況

河川水面使用料及びその延滞金が納期限を経過しても納入されない場合、土木事務所から債務者に対し納期限を定めた督促状を送付している。督促後も納付されないときは、文書及び電話による催告を繰り返し、納付を促す措置が執られている。また、必要に応じて土木事務所の職員が債務者宅に臨戸し、債務者に納付を促したり、債務者の状況を確認したり、場合によっては債務者から直接使用料を受領するなどの措置もとられている。これらの債権管理にかかる職員の措置は、マニュアルに定められた書式にしたがって時系列で記録され、債権管理用の簿冊に編綴されて

いる。

(5) 分割納付の実施状況

一括での納入が困難である一部の滞納者については事実上の分納が行われている。不相当に長期間にわたる納付誓約をさせている事例は見られなかった。ただし、前記の(3)で触れた債務者については、分納誓約どおりの弁済ができず、滞納の発生から10年以上にわたって分割納付を継続させている。

(6) 延滞金の調定

河川水面使用料の延滞が発生した場合、発生年度の使用料が全額納付された段階で、当該河川水面使用料に係る納期限から納付日までの延滞金の額を計算し、延滞金を調定する運用となっている。そのため、河川水面使用料の滞納者に対しては、1年度ごとの使用料本体を完納した段階で、新たに延滞金が調定されることとなり、特に、長期の滞納者については、使用料本体の納付が終わった後に、高額な延滞金が新たに調定されることとなる。

(7) 消滅時効の管理

全ての債権管理簿冊の冒頭部分に滞納整理票が綴られている。滞納整理票には、納入通知書の発効日とそれによって指定された納期限、督促状の発効日とそれによって指定された納期限、納付誓約書が提出された年月日、分割納付があった年月日等を記載する欄があるため、当該欄の記載を参照することにより、時効期間の把握が可能である。滞納者に対しては、職員から滞納者に対し、納付誓約書を提出するよう求め、時効中断の措置をとっている。

しかしながら、債務者に納付誓約書を提出させたものの、その後時効中断措置を執ることなく、時効消滅させてしまっているケースが1件見られた。また、消滅時効期間を経過しているにもかかわらず、これを看過したまま使用料の一部(5000円)を納付させ、残部(5400円)につき納付誓約書を提出させているケースが1件見られた。ただし、納付誓約書が提出された5400円分については納付されていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権

の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成している債権管理簿を閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 消滅時効により消滅した債権の徴収

河川水面使用料は公債権であるため、5年間行使しないときは時効により消滅する（自治法236条1項）。また、消滅時効期間を経過した時点で債務者による時効の援用なくして消滅し、債務者が時効の利益を放棄することもできない（自治法236条2項）。ところが、消滅時効期間が経過して債権が消滅しているにもかかわらず、消滅したはずの河川水面使用料の一部を徴収し、残りの債務について債務者から納付誓約書を提出させている事例が1件見られた。当該債権は、香取土木事務所が所管する平成16年度の河川水面使用料である。債務者は、平成16年度と平成17年度の河川水面使用料各1万400円を滞納している状態であったが、そのうち平成16年度の河川水面使用料について、納入通知書で通知された当該債権の納期限は平成16年5月6日であった。納期限までに納付がなかったため、同年6月1日に督促状が発付されている。債務者の居住地は千葉県内であるため、遅くとも督促状の発送日の翌々日（平成16年6月3日）には債務者に到達したものと考えられる。納入通知後の最初の督促状には時効中断効があるため、平成16年6月3日に督促状が債務者に到達したとすると、当該日の翌日から時効が起算されることになり、当該日の翌日から5年後の平成21年6月4日の到来をもって、当該債権は時効により消滅したことになる。しかしながら、上記の消滅時効完成時よりも後である平成22年2月24日に当該債権のうち5000円の一部納付を受け、同年3月1日に債務者から残りの5400円についての納付誓約書の提出を受けている。この点は、時効消滅した債権につき、一部の納付を受け、納付誓約書を提出させているものであって、不適法である。当該過誤納付金については、既に還付金債権の消滅時効期間（5年）を経過しているため、債務者への返還の必要はないが、過年度分の使用料を徴収する際は、時効消滅した債権を徴収してしまうことがないように、消滅時効の起算点の確認を徹底すべきである。

2 時効中断措置の不実施

上記1で指摘した債務者は、平成16年度と平成17年度の河川水面使用料各1万4000円のうち、それぞれ5000円を平成22年2月24日に一部納付した後、平成22年3月1日に両年度の河川水面使用料の残り各5000円について納付誓約書を提出している。当該納付誓約書の提出が債務の承認にあたるため、納付誓約書の提出時点で時効消滅していなかった平成17年度の河川水面使用料の残り5400円については、納付誓約書の提出時から新たに時効期間が進行することになる。当該債務者からはその後納付がされないまま5年間の時効期間が経過してしまっている。当該債務者については、特に徴収が困難と認められる事情がないにもかかわらず、債務者から新たに納付誓約書の提出を受けることも、強制徴収手続を執ることもなく、債権を時効消滅させてしまっていることから、適切な時効管理が行われているとは言い難い。今後、特に徴収困難な事情がある場合を除き、債権を時効消滅させてしまうことがないよう時効管理の事務を適切に行うよう改める必要がある。

3 財産調査が不十分

前記のとおり、平成27年度中の滞納者21名のうち、平成27年度末までに財産調査が行われているのは4名に対してのみであり、滞納処分は1件も行われていない。河川水面使用料は、地方税の滞納処分の例によって滞納処分ができることとされているのであるから（河川法74条3項）、特別に強制徴収の権限を付与した河川法の趣旨からすれば、債権の回収のためにその権限を適切に行使する必要がある。滞納が生じて相当期間が経過しているにもかかわらず、強制徴収を前提とした財産調査を行っていない状態は債権管理の方法として適切とは言い難い。そのため、滞納発生後、督促を行ってもなお納付がなされない場合は、原則として、速やかに財産調査を実施すべきである。

4 差押えの不実施

上記の財産調査が不十分であることの延長といえるが、河川水面使用料の滞納者数が21名にのぼるにもかかわらず、債務者の財産に対する差押えがされている例は皆無であった。分納誓約にしたがって分納を継続している等、滞納処分を実施することが不適切と思われるケースを除き、原則として財産調査を実施し、滞納処分

が可能な財産があれば、差押えの手続を執るべきである。

5 滞納処分の執行停止の不実施

本債権は、地方税の滞納処分の例によって徴収することができる債権であるところ、地方税法15条の7第1項1号ないし3号に規定する事由が存在する場合は、滞納処分の執行を停止することができる。同項が定める事由は、「滞納処分をすることができる財産がないとき」(1号)、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」(2号)、「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」(3号)である。

前記第3・2(3)に記述した長期滞納の債務者は、換価可能と思われる財産を所有しておらず、億単位の負債を抱え、固定資産税も滞納しているらしいこと、事業も赤字で年金収入によって生活しているらしいこと、現に自宅の電気料金を滞納して送電を停止されそうになっていることなどから、生活に困窮しているものと推測され、地方税法15条の7第1項2号の「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する蓋然性が高い。生活困窮により徴収困難と思われる債務者について、滞納処分の執行停止を行わず、長期間にわたる徴収を継続することは非効率的であるし、徴収に当たる職員にとっても多大な負担となっているものと思われるため、不適切である。当該債務者については、執行停止の要件該当性を判断するために必要な事実の調査を早期に実施し、滞納処分の執行停止の要件が認められるのであれば、執行停止を行うべきである。

第6 意見

1 経済的困窮者からの延滞金の徴収

前記の指摘事項4の債務者については河川水面使用料の延滞金23万8900円が発生しており、今後、河川水面使用料の1つの年度の元金が完納されるたびに、当該年度の延滞金が発生することになる。経済的困窮から複数年度にわたって河川水面使用料が累積している債務者から延滞金の徴収を行うことは事実上不可能であるにもかかわらず、そのような債務者に対して延滞金を累積させていくことが適切とは考え難い。手数料及び使用料条例7条ただし書は、延滞金について、「知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。」と規

定している。いかなる事情が「特別な事情」に該当するののかについては、具体的な適用基準がないものの、少なくとも、河川水面使用料の本体すらも完納が困難と見込まれるほどに経済的に困窮しているという事情は、「特別の事情」に該当すると解釈しても差し支えないと思われる。

県では具体的な適用基準を作成しておらず、河川環境課所管の債権について、同条ただし書が実際に適用されて延滞金が免除された例はないとのことであるが、延滞金を払うことが不可能と思われる債務者についてまで延滞金を徴収することは適切とは考え難いため、著しい生活困窮者については必要に応じて延滞金の免除をするという運用を行うことが望ましいと考える。

第2款 海岸保全区域使用料（債権番号68）

河川水面使用料等に係る延滞金（債権番号69）のうち海岸保全区域使用料に係る延滞金

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、海岸法、海岸法施行規則、使用料及び手数料条例、国税徴収法である。

2 債権の性質

海岸保全区域使用料及び海岸保全区域使用料に係る延滞金は、使用料の納付を命じる行政処分によって発生するものであり、国税滞納処分の例によって徴収することができるため（海岸法35条3項）、強制徴収公債権である。

3 債権の内容

海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占有しようとする者は、海岸管理者（原則として海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事）から占有許可を受けなければならない（海岸法7条1項）。海岸管理者は、海岸保全区域の占有許可を受けた者から占有料を徴収することができ（海岸法11条本文）、この占有料が海岸保全区域使用料にあたる。海岸保全区域の占有許可の申請がなされ、占有が許可された場合、同時に使用料の額が決定され、当該年度の使用料の納付書が送付される。納期限内に納付がされなかった場合に未収金が発生することになる。

海岸保全区域使用料の金額は使用料及び手数料条例によって定められている（使用料及び手数料条例3条、別表第一）。また、納期限までに海岸保全区域使用料の納付がないときは納期限を定めて督促をすることとされ（海岸法35条1項）、督促後は延滞金を徴収することができる（海岸法35条2項、海岸法施行規則9条）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

(1) 海岸保全区域使用料

平成27年度末時点で未収となっている海岸保全区域使用料は、3件（債務者2

名)で、滞納額合計は1万2610円である。

(2) 海岸保全区域使用料に係る延滞金

海岸保全区域使用料に係る延滞金の滞納は、使用料本体の滞納者のうちの1名と同一の債務者であり、滞納者は1名、滞納額は1000円である。

2 未収金の推移等

平成20年度以降の各年度における海岸保全区域使用料(延滞金を除く。)の調定額、収入済額、不納欠損額等は下表のとおりである。平成21年度以降は99%以上の納付率が維持されており、滞納の発生はごく少額にとどまっている。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	16,101,222	14,044,219	13,209,861	12,641,804	12,756,968	12,852,208	12,710,947	14,111,274
収入済額	15,660,817	13,911,359	13,174,861	12,598,054	12,721,968	12,808,278	12,698,337	14,098,664
不納欠損	307,545	97,860				35,000		
未収額	132,860	35,000	35,000	43,750	35,000	8,930	12,610	12,610

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数等

海岸法上、海岸保全区域使用料及びその延滞金の徴収の権限等は海岸管理者である県知事にあるとされ、主務課は、河川環境課であるが、各土木事務所の長が県知事から権限の委任を受けているため、各土木事務所の職員が徴収事務や債権の管理を担当している。各土木事務所に本債権の債権管理を担当する職員が1名ないし2名配置されているが、いずれの職員も他の事務と兼任しており、債権管理を専門的に行っている職員はいない。

(2) マニュアルの有無

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に、河川環境課作成の3つのマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

滞納者2名に対し、差押えは実施されていない。本債権の過去の滞納案件についても、過去に差押えが実施された例はなかった。

(2) 財産調査の実施状況等

滞納者2名のうち1名については住所地の不動産について登記事項の調査が行われているが、その他の財産調査は実施されていない。また、もう1名の滞納者については、財産調査は全く実施されていない。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

いずれの債務者についても滞納処分の執行停止は実施されていない。

(4) 督促、催告、臨戸等の実施状況

滞納案件2件のうちの1件は、平成25年度分の使用料5250円と平成23年度分の使用料に係る延滞金1000円が滞納になっているものである。平成24年4月に債務者に対して催告書を発送したところ、債務者の住所地不動産を購入したという人物から電話があり、債務者は夜逃げしたと伝えられたため、債務者宅の不動産登記事項を調査したところ、所有権が移転していることが判明している。債務者の住民票を調査したところ、県外に転居した事実が判明し、その後は県外の転居先に催告書を繰り返し送付しているが、債務者による納付はなく、応答も一切ない状況が続いている。

もう1件の滞納案件は、県外の居住者が、県内に所有している別荘の敷地出入口として使用するために海岸保全区域の占有をしている案件である。当該債務者は、近隣の他の住民が使用料を支払っていないことを理由に、債務者が支払を拒絶しているものである。県が周辺の土地について調査をした結果、周辺の住民が県有地を不法占有しているものと推測されたため、県有地と私有地の境界を画定するため測量を実施し、不法占有者に対しては占有の申請を指導する方針とした。債務者に対し県の方針を説明し、催告書の送付を繰り返しているものの、その後も納付がなされない状態が続いている。

(5) 分割納付の実施状況

いずれの債務者からも分納誓約書の提出はなく、分割納付も行われていない。

(6) 延滞金の調定

本債権も河川水面使用料と同様、1年度ごとの海岸保全区域使用料が全額納付された段階で、これに対応する延滞金を調定する運用となっている。

(7) 消滅時効の管理

いずれの債務者に対しても、督促後に時効中断の措置は執られていないが、時効完成が近い債権はなく、監査時点では時効管理上の問題は生じていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 財産調査が不十分

本債権についても、河川水面使用料と同様、財産調査が十分に行われていない。第1款で記述したとおり、法律により強制徴収が可能な公債権であるから、滞納処分を不適切とする事情がない限り、原則として、債務者の財産調査を行い、滞納処分が可能な財産があれば差押えを行う必要がある。特に、経済的に困窮しているとは思われないにもかかわらず、周辺の住民が使用料を支払っていないことを理由に納付を拒否している債務者に対し、何らの措置も執られていない点は問題である。このような債務者に対し、何らの措置も執られない状態が続けば、県が債務者による支払拒否を事実上容認しているものとの誤解を招きかねず、県民の納付意識に悪影響を与えるおそれがある。正当な理由がないにもかかわらず支払を拒否している者に対しては、支払拒否できる理由がないことを説明し、なおも債務者が支払を拒絶するのであれば、速やかに滞納処分のための財産調査を実施し、差押え可能な財産が見つければ、差押えを実施すべきである。

また、もう一方の債務者は、自宅を処分して県外に転居しているようであり、詳しい状況は不明であるが、当該債務者に対しても、財産調査を実施し、その結果に応じて、差押えや滞納処分の執行停止等の措置を検討すべきである。

第6 意見

意見はない。

第3款 行政代執行費用（債権番号70）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、行政代執行法、国税徴収法及び海岸法である。

2 債権の性質

本債権は、行政庁が行政代執行に要した費用の支払を義務者に命じることにより発生するものであり（行政代執行法5条）、国税滞納処分の例によって徴収することができるため（行政代執行法6条1項）、強制徴収公債権である。

3 債権の内容

平成8年度以前、県は、海の家（仮称）の運営業者に対し海岸保全区域の占用許可を通年にわたって認める運用をしていたが、平成9年4月以降、海水浴シーズンの3カ月間に限って占用を認めるように運用方針を改めることになった。それ以降、海水浴シーズンが終わった後は海の家（仮称）の運営業者に対して占用許可が更新されなくなったにもかかわらず、海の家（仮称）が撤去されなかったため、海の家（仮称）の運営業者が海岸保全区域を不法に占有している状態が生じた。県は、海岸保全区域を不法占有している状態となった海の家（仮称）の運営業者に対し、自主撤去するよう指導を行ったものの、自主撤去に応じなかった海の家（仮称）の運営業者があったため、自主的に撤去しない業者に対しては法的措置がとられる方針となった。海の家（仮称）の運営業者が不法占有していた海岸保全区域は国有地であったため、県と国の協議により、当初は国が民事訴訟・民事執行手続によって撤去を行っていた。しかし、国の体制として一度に10件までしか訴訟対応がとれないという制約があったこと、民事訴訟手続による解決には長期間を要するという問題があったことなどから、自主撤去に応じた者と自主撤去に応じず明渡訴訟の係属中も営業を続ける者との間で不公平が生じるという問題が生じた。そこで、県が早期解決を図るため、行政代執行によって海の家（仮称）を撤去する方針に改め、行政代執行が行われたものである。

海岸管理者である県は、海岸法に基づく監督処分として、海岸保全区域を不法占有している海の家（仮称）の運営業者に対し、施設の除却を命じ（海岸法12条1項）、除却命令に応じなかった海の家（仮称）の運営業者に対し、行政代執行法に基づき、海の家（仮称）の運営業者の施設を強制撤去した（行政代執行法2条）。行政代執行を行った行政庁は、

当該行政代執行に要した費用を義務者から徴収できるとされており（行政代執行法2条、同法5条）、県が義務者に対して代執行費用の支払を命じたことで発生した債権が本件である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額等

平成27年度末時点における滞納者は2名、滞納額の合計は1412万4682円である。滞納者2名に対する債権の概要は次のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額 (円)	平成27年度末までの 回収額 (円)	平成27年度末の未 収額 (円)
債務者A	山武	平成19年度	8,497,297	44,000	8,453,297
債務者B	山武	平成19年度	5,689,385	18,000	5,671,385

2 未収金の推移等

平成20年度以降の海の家の運営業者に対する行政代執行費用の調定額、収入済額、未収額等の推移は、下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	56,889,000	56,889,000	56,889,000	56,889,000	56,889,000	14,165,682	14,138,682	14,134,682
収入済額					21,000	27,000	4,000	10,000
不納欠損					42,702,318			
未収額	56,889,000	56,889,000	56,889,000	56,889,000	14,165,682	14,138,682	14,134,682	14,124,682

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数等

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に土木事務所の職員が管理を担当している。本債権の管理は、いずれも山武土木事務所が担当している。

(2) マニュアルの有無

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に、河川環境課作成の3つ

のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

いずれの債務者に対しても差押えは実施されていない。

(2) 財産調査の実施状況

① 債務者Aについて

I 金融機関に対する照会

実施年月	対象金融機関	調査結果	備考
平成20年7月	5行5支店	5行中4行に預金債権あり(15,057円～44,953円)。 5行中2行に出資金債権あり(60,000～181,000円)	1行に対し、債務者が3,000万円超の負債を負っている。
平成24年8月	7行7支店(うち5行は平成20年7月の調査と同じ)	7行中3行に預金債権あり(15,086円～544,862円) 6行中1行に出資金債権あり(181,000円)	同上

II 居住市町村に対する収入照会

実施年月	調査結果
平成20年10月	給与収入 約40万円 年金収入 約90万円
平成24年8月	給与収入 約3万円 年金収入 約65万円

III 固定資産照会

平成20年9月及び平成24年8月に債務者の居住市町村に対し、固定資産の照会を行っているが、換価可能な不動産資産は見付かっていない。

② 債務者Bについて

I 預貯金等調査

実施年月	対象金融機関	調査結果
平成20年7月	5行5支店	5行中1行に預金債権あり(100円)

II 市町村への収入照会 (平成20年10月実施)

0円 (未申告)

III 固定資産照会 (平成20年9月実施)

債務者名義の土地が一筆発見されているが、仮差押登記がされているため、換

価は困難とみられる。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

いずれの債務者についても滞納処分の執行停止は行われていない。

(4) 督促、催告、臨戸等の実施状況

① 債務者Aについて

平成21年2月6日	職員が住所地に臨戸したが空家となっており、債務者は不在であった。
平成21年3月17日	職員が債務者の立回り先に赴き、債務者と面談。支払を求めたものの、債務者は、多額の負債があることや体調不良（過去に脳梗塞を発症している。）で働けないなどと申し立て、分納の約束はされなかった。
平成22年9月15日	職員が債務者の自宅に臨戸し面談。債務者に支払を求めたものの、借金が多く支払は困難との回答。債務者から、交通事故のために近く刑務所に収監される予定と伝えられる。
平成24年2月9日	職員が債務者の住所地及び債務者が経営していた会社住所地に臨戸したものの、債務者は不在であった。
平成24年2月14日	債務者に架電するも、使われていない番号となっていた。債務者の親族に連絡するも、債務者の連絡先は判明せず。債務者の自宅住所と会社所在地に臨戸するも、いずれも不在。
平成24年2月19日	債務者の会社所在地に臨戸し、債務者と面談。債務者に支払を求めたものの、資力がないとして分割払いも拒否された。
平成24年11月16日	債務者の住所地に臨戸し、債務者と面談。分納誓約書の提出を求めたところ、毎月1000円以上の支払を約する分の誓約書が提出された。

② 債務者Bについて

平成21年2月6日	職員が債務者の住所地に臨戸するも、債務者は不在。
平成22年2月8日	職員が債務者の住所地に臨戸するも不在。
平成22年9月15日	職員が債務者の住所地に臨戸したところ、債務者は不在。敷地内に外国人らしき者がいたため、同人から債務者の電話番号を聴取。聴取した電話番号に架電したが、応答はなし。
平成24年2月27日	職員が債務者の住所地に臨戸したところ、債務者は不在であった。職員が債務者に架電したところ、応答があった。債務者に面談を求めたところ拒否されたが、毎月3000円を分納するとの約束を取り付けた。後日、債務者から平成24年3月30日付の分納誓約書が提出された。

(5) 分割納付の実施状況

① 債務者A

平成24年11月16日付で、滞納額849万7297円（当時）に対し、毎月1000円以上を納付する旨の納付誓約書が提出されている。その後、平成24年度中に6000円、平成25年度中に2万4000円、平成26年度中に4000円、平成27年度中に1万円が納付されている。

② 債務者B

平成24年3月30日付で、滞納額568万9385円（当時）に対し、毎月3000円以上を納付する旨の納付誓約書が提出された。平成24年度中に1万5000円、平成25年度中に3000円が納付されたが、平成26年度及び平成27年度の納付はない。

(6) 消滅時効の管理

債務者2名から納付誓約書の提出を受けており、時効管理上の問題はない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対

する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 滞納処分の不実施

本債権は、国税滞納処分の例により強制徴収をすることができる公債権である。第2款において指摘したとおり、納期限までに納付がなければ、原則として財産調査を実施し、滞納処分の可能な財産があれば滞納処分を実施すべきである。本債権の債務者2名に対しては、滞納処分を前提とした収入・財産調査が行われており、財産調査は適切に実施されている。しかしながら、財産調査を行った結果、債務者Aについては、金融機関に対する預貯金債権と出資金債権や農業委員報酬の存在が確認されたにもかかわらず、これらの財産に対する差押えが実施されていない。債務者が金融機関に対して負っている負債の額が債務者の預貯金債権や出資金債権の額を上回っている場合、金融機関が預貯金債権等と債務者に対する貸付金債権等を相殺してしまうため、滞納処分による回収はできないが、債務者Aについては1行を除き金融機関に対する負債はない。金融機関からの相殺が予想されるものを除いたとしても、平成20年7月の調査で判明した預金債権等について滞納処分を実施していれば約27万円、平成24年8月の調査で判明した預貯金債権等について滞納処分を実施していれば約77万円の債権が回収できたはずである。このように、滞納処分の可能な財産が発見されているにもかかわらず滞納処分を実施していない点は不適切である。特に、預貯金債権などの流動性の高い財産については、速やかに滞納処分を実施しないと散逸するおそれが高いため、調査により存在が確認され次第、速やかに滞納処分を実施すべきであった。今後、財産調査によって財産が発見された際は、速やかに滞納処分を実施すべきである。

2 無資力に対する徴収の継続

債務者Aは、高齢で健康状態も悪く（債務者の弁によれば、以前脳梗塞を発症し、現在も通院中とのことである）、現在の収入は、ほぼ年金収入のみである。同債務者は、月1000円以上の納付誓約をしているものの、支払は不安定であり、平成27年度末までの回収額はわずか4万4000円にとどまっている。仮に、現在までの存在が判明している財産につき滞納処分を実施した上で、その後、分納が継続

されたとしても（平成27年度中の納付は合計1万円）、800万円を超える滞納金が完納されることはほぼ見込めないと考えられる。また、債務者Bは、稼働しているようであるが、その収入は自身の生活を維持するのがやっとというレベルである。同債務者は月3000円以上の納付を誓約しているものの、支払は一定しておらず、平成26年度及び平成27年度の支払は皆無であることから、500万円を超える滞納金を完済することはほぼ見込めないと考えられる。

このように、両債務者とも無資力に近い状態であるにもかかわらず、職員が多大な労力をかけてまで少額ずつの債権回収を続けることは、費用対効果の観点からは問題がある。債務者から行政代執行費用の回収を行うようにできる限りの努力をすることは必要なことではあるが、回収にかかる費用や労力に見合った成果が得られているとは言い難く、このまま債務者に対する回収を続けることは妥当とは言い難い。そのため、本債権についても滞納処分の執行停止を検討すべきである。

第6 意見

意見はない。

第4款 海岸保全区域を不法占有していた海の家業者に対する損害金（債権 番号71）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は民法である。

2 債権の性質

本債権は民法上の不当利得返還請求権であり、私債権である。

3 制度の概要

本債権も第3款で触れた海の家への撤去に関連して発生した債権である。県が海の家事業者に対する海岸保全区域の占有許可の運用方針を変更した後、海岸保全区域の占有許可期間の期限が経過し、新たな占有許可がないまま海岸保全区域を不法占有していた海の家事業者があった。海岸保全区域の占有許可がないまま海岸保全区域を占有した場合、あくまで不法占有であるため、海岸保全区域使用料は発生しないが、当該不法占有者は、適法に占有許可を取得した場合に本来支払うべき海岸保全区域使用料を免れるという利得を得ている一方、海岸管理者である県は、本来得られていたはずの海岸保全区域使用料を得られないという損失が発生することになるため、県は、不法占有者に対する海岸保全区域使用料相当額の不当利得返還請求権を取得することになる（民法703条）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末時点の債権は9件（債務者の実数は4名）、滞納額合計は111万9260円である。債権の概要は次のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額 (円)	平成27年度 末までの回 収額 (円)	平成27年 度末の未 収額 (円)
債務者A	山武	平成15年度	326,340	0	326,340
債務者B	山武	平成15年度	189,000	0	189,000
債務者C	山武	平成16年度	403,200	50,000	353,200
債務者C	山武	平成15年度	300,720	50,000	250,720

2 未収金の推移等

平成20年度以降の調定額、収入済額、未収額等の推移は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	1,805,160	1,805,160	1,555,160	1,517,040	1,467,040	1,157,040	1,119,260	1,119,260
収入済額		250,000	38,120	50,000	310,000	37,780		
不納欠損								
未収額	1,805,160	1,555,160	1,517,040	1,467,040	1,157,040	1,119,260	1,119,260	1,119,260

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

河川環境課所管の他の債権と同様、土木事務所が管理をしている。本債権は、いずれも山武土木事務所が管理しているものである。

(2) マニュアルの有無

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に、河川環境課作成の3つのマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

いずれの債務者についても法的手続きは執られておらず、差押えは行われていない。

(2) 財産調査の実施状況等

いずれの債務者についても財産調査は行われていない。

(3) 分割納付の実施状況

債務者4名のうち、債務者A及び債務者Bは、後述の強制執行費用を分納しており、本債権の分納は全くしていない。債務者Cは、平成24年1月23日付の分納誓約書を提出し、平成24年度中に5万円を分納したが、その後平成27年度末まで分納をしていない。債務者Dは、平成24年1月22日付で分納誓約書を提出し、平成23年度中に合計1万円、平成24年度中に合計4万円を分納したが、その後は分納をしていない。債務者Dについては、平成28年度に入ってから職員が調査したところ、平成27年1月から生活保護受給中であったことが判明している。

(4) 消滅時効の管理

9件すべての簿冊の滞納整理票において、納入通知書の発行日と納期限、督促状の発効日と納期限、分割納付の有無等の記載が欠落しており、消滅時効の起算点などが一見して把握できる状態にはなっていない。また、滞納のある9件の債権のうちの6件については、分納誓約書が提出されているものの、残りの3件については分納誓約書が提出されておらず、時効中断の措置が執られていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 自治法施行令の定める手続の実施が不十分

本債権は私債権であるため、自治法施行令の規定に従い、督促後も完納されない場合は、訴訟等の措置を執るか（自治法施行令171条の2第3号）、徴収停止（同171条の5）又は履行延期の特約（同171条の6）を行う必要がある。しかるに、滞納者に対する法的措置は執られておらず、履行延期の特約の前提となる財産調査等も不十分であるため、自治法施行令の規定に照らして十分な対応が執られているとは言えない。債務者に対する財産調査等を実施し、法的手続による回収の見込みがあると判断されたならば法的手続を執り、回収の見込みがないと判断されたな

らば徴収停止、履行延期の特約又は債権放棄等の手続を執ることを検討すべきである。

2 時効中断措置の不実施

4名の債務者のうち2名（債務者A及び債務者B）の債務者については、本債権についての納付誓約書が提出されていない。当該2名の債務者に対する本損害金債権は、平成15年度中に調定されたものであるから、平成27年度末までには10年間の消滅時効が完成してしまっている。当該2名の債務者は、第5款（後述）の強制執行費用の債務者でもあり、強制執行費用の債務についての納付誓約書は提出されているのであるから、本債権について納付誓約書の提出を求めることが困難であったとは考え難く、適切な時効管理を怠ったものと言わざるを得ない。今後、他の債務者らに対する債権の管理を行う上では、時効中断をすべき債権に漏れがないよう、適切に管理を行うべきである。

第6 意見

1 回収困難な債務者に対する債権放棄を含めた措置の検討

2名の債務者からは、平成20年度から平成27年度までの回収額はいずれも5万円ずつにとどまっており、他の2名の債務者からは全く回収ができていない状況である。いずれの債務者も経済的に困窮しているものと推測され、このまま債権管理を継続したとしても、債権管理にかかるコストに見合った成果をあげることは期待しがたいと思われる。このような回収が著しく困難な経済的困窮者からの徴収を継続することは不適當であるため、債務者の財産調査を実施し、財産がないことが判明した債務者については、債権放棄を検討されたい。

第5款 債権譲渡を受けた債権の行使（海の家撤去に係る強制執行・債権番号72）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、民法及び民事執行法である。

2 債権の性質

本債権は、民事執行法42条1項により債務者の負担とされている執行費用の債権である。実体法上の根拠は、弁済のための費用を債務者の負担とする民法485条に求められるため、本債権は私債権である。

3 債権の内容

本債権は、海の家運営業者に対する強制撤去に際して発生した債権である。第4款で記述したとおり、当初は、海岸区域の土地所有者である国が民事手続により海の家運営業者の設備の撤去を図っていた。国が民事執行法に基づき強制執行を行うに当たり、国は強制執行費用を負担しないこととなったため、県が国に代わって強制執行費用を支出することとし、その代わりに、国が強制執行の結果、海の家運営業者（債務者）に対して取得した強制執行費用債権を、県に対して譲渡することとされたものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末時点における滞納件数は3件、滞納額合計は454万6800円である。ただし、滞納者のうち1名は死亡したため徴収停止の措置が執られている。平成27年度末時点において滞納のある2件（執行停止中の1件を除く。）の未収債権の概要は次のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額 (円)	平成27年 度末までの 回収額 (円)	平成27年 度末の未 収額 (円)
債務者A	山武	平成19年度	5,302,500	1,840,000	3,462,500
債務者B	山武	平成19年度	675,150	119,000	556,150

2 未収金の推移等

平成20年度以降の調定額、収入済額、未収額等は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	6,505,800	6,270,800	6,018,800	5,786,800	5,534,800	5,282,800	5,030,800	4,778,800
収入済額	235,000	252,000	232,000	252,000	252,000	252,000	252,000	232,000
不納欠損								
未収額	6,270,800	6,018,800	5,786,800	5,534,800	5,282,800	5,030,800	4,778,800	4,546,800

第3 管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

本債権の債務者2名は、いずれも第4款の債権（海岸保全区域を不法占有していた海の家の一の事業者に対する損害金）の債務者でもあり、同債権と併せて山武土木事務所において管理されている。

(2) マニュアルの有無

河川環境課所管の他の債権と同様、河川環境課作成のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

本債権は、国が債務者らに対して債務名義を取得した後、県が国から債権譲渡を受けたものであるため、すでに債務名義を取得した状態となっている。本債権の債務者らは分納を継続しているため、債務者の財産に対する差押えは実施されていない。

(2) 財産調査の実施状況等

いずれの債務者に対しても財産調査は実施されていない。

(3) 徴収停止の実施状況

債務者のうち1名は平成24年度中に死亡している。当該債務者の子は全員相続放棄をしており、両親もすでに死亡していたことから、平成25年3月13日付で徴収停止の措置が執られている。

(4) 分割納付の実施状況

① 債務者A

平成20年5月30日付で、滞納額530万2500円（当時）に対し、毎月2万円以上を納付する旨の分納誓約書が提出されている。誓約書提出後は、毎月2万円ずつの分納が継続されている。

② 債務者B

平成20年3月19日付で、滞納額67万5150円（当時）に対し、毎月1000円以上を納付する旨の分納誓約書が提出されている。誓約書提出後は、毎月1000円ずつの分納が継続されている。

(5) 消滅時効の管理

徴収停止中の債務者を除く2名の債務者からは納付誓約書が提出され、分納が継続されているため、時効管理上の問題はない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成している債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 相続人の調査が不十分なまま徴収停止を実施

自治法施行令171条の5は、強制徴収が可能な債権を除く債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、

以後その保全及び取立てをしないことができると規定している。同条2号は、「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」と規定しており、債務者が死亡した場合において、相続人の存在が明らかでなく、かつ、相続財産の存在も明らかでないような場合には、同号に該当し、徴収停止の措置が可能と解される。

徴収停止中の債権については、債務者の法定相続人のうち、第1順位の相続人(子)については全員相続放棄をしており、第2順位の相続人(直系尊属)についてはすでに死亡している。そうすると、債務者には兄弟姉妹がいるため、第3順位の相続人(兄弟姉妹)に相続権が生じるが、債務者の兄弟姉妹について相続放棄の有無の調査がされていない。もし、兄弟姉妹のうち一人でも債務者の財産を相続した者がいるのであれば、当該相続人に対する請求が可能となるので、徴収停止の要件を直ちには満たさないことになる。そのため、第3順位の相続人について、相続放棄の有無を調査しないまま徴収停止の決議をしてしまったことは不適切である。徴収停止を一度解除した上で、改めて第3順位の相続人について相続放棄の有無を確認し、全員相続放棄をしているのであれば再度徴収停止の議決をし、相続をした者がいるのであれば、当該相続人に対して請求を行うべきである。

2 財産調査が不十分

債務者らに対する財産調査を行っていないことが問題である。自治法施行令171条の2第2号は、徴収停止(自治法施行令171条の5)又は履行延期の特約(同171条の6)の措置を執る場合を除き、債務名義のある債権については強制執行の手続を行わなければならないと規定している。債務者が分納誓約をして約束どおりに分納をしている場合であっても、債務者による一方的な分納誓約は履行延期の特約ではないので、滞納が生じている以上は強制執行を行うことが原則である。したがって、徴収停止又は履行延期の特約をすることなく、強制執行の措置も執っていない現状は、自治法施行令の規定に照らし、十分な措置が執られているとは言えない。本債権は私債権であるため、財産調査ができる範囲は限られるが、不動産登記事項を調査することや、債務者の協力を得て、債務者の収入や預貯金を調査することができないわけではない。可能な範囲での財産・収入調査を行い、強制執行が可能な財産があるのであれば強制執行を行い、強制執行を行うべき財産がな

いのであれば履行延期の特約の利用の有無を検討し、履行延期の特約を行うことが可能であれば、履行延期の特約を締結すべきである。

第6 意見

意見はない。

第6款 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律8条による行政代執行費用（債権番号73）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、行政代執行法及び国税徴収法である。

2 債権の性質

本債権は、行政庁が行政代執行に要した費用の支払を義務者に命じることにより発生するものであり（行政代執行法5条）、国税滞納処分の例によって徴収することができるため（行政代執行法6条1項）、強制徴収公債権である。

3 債権の内容

本債権の滞納件数は1件である。債務者は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を所有していた者であるが、平成6年3月、当該土地を宅地として開発するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）7条の規定により、制限行為の許可を受けた。その後、債務者が資金難に陥ったことを理由に途中で工事を中断し、現場を放置したため、現場から土砂の流出および斜面の一部が崩落するなど危険な状態となった。君津土木事務所長は、債務者に対し、工事の完成と危険個所の除去工事を実施するよう指導したが、債務者は危険の除去措置を実施しなかった。そこで、君津土木事務所長は、急傾斜地法8条に基づき、危険個所の除去工事を命じたものの、債務者は危険個所の除去工事を実施しなかったため、平成8年12月、君津土木事務所長が、行政代執行法2条に基づいて債務者に代わり、危険個所の除去工事を実施した。平成9年3月、君津土木事務所長から債務者に対し、危険個所の除去工事の行政代執行費用の納付命令（行政代執行5条）が行われたものの、納期限までに全額の納付がなされず、未収金が発生したものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末における滞納者は1名、滞納額は547万1060円である。

2 未収金の推移等

本件の未収金の調定年度は平成8年度、当初調定額は659万4060円、平成27年度末までの回収額は112万3000円である。平成20年度以降の回収額等は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	5,614,060	5,554,060	5,554,060	5,549,060	5,539,060	5,519,060	5,514,060	5,494,060
収入済額	60,000		5,000	10,000	20,000	5,000	20,000	23,000
不納欠損								
未収額	5,554,060	5,554,060	5,549,060	5,539,060	5,519,060	5,514,060	5,494,060	5,471,060

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

本債権は、君津土木事務所の管内における行政代執行により発生したものであるため、君津土木事務所の職員が管理を担当している。

(2) マニュアルの有無

河川環境課所管の他の債権と同様、河川環境課作成のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

平成21年10月に債務者所有の不動産(本件の行政代執行の対象となった土地)の債務者の持分(1297分の1257)につき、差押えを行っている。しかし、平成24年3月に複数の地元不動産業者に照会して換価価値を調査したところ、当該土地には換価価値がないことが判明したため、その後公売処分まで進んでおらず、本監査実施時まで差押えを継続した状態のままである。

(2) 財産調査の実施状況等

預貯金の調査としては、債務者の住所地周辺の金融機関につき、平成21年2月に1行、平成24年8月に4行に、それぞれ預貯金残高等照会を行ったが、いずれの金融機関とも取引がないことが判明している。不動産の調査としては、平成21年3月と平成24年11月に、当時の債務者の住所地の不動産の登記事項を調査したが、いずれも第三者名義であることが判明している。平成24年6月には、都税

事務所に対し、債務者名義の固定資産の照会を行ったが、回答を拒否されている。そのほか、平成25年5月には、債務者の居住自治体に対し、行政代執行法6条の規定に基づく税務情報の照会をした場合に回答が得られるか否かを問い合わせたが、回答しないと回答されている。また、平成21年2月、債務者の居住自治体に、生活保護受給の有無を照会したところ、生活保護は受給していないことが判明している。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

滞納処分の執行停止は実施されていない。

(4) 分割納付の実施状況等

平成9年5月に債務者から毎月5万円ずつ分納する旨の誓約書が提出され、平成9年度中に7万円、平成12年3月に1万円、平成12年5月から平成20年10月までは、概ね毎月1万円ずつ分納されていたが、平成20年11月以降分納が途絶え、平成21年度中には一度も分納がなかった。平成22年11月、県の職員が債務者宅を訪問し、債務者に毎月5000円ずつの分納をするとの約束をさせたが、その後、債務者から不定期に3000円ないし1万円ずつの分納がなされている(平成22年度に5000円、平成23年度に1万円、平成24年度に2万円、平成25年度に5000円、平成26年度に2万円、平成27年度に2万3000円)。平成21年度以降、県は、債務者に対し、文書で催告を行うとともに、債務者宅を訪問して弁済を請求しているが、債務者は資力が乏しい(パート勤務で月収12万円程度)ため、上記のとおり少額の回収にとどまっている。

(5) 消滅時効の管理

平成9年5月に分納誓約書の提出を受け、以後、断続的に分納が続いており、時効管理上の問題はない。

(6) 身分関係の調査

平成21年度に、債務者の相続人を確定するためとして、債務者や債務者の親族の戸籍・除籍謄本等を公用請求により取得している。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の

管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 滞納処分の執行停止の不実施

平成22年9月の段階では、将来的に差押不動産について換価価値がないと判断されれば、差押えの解除と滞納処分の執行停止を実施していくことを予定し、その後換価価値がないと判明したにもかかわらず、差押えの解除と滞納処分の執行停止は行われていない。県は、債務者が少額ながらも年に数回の分納を継続している以上は滞納処分の執行停止を行わないという方針をとっており、君津土木事務所もその方針に従い、滞納処分の執行停止を実施していないが、本件の債務者については、財産・収入調査を行った上で、債務者に換価可能な資産がなく、収入も乏しいことが判明しているのであるから、このような債務者についてまで、少額の弁済が継続していることを理由に滞納処分の執行停止を行わないという県の方針は妥当とは思われない。平成27年度中には、職員が、東京都内にある債務者の自宅を3度訪問したものの、債務者から回収できた金額は合計2万3000円にとどまっている。収入が乏しく、差押え可能な財産もない債務者に対して回収を継続することは、職員に過大な業務上の負担を課すものであるばかりでなく、かえって徴収にかかる費用の増大を招くことにもなりかねない。そのため、本件の債務者についても滞納処分の執行停止の適否を検討すべきである。

2 存命中の債務者の推定相続人を調査するために戸籍謄本等を公用請求

債務者は存命中であるにもかかわらず、戸籍謄本等を公用で請求し、債務者の推定相続人の調査をしている。債務者が既に死亡しているのであれば、債務者の相続人に対して請求するために債務者の相続人を調査することは必要であるといえるが、債務者が存命であれば債務者の推定相続人に支払を請求することはできないのであるから、債権の管理にあたって、推定相続人を調査することが必要であるとはいえない。県は、調査の理由につき、債務者が高齢（本監査実施時で75歳）であることから、相続発生時の債権管理事務に混乱が生じることを避けるためにあらかじめ

調査を行ったと説明している。しかしながら、債務者の存命中から時効管理等の処理を適切に行っていれば、債務者が死亡した段階で相続人を調査すれば足りるのであり、必ずしも債務者の存命中から調査をしておく必要はない。そうすると、存命中の債務者につき、推定相続人を調査する目的で戸籍謄本等を取得することは、「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合」（戸籍法10条の2第2項）には該当しないと思われるため、このような調査の適法性には疑義がある。戸籍謄本等の公用請求をする場合には、法律上の要件を十分に検討した上で行うよう留意すべきである。

第6 意見

1 職員の滞納処分に関する知識の充実を図る必要性

滞納処分によって差し押さえた財産は、原則として、県が自ら公売を行うことによって換価し、売却代金を滞納債権に充当するものである(国税徴収法94条以下)。ところが、河川環境課の職員から土木事務所の職員宛に行われた連絡の中に、国税徴収法の規定に基づいて差し押さえた不動産について、裁判所に強制執行手続を申し立てるものと誤解していたのではないかと思われる記述が見られた。滞納処分によって債権回収を行うことがある以上、関係職員は国税滞納処分の手続を十分理解している必要がある。また、平成21年10月に債務者の所有不動産の差押えを実施した後、平成24年3月に差押不動産の換価価値の調査が実施されるまでに約2年半もの期間を要しており、迅速に手続が進められているとは言い難い。また、河川環境課で使用しているマニュアルには、差し押さえた不動産を公売処分によって換価すべき旨の記載があるものの、差押えを実行した後、実際にどのように換価価値の調査を行い、公売処分を進めていくのかについて具体的な記載がないため、実際に公売処分を行ったことがない職員が、当該マニュアルに基づいて公売処分の手続を実施するのは非常に困難ではないかと思われる。手続に不慣れな職員が実際に手続を実施する際に戸惑うことがないように、職員に対する研修やマニュアルの記載内容をさらに充実させていくことが望ましい。

第7款 河川法67条による原因者負担金（債権番号74）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、河川法、地方税法及び国税徴収法である。

2 債権の性質

河川管理施設の損傷や河川の水質汚濁事故などが発生した場合に、河川管理者が、その原因を生じさせた者（原因者）に対し、復旧に要する費用の支払を命じることにより発生するものであり（河川法67条）、地方税の滞納処分为例により徴収することができる強制徴収公債権である（河川法74条3項）。

3 債権の内容

(1) 債務者A社

平成14年9月5日、債務者A社（法人）が操業する工場から染料が河川に流出する事故が発生した。東葛飾土木事務所が汚染を除去する措置を行い、その後、平成15年2月3日付で土木事務所長が当該措置に生じた費用を、流出事故を発生させた債務者A社に対して負担を命じたものである。なお、債務者A社は、平成2年の商法改正において最低資本金制度が導入された際、資本金の額が1000万円未満であったところ、資本金の額を1000万円以上とする変更の登記も有限会社等への組織変更の登記もしなかったため、平成2年法律64号附則6条1項の規定により、平成8年6月1日に解散したものとみなされ、平成8年6月3日にその旨の登記がなされている。そのため、原因者負担金の納付命令が出された時点でA社は清算株式会社となっていたが、A社の工場はみなし解散後も従前どおり稼働しており、本監査実施時においても稼働している。

(2) 債務者B

平成26年6月25日、河川に不法係留されていたプレジャーボートからオイル漏れが確認され、土木事務所が汚染の拡大防止措置を執った。当該プレジャーボートの所有者に対し、汚染の拡大防止措置に要した費用の負担を命じたものである。

(3) 債務者C

債務者Bと同様、平成26年7月14日、河川に不法係留されていたプレジャーボートからオイル漏れが確認されたため、土木事務所が汚染の拡大防止措置をとり、

プレジャーボートの所有者に対し、汚染の拡大防止措置に要した費用の負担を命じたものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末における滞納者数は3名、滞納額は106万4550円である。
各債務者の調定額、回収額、未収額は以下のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額(円)	平成27年度末までの回収額(円)	平成27年度末の未収額(円)
債務者A	東葛飾	平成14年度	687,750	660,000	27,750
債務者B	千葉	平成26年度	604,800	0	604,800
債務者C	千葉	平成26年度	432,000	0	432,000

2 未収金の推移等

平成20年度以降の調定額、収入済額、未収額等は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	227,750	127,750	117,750	97,750	87,750	57,750	1,084,550	1,074,550
収入済額	100,000	10,000	20,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
不納欠損								
未収額	127,750	117,750	97,750	87,750	57,750	47,750	1,074,550	1,064,550

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

各土木事務所の長が、県知事から河川管理の権限の委任を受けているため、土木事務所の職員が、管内の河川に関して発生した原因者負担金の債権管理を担当している。

(2) マニュアルの有無

河川環境課所管の他の債権と同様、河川環境課作成のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

いずれの債権についても差押えは行われていない。

(2) 財産調査の実施状況等

① 債務者A社について

平成21年12月に債務者の法人登記上の本店所在地及び工場の所在地の不動産登記事項を確認している。本店所在地の不動産は債務者の代表者個人名義となっており、工場所在地の不動産は他人名義であった。また、金融機関に対する預貯金等の照会も行われていない。

② 債務者B・債務者Cについて

財産調査は行われていない。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

滞納処分の執行停止は実施されていない。

(4) 分割納付の実施状況等

① 債務者A社について

当初の納期限は平成15年2月3日であったが、債務者から分納の申し出があったため、同年2月から9月までの7回払いでの分納が認められた。しかし、債務者からは約束どおりの分納がなされなかったため、土木事務所から債務者に対し、繰り返し電話や文書催告、臨戸訪問等により支払を促す措置を執っている。その結果、平成16年度から平成27年度までの間に、不定期ながら1万円ないし6万円の納付があり、平成27年度末までに合計66万円が回収された。

平成22年度以降、土木事務所から債務者宛てに送付される文書の宛名が、債務者であるA社宛ではなくA社の代表者個人名になっている。また、平成23年11月以降、納入者住所氏名欄に、A社の工場所在地の住所と代表者個人の氏名が記載された納付書が、債務者の代表者宛に送付されるようになっている。その結果、平成23年度以降は、代表者個人の氏名が記載された納付書で納付がなされるようになっている。

② 債務者B・債務者Cについて

債務者兩名に対し、平成26年12月8日付で原因者負担金の納付命令がなされたが、いずれも納期限内に納付がなかった。平成27年1月23日に督促状が送付されたが、その後も納付はされず、土木事務所職員が債務者に対し、電話連絡、自宅訪問を行って納付を促しているものの、平成27年度末までに納付は一切されていない。

(5) 消滅時効の管理

東葛飾土木事務所の管理にかかる1件については、断続的に分納が続いており、時効管理上の問題はない。また、千葉土木事務所の債権2件については、平成26年度に発生したものであり、消滅時効の完成まで期間があるため、時効管理上の問題はない。なお、千葉土木事務所の債権2件（債務者B及び債務者C）の債権管理用簿冊には滞納整理票がつづられておらず、時効管理に必要な情報が見やすい形式で整理されていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 法人に対する債権を代表者個人に請求

染料流出事故の原因者負担金の納付命令は、工場を稼働させていた法人であるA社のみを対象として行われているため、法人であるA社のみが債務者であり、A社の代表者個人は債務者ではない。この点は、たとえ原因者負担金の納付命令が行われた当時、すでにA社が解散していたとしても同様である。ところが、平成21年12月に、徴収担当者がA社の法人登記事項を確認した際、A社が平成8年6月1日付で解散した旨の登記がされていることが判明したことを契機に、平成22年度以降は、A社ではなく、A社の代表者個人名を宛名とした文書が送付されるようになり、平成23年11月以降は、住所氏名欄に代表者個人の氏名が記載された納付

書が送付されるようになっている。その結果、平成23年11月以降は、A社の代表者個人の氏名が記載された納付書で分納がなされている。このような請求方法は、債務者ではないA社の代表者個人に対して支払を請求しているものと見ざるを得ないため、不適法である。

A社は、平成8年にみなし解散となり、染料流出事故が起きた当時は清算法人として存続していたものであるが、みなし解散後染料流出事故が起きた当時まで、従前と変わらず工場を稼働させていたものであるから、法人の活動として工場の操業を行っていたものとみることができる。したがって、染料流出事故の原因者をA社と認定し、A社を対象として原因者負担金の納付命令を行った県の判断に問題はないと思われる。もっとも、清算会社であるA社は、清算の目的の範囲内においてのみ存続していたものであるから、A社に対する原因者負担金の納付命令が有効に成立しうるのかという疑問が生じないではない。しかしながら、法人が当該法人の目的の範囲を超えて不法行為を行った場合に不法行為責任が認められていることからすれば、清算の目的を逸脱して工場を操業し、流出事故を発生させたA社には、原因者負担金の支払を命じることができるものと解される。したがって、A社宛ての原因者負担金の納付命令が有効に成立していることを前提として、代表者個人宛とみられる請求等は中止し、法人であるA社宛てであることを明確にした請求に改めるべきである。

2 財産調査が不十分

本債権は強制徴収公債権である。したがって、他の款でも指摘したように、督促状で指定した期限を経過しても納付がない場合には、原則として、滞納処分を前提とした措置を執るべきである。

債務者A社に対しては、不動産登記事項の確認がなされているものの、金融機関に対する預貯金等の照会が行われていない。営業中の法人であれば、預貯金口座を有している可能性が高く、金融機関に対する預貯金債権が存在することが判明したならば、滞納処分を実施することにより債権を回収することができるのであるから、預貯金の調査は最優先で実施すべきである。また、債務者A社の工場が稼働を続けていることから、取引先に対する製品の売掛金債権が存在することが予想されるところ、所轄の税務署で債務者A社の確定申告書を閲覧することで取引先が判明する

こともある。これらの必要と思われる財産調査を行っていない点は適切とは言えない。債務者B及び債務者Cについては、原因者負担金の支払命令がなされて1年以上の期間、一切の支払がなく、分納誓約書の提出もなされない状況が継続しているにもかかわらず、滞納処分を前提とした財産調査が全く行われていない。

いずれの債務者に対しても、財産調査の実施が不十分であるため、速やかに各債務者に対する財産調査を実施し、滞納処分が可能な財産が見付かった場合は滞納処分を行うなど、滞納の解消に向けた措置を執るべきである。

第6 意見

1 法人の責任と個人の責任の峻別

債務者A社に関連し、平成21年11月に河川環境課の職員と東葛飾土木事務所の職員が原因者負担金の債権管理について協議した際の資料には、河川環境課の職員が土木事務所の職員に対し、法人の役員も連帯責任を負うことを前提として、個人の財産調査を行うよう指示している内容が記録されている。前記のとおり、法人のみに対して原因者負担金の納付を命じられた場合、法人の役員個人は支払義務を負うものではないのであるから、県職員の上記認識は誤りである。実際には代表者個人の財産調査を行うために、地方税法に基づく財産調査権が行使された形跡はないが、仮に、代表者個人の財産を調査するために地方税法に基づく調査を行ってしまうと、違法な調査となってしまうため、債権管理に携わる職員においては、法人と個人の責任を混同することが無いよう十分注意を払う必要がある。

第2章 住宅課

第1節 県営住宅管理班

第1款 県営住宅駐車場使用料（債権番号83）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、公営住宅法、公営住宅法施行令、千葉県県営住宅設置管理条例、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則、民法、千葉県県営住宅駐車場の管理に関する事務取扱要領である。

駐車場の無償使用については、千葉県県営住宅敷地内自動車保管場所に関する取扱要綱である。

2 法的性質

県営住宅の利用は賃貸借契約類似の関係であり、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用がある（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）こと、「公営住宅利用の法律関係は私法上の賃貸借関係にほかならないと解するのが相当である」（大阪地方裁判所昭和34年9月8日判決・下級裁判所民事裁判例集10巻9号1916頁）ことから、私債権である。

3 債権の内容

県営住宅入居者が、当該県営住宅に設置された駐車場も使用する場合の対価である。駐車場を使用することができるのは、県営住宅の入居者又は許可された同居者で、自ら駐車場を使用する者である。

1台当たりの月額使用料は、県営住宅の設置されている地域によるが、1500円（富津）～8500円（浦安堀江）である。

県営住宅全144団地のうち、有料駐車場が設置されているのは43団地である（平成28年度）。

県営住宅内における有料駐車場は全6544区画あり、実際に使用されているのは4156区画である（平成28年4月1日現在）。なお、無償の駐車場は約8800区画あり、実際に使用されている区画数は不明である。

許可台数は原則として1世帯につき1台であり、入居者本人とは別に、同居の親

族が所有する自動車の駐車を許可することもある。その場合、同じ世帯であっても債権としては複数成立する。

4 保証人の有無

県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）において、原則として連帯保証人を1人付けるため、県営住宅家賃（使用料）の連帯保証人が本債権も保証債務を負担する。

第2 未収金の概要

1 件数及び金額

平成27年度末の未収債権数は630件、未収額は1804万5800円である。

2 未収金の発生

駐車場使用の対価として発生した使用料を期限内に支払わない場合に未収金となる。

3 県営住宅家賃（使用料）との関連

住宅と駐車場を双方使用している県民のうち、①双方とも滞納していない、②家賃のみ滞納している、③駐車場使用料のみ滞納している、④双方滞納している、の割合は、①83.8%、②2.7%、③3.3%、④10.2%である。

4 未収金の推移、状況

平成26年度末は636件、1731万円である。

このことから、件数は減ったものの、未収額は増加している。

また、平成26年度末の未収額は同25年度末から34万9000円の減少であったため、一貫して増加しているわけではない。

第3 債権管理の実態

1 債権の管理体制

(1) 債権の発生

千葉県県営住宅設置管理条例33条の9の許可を受けた使用者が、同条例33条の11により、使用料を納付する。

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、住宅課であり、県営住宅管理班の6人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表（平成27年度）によると、県営住宅管理班において分掌事務が「県営住宅使用料（住宅・駐車場）の調定・収納・決算に関すること」「駐車場使用許可及び使用料の徴収に関すること」となっている職員が各1人、「駐車場の有料化に関すること」となっている職員が3人である。

駐車場使用許可取消し後の措置等は、管理代行により千葉県住宅供給公社が行っている。また、使用希望者の窓口は各団地の自治会が担っており、自治会に申し込む仕組みになっている。それによって自治会に対しては、駐車場1区画当たり毎月206円の委託料を支払っている。

(3) マニュアル

駐車場特有のマニュアルはない。

担当課ヒアリングから、県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）のマニュアルを参考にしていると考えられる。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

県営住宅入居者に対し、収入申告をさせている。

収入申告において職業、収入、家族構成を把握し、裏付けとして所得（課税）証明書又は非課税証明書（義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの）を同封することとしている。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

県営住宅家賃と駐車場使用料との双方を滞納している債務者については、県営住宅家賃と併せて徴収員による臨戸等を実施して回収を図ることとしている。

(5) 分割納付

納付誓約書の作成によって分納誓約させているケースが存在する。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無

連帯保証人を原則として1人付けているものの、請求はしていない。

(7) 支払督促・訴訟提起

いずれもなされていない。

(8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）

上記(5)の分割納付の他には、特に執られていない。

月ごとの支払期限から5年間行使しないことにより、消滅時効が完成する（民法169条）。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課から説明を受け、質疑応答をした。

2 資料閲覧

主務課作成の債権管理簿を閲覧すると共に、千葉県住宅供給公社作成の債権管理簿を閲覧した。

3 千葉県住宅供給公社への関係人調査

主務課職員からの聴取や、使用許可取消し後の措置に関する資料を閲覧した。

第5 指摘事項

1 不納欠損について

(1) 指摘

① 平成27年度の不納欠損額

61万9500円

② 不納欠損にした債権の事情

名義人の死亡、破産による免責決定、行方不明、再三の催告等によっても徴収ができず弁済の見込みがないと認められ、かつ民法が規定する時効期間（5年又は10年）が到来しているもの。

③ 上記②の事情には、不納欠損処理できないものが含まれている。

そのため、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

今後の不納欠損処理について、要件を精査されたい。

(2) 理由

① 不納欠損について

不納欠損処理は、債権が消滅したときに債権の管理から外すための会計措置であり、債権消滅の効力を持たない。

② 不納欠損処理ができる場合

私債権において不納欠損処理ができるのは、債務者からの時効の援用により時効消滅した場合や権利の放棄について議会の議決を受けた場合、法令の規定により債務を免除した場合、債務者が死亡し、調査を経て相続人が不存在で相続財産もないことが判明した場合等である(調布市裁判執行債権管理ガイドブック(調布市HP)、「アカデミア」(市町村アカデミーの機関誌) v o l . 1 1 2 p 3 1 等)。

③ 上記の事情では、債権が消滅していない。そのため、不納欠損処理をせずに回収を図るか、回収をしない場合は債権放棄(自治法96条1項10号)を経て不納欠損処理をすべきであった。

2 連帯保証人について

(1) 指摘

連帯保証人に履行を請求しておらず、請求しないことに対する特段の理由はない。

これは自治法240条2項、自治法施行令171条の2第1号に抵触し、適法性を欠く。

適切な時期に履行請求すべきである。

(2) 理由

連帯保証人に請求することによって債権の回収を図ることは自治法240条2項の「必要な措置」に該当し、自治法施行令171条の2第1号には保証人に履行を請求すべきことが明記されている。

そのため、特段の理由なく連帯保証人に請求しないことは許されない。

連帯保証人に請求しない状態で事実上回収不能と判断し、不納欠損処理をするために債権放棄を求めた場合において、放棄を認めるに足りるだけの必要な措置を講じていないことを理由として、放棄の議決を得られない可能性が高いと考えられる。

3 駐車場使用許可取消し後の不法占拠への対応

(1) 指摘

不法占拠によって使用料相当の損害金が発生する。

そうであるにもかかわらず、債権として計上しないのは自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

債権として計上されたい。

(2) 理由

① 許可取消しの法的な意味

駐車場使用許可を取り消すことによって、駐車場使用者が自主的に駐車場を明け渡さない限り、駐車場使用許可取消し後の占有は、不法占拠に当たる。

② 不法占拠によって発生する債権

駐車場使用者が上記①の不法占拠を続けた場合、駐車場を明け渡すまでの期間において、客観的には特段の事情がない限り、駐車場使用料相当額の損害賠償請求権が発生している（民法709条）。

③ 債権の把握

県の財産である駐車場に対して、上記②の債権が法律上発生しているため、債権として計上すべきである。

4 無償使用・自治会による管理

(1) 指摘

無償使用の根拠とする要綱の要件を満たさないといえるため、適法性を欠く。

無償の駐車場に対しては有償への転換に取り組んでいるとのことなので、有償化に必要な整備等を進められたい。

(2) 理由

① 要綱

千葉県県営住宅敷地内自動車保管場所に関する取扱要綱16条は、「自動車保管場所の使用料は、当分の間無償とする」と定めている。

上記要綱は昭和57年12月1日から施行されており、その後、千葉県県営住宅設置管理条例の改正により、平成10年度以降に新設された住宅の駐車場は有償となったが、それまでに存在していた住宅の駐車場は、その後有償化されたものを除

き、無償となっている。

また、無償の駐車場（県が使用料を徴収しない）であっても、自治会（自動車管理組合等）が使用者から使用料を徴収している団地もある。

② 「当分の間」の解釈等

要綱の施行から30年以上経過していることから「当分の間」は既に経過し、要件を満たさないといえる。

実質的にも、県の財産である駐車場を使用させるには対価を得るのが原則であり、住宅によって駐車場の有償無償が異なることは入居者間の公平を損なうにもかかわらず、敢えて使用料を得ないとする事情に乏しい。

5 駐車場使用料のみ未納付の場合の管理について

(1) 指摘

県営住宅家賃を滞納していない、駐車場使用料のみを滞納している債務者に対する回収手続をしている例が少なく、自治法240条2項に抵触し、適法性を欠く。

駐車場使用料のみであっても、滞納整理の手続を踏むべきである。

(2) 理由

① 県営住宅家賃との関係

県営住宅家賃と駐車場使用料との双方を滞納している債務者については、県営住宅家賃と併せて徴収員による回収を図ることとしている。

② 県営住宅家賃を滞納していない場合

駐車場使用料のみ未納付の世帯は、全体の3.3%存在する。

徴収員による取り立てや法的措置をしないため、消滅時効が完成することになる（民法169条）。

回収しないことに対する裁量は認められず、費用対効果を考えて回収しないことにしたとも考えにくい。

県からは納付誓約書の作成によって分納誓約させている旨の説明があったものの、納付誓約の件数は11件で、駐車場使用料滞納件数に対する割合は4.2%である。また、未収金額が平成26年度より73万5800円増えているので、未収金の減少という点では奏功していない。

なお、「債務者の履行状況に応じた分類表（債務者区分）」（行政改革推進課提

供) において「分納誓約」の欄が存在するものの、駐車場使用料は空欄となっている。

6 駐車場使用許可取消し後の措置

(1) 指摘

千葉県住宅供給公社が行う、駐車場使用許可取消し後の措置について県が報告を受けていない点は、相当性を欠く。

より具体的な報告を受けることにより、監督を強化すべきである。

(2) 理由

駐車場使用許可取消し後、事前に警告をして駐車スペースにブロックを置く（通勤等で駐車スペースを空けたとき）ことによって不法占拠を排除することとしている。実働は千葉県住宅供給公社が行っている。

本来なら裁判手続によるべきと考えられ、県は千葉県住宅供給公社から報告を受けていない。

そのため、万が一千葉県住宅供給公社が適法性を欠く自力救済をした場合に県は把握できないことになる。

駐車場使用許可取消し後の措置自体は、未収金の管理回収そのものではない。しかし、仮に適法性を欠く措置があった場合には、千葉県住宅供給公社に委託した県の判断や債権回収に対する考えの正当性に対して県民から疑問が持たれ、未収金の管理及び回収がより困難となる。

第6 意見

意見はない。

第2款 離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可（債権 番号84）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、公有財産管理規則20条6号、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について（平成20年12月18日付国住備第85号国土交通省住宅局長通知）である。

2 法的性質

公営住宅法は適用されないものの県営住宅を使用していること、及び県営住宅の利用は賃貸借契約類似の関係であり、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用がある（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）ことから、私債権である。

3 債権の内容

- (1) いわゆるリーマンショックの影響を考慮し、平成20年10月1日以降に解雇等により住宅の退去を余儀なくされた人に対し、居住の場を提供するもの。家賃額は入居者の経済状況に応じて設定される。入居可能期間は原則6カ月で、求職活動を条件に最長1年まで更新され得る。
- (2) 連帯保証人と敷金は不要である。
- (3) 現在、本制度を利用した入居者は存在しないものの、募集自体は継続している。
（千葉県住宅供給公社「離職退職者の県営住宅への入居募集の継続について」）

http://www.chiba-kousya.or.jp/jutak/info_5_3.html

第2 未収金の概要

1 件数及び金額

平成27年度末の未収債権数は7件、未収額は56万6948円である。

2 未収金の発生

住宅使用の対価として発生した家賃（使用料）を期限内に支払わない場合に未収金となる。もっとも、本制度を利用した入居者は存在しないため、新たに未収金が

発生しない状態となっている。

3 未収金の推移、状況

平成26年度末は8件、60万2748円である。

このことから、件数・金額ともに減少している。

第3 債権管理の実態

1 概要

(1) 債権の発生

募集（公社）→資格審査（県）→行政財産の使用許可手続（県）

http://www.chiba-kousya.or.jp/jutak/info_5_3.html

- ・認印・申請書・住民票・解雇通知・寮及び社宅等からの退去通知・賃貸借契約書
- ・必要書類等を受付場所に直接持参
- ・受付後に審査、受付から約2週間後から入居可能

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、住宅課であり、県営住宅管理班の6人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表（平成27年度）によると、県営住宅管理班において分掌事務が「県営住宅の募集に関すること（離職退去者を含む）」となっている職員が1人である。

(3) マニュアル

特有のマニュアルはない。

担当課ヒアリングから、県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）のマニュアルを参考にしていると考えられる。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

収入によって家賃の減額措置がある（県HP）ものの、公営住宅法は適用されない。そのため、公営住宅法に基づく収入申告はさせていない。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

職員による臨戸等を実施している。

(5) 分割納付

特になされていない。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無

連帯保証人は不要としている。

(7) 支払督促・訴訟提起

いずれもなされていない。

(8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）

特に執られていない。

月ごとの支払期限から5年間行使しないことにより、消滅時効が完成する（民法169条）。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課から説明を受け、質疑応答をした。

2 資料閲覧

主な閲覧資料として、滞納状況をまとめた債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 債務者本人が所在不明や死亡した場合

(1) 指摘

回収可能性について調査や確認をしていないことは、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

相続人調査等によって回収可能性を調査確認し、回収をするか不納欠損処理をすべきか判断すべきである。

(2) 理由

所在不明や死亡に対して、所在不明又は死亡のみを理由として請求しないことは

認められない。

また、債権の発生時期は平成21年度から平成23年度なので、支払等の時効中断事由のない債権は平成28年度中に全て消滅時効の期間が経過する。

なお、私債権であることから、消滅時効の期間が経過しただけで債務者からの援用がない場合では債権は消滅せず、後述の不納欠損処理はできない。

2 不納欠損処理の検討等

(1) 指摘

不納欠損処理を検討し、不納欠損すべき場合に該当する場合は、不納欠損処理に着手すべきである。

(2) 理由

回収可能性のない債権である場合は、放棄（自治法96条1項10号）等の手続を経て不納欠損処理をすべきである。

第6 意見

意見はない。

第3款 明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）（債権番号85）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、公営住宅法29条6項である。

2 債権の性質

賃貸借契約類似の関係に基づく民事上の損害賠償債権であるため、私債権である。

3 債権の内容

期日経過後も県営住宅を明け渡さない高額所得者に対し、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の損害賠償金を請求することで、明渡しの促進を図るとともに一般の県民との公平を図ることにあるといえる。

4 保証人の有無

県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）において、原則として連帯保証人を1人付けるため、県営住宅家賃（使用料）の連帯保証人が本債権も保証債務を負担する。

第2 未収金の概要

1 件数及び金額

平成27年度末未収債権数は5件、未収額は403万5480円である。

2 未収金の発生

高額所得者認定に基づいて発生した損害金を期限内に支払わない場合に未収金となる。

3 未収金の推移、状況

平成26年度末は6件、501万2325円である。

このことから、件数・金額ともに減少している。

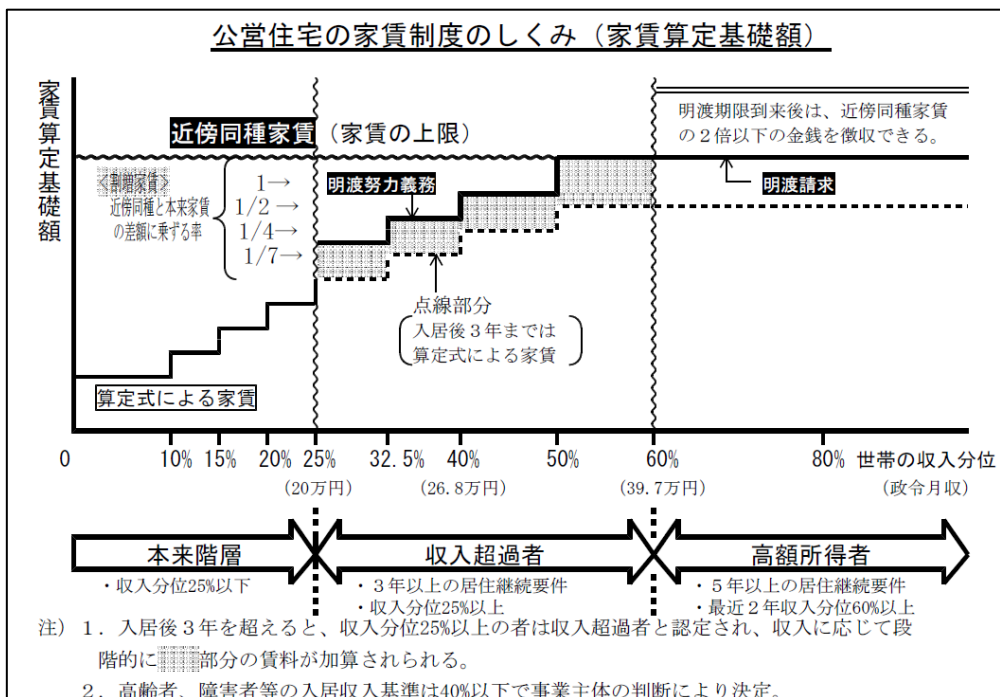
また、平成26年度末の未収額は同25年度末から10万円の減少であったため、直近3カ年においては減少傾向にある。

第3 債権管理の実態

1 債権の管理体制

(1) 債権の発生

- ①入居申請
- ②入居許可
- ③高額所得者認定・認定通知（公営住宅法施行令9条、千葉県県営住宅設置管理条例26条2項）、明渡計画書等送付
- ④明渡計画書に基づき事情聴取、連絡がない者に対しては住戸訪問
- ⑤高額所得者へ明渡請求通知書を送付（千葉県県営住宅設置管理条例29条1項）
- ⑥退去手続を行わない者に催告
- ⑦未退去者へ損害賠償請求（千葉県県営住宅設置管理条例30条2項）



(国土交通省住宅局「公営住宅制度の概要について」6ページ)

(政令で定める近傍同種の住宅の家賃の算定方法) (令3条)

(近傍同種の住宅の家賃)

= { (近傍同種の住宅(敷地を含む。))の複成価格} × (国土交通大臣が定める1年当たりの利回り) + (償却額) + (修繕費) + (管理事務費) + (損害保険料) + (空家等引当金) + (公課) } ÷ 12 【積算法】

※ 不動産鑑定評価基準の評価手法としては、積算法のほか、賃貸事例比較法、収益還元法がある。

(国土交通省住宅局「公営住宅制度の概要について」5ページ)

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、住宅課であり、県営住宅管理班の6人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表(平成27年度)によると、県営住宅管理班において分掌事務が「高額所得者(明渡訴訟、損害賠償金の徴収等)に関すること」となっている職員が1人である。

(3) マニュアル

特有のマニュアルはない。

担当課ヒアリングから、県営住宅家賃(使用料)(債権番号86)のマニュアルを参考にしていると考えられる。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

県営住宅入居者に対し、収入申告をさせている。

収入申告において職業、収入、家族構成を把握し、裏付けとして所得(課税)証明書又は非課税証明書(義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの)を同封することとしている。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

職員による臨戸等を実施している。

- (5) 分割納付
特になされていない。
- (6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無
連帯保証人を原則として1人付けているものの、請求はしていない。
- (7) 支払督促・訴訟提起
いずれもなされていない。
- (8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）
特に執られていない。
月ごとの支払期限から5年間行使しないことにより、消滅時効が完成する（民法169条）。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課からの聴取・書面による質問により、回答を得た。

2 資料閲覧

主な閲覧資料として、滞納状況をまとめた債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 法的措置等について

(1) 指摘

法的措置を執るか、放棄等の手続をすべきである。

(2) 理由

① 高額所得入居者の位置づけ

高額所得入居者の減免に対して消極的な見解を採っているのは、県が高額所得入居者を明け渡すべき相手と位置づけていることが影響していると考えられる（担当課ヒアリングより）。

② 法的措置の有無（自治法240条2項及び自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触）

ところが、明渡しや損害賠償金の請求に対しての法的措置は、平成27年度にお

いては皆無である。

未退去高額所得入居者に対しては明渡しについて生活の本拠に対する福祉的な配慮の必要性が乏しい。また、退去済みの債務者に対しては既に生活の本拠を他に確保しているため福祉的な配慮の必要性はないといえる。

そのため、いずれに対しても速やかに法的措置を執るべきである。

あるいは、本債権（損害賠償請求権）の回収可能性がない等により自治法施行令171条、171条の2柱書ただし書の「特別の事情があると認める場合」に当たるとすれば、放棄等の手続を経て、不納欠損処理をすべきである。

2 連帯保証人について

(1) 指摘

連帯保証人に対して履行請求しないことは自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第1号に抵触しており、適法性を欠く。

適切な時期に履行請求すべきである。

(2) 理由

① 連帯保証人への請求

連帯保証人に履行を請求しておらず、請求しないことに対する特段の理由はない。

② 自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第1号

連帯保証人に請求することによって債権の回収を図ることは自治法240条2項「必要な措置」に該当し、自治法施行令171条の2第1号には保証人に履行を請求すべきことが明記されている。そのため、特段の理由なく連帯保証人に請求しないことは許されない。

事実上回収不能と判断し、不納欠損処理をするために債権放棄を求めた場合において、連帯保証人に請求しない状態で放棄を認めるに足りるだけの必要な措置を講じていないことを理由として、放棄の議決を得られない可能性が高いと考えられる。

③ 保証債務の範囲等

公営住宅法1条は、公営住宅を「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」すること等による「国民生活の安定と社会福祉の増進」に寄与することを目的としている。

このことから、公営住宅である県営住宅の使用料（賃料）債務の保証について、

連帯保証人としては県営住宅が「低廉な家賃」（公営住宅法1条）であることを前提として、保証債務の負担が特別に重くならないものであると判断し、保証債務を負担することに応じた場合があると考えられる。一般にも、県営住宅の家賃が高額であるとは認識されていない。

しかし、民法447条1項には「保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する」と定められている。

そのため、連帯保証人は本債権つまり「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額」（公営住宅法29条6項・千葉県県営住宅設置管理条例30条2項）についても保証していることになる。実際、請書（「県営住宅空家入居者募集案内」20ページによると賃貸借契約にかわるもの）にも「一切の債務について保証」との記載がある。

第五号様式（第四條第一項）

請 書

年 月 日

千葉県知事 様

入居者氏名 _____ 印

住所 _____

連帯保証人氏名 _____ 印 (印鑑証明書
と同一印鑑)

(姓) _____ (生年月日 大正 _____ 年 月 日)
平成 _____

住所 〒 _____

電話 (_____) _____

年 月 日付け 第 _____ 号で許可を受けた下記住宅の入居については、千葉県県営住宅取債管理条例及び千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の規定を守り、責務に迷惑をかけないことを誓約します。
連帯保証人は、入居者が規定に違反し家賃等を滞納したり御迷惑をかけたときは、一切の債務について保証し、入居者と連帯してその責務を果たすことをお誓いいたします。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の名称・番号
- 3 家賃（月額）
- 4 敷金
- 5 入居時の家族構成

入 居 家 族 氏 名	生 年 月 日	入居者との続柄

注 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を添付してください。

仮に連帯保証人が公営住宅法29条6項・千葉県県営住宅設置管理条例30条2項の規定を知らずに保証債務を負担した場合に、保証する家賃又は損害金の額が近傍同種の住宅の家賃額の二倍に相当するものになることは想定外であり、負担の程度は想定外に重いものとなる。

このことから、連帯保証人となろうとする者に対しては、県営住宅家賃であっても債務が高額になり得ることを理解させた上で保証債務を負担させるべきである。

上記の点（県営住宅家賃が近傍同種の住宅の家賃の額の二倍になる可能性があること）について、連帯保証人に就任する際に県から連帯保証人に説明しているか、又は連帯保証人が知る機会があるかを担当課に問い合わせたところ、「連帯保証人に請求していない。」という回答があった。

仮に、連帯保証人に対して「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額」（公営住宅法29条6項・千葉県県営住宅設置管理条例30条2項）になることを説明していない（理解させていない）としたら、連帯保証人に履行を請求した場合、保証否認が頻発するおそれがある（保証否認については平成27年度包括外部監査報告書110-114頁）。

これらのことから、少なくとも外形的には、連帯保証人を付ける趣旨や目的について、県側が正確に理解しているとは認められないといえる。

3 減免について

(1) 指摘

実際に申請があった場合、減免についての根拠規定に抵触することとなる。

申請があった場合に法令に従った処理をするよう、法令を確認すべきである。

(2) 理由

① 前提（実際に申請があったわけではないこと）

本指摘事項は、実際の減免申請事例を踏まえたものではない（そのため、実際に適法性を欠く行為があったわけではない）。

② 減免についての根拠規定

公営住宅法

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、前条一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条一項及び前条二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病気にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

8 第十六条四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

千葉県県営住宅設置管理条例

(高額所得者に対する家賃等)

第三十条 入居者が第二十六条二項の規定に該当する場合において当該一般県営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第十三条一項及び第二十八条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 知事は、前条一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても一般県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

3 第十四条の規定は、前項の金銭に準用する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときは、入居者に対して、知事が定める減免基準により当該家賃の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。

一 入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。

二 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

三 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

これらの規定から、高額所得者と認定された後も、減免の規定が準用されることになる。

③ 減免に対する担当課の見解

法令上減免の対象となり得る点を検討しているか、及び減免申請があった場合の審査を想定しているか質問したところ、それぞれ「明渡期日経過後の損害金が減免の対象となり得るかについては、検討していない。」「高額所得入居者が減免申請をすることは想定していない。」との回答を得た。

このような見解では、実際に申請があった場合に高額所得入居者であることを理由に却下する可能性があり、適法性を欠くこととなる。

第6 意見

意見はない。

第2節 県営住宅滞納対策班

第1款 県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、公営住宅法、公営住宅法施行令、千葉県県営住宅設置管理条例、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則、民法、借地借家法、県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱である。

2 法的性質

県営住宅の利用は賃貸借契約類似の関係であり、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用がある（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）こと、「公営住宅利用の法律関係は私法上の賃貸借関係にほかならないと解するのが相当である」（大阪地方裁判所昭和34年9月8日判決・下級裁判所民事裁判例集10巻9号1916頁）ことから、私債権である。

3 債権の内容

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする（公営住宅法1条）。

4 保証人の有無

原則として、連帯保証人を1人付ける。

第2 未収金の概要

1 件数・金額

平成27年度末未収債権数は2314件、未収額は3億6668万1179円である。

2 未収金の発生

住宅使用の対価として発生した家賃（使用料）を期限内に支払わない場合に未収金となる。

3 未収金の推移、状況

平成26年度末は2483件、3億5144万2038円である。

このことから、件数は減ったものの、未収額は増加している。

また、平成26年度末の未収額は同25年度末から661万5829円の増額であったため、前年度比の額も増加したことになる。

なお、同25年度は前年度から411万5217円の減少であったため、一貫して増加しているわけではない。

第3 債権管理の実態

1 債権の管理体制

(1) 債権の発生

募集→申込→抽選会→入居関係書類の提出→資格審査→入居という手続を経て発生し、事務は全て千葉県住宅供給公社が行う。

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、県営住宅滞納対策班の4人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表（平成27年度）によると、県営住宅滞納対策班のいずれの職員も分掌事務に「滞納者の呼出・納付指導に関すること」が含まれており、県営住宅管理班の職員1人に分掌事務「県営住宅の家賃及び減免に関すること」「保証人に関すること」が定められている。

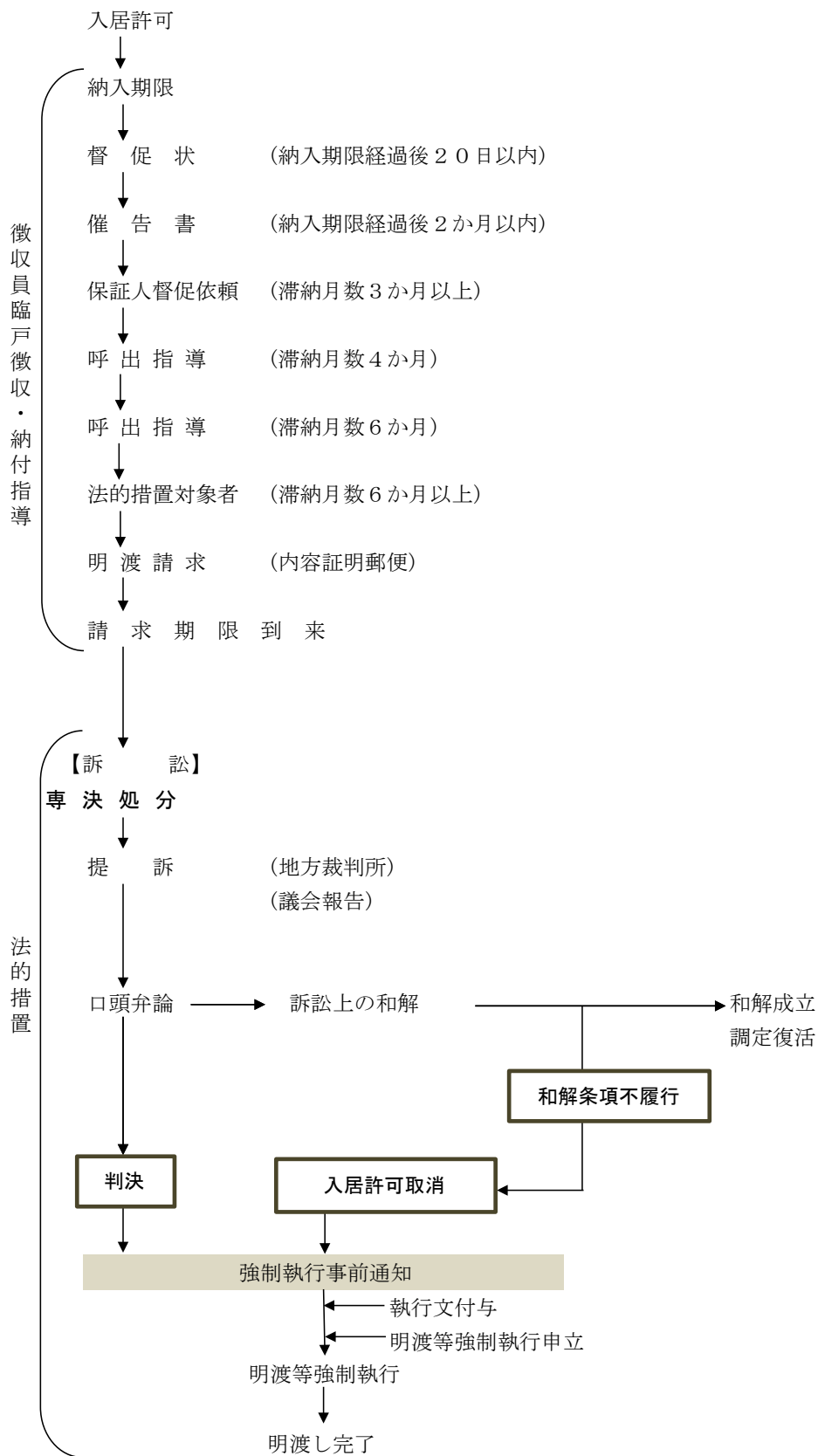
また、臨戸等を担当する、嘱託職員である徴収員が16人在籍している。

なお、事務の一部（上記(1)及び減免申請受付）を管理代行により千葉県住宅供給公社が行っている。

滞納家賃の一部（債務者が県外に居住している場合）の債権管理事務について、サービサー（債権回収会社）に委託している。

(3) マニュアル

下記フロー図による。



2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

県営住宅入居者に対し、収入申告をさせている。

収入申告において職業、収入、家族構成を把握し、裏付けとして所得（課税）証明書又は非課税証明書（義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの）を同封することとしている。

滞納後の調査資料として、滞納個人カード、滞納整理票（納付指導状況等）、臨戸報告書等を作成している。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

徴収員による臨戸等を実施している。

(5) 分割納付

分納誓約・和解誓約を実施している。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無

連帯保証人を原則として1人付けているものの、履行請求はしていない。

(7) 支払督促・訴訟提起

平成27年度は、いずれも0件である。

(8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）

上記(5)の分納誓約による。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課からの聴取や、書面による質問から回答を得た。

2 資料閲覧

滞納個人カード、滞納整理票（納付指導状況等）等の債権管理簿を閲覧した。

3 千葉県住宅供給公社への関係人調査

公社担当課職員からの聴取や、減免申請に関する資料を閲覧した。

第5 指摘事項

1 不納欠損処理について

(1) 指摘

平成27年度の不納欠損額は1746万1137円、不納欠損にした債権の事情は「県営住宅を退去した滞納者のうち、名義人の死亡、破産による免責決定、行方不明、再三の催告等によっても徴収ができず弁済の見込みがないと認められ、かつ家賃の最終支払日から民法が規定する時効期間（5年又は10年）が到来しているもの」であり、上記の事情には、不納欠損処理できないものが含まれている。

そのため、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

今後の不納欠損処理について、要件を精査されたい。

(2) 理由

不納欠損処理は、債権が消滅したときに債権の管理から外すための会計措置であり、債権消滅の効力を持たない。

そのため、私債権において不納欠損処理ができるのは、債務者からの時効の援用により時効消滅した場合や権利の放棄について議会の議決を受けた場合、法令の規定により債務を免除した場合、債務者が死亡し、調査を経て相続人が不存在で相続財産もないことが判明した場合等である（調布市裁判執行債権管理ガイドブック（調布市HP）、「アカデミア」（市町村アカデミーの機関誌）v o l . 1 1 2 p 3 1等）。

上記(1)の事情では、債権が消滅していない。そのため、不納欠損処理をせずに回収を図るか、回収をしない場合は債権放棄（自治法96条1項10号）を経て不納欠損処理をすべきであった。

また、不納欠損処理をするにあたっての手續を、上記のフロー図に入れるか検討すべきである。

2 督促文書の記載

(1) 指摘

下記の刑罰法規に抵触していると評価し得る文言が記載されていた。

当該文言は監査対象期間後に削除したとのことであるが、今後も記載しないように、記載してはいけない旨を課内で周知すべきである。

(2) 理由

①「滞納家賃分割の支払い相談のご案内について」(抜粋)

* 連絡がない場合は、名義人の方の勤務先、保証人のお宅、子供さんがいる場合は学校などを訪問して、連絡を取らせていただく場合があります。

入居者の子の学校を訪問する旨の記載である。

なお、平成28年7月上旬に文面の検討を行い、同年8月以降、この記載は削除したとのことである。

② 貸金業法の規定(参考)

貸金業法21条1項3号では、正当な理由なく居宅以外の場所を訪問すること、訪問する旨を告げること(同項10号)が禁止されている。

本件は貸金業法21条1項10号で禁止されている、正当な理由なく居宅以外の場所を訪問することを告げることにより該当する。

(仮に貸金業法が本件に適用されるとしたら、少なくとも連帯保証人に履行を請求していないにもかかわらず子の学校を訪問することは「正当な理由」が認められる余地がない)

貸金業法

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

(略)

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

(略)

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（略）

（略）

三 第二十一条一項（略）の規定に違反した者

県の債権回収業務に貸金業法は適用されない。

しかし、貸金業で許されない取立て行為が県の債権回収業務で許されるとは考えられず、場合によっては恐喝（刑法249条1項）未遂になりかねない（恐喝罪は県が債権を有していても関係なく成立する可能性がある）。

なお、貸金業法の規制内容は、債権回収業務の許容範囲を図る上で参考にすべきといえる（「自治体職員のためのやさしい債権管理ハンドブック」（花岡大著）52-3頁）。

3 連帯保証人への対応

(1) 指摘

履行請求しないこと等が、適法性を欠く。

前記のフロー内に、適切な時期に履行請求する旨を入れるべきである。

(2) 理由

- ① 連帯保証人を付けるにあたっての手續（変更を含む）については、連帯保証人の印鑑登録証明書や所得証明書は提出させているものの、本籍地記載の住民票謄本を提出させていない。

このことから、連帯保証人が転居した場合、所在がわからなくなり、連帯保証人からの債権回収が不可能となる。

平成28年3月4日

各位

千葉県住宅供給公社
県営住宅管理部

入居説明会のご案内

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
過日提出していただきました書類を審査いたしましたところ、あなた様は入居適格者と認められました。つきましては下記のとおり入居説明会を行いますので、ご案内申し上げます。

記

1. 日時 平成28年3月17日(木)
午前9時15分までにお越しください。(時間厳守)
(入居説明会は3時間ほどかかります。)

***外国人の方は日本語のわかる方とお越し下さい。**

2. 場所 **千葉県教育会館 大ホール**
千葉県中央区中央4丁目13番10号
*車でお越しの際は県庁駐車場が利用できませんので
最寄りの有料駐車場をご利用下さい。

3. 提出書類 **下記書類を入居説明会当日に持参願います。**
(不備の場合は、受付・許可書及び鍵の交付は行えませんのでご了承ください。)

① 請書(うけしょ) …名義人、保証人(実印)ともに3枚押印・現在お住まいの住所を
必ずお書き下さい。

② 連帯保証人の印鑑登録証明書

③ 連帯保証人の市町村長発行の平成27年度課税(所得)証明書で収入金額が確認
できるもの
上記②・③は市区町村でお取りください。

※ 連帯保証人から提出していただく書類は、**原本を提出していただきお返しすることが
できませんので、あらかじめご了承ください。**

注) a. 印鑑登録証明書と課税(所得)証明書の住所が違う場合は、住所の異動が確認
できる住民票が必要となります。
b. 連帯保証人が外国人の場合は、永住権の確認ができる住民票が必要となります。

連帯保証人変更届

平成 年 月 日

千葉県住宅供給公社 理事長 様

県営住宅の所在地
県営住宅の名称
入居者の氏名 ㊟

下記の者を連帯保証人といたしたいので、関係書類を添えてお届けします。

記

新連帯保証人	住所	
	氏名	
旧連帯保証人	住所	
	氏名	
変更理由		

注 添付書類

1. 請書
2. 新連帯保証人の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)原本
3. 新連帯保証人の所得証明書(発行後3か月以内のもの)原本
または源泉徴収票原本(手書きの場合は代表者押印のもの)
4. 上記2・3の記載住所が異なる場合は異動が確認できる住民票
5. 新連帯保証人が外国籍の方は住民票(永住権確認の為)

- 64 -

また、連帯保証人を付けていながら、連帯保証人に対する請求(保証債務の履行請求)をせず、連帯保証人には、「債務者に支払うよう促してほしい」という趣旨の督促依頼という文書しか送っていない(前記フロー図には、連帯保証人への請求が存在しない)。

連帯保証人に請求することによって債権の回収を図ることは自治法240条2項「必要な措置」に該当し、自治法施行令171条の2第1号には保証人に履行を請求すべきことが明記されている。

そのため、特段の理由なく連帯保証人に請求しないことは許されない。

連帯保証人に請求しない状態で事実上回収不能と判断し、不納欠損処理をするために債権放棄を求めた場合において、放棄を認めるに足りるだけの必要な措置を講じていないことを理由として、放棄の議決を得られない可能性が高い。

なお、連帯保証人からの反応として、連帯保証人から「こちらも迷惑している」という趣旨のクレームを受け、督促依頼状の発信自体を止めてしまっている。

止めたことが不適切であることに加え、このようなクレームをつけたことから、連帯保証人自身が保証内容について理解していないことになる。請書にあるのは本当に連帯保証人の署名押印なのかが疑われ、そうでないとしたら保証債務の負担自体が無効となる。

保証意思の確認が十分であれば、クレーム自体が発生する可能性が乏しい。連帯保証人がクレームをつけたところで法的には連帯保証人に請求できることは何ら変わらないので、対応を変えるべきでない。

(そもそも、法的には保証債務の履行請求をすべきであるのに、督促依頼という法的根拠のない手続をしているため、かえって連帯保証人にとってわかりにくい)

将来、方針を変更して保証債務の履行請求をした場合、保証否認が頻発するおそれがある（保証否認等の保証債務の取扱いについては平成27年度監査報告書110-114頁にも指摘がある）。

なお、主債務者に対する訴訟提起の場合にも、連帯保証人を被告にしておらず、連帯保証人から回収するという発想を有していない。

分納誓約や訴訟上の和解にも連帯保証人が関与しているケースは見当たらなかった。

よって、連帯保証人を付けるなら、保証意思の確認をきちんとした上できちんと支払ってくれる人間を付けさせて、連帯保証人に対しても請求すべきであり、督促依頼しか行わず、請求を行わないのであれば、連帯保証人を付ける意味がない。

また、連帯保証人に送る文書（督促依頼）に載っている民法446条は単純保証の条文であり、連帯保証人に対して送る文書に敢えて記載する必要はなく、連帯保証人については民法446条1項の「主たる債務者がその債務を履行しないとき」という要件が除外されている（民法454条）ため、不正確である。

住第 号の
平成 年 月 日 P-0599

督促依頼

あなたが連帯保証人となっておられます下記入居者の県営住宅使用料が次のとおり滞納となっておりますので、あなたから納入するよう督促をお願いします。

本状
なお、本人が納入しない場合は、民法第446条の規定により連帯保証人のあなたに対し請求しますので念のため申し添えます。

千葉県知事 鈴木 栄治

入居者
県営住宅 棟 号
835010220102-13
年 月 日現在

【滞納の内訳】
年 月分 円 年 月分 円 年 月分 円

滞納合計額 円

本状と行き違いに入居者から納入された場合は御容赦ください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県土整備部都市整備局住宅課県営住宅滞納対策班
TEL 043-223-3280

民法

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 (以下略)

② 連帯保証人からの通知に対する回答

平成10年3月、連帯保証人から、保証契約解除の意思表示と解釈されうる通知が県宛に送られた。

解除の理由としては、さしたる理由もなく連帯保証人に請求せず長期間放置して保証債務額を増やしたことを指摘している。

この指摘は、公営住宅における保証債務の一部を否定した東京高等裁判所平成25年4月24日判決・判例タイムズ1412号142頁や、最高裁判所平成9年11月13日判決・最高裁判所裁判集民事186号105頁（賃借人が継続的に賃料の支払を怠っているにもかかわらず、賃貸人が、保証人にその旨を連絡するようなこともなく、いたずらに契約を更新させているなどの場合に保証債務の履行を請求することが信義則に反するとして否定されることがあり得ることはいうまでもない）と同趣旨である。

平成10年3月の県の回答は、以下の点で法的に不正確である。

- ・ 依然として全債務を負う旨の回答（事情によっては上記各裁判例に抵触するため、県の主張としてはともかく客観的には断定できない）
- ・ 保証契約が主債務者である入居者と連帯保証人との契約であるという趣旨の説明（保証契約は債権者と保証人との契約であり、主債務者が保証人に委託して、主債務者から委託を受けた保証人が債権者と保証契約をする）
- ・ 「同時履行の抗弁権」との表記（連帯保証人には催告・検索の抗弁権がないものの、同時履行の抗弁権とは関係がない）

なお、現在、県の考え方は改めたとのことである。

③ 連帯保証人を付けない場合

千葉県県営住宅設置管理条例10条3項は、例外的に連帯保証人を不要とする規定である。実際、1割から2割の入居者は連帯保証人を付けていない。

国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知「公営住宅の家賃の取扱い等について」（平成14年3月29日付国住総第216号）においても、下記の点に留意するようにとのことである。

「「公営住宅管理標準条例(案)について」（平成8年10月14日付住総発第153号）に示されているように、公営住宅入居の際の保証人要件については、事業主体の判断によるものであり、公営住宅への入居が決定した生活保護の被保護者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合等には、事業主体の判断により公営住宅への入居に際して必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであること。」

公営住宅法の趣旨からも、全ての入居者に連帯保証人による保証を求めるのは妥当でないため、条例の規定自体は妥当である。

千葉県県営住宅設置管理条例

（入居の手続）

第十条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から十日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- 一 県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居を許可された者と同等以上の収入を有する者（特別の事情がある場合にあつては、その他の者）で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第一項一号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。

もつとも、連帯保証人が不要な場合があることは、上記条例を読まない限りわからない。

「県営住宅空家入居者募集案内」20ページには「連帯保証人の選任が困難な場合は、入居許可後にご相談ください。」との記載があるのみで、連帯保証人が不要な場合があることは読み取れない。そのため、連帯保証人を頼めるあてのない県民が、いかなる場合でも連帯保証人を付けなければならないと誤解して、県営住宅への応募自体を断念してしまうおそれがある（本来はこのような県民にこそ県営住宅を賃貸する必要性が高い（公営住宅法1条））。

また、「県営住宅の住まいのしおり」には例外的に連帯保証人を不要とする場合があることに一切触れていない。

そのため、実際には上記条例に該当して連帯保証人が不要な場合であっても形式的に連帯保証人を付けるようになり、保証制度の形骸化につながる。

連帯保証人が不要な場合があることを調べるのは原則として自己責任であることを考慮しても、何らかの形で知る機会を増やす必要がある。

4 減免について

(1) 指摘

減免の実体的要件を満たしている可能性が高いにもかかわらず実際には減免を受けておらず、入居者（世帯）の経済状況・生活実態に見合った債務負担となっているか不明な点は、公営住宅法の趣旨に照らして相当でない。

減免制度の利用促進等によって入居者（世帯）の経済状況・生活実態に見合った債務を負担させるべきである。

(2) 理由

① 前提

未収金の回収ではなく未収金発生の予防、未収金の分母にあたる部分を減らす（減免の効果は遡及しないので、厳密には将来的に増やさないということ）という点から、減免制度の利用を増やすべきということになる。

② 入居者（世帯）の経済状況・生活実態の把握については、毎年収入申告をさせて

いる（住まいのしおり5ページ）ので、県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱6条1項に該当する世帯、すなわち減免の可能性のある世帯を事実上把握できている（「なぜ母親は娘に手をかけたのか」（井上英夫他編）29ページでは「減免対象世帯」としている）。

県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱

（家賃の減免等の対象者）

第5条 家賃の減免等の対象者は、次に掲げる各項のいずれかに該当する者とする。ただし、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の入居者は、3項及び8項に該当する者とする。

- 1 入居者及び同居者の収入月額が67,000円以下である者。

（2項以降は省略、収入申告で把握できる情報のみでは減免が認められるとは限らない（県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱2条ただし書）ため、あくまで減免が認められる可能性である）

上記に該当する世帯は1万822世帯とのことで、管理戸数及び実際の入居戸数（1万7423戸）の半数以上である。

(1) 県営住宅の管理状況

県が管理している県営住宅の管理戸数は、平成28年3月31日現在143団地、19,396戸（公営18,644戸、改良住宅656戸、地域特別賃貸住宅22戸、特定公共賃貸住宅74戸）です。（第19表参照）

構造別にみると、準耐1,123戸、中高層18,273戸です。

地域別にみると、千葉市が7,287戸と最も多く、次いで市原市2,180戸、船橋市1,260戸、成田市1,158、習志野市1,112戸の順で続き、以上5市で全体の67.0%を占めています。平成28年3月31日現在、県営住宅への入居状況は、入居戸数17,423戸、入居率93.0%です。

県営住宅の管理業務は、家賃の決定、入居者の募集、修繕など広範囲にわたっており、管理体制の充実を図るために、昭和47年度から財団法人千葉県都市公社（現 千葉県まちづくり公社）に業務を委託してきましたが、平成18年度から千葉県住宅供給公社が管理代行をしています。

第19表 〈県営住宅の管理戸数〉 平成27年度末

（単位：戸）

県			営	
公 営	改 良	地 域 特 賃	特 公 賃	計
18,644	656	22	74	19,396

（千葉県の住宅2016 41ページ）

上記のとおりであるにもかかわらず、減免の可能性のある入居者（世帯）と滞納者（世帯）との関係は把握していない。

具体的には、下図の比率等については把握していないとのことであり、未収（滞

納)の原因について把握していないことになる。

		収入申告で把握できる限りでの減免の可能性	
		なし	あり (1万822世帯)
滞納	なし	問題なし	申請に対して減免を認めた率 (H25-27年、97.2-99.2%)、要綱 2条ただし書で収入に含まれる事 項(生活保護、障害年金等)が一 般に高額でないことから、減免申 請をしていないことによって、収 入に見合った家賃額となっておら ず、今後滞納が生じる可能性が高 い
	あり (2314件)	生活困窮以外の理 由で滞納している 可能性がある	生活困窮でありながら減免申請を しないまま滞納した可能性が高い

実際、「債務者の履行状況に応じた分類表(債務者区分)」(行政改革推進課提供)においては、県の各債権における収入未済の原因を「生活困窮」「納付意識希薄」等に分類しているところ、平成27年度の県営住宅家賃滞納債権については、全2314件のうち約4分の3にあたる1697件を「その他」としている。

上記の図における分類を把握していれば、収入申告で把握できる限りでの減免の可能性のある世帯による滞納は原則として「生活困窮」と考えられ、収入に見合った家賃額であるにも関わらず滞納している世帯は原則として「納付意識希薄」と考えられるはずである。

しかし、分類を把握していないため、そのいずれにも当たらないことになる「その他」が約4分の3を占めている。

実際に減免されている率は、

(政令月収が6万7000円以下の世帯数:1万822世帯(平成27年度末現在))
÷(減免世帯数:2301世帯(平成27年度))≒約21%である。

このことから、収入申告で把握できる限りでの減免の可能性のある世帯と、実際に減免した世帯の差が著しい（なお、上記②の世帯が全て①に含まれるわけではない）。

参考：平成27年_決算審査特別委員会（第3号）（平成27年11月9日）

○加藤英雄委員 ちょっと具体的にお伺いしますが、先ほど部長の最初の報告で、県営住宅の現在の管理戸数が出されていますけれども、現在の家賃減免数、福祉減免も含めて何世帯でどの程度の比率なのか。現在の管理戸数の中で、これ推計ですけども、減免対象になる政令月収の6万7000円以下の世帯、これがすぐ減免っていうわけではないですよ。その可能性のある世帯として6万7000円以下の世帯はどの程度なのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（山中 操君） 関係課長。

○説明者（柳橋住宅課長） 住宅課でございます。

お尋ねのありました、まず管理戸数でございますけれども、26年度末の数字で1万9349戸でございます。それから、減免世帯数につきましては、26年度が1958世帯でございますので、管理戸数に対しては約10%でございます。実際の入居戸数が1万7634戸でございますので、その率でいいますと約11%ということになります。それから、最後お尋ねのありました政令月収が6万7000円以下の世帯数に関しましては、26年度でいいますと1万1494戸でございます。

③ 減免手続について

家賃の減免は、入居者からの申請によってその可否を判断する。

県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱

（家賃の減免手続）

第7条 家賃の減免を受けようとする者は、県営住宅家賃減免申請書及び誓約書（様式1）に入居者及び同居者の住民票並びに収入の額を証明する書類のほか次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

上記要綱によると、いかに困窮していても、すなわち減免される実体的要件を満たしていたとしても、申請という手続をしなければ減免される可能性は皆無である。

収入申告で把握できる限りでの減免の可能性のある世帯は、現時点で滞納をしていなくても、表で示したとおり、収入に見合った家賃額となっていないため、今後

滞納をする可能性が高い。

そうであるにもかかわらず、（入居者一般に対しては入居時や家賃決定時に減免の案内書面を送り、滞納世帯には徴収員を通じて減免を促す等の対策をしているものの）減免の可能性がある世帯で、現時点で滞納をしていない世帯に対しては、特に減免申請を促す等の対策はしていないとのことである。

また、上記の手続は要綱で定められているものの、公営住宅法及び千葉県県営住宅設置管理条例では、必ずしも要綱で定められた手続を要件としていない。

公営住宅法

（家賃の決定）

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（略）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。（略）

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

千葉県県営住宅設置管理条例

（家賃の減免又は徴収猶予）

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときは、入居者に対して、知事が定める減免基準により当該家賃の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。（略）

また、「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」（平成26年11月5日付国住備第135号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）においても、「家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること」としており、申請を待って行うことを要求していない。

これらのことから、収入申告の際、任意で減免の要件に関する事項（県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱2条ただし書に該当する情報）も申告させることを現行の申請とみなすことによって、減免の審査を開始する等、「申請」をより柔

軟に捉える仕組みに変更すること等は、法律及び条例には抵触しないと考えられる（もともと、生活保護法7条ただし書のように、申請によらずに職権でできる規定があるわけではないので、職権で減免することができるかどうかについては疑義が残る）。

生活保護法

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる。

仮に、現行の上記要綱による減免制度のままであっても、減免の案内を強化することは必要である。

実際、市町村との連携強化や戸別訪問時の減免措置の説明、生活困窮者自立支援制度のパンフレット配布等の取組みがなされているが、今後も徹底されたい。

5 訴訟上の和解について

(1) 指摘

和解成立後の運用について、和解条項の内容と乖離している点がある。

運用に従った和解条項とすべきである。

(2) 理由

① 和解条項

和解条項

- 原告及び被告は、原告と被告間において、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）につき、原告が、平成〇〇年〇月〇日千葉県県営住宅設置管理条例（以下「条例」という。）に基づいてなした入居許可が、引き続き存続していることを相互に確認する。
- 原告及び被告は、被告が原告に対し、平成〇〇年〇月〇日までの本件建物の滞納家賃金〇〇万〇〇〇〇円のうち、金〇〇万〇〇〇〇円及び平成〇〇年〇月〇日までの家賃金〇〇万〇〇〇〇円の、合計金〇〇万〇〇〇〇円を平成〇〇年〇月〇日に支払い、原告がこれを受領したことを相互に確認する。
- 被告は、原告に対し、前項の滞納家賃の残額として、金〇〇万〇〇〇〇円の支払義務があることを認める。
- 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告方（〒260-8667千葉県中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部都市整備局住宅課）に持参または送金して支払う。なお、送金手数料は被告の負担とする。
 - 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで、毎月末日限り金〇〇万円ずつ
 - 平成〇〇年〇月〇日末日限り金〇〇万〇〇〇〇円
- 被告が前項の分割弁済金の支払いを、1回でも怠ったときは、何らの催告を要せず、当然に期限の利益を失い、被告は原告に対し、第3項の金員から前項による既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- 原告及び被告は、平成〇〇年〇月〇日以降の本件建物の家賃の額が、1か月金〇〇万〇〇〇〇円であることを相互に確認し、被告は原告に対し、平成〇〇年〇月〇日から、毎月末日限り、その月の家賃金〇〇万〇〇〇〇円を支払う。
ただし、条例第13条第1項の規定により家賃を算定したときは、その算定後の額とし、また条例第26条第1項及び第2項の規定に該当する場合は、それぞれ条例第28条及び条例第30条第1項に規定する方法により、算定した額とする。
- 被告が、第4項の分割弁済金の支払いを1回でも怠ったとき、または、前項に定める家賃の支払を3か月分以上怠ったときは、何らの催告を要せず、当然に本件建物の入居許可は失効となり、被告は原告に対し、本件建物を直ちに明け渡す。
- 前項により、本件建物の入居許可が失効した場合には、被告は原告に対し、本件建物の入居許可が失効した日の翌日から、本件建物の明渡済みに至るまでの間、1か月当たり近傍同種の住宅の家賃（条例第13条第3項の規定による入居許可が失効した日の属する年度の4月1日現在の家賃。）の額の2倍に相当する金額を支払う。
- 原告はその余の請求を放棄する。
- 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

② 和解条項に抵触した場合の運用

月の中旬に、当月末日付けで取消す旨の通知（抜粋）を送る。
条件又は期限付きの入居許可取消しの通知と考えられる。

県営住宅の入居許可の取消し及び住宅の明渡しについて（通知）

あなたについては、平成〇〇年〇月〇日に裁判所において千葉県と滞納家賃の支払いに関する和解が成立していましたが、あなたが和解条項どおり履行されませんでしたので、平成〇〇年〇月〇日付けをもって県営住宅の入居許可を取り消します。

ついては、滞納家賃を支払い、早期に住宅を退去されるよう通知します。

仮に、住宅を自主退去しない場合は、裁判所に強制執行（住宅の明渡し及び動産の差押え）の申立てを行うこととなります。

なお、平成〇〇年〇月〇日以降退去日までは、和解条項のとおり、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する金額を請求することを申し添えます。

記

- 滞納家賃 〇〇か月金 〇〇〇〇〇〇円
(平成〇〇年〇月〇日現在)
- 滞納家賃の支払い 〒260-8667 千葉県中央区市場町1-1
及び連絡先 千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅管理室
電話 043-223-3280

明渡しについての条項は第7項、入居許可の「失効」という文言は和解条項にあるものの、取消しの通知をすること等は定められていない。

また、上記の和解条項に抵触したことにより、入居許可取消通知後、

- ・取消指定日までに滞納家賃を一部でも支払い、今後、滞納解消が見込まれる場合には、入居許可の取消しをしない。
- ・入居許可取消しがなされた滞納者から滞納家賃の全額返済があった場合、和解条項への抵触が解消されたことになるので入居許可を復活させる。
という運用をしている。

③ 上記の運用について

上記の通知文書には上記の運用がうかがわれる文言はない。

また、和解条項にない運用でもあり、訴訟上の和解とは異なる合意を新たにしているとは認定される可能性がある。

新たな合意と認定されると、訴訟上の和解の効力が及ばなくなる可能性がある。

新たな合意が存在しないとしても、和解調書に基づく強制執行が許されない場合がある。

具体的には、

- ・債務名義により執行し得るものとして確定された権利の性質・内容、
- ・債務名義成立の経緯及び債務名義成立後強制執行に至るまでの事情、
- ・強制執行が当事者に及ぼす影響

等諸般の事情を総合して、債権者の強制執行が、著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合には許されない（最高裁判所昭和62年7月16日判決・最高裁判所裁判集民事151号423頁）。

本件では特に債務名義成立後強制執行に至るまでの事情として、県の判断で上記の運用をすることによって、債務者に対して和解条項に抵触しても執行されないという期待を生じさせ、信義則（民法1条2項）上、執行が許されなくなる可能性がある。

和解条項に抵触しても、明渡しの執行等によって生活の本拠を奪うことをできる限り避けているという姿勢は理解できるものの、運用によって、いざという時に明渡しの執行等ができなくなってしまうのでは訴訟を提起して債務名義を取得した意義がなくなる。

そのため、訴訟上の和解をする場合は、運用実態に見合った和解条項を作成する必要がある。

6 法的措置について

(1) 指摘

法的措置を執るべきかどうかの判断に対する合理性が担保されていない。

判断過程の合理性が担保されるように、債務者の経済状況の正確な把握等をより徹底されたい。

(2) 理由

① 法的措置の状況

年度	訴訟提起			強制執行申立		
		和解	判決		完了	取下
25	24	13	11	31	31	0
26	7	1	6	22	21	1
27	0	0	0	3	3	0

上記の状況から、法的措置を執らない方針にしたのか担当課に問合せたところ、法的措置による明渡しをしない方針は執っているわけではなく、世帯の状況や事情を十分確認して法的措置の検討を行った結果、上記の状況となったとのことである（なお、銚子事件が影響していることは否定しなかった）。

② 法的措置についての判断（自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第3号）

しかし、法的措置を執る必要がないとの判断と、滞納額（未収金額）が平成26年度より1523万9141円増えたこととの整合性が疑問である。

法的措置をしないという方針を執っていなかった、つまり、事情によっては法的措置をしていたのであれば、下記の表のうち、生活困窮以外の理由で滞納しており、その他の事情からも悪質と判断できる滞納者には法的措置を執るべきであったといえる。

そのため、平成27年度において法的措置を執るべきケースが偶然0件だったという説明は、滞納している全ての債務者について、自治法施行令171条の2柱書ただし書の「特別の事情があると認める場合」が認められるということになり、却って不自然といえる。

		収入申告で把握できる限りでの減免の可能性	
		なし	あり (1万822世帯)
滞納	なし	問題なし	申請に対して減免を認めた率 (H25-27年、97.2-99.2%)、要綱2条ただし書で収入に含まれる事項 (生活保護、障害年金等)が一般に高額でないことから、減免申請をしていないことによって、収入に見合った家賃額となっておらず、今後滞納が生じる可能性が高い
	あり (2314件)	生活困窮以外の理由で滞納している可能性がある	生活困窮でありながら減免申請をしないまま滞納した可能性が高い

そもそも、前述のとおり、上記の表について滞納の有無と収入状況についての関係を把握していないとのことなので、悪質な滞納者の存在を正確に判断できたとは考えがたい。

そうだとすれば、疑わしいものの悪質とまでは判断しかねるケースにおいて、状況の把握が不十分であることはともかく、状況の把握が不十分な状態で法的措置に踏み切るとは危険であるため、慎重に判断した結果として法的措置を執らなかったこと自体はやむを得ないともいえる。

そのため、法的措置を執るべきかどうかの判断を可能にするため、債務者の経済状況の正確な把握に努めるべきである。

7 近傍同種の家賃の二倍の金銭請求

(1) 指摘

費用対効果の面で不合理であり、かつ、結果として未収金を不必要に増殖させている。

下記の条例に抵触しない範囲で、回収可能性の乏しい未収金を不必要に増殖させない方策を検討すべきである。

(2) 理由

① 公営住宅法 32 条 4 項

不正な入居でなく単なる家賃滞納の場合は「損害賠償の請求をすることを妨げるものではない」と定めている。

公営住宅法による限り、請求はできるものの、単なる家賃滞納の場合で、条例で特別に定める等の事情がなければ、損害の額として家賃相当額を超える額が訴訟で認められること、特に下記の「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額」が認定されることは考えがたい。

公営住宅法

(公営住宅の明渡し)

第三十二条 略

一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。

二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

(略)

3 事業主体は、第一項一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、(略) 請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第一項二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

② 千葉県県営住宅設置管理条例 30 条の 9

単なる家賃滞納の場合も、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍の額を徴収する旨が規定されている。

千葉県県営住宅設置管理条例

(明渡しの請求)

第三十条の九 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- 二 入居者が詐欺又は不正の手段により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき。
- 三 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

(略)

3 知事は、第一項一号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、(略) 請求の日の翌日から 当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

4 知事は、第一項二号から第七号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

③ その他

和解誓約（分納誓約後に再度滞納した場合の再誓約）には、不履行時に近傍同種の二倍を支払う旨の条項が記載されている。

また、訴訟上の和解では、8項に同様の条項を設けている。

8 前項により、本件建物の入居許可が失効した場合には、被告は原告に対し、本件建物の入居許可が失効した日の翌日から、本件建物の明渡済みに至るまでの間、1か月当り近傍同種の住宅の家賃（条例第13条第3項の規定による入居許可が失効した日の属する年度の4月1日現在の家賃。）の額の2倍に相当する金額を支払う。

④ 必要性・相当性等

公営住宅法32条4項と異なること自体は公序良俗（民法90条）に抵触しない（福岡高等裁判所平成16年7月21日判決、平成8年10月14日建設省住総発第153号）ため、上記条例に基づいて近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当す

る額の請求が認められるとしても、公営住宅法の趣旨から妥当といえるのか疑問が残る。

また、生活困窮の結果として家賃滞納に至る例が多いと考えられることから、回収可能性が乏しい。

特に条例は「徴収する。」という、裁量が認められない文言となっている。そのため、いかに回収可能性が乏しくても債権として発生し、かつ、請求（徴収の手続）をしなければならないことになる。

8 和解条項7項について

(1) 指摘

過酷な条項とも考えられること等から、妥当といえるのか疑問が残る。

当該条項を取上げて入れるべきかを検討すべきである。

(2) 理由

7 被告が、第4項の分割弁済金の支払いを1回でも怠ったとき、または、前項に定める家賃の支払を3か月分以上怠ったときは、何らの催告を要せず、当然に本件建物の入居許可は失効となり、被告は原告に対し、本件建物を直ちに明け渡す。

和解成立時の滞納を解消する、つまり上記和解条項中の「分割弁済金」を完済したとしても、その後に通常の家賃（和解条項中「前項に定める家賃」）を3カ月以上滞納した場合は、訴訟手続を経ることなく強制執行による明渡しが可能となる。

本条項と異なる運用がなされていることは、前述のとおりである。

信頼関係破壊の法理（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）が適用されて強制執行自体が認められない可能性があるとともに、公営住宅法の趣旨から妥当といえるのか疑問が残る。

9 サービサー（債権回収会社）の利用

(1) 指摘

サービサー（債権回収会社）の選定について、判断過程がわかるように記録を作成すべきである。

(2) 理由

滞納家賃の一部（債務者が県外に居住している場合）の債権管理事務を、サービ

サー（債権回収会社）に委託している。

委託の選定に係る委員会が開催され、式次第や議事進行案や企画提案書の審査評価点集計表はあるものの、議事録は作成していない。

そのため、選定の過程が不明である。

第6 意見

意見はない。